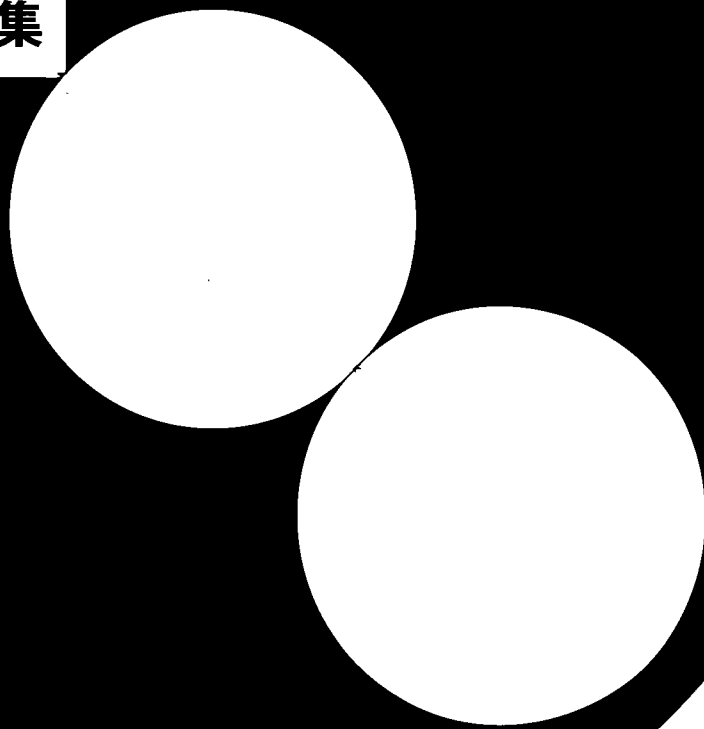


**J. LEAGUE
HANDBOOK**

2001

Jリーグ規約・規程集



J.LEAGUE HANDBOOK 2001

■ **社団法人 日本プロサッカーリーグ 規約・規程集** ■

社団法人 日本プロサッカーリーグ

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2丁目10番1号 新日鉱ビル19階

電話 03(3568)3320

FAX 03(3568)3210

Jリーグ理念

1. 日本サッカーの水準向上及び

サッカーの普及促進

1. 豊かなスポーツ文化の振興及び

国民の心身の健全な発達への寄与

1. 国際社会における交流及び

親善への貢献

Jリーグ活動方針

1. フェアで魅力的な試合を行うことで、地域の人々に夢と楽しみを提供します。
2. 自治体・ファン・サポーターの理解・協力を仰ぎながら、世界に誇れる、安全で快適なスタジアム環境を確立していきます。
3. 地域の人にJクラブをより身近に感じていただくため、クラブ施設を開放したり、選手や指導者が地域の人々と交流を深める場や機会をつくっていきます。
4. フットサルを、家族や地域で気軽に楽しめるようなシステムを構築しながら普及していきます。
5. サッカーだけでなく、他のスポーツにも気軽に参加できるような機会も多くつくっていきます。
6. 障害を持つ人も一緒に楽しめるスポーツのシステムをつくっていきます。

Jリーグ (社団法人 日本プロサッカーリーグ)

理事会

- 理事長 川淵三郎
(チェアマン)
- 専務理事 木之本興三
- 理事 藤口光紀
- 理事 小竹伸幸
- 理事 森健兒
- 理事 鈴木昌
- 理事 中川繁
- 理事 小林正三郎
- 理事 池田弘
- 理事 荒田忠典
- 理事 鬼武健二
- 理事 三ツ谷洋子
- 理事 石井幹子
- 理事 杉山茂子
- 理事 三屋裕子
- 監事 久保允誉
- 監事 田付景之

裁定委員会

- 委員長 筧榮一
- 委員 下河辺淳
- 委員 本林徹
- 委員 クリストファー マクドナルド

J1 会員

コンサドーレ札幌

法人名 株式会社 北海道フットボールクラブ
代表取締役 田中 良明
実行委員 田中 良明
所在地 〒060-0909 北海道札幌市東区北9条東3-42-5
電話 011 (750) 2929
FAX 011 (751) 6000

鹿島アントラーズ

法人名 株式会社 鹿島アントラーズ・エフ・シー
代表取締役 牛島 洋
実行委員 牛島 洋
所在地 〒314-0021 茨城県鹿嶋市粟生東山2887
電話 0299 (84) 6800
FAX 0299 (84) 6825

浦和レッズ

法人名 株式会社 三菱自動車フットボールクラブ
代表取締役 中川 繁
実行委員 中川 繁
所在地 〒336-8505 埼玉県浦和市仲町2-4-1
電話 048 (832) 3240
FAX 048 (832) 6688

ジェフユナイテッド市原

法人名 株式会社 東日本ジェイアール古河サッカークラブ
代表取締役 岡 健太郎
実行委員 岡 健太郎
所在地 〒299-0107 千葉県市原市姉崎海岸23-2
電話 0436 (63) 1201
FAX 0436 (63) 1204

柏レイソル

法人名 株式会社 日立柏レイソル
代表取締役 小林 正三郎
実行委員 小林 正三郎
所在地 〒277-0083 千葉県柏市日立台1-2-50
電話 0471 (67) 0717
FAX 0471 (67) 6166

FC東京

法人名 東京フットボールクラブ 株式会社
代表取締役 椿原 正浩
実行委員 椿原 正浩
所在地 〒135-0003 東京都江東区猿江2-15-10
電話 03 (3635) 8960
FAX 03 (3635) 8974

東京ヴェルディ1969

法人名 株式会社 日本テレビフットボールクラブ
代表取締役 坂田 信久
実行委員 坂田 信久
所在地 〒206-0812 東京都稲城市矢野口3294
電話 044 (946) 3033
FAX 044 (946) 3040

横浜F・マリノス

法人名 横浜マリノス 株式会社
代表取締役 野上 修三
実行委員 野上 修三
所在地 〒221-8523 神奈川県横浜市神奈川区新子安1-18-1
電話 045 (434) 2331
FAX 045 (402) 4822

清水エスパルス

法人名 株式会社 エスパルス
代表取締役 安本 文彦
実行委員 安本 文彦
所在地 〒424-0943 静岡県清水市三保2695-1
電話 0543 (36) 6301
FAX 0543 (36) 7755

ジュビロ磐田

法人名 株式会社 ヤマハフットボールクラブ
代表取締役 荒田 忠典
実行委員 荒田 忠典
所在地 〒438-0025 静岡県磐田市新貝2500
電話 0538 (32) 1148
FAX 0538 (36) 2029

名古屋グランパスエイト

法人名 株式会社 名古屋グランパスエイト
代表取締役 加藤 東洋
実行委員 小宮 好雄
所在地 〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄5-1-32 久屋ワイエスビル6階
電話 052 (242) 9180
FAX 052 (242) 9194

ガンバ大阪

法人名 株式会社 ガンバ大阪
代表取締役 乾 勲
実行委員 乾 勲
所在地 〒565-0826 大阪府吹田市千里万博公園3-3
電話 06 (6875) 8111
FAX 06 (6875) 7778

セレッソ大阪

法人名 大阪サッカークラブ 株式会社
代表取締役 藤井 純一
実行委員 藤井 純一
所在地 〒558-0004 大阪府大阪市住吉区长居東2-2-19
電話 06 (6609) 3700
FAX 06 (6609) 3760

ヴィッセル神戸

法人名 株式会社 ヴィッセル神戸
代表取締役 中野 晴雄
実行委員 中野 晴雄
所在地 〒651-0094 兵庫県神戸市中央区琴ノ緒町1-5-9 琴ノ緒ビル4階
電話 078 (222) 6661
FAX 078 (222) 6835

サンフレッチェ広島

法人名 株式会社 サンフレッチェ広島
代表取締役 久保 允誉
実行委員 久保 允誉
所在地 〒733-0036 広島県広島市西区観音新町4-10-2 広島西飛行場ターミナルビル1階
電話 082 (233) 3233
FAX 082 (233) 3251

アビスパ福岡

法人名 福岡ブルックス 株式会社
代表取締役 眞鍋 純哲
実行委員 眞鍋 純哲
所在地 〒812-0011 福岡県福岡市博多区博多駅前1-4-1 博多駅前第一生命ビル
電話 092 (413) 4455
FAX 092 (474) 2255

J2 会員

ベガルタ仙台

法人名 株式会社 東北ハンドレッド
代表取締役 京極 昭
実行委員 本間 良一
所在地 〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-6-16 漁信基ビル4階
電話 022 (216) 1011
FAX 022 (216) 1013

モンテディオ山形

法人名 社団法人 山形県スポーツ振興21世紀協会
理事長 金森 義弘
実行委員 大場 正彦
所在地 〒990-2412 山形県山形市松山2-11-30
電話 023 (635) 9290
FAX 023 (635) 9291

水戸ホーリーホック

法人名 株式会社 フットボールクラブ水戸ホーリーホック
代表取締役 石山 徹
実行委員 石山 徹
所在地 〒310-0031 茨城県水戸市大工町2-5-6
電話 029 (225) 1936
FAX 029 (225) 3877

大宮アルディージャ

法人名 エヌ・ティ・ティ・スポーツコミュニティ 株式会社
代表取締役 中田 昭雄
実行委員 中田 昭雄
所在地 〒330-0846 埼玉県大宮市大門町3-42-5 太陽生命ビル6階
電 話 048 (658) 5511
FAX 048 (658) 5500

川崎フロンターレ

法人名 富士通川崎スポーツ・マネジメント 株式会社
代表取締役 武田 信平
実行委員 武田 信平
所在地 〒211-0063 神奈川県川崎市中原区小杉町1-403 武蔵小杉タワープレイス14階
電 話 044 (739) 2080
FAX 044 (739) 1790

横浜FC

法人名 株式会社 横浜フリエスポーツクラブ
代表取締役 奥寺 康彦
実行委員 奥寺 康彦
所在地 〒222-0036 神奈川県横浜市港北区小机町2565-2 グリーンビル3階
電 話 045 (470) 3281
FAX 045 (470) 3291

湘南ベルマーレ

法人名 株式会社 湘南ベルマーレ
代表取締役 小長谷 喜久男
実行委員 小長谷 喜久男
所在地 〒254-0012 神奈川県平塚市大神3489-1
電 話 0463 (54) 0275
FAX 0463 (54) 4440

ヴァンフォーレ甲府

法人名 株式会社 ヴァンフォーレ山梨スポーツクラブ
代表取締役 海野 一幸
実行委員 深澤 孟雄
所在地 〒400-8545 山梨県甲府市北口2-6-10 山梨文化会館内
電 話 055 (254) 6867
FAX 055 (253) 1695

アルビレックス新潟

法人名 株式会社 アルビレックス新潟
代表取締役 池田 弘
実行委員 池田 弘
所在地 〒950-0954 新潟県新潟市美咲町2-1-10
電 話 025 (282) 0011
FAX 025 (282) 0013

京都パープルサンガ

法人名 株式会社 京都パープルサンガ
代表取締役 石崎 恒夫
実行委員 石崎 恒夫
所在地 〒610-0102 京都府城陽市久世上大谷89-1
電話 0774 (55) 7602
FAX 0774 (55) 7640

サガン鳥栖

法人名 株式会社 サガン鳥栖
代表取締役 中村 安昭
実行委員 中村 安昭
所在地 〒841-0052 佐賀県鳥栖市宿町1092
電話 0942 (81) 3277
FAX 0942 (83) 0144

大分トリニータ

法人名 株式会社 大分フットボールクラブ
代表取締役 星野 初太郎
実行委員 溝畑 宏
所在地 〒870-0022 大分県大分市府内町1-6-21 山王ファーストビル3階
電話 097 (533) 5657
FAX 097 (537) 7295

社団法人 日本プロサッカーリーグ 定 款

第1章 総 則

- 第1条〔名 称〕 1
- 第2条〔事務所〕 1
- 第3条〔支 部〕 1

第2章 目的及び事業

- 第4条〔目 的〕 1
- 第5条〔事 業〕 1

第3章 会 員

- 第6条〔種 別〕 2
- 第7条〔入 会〕 2
- 第8条〔入会金及び会費〕 2
- 第9条〔資格の喪失〕 2
- 第10条〔退 会〕 2
- 第11条〔除 名〕 3
- 第12条〔会費等の不返還〕 3

第4章 役員及び職員

- 第13条〔役 員〕 3
- 第14条〔役員を選任〕 3
- 第15条〔理事の職務〕 3
- 第16条〔監事の職務〕 4
- 第17条〔役員任期〕 4
- 第18条〔役員解任〕 4
- 第19条〔役員報酬〕 4
- 第20条〔顧 問〕 4
- 第21条〔事務局〕 4

第5章 総 会

- 第22条〔構 成〕 5
- 第23条〔開 催〕 5
- 第24条〔招 集〕 5
- 第25条〔議 長〕 5
- 第26条〔議決事項〕 5
- 第27条〔定足数等〕 5
- 第28条〔会員への通知〕 5
- 第29条〔議事録〕 6

第6章 理 事 会

●第30条〔構成〕	6
●第31条〔理事会の開催〕	6
●第32条〔招集〕	6
●第33条〔議長〕	6
●第34条〔定足数等〕	6
●第35条〔議事録〕	7

第7章 実行委員会

●第36条〔実行委員会〕	7
--------------	---

第8章 資産及び会計

●第37条〔資産の構成〕	7
●第38条〔資産の種別〕	7
●第39条〔資産の管理〕	7
●第40条〔基本財産の処分の制限〕	8
●第41条〔経費の支弁〕	8
●第42条〔事業計画及び収支予算〕	8
●第43条〔収支決算〕	8
●第44条〔特別会計〕	8
●第45条〔長期借入金〕	8
●第46条〔新たな義務の負担等〕	8
●第47条〔会計年度〕	8

第9章 定款の変更及び解散

●第48条〔定款の変更〕	9
●第49条〔解散〕	9
●第50条〔残余財産の処分〕	9

第10章 雑 則

●第51条〔書類及び帳簿の備置等〕	9
●第52条〔細 則〕	10

Jリーグ規約

■ 社団法人 日本プロサッカーリーグ規約 ■

第1章 総 則

●第1条〔Jリーグの目的〕	11
●第2条〔本規約の趣旨〕	11
●第3条〔遵守義務〕	11

第2章 組 織

第1節 理事会

●第4条〔理事会〕	11
●第5条〔理事会の権限〕	12

第2節 チェアマン	
●第6条〔チェアマン〕	12
●第7条〔チェアマンの権限〕	12
第3節 実行委員会	
●第8条〔構成〕	12
●第9条〔招集〕	12
●第10条〔招集権者および議長〕	13
●第11条〔権限〕	13
●第12条〔定足数および決議要件〕	13
●第13条〔代理出席〕	13
●第14条〔議事録〕	13
●第15条〔事務局〕	13
第4節 その他の委員会	
●第16条〔専門委員会〕	13
第5節 事務局	
●第17条〔事務局の設置〕	14
●第18条〔事務局の運営〕	14

第3章 Jクラブ

●第19条〔J1クラブの資格要件〕	14
●第19条の2〔J2クラブの資格要件〕	15
●第20条〔入会〕	15
●第20条の2〔J1, J2クラブの入れ替え〕	15
●第20条の3〔入会金および会費〕	16
●第21条〔Jクラブのホームタウン(本拠地)〕	16
●第22条〔Jクラブの権益〕	16
●第23条〔Jクラブの健全経営〕	17
●第24条〔株主の変更等〕	17
●第25条〔役職員等の禁止事項〕	17
●第26条〔名称および活動区域等〕	17
●第27条〔準会員〕	18

第4章 競技

第1節 競技場	
●第28条〔競技場の確保と維持〕	19
●第29条〔競技場〕	19
●第30条〔競技場付帯設備〕	19
●第31条〔照明装置〕	20
●第32条〔ベンチ〕	20
●第33条〔医療施設〕	20
●第34条〔ビジタークラブのための観客席の確保〕	20
●第35条〔広告看板の設置〕	20
●第36条〔競技場における告知等〕	21
●第37条〔公式試合開催指定競技場〕	21
●第38条〔競技場の視察〕	21
●第39条〔悪天候の場合のピッチ整備の義務〕	21
第2節 公式試合	
●第40条〔公式試合〕	22
●第41条〔参加義務等〕	22
●第42条〔最強のチームによる試合参加〕	22
●第43条〔不正行為への関与の禁止〕	22

●第44条〔公式試合の主催等〕	22
●第45条〔主管権の譲渡〕	23
●第46条〔競技規則〕	23
●第47条〔届出義務〕	23
●第48条〔出場資格〕	23
●第49条〔ユニフォーム〕	23
●第50条〔試合球〕	23
●第51条〔Jクラブの責任〕	23
●第52条〔選手の健康管理およびドクター〕	24
●第53条〔負傷した選手の活動再開の制限〕	24
第3節 試合の運営	
●第54条〔リーグ戦・リーグカップ戦の開催期間〕	24
●第55条〔リーグ戦の開催〕	24
●第56条〔試合日程の遵守〕	24
●第57条〔試合の日時または場所の変更〕	25
●第58条〔特別の事情による変更〕	25
●第59条〔同日開催の制限〕	25
●第60条〔抱き合わせ開催の禁止〕	25
●第61条〔マッチコミッショナー〕	25
●第62条〔試合の中止の決定〕	26
●第63条〔不可抗力による開催不能または中止〕	26
●第64条〔敗戦とみなされる場合〕	26
●第65条〔試合結果の報告〕	26
●第66条〔試合実施要項〕	26
●第67条〔規律委員会による処分〕	26
第4節 非公式試合	
●第68条〔有料試合の開催〕	26
●第69条〔外国チームとの試合等〕	27
●第70条〔興行等への参加禁止〕	27
●第71条〔救済試合〕	27
●第72条〔引退試合〕	27
●第73条〔救済試合および引退試合の開催手続等〕	27
●第74条〔慈善試合〕	27
第5節 試合の収支	
●第75条〔公式試合の費用負担〕	27
●第76条〔Jリーグ主管試合の収入の配分〕	28
●第77条〔救済試合、引退試合および慈善試合の損益の配分〕	28
●第78条〔不可抗力による試合中止等の場合の費用の負担〕	28
●第79条〔帰責事由あるクラブの費用の補償〕	28
●第80条〔納付金〕	28
●第81条〔収支報告〕	28
●第82条〔遠征費用〕	29
第6節 表彰	
●第83条〔リーグ表彰〕	29
●第84条〔功労者表彰〕	29
●第85条〔表彰規程〕	29
●第86条〔特別表彰〕	29

第5章 選手

●第87条〔誠実義務〕	29
●第88条〔履行義務〕	30
●第88条の2〔ドーピングの禁止〕	30

●第89条〔禁止事項〕	30
●第90条〔費用の負担および用具の使用〕	31
●第91条〔疾病および傷害〕	31
●第92条〔選手契約〕	31
●第93条〔選手の報酬等〕	31
●第94条〔支度金〕	31
●第95条〔代理人等〕	31
●第96条〔未成年者〕	32
●第97条〔選手の肖像等の使用〕	32
●第98条〔契約に関する紛争の解決〕	32

第6章 登録および移籍

第1節 登録

●第99条〔協会の登録に関する規定の遵守〕	32
●第99条の2〔選手等のJリーグ登録〕	32
●第99条の3〔審判員のJリーグ登録〕	33
●第99条の4〔登録の変更・拒否・抹消〕	33
●第100条〔未登録の選手〕	33

第2節 移籍

●第101条〔協会の移籍に関する規定の遵守〕	33
●第102条〔契約更新の通知〕	34
●第103条〔専属交渉期間〕	34
●第104条〔通知の効果〕	34
●第105条〔移籍リストへの登録〕	34
●第106条〔他のクラブとの自由交渉権〕	34
●第107条〔元のクラブとの交渉権の喪失〕	34
●第108条〔優先契約権の行使〕	34
●第109条〔更新を希望しない場合〕	35
●第110条〔最終提示額証明書〕	35
●第111条〔移籍リストの運用〕	35
●第112条〔移籍承諾書発行依頼書〕	35

第7章 監督およびコーチ

●第113条〔トップチームの監督〕	35
●第114条〔トップチーム以外の監督またはコーチ〕	35
●第115条〔例外〕	35
●第116条〔研修への参加義務〕	36
●第117条〔選手兼務の禁止〕	36
●第118条〔契約等〕	36
●第119条〔守秘義務〕	36

第8章 審判員

●第120条〔資格要件〕	36
●第121条〔指名〕	36
●第122条〔審判員の服装および用具〕	37
●第123条〔身分証〕	37
●第124条〔手当等〕	37
●第125条〔保険〕	37

第9章 収益事業

第1節 各種の事業	
●第126条〔収益事業〕	37
●第127条〔テレビ・ラジオ放送権〕	37
●第128条〔その他の事業〕	37
●第129条〔Jリーグ・スポンサー〕	38
●第130条〔収入の配分〕	38
第2節 商品化に関する基本原則	
●第131条〔定義〕	38
●第132条〔商品化権の帰属〕	38
●第133条〔商品化権の実際上の運用基準〕	38
●第134条〔事前の申請〕	39
●第135条〔Jリーグ事務局長による承認〕	39
●第136条〔肖像等〕	39
●第137条〔収入の配分〕	39

第10章 紛争解決

第1節 裁定委員会	
●第138条〔設置〕	39
●第139条〔組織および委員〕	39
●第140条〔委員の任期〕	40
●第141条〔委員長〕	40
●第142条〔事務局〕	40
●第143条〔裁定委員会規程〕	40
第2節 チェアマンの決定	
●第144条〔チェアマンの決定を求める申立〕	40
●第145条〔裁定委員会の答申〕	40
●第146条〔チェアマンの決定〕	41
●第147条〔和解〕	41

第11章 制裁

第1節 総 則	
●第148条〔チェアマンによる制裁および調査〕	41
●第149条〔制裁の種類〕	41
●第150条〔裁定委員会への諮問〕	42
●第151条〔制裁金の納付〕	42
●第152条〔制裁金の合算〕	42
●第153条〔他者を利用した違反行為〕	42
●第154条〔両罰規定〕	42
●第155条〔違反行為の重複による加重〕	42
●第156条〔酌量軽減〕	42
第2節 Jクラブに対する制裁金	
●第157条〔届出等に関する規約違反〕	42
●第158条〔競技の運営等に関する規約違反〕	43
●第159条〔契約更新手続に関する規約違反〕	43
●第160条〔Jクラブの義務等に関する規約違反(1)〕	43
●第161条〔Jクラブの義務等に関する規約違反(2)〕	43
●第162条〔Jクラブの義務等に関する規約違反(3)〕	44
第3節 反則金	

●第163条〔アンフェアなプレイに対する反則金〕	44
●第164条〔反則ポイントの計算方法〕	45

第12章 最終的拘束力

●第165条〔最終的拘束力〕	45
----------------	----

第13章 改正

●第166条〔改正〕	45
------------	----

第14章 附則

●第1条〔施行期日〕	45
------------	----

実行委員会規程

●第1条〔目的〕	47
●第2条〔構成〕	47
●第3条〔資格要件〕	47
●第4条〔任期〕	47
●第5条〔招集〕	47
●第6条〔招集権者および議長〕	47
●第7条〔権限〕	48
●第8条〔定足数および決議要件〕	48
●第9条〔代理出席〕	48
●第10条〔関係者の出席〕	48
●第11条〔議事録〕	48
●第12条〔事務局〕	48
●第13条〔改正〕	48
●第14条〔施行〕	48

専門委員会規程

●第1条〔趣旨〕	50
●第2条〔組織・運営〕	50
●第3条〔委員の登録〕	50
●第4条〔任期〕	50
●第5条〔各専門委員会の所管事項〕	50
●第6条〔各専門委員会の職務〕	50
●第7条〔議事録〕	51
●第8条〔事務局〕	51
●第9条〔細則〕	51
●第10条〔施行〕	51
●別表1〔所管事項〕	52

主管権譲渡規程

●第1条〔趣旨〕	54
●第2条〔主管権の譲渡〕	54
●第3条〔後援・協力〕	54
●第4条〔譲渡の手続き〕	54
●第5条〔譲渡金および純益の配分〕	54
●第6条〔テレビ・ラジオ放送権〕	54
●第7条〔試合の運営〕	55
●第8条〔施行〕	55
●主管権譲渡承認申請書〔様式1〕	56
●主管権譲渡承認申請書〔様式2〕	58

公式試合出場料規程

●第1条〔目的〕	60
●第2条〔出場料の計算方法〕	60
●第3条〔出場料の計算年度〕	60
●第4条〔出場料の支給方法〕	60
●第5条〔付則〕	60

旅費規程

●第1条〔目的〕	61
●第2条〔公式試合の交通費・宿泊費〕	61
●第3条〔Jサテライトリーグ〕	61
●第4条〔審判員およびマッチコミッショナーの交通費・宿泊費〕	62
●第5条〔監督・コーチ等の行事参加〕	62
●第6条〔選手の行事参加〕	62
●第7条〔協会の規程の準用〕	62
●第8条〔施行〕	63

J 1 表彰規程

●第1条〔趣旨〕	64
●第2条〔各ステージ表彰〕	64
●第3条〔年間表彰〕	64
●第4条〔フェアプレイ賞（高円宮杯）〕	64
●第5条〔個人表彰〕	64
●第6条〔リーグカップ表彰〕	65
●第7条〔功労者表彰〕	65

●第8条〔J1ベストピッチ賞〕	65
●第9条〔Jリーグ・アウォーズ〕	66
●第10条〔施行〕	66

J 2 表彰規程

●第1条〔趣旨〕	67
●第2条〔年間表彰〕	67
●第3条〔フェアプレイ賞〕	67
●第4条〔個人表彰〕	67
●第5条〔リーグカップ表彰〕	67

ドーピング禁止規程

●第1条〔趣旨〕	68
●第2条〔ドーピングの定義〕	68
●第3条〔ドーピングテストの手続き〕	68
●第4条〔関与等の禁止〕	68
●第5条〔罰則〕	68
●第6条〔弁明の機会の付与〕	69
●別表1	69
●別表2	74

支度金支給基準規程

●支度金支給基準	79
----------	----

裁定委員会規程

●第1条〔趣旨〕	81
●第2条〔会議および議決〕	81
●第3条〔審理の非公開〕	81
●第4条〔申立手続き〕	81
●第5条〔申立の受理および通知〕	81
●第6条〔答弁〕	82
●第7条〔提出書類の部数〕	82
●第8条〔申立内容の変更〕	82
●第9条〔訳文の添付〕	82
●第10条〔代理人〕	82
●第11条〔審理または調査のための権限等〕	82
●第12条〔費用の負担〕	82

●第13条〔裁定〕	83
●第14条〔和解〕	83
●第15条〔裁定委員会の運営細則〕	83
●第16条〔施行〕	83

2001 Jリーグ試合実施要項

第1節 競技場

●第1条〔競技場の確保と維持〕	85
●第2条〔競技場〕	85
●第3条〔競技場付帯設備および旗の掲揚〕	85
●第4条〔照明装置〕	86
●第5条〔ベンチ〕	86
●第6条〔医事運営〕	86
●第7条〔ビジタークラブのための観客席の確保〕	87
●第8条〔広告看板等の設置〕	87
●第9条〔競技場における告知等〕	88
●第10条〔公式試合開催指定競技場の指定〕	88
●第11条〔競技場の視察〕	88
●第12条〔悪天候の場合のピッチ整備の義務〕	89

第2節 試合

●第13条〔大会方式〕	89
●第14条〔試合の主催等〕	89
●第15条〔主管権の譲渡〕	89
●第16条〔競技規則〕	89
●第17条〔届出義務〕	89
●第18条〔出場資格〕	89
●第19条〔出場資格を得るための追加登録期限〕	90
●第20条〔出場可能日〕	90
●第21条〔メディカルチェック〕	90
●第22条〔試合エントリー選手の人数〕	90
●第23条〔外国籍選手〕	90
●第24条〔ユニフォーム〕	90
●第25条〔フィールド内のチーム要員〕	90
●第25条の2〔テクニカルエリアの使用〕	91
●第26条〔試合の勝敗の決定〕	91
●第27条〔J1第1, 第2各ステージの順位決定〕	91
●第28条〔年間順位の決定〕	92
●第29条〔審判員〕	92
●第30条〔通行証〕	93
●第31条〔入場料〕	93
●第32条〔試合球〕	93
●第33条〔Jクラブの責任〕	93

第3節 運営

●第34条〔日程〕	94
●第35条〔試合の日時または場所の変更〕	94
●第36条〔特別の事情による変更〕	94
●第37条〔運営責任〕	94
●第38条〔抱き合わせ開催の禁止〕	94

●第39条	〔マッチコミッショナー〕	94
●第40条	〔試合の中止および中断の決定〕	95
●第41条	〔競技場への到着〕	95
●第42条	〔キックオフ時刻の厳守〕	95
●第43条	〔敗戦とみなされる場合〕	96
●第44条	〔メンバー提出〕	96
●第45条	〔主審の確認事項〕	96
●第46条	〔選手の交代〕	96
●第47条	〔不可抗力による開催不能または中止〕	96
●第48条	〔開催不能または中止となった試合の記録〕	96
●第49条	〔入場料金の払い戻し〕	96
●第50条	〔係員〕	96
●第51条	〔マスコミ対応〕	97
●第52条	〔公式記録〕	97
●第53条	〔試合運営報告〕	97
●第54条	〔退場処分〕	97
●第55条	〔警告による出場停止処分〕	97
第4節 試合の収支		
●第56条	〔試合の費用負担等〕	98
●第57条	〔不可抗力による試合中止等の場合の費用の負担〕	98
●第58条	〔帰責事由あるクラブの費用の補償〕	98
●第59条	〔テレビ放送権〕	98
●第60条	〔収支報告〕	98
●第61条	〔納付金〕	98
●第62条	〔納付期限〕	99
●第63条	〔遠征費用〕	99

2001Jリーグサントリーチャンピオンシップ試合実施要項

●第1条	〔趣旨〕	100
●第2条	〔大会方式〕	100
●第3条	〔出場資格〕	100
●第4条	〔試合の勝敗および優勝チームの決定〕	100
●第5条	〔優勝チームの決定〕	100
●第6条	〔広告看板等の設置〕	100
●第7条	〔手当等〕	101
●第8条	〔チームの責に帰すべき事由による開催不能または中止〕	102
●第9条	〔不可抗力による開催不能または中止〕	102
●第10条	〔出場停止処分〕	102
●第11条	〔放送権〕	102
●第12条	〔主管権〕	102
●第13条	〔収支報告〕	102
●第14条	〔納付金〕	102
●第15条	〔納付期限〕	102
●第16条	〔表彰〕	102
●第17条	〔遠征経費〕	102

2001Jリーグヤマザキナビスコカップ試合実施要項

●第1条〔趣旨〕	103
●第2条〔大会方式〕	103
●第3条〔試合の主催等〕	103
●第4条〔出場資格を得るための追加登録期限〕	103
●第5条〔試合の勝敗の決定〕	103
●第6条〔順位の決定および表彰〕	104
●第7条〔広告看板等の設置〕	104
●第8条〔手当等〕	104
●第9条〔通行証〕	104
●第10条〔納付金〕	105
●第11条〔遠征経費〕	105

関係資料

●別紙1〔救急用機器・医薬品〕	106
●別紙2〔広告掲出申請書〕	107
●別紙3〔選手登録申請〕	109
●別紙4〔役員・チームスタッフ登録申請〕	110
●別紙5〔メンバー提出用紙〕	111
●別紙6〔入場券報告書〕	112
●別紙7〔試合開催に関する変更申請書〕	113
●別紙8〔Jリーグマッチコミッショナー報告書〕	114
●別紙9〔Jリーグマッチコミッショナー緊急報告書〕	118
●別紙10〔試合メンバー表〕	119
●別紙11〔公式記録用紙〕	120
●別紙12〔試合運営報告書〕	121
●別紙13〔試合収支決算書〕	122
●別表1〔Jリーグオフィシャルスポンサー広告看板設置位置型〕	123

ユニフォーム要項

●第1条〔趣旨〕	124
●第2条〔使用義務〕	124
●第3条〔選手番号〕	124
●第4条〔アームバンド〕	124
●第5条〔Jリーグマークおよびチャンピオンマーク等〕	124
●第6条〔チームエンブレム〕	124
●第7条〔メーカー名の表示〕	124
●第8条〔広告の表示〕	125
●第9条〔選手名の表示〕	125
●第10条〔その他表示できるもの〕	125

2001Jリーグドーピングコントロール要項

●第1条〔趣旨〕	126
●第2条〔ドーピングテストの受検義務〕	126
●第3条〔ドーピングテストの実施・監督機関〕	126
●第4条〔ドーピングテスト対象試合の選定〕	126
●第5条〔使用薬物リストの提出〕	127
●第6条〔ドーピングテスト対象選手の選抜〕	127
●第7条〔ドーピングテスト実施場所への出頭〕	128
●第8条〔ドーピングテストの参加者〕	129
●第9条〔サンプルの採取〕	129
●第10条〔サンプルの封印・送付〕	129
●第11条〔サンプルの分析・保管〕	130
●第12条〔検査結果の報告〕	130
●第13条〔ドーピングテストの経過の報告〕	130
●第14条〔陰性の場合の取扱〕	130
●第15条〔陽性の場合の取扱〕	130
●第16条〔再テスト〕	131
●第17条〔再テスト後の取扱〕	131
●第18条〔異議申立〕	131
●ドーピングコントロール 書式 0-1	133
●ドーピングコントロール 書式 0-2	134
●ドーピングコントロール 書式 0-3	135
●ドーピングコントロール 書式 0-4	136
●ドーピングコントロール 書式 0-5	137
●ドーピングコントロール 書式 0-6	138
●ドーピングコントロール 書式 0-7-(1)	139
●ドーピングコントロール 書式 0-7-(2)	140
●ドーピングコントロール 書式 0-8	141
●ドーピングコントロール 書式 0-9-(1)	142
●ドーピングコントロール 書式 0-9-(2)	143
●ドーピングコントロール 書式 0-10	144
●ドーピングコントロール 書式 0-11	145

競技場検査要項〔2001年度用〕

Jリーグ規約第42条の補足基準

日本サッカー協会 基本規程〔抜粋〕

第12章 懲罰

第1節 総 則

●第180条〔違反行為の処罰〕	149
●第181条〔罰則の種類〕	149
●第182条〔規律・フェアプレー委員会の審議〕	149
●第183条〔理事会の決定の最終的拘束力〕	150
●第184条〔罰金の合算〕	150
●第185条〔他者を利用した違反行為〕	150
●第186条〔両罰規定〕	150
●第187条〔違反行為の重複による加重〕	150
●第188条〔情状による軽減〕	150

第2節 懲罰基準

●第189条〔競技会における違反行為〕	150
●第190条〔警告〕	150
●第191条〔退 場〕	150
●第192条〔出場停止処分を繰り返した場合〕	151
●第193条〔その他の違反行為〕	151
●第194条〔国外の競技会における違反行為〕	151
●第195条〔罰 金〕	151
●第196条〔都道府県サッカー協会等による処罰〕	151
●第197条〔公式競技会における処罰〕	151
●第198条〔懲罰基準の運用〕	151
●〔別 紙〕〔懲罰基準〕	152

プロサッカー選手に関する契約・登録・移籍について

1.プロ契約制度

●1-1 プロ契約制度の概要	156
●1-2 対象	156
●1-3 プロA契約・プロB契約	156
●1-4 プロC契約	157
●1-5 外国籍選手	158
●1-6 選手の登録数	158
●1-7 他クラブのユース選手への接触	159
●1-8 契約更新	159
●1-9 契約更新しない場合の手続き	160
●1-10 年度途中の契約変更	160
●1-11 契約変更月の報酬の計算方法	161
●1-12 プロC契約3年経過後にプロA契約またはプロB契約に変更する場合	162
●1-13 プロB契約からプロA契約に変更する場合の手続き	163
●1-14 プロA契約からプロB契約に変更する場合の手続き	163

2.登録	
●2-1 JFAへの登録	163
●2-2 リーグへの届出	165
3.国内移籍	
●3-1 移籍の種類	165
●3-2 移籍金	165
●3-3 国内移籍の手続き	166
4.期限付移籍	
●4-1 国内の期限付移籍の手続き	167
●4-2 期限付移籍の移籍金	167
●4-3 原契約の更新手続き	167
●4-4 期限付移籍中の契約変更手続き	167
5.海外移籍	
●5-1 海外からの国際移籍の手続き	168
●5-2 海外への国際移籍の手続き	168
6.移籍金算出基準	
●6-1 移籍金の算出方法	169
●6-2 税金の取扱い	169
●6-3 支払方法	169
7.トレーニング費用請求基準	
●7-1 適用	169
●7-2 トレーニング費用	169
●7-3 トレーニング費用の按分	170
8.支度金	
●8-1 支度金	170
●8-2 支度金支給基準規程	170
用語	171

日本サッカー協会選手契約書〔プロA契約書〕

●第1条〔誠実義務〕	172
●第2条〔履行義務〕	172
●第3条〔禁止事項〕	172
●第4条〔報酬〕	172
●第5条〔費用の負担〕	172
●第6条〔休暇〕	172
●第7条〔疾病および傷害〕	172
●第8条〔選手の肖像等の使用〕	172
●第9条〔クラブによる契約解除〕	173
●第10条〔選手による契約解除〕	173
●第11条〔制裁〕	173
●第12条〔有効期間および更新手続き〕	173
●第13条〔修正〕	173
●第14条〔準拠法〕	173
●第15条〔紛争の解決〕	173
●第16条〔保管〕	173

日本サッカー協会選手契約書〔プロB契約書〕

●第1条〔誠実義務〕	174
●第2条〔履行義務〕	174
●第3条〔禁止事項〕	174
●第4条〔報酬〕	174
●第5条〔費用の負担〕	174
●第6条〔休暇〕	174
●第7条〔疾病および傷害〕	174
●第8条〔選手の肖像等の使用〕	174
●第9条〔クラブによる契約解除〕	175
●第10条〔選手による契約解除〕	175
●第11条〔制裁〕	175
●第12条〔有効期間および更新手続き〕	175
●第13条〔修正〕	175
●第14条〔準拠法〕	175
●第15条〔紛争の解決〕	175
●第16条〔保管〕	175

日本サッカー協会選手契約書〔プロC契約書〕

●第1条〔誠実義務〕	176
●第2条〔履行義務〕	176
●第3条〔禁止事項〕	176
●第4条〔報酬〕	176
●第5条〔費用の負担〕	176
●第6条〔休暇〕	176
●第7条〔疾病および傷害〕	176
●第8条〔選手の肖像等の使用〕	176
●第9条〔クラブによる契約解除〕	177
●第10条〔選手による契約解除〕	177
●第11条〔制裁〕	177
●第12条〔有効期間および更新手続き〕	177
●第13条〔修正〕	177
●第14条〔準拠法〕	177
●第15条〔紛争の解決〕	177
●第16条〔保管〕	177

日本サッカー協会指定書式

●第1条〔移籍〕	178
●第2条〔移籍先クラブ選手契約の優先〕	178
●第3条〔移籍期間中の報酬等〕	178
●第4条〔移籍金〕	178

●第5条〔原契約の更新手続き〕	178
●第6条〔移籍期間中の契約変更〕	178
●第7条〔メディカルチェック〕	179
●第8条〔選手の傷害・疾病等〕	179
●第9条〔再移籍〕	179
●第10条〔選手肖像の使用〕	179

関係資料

●書式A 契約更新に関する通知書	180
●書式B 移籍リスト登録申請書	181
●書式C 最終提示額証明書	182
●書式D 移籍承諾書発行依頼書	183
●書式E 契約更新に関する通知書	184
●契約内容比較表（概算）	185

国際サッカー連盟諸規程

●選手の資格及び移籍に関する規程 Regulations for the Status and Transfers of Players (FIFA) 【参考訳】	187
●選手の代理人に関する規則 Regulations Governing Player's Agents (FIFA) 【参考訳】	203

社団法人 日本プロサッカーリーグ 定 款

第1章 総 則

第1条〔名 称〕

この法人は、社団法人日本プロサッカーリーグ（略称Jリーグ）といい、英文ではJapan Professional Football League（略称J-League）と表示する。

第2条〔事務所〕

この法人は、事務所を東京都港区虎ノ門2丁目10番1号に置く。

第3条〔支 部〕

この法人は、理事会の議決を経て、支部を置くことができる。

第2章 目的及び事業

第4条〔目 的〕

この法人は、財団法人日本サッカー協会の傘下団体として、プロサッカー（この法人の正会員となった団体に所属するサッカーチームが業務として行うサッカーをいう。以下同じ。）を通じて日本のサッカーの水準の向上及びサッカーの普及を図ることにより、豊かなスポーツ文化の振興及び国民の心身の健全な発達に寄与するとともに、国際社会における交流及び親善に貢献することを目的とする。

第5条〔事 業〕

この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) プロサッカーの試合の主催及び公式記録の作成
- (2) プロサッカーに関する諸規約の制定
- (3) プロサッカーの選手、監督及び審判等の養成、資格認定及び登録
- (4) プロサッカーの試合の施設の検定及び用具の認定
- (5) 放送等を通じたプロサッカーの試合の広報普及
- (6) サッカー及びサッカー技術に関する調査、研究及び指導
- (7) プロサッカーの選手、監督及び関係者の福利厚生事業の実施
- (8) サッカーに関する国際的な交流及び事業の実施
- (9) サッカーをはじめとするスポーツの振興及び援助

- (10) 機関紙の発行等を通じたプロサッカーに関する広報普及
- (11) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

第6条〔種 別〕

この法人の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人または法人で下記にあたるもの
 - (a) Jリーグディビジョン1会員（以下「J1会員」という）
Jリーグディビジョン1（競争力等において優位にあるものと理事会が承認したチームから構成されるプロサッカーリーグ）に属するチームを保有する正会員
 - (b) Jリーグディビジョン2会員（以下「J2会員」という）
Jリーグディビジョン2（Jリーグディビジョン1に属さず理事会が承認したチームから構成されるプロサッカーリーグ）に属するチームを保有する正会員
- (2) 賛助会員 この法人の事業を援助する個人または法人
- (3) 名誉会員 この法人に特に功勞のあった者で総会の議決をもって推薦された者

第7条〔入 会〕

会員になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

第8条〔入会金及び会費〕

- ① 正会員または賛助会員になろうとする者は、総会において別に定める入会金を納入しなければならない。
- ② 正会員または賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。
- ③ 個人である正会員または名誉会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。
- ④ 特別の費用を必要とするときは、理事会の議決を経て臨時会費を徴収することができる。

第9条〔資格の喪失〕

会員は、次の事由によって資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡し、もしくは失踪宣告を受け、または法人である会員が解散したとき
- (3) 除名されたとき

第10条〔退 会〕

会員が退会しようとするときは、正会員については退会希望日の12か月前までに、その他の会員については退会希望日の2か月前までに、それぞれ理由を付した退会届を理事長に提出しなければならない。

第11条〔除名〕

- ① 会員が次の各号の一に該当するときは、総会において正会員現在数の4分の3以上の多数による議決を経て、理事長が除名することができる。
 - (1) この法人の名譽を傷つけ、またはこの法人の目的に違反する行為があったとき
 - (2) この法人の会員としての義務に違反したとき
 - (3) 会費または臨時会費を6か月以上滞納したとき
- ② 前項第1号及び第2号の規定により会員を除名しようとするときは、除名の議決を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

第12条〔会費等の不返還〕

退会し、または除名された会員が既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、いかなる事由があっても、これを返還しない。

第4章 役員及び職員

第13条〔役員〕

この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上15名以内（うち理事長（チェアマン）1名、専務理事及び常務理事若干名）
- (2) 監事 2名

第14条〔役員を選任〕

- ① 理事及び監事は、総会において選任する。
- ② 理事長、専務理事及び常務理事は、理事の互選とする。
- ③ 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- ④ 理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特別の関係ある者の合計数が、理事現在数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- ⑤ 監事には、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特別の関係があってはならない。

第15条〔理事の職務〕

- ① 理事長は、この法人を代表し、この法人の業務を統括する。
- ② 専務理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、または理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序で、その職務を代行する。
- ③ 常務理事は、理事長及び専務理事を補佐し、日常の業務を処理する。
- ④ 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるもののほか、この法人の総会の権限に属する事項以外の事項を議決し、執行する。

第16条〔監事の職務〕

監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

- (1) 法人の財産の状況を監査すること
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること
- (3) 財産の状況または業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会及び総会または文部科学大臣に報告すること
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会または総会を招集すること

第17条〔役員任期〕

- ① この法人の役員任期は、就任後第2年目の決算期に関する総会締結のときまでとし、再任を妨げない。
- ② 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- ③ 役員は、任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第18条〔役員解任〕

- ① 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において理事現在数の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、総会において現存する正会員の議決権の4分の3以上の多数による議決を経て、理事長がこれを解任することができる。
 - (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき
- ② 前項の規定により役員を解任しようとするときは、解任の議決を行う理事会及び総会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

第19条〔役員報酬〕

- ① 役員は、有給とすることができる。
- ② 役員報酬は、理事会の議決を経て理事長が定める。

第20条〔顧問〕

- ① この法人に、顧問を若干名置くことができる。
- ② 顧問は、この法人の理事であった者の中から総会の推薦により理事長が委嘱する。
- ③ 顧問は、重要事項について理事長または理事会の諮問に応じる。

第21条〔事務局〕

- ① この法人の事務を処理するため、事務局を置く。
- ② 事務局には、事務局長及び職員を置く。
- ③ 事務局長の任免は、理事会の同意を得て理事長が行う。
- ④ 事務局長は、理事をもって充てることができる。
- ⑤ 前各項に定めるもののほか、事務局に関する事項は別に定める。

第5章 総 会

第22条〔構成〕

- ① 総会は、正会員をもって構成する。
- ② 総会において、個人である正会員及びJ1会員は1会員につき2議決権、J2会員は1会員につき1議決権を有する。
- ③ 個人である正会員及びJ1会員は議決権を統一して行使しなければならない。

第23条〔開催〕

- ① 通常総会は、毎年2月及び6月に開催する。
- ② 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、または現存する正会員の議決権の5分の1以上もしくは監事から附議すべき事項を示して請求があったときに開催する。

第24条〔招集〕

- ① 総会は、理事長が招集する。
- ② 総会を招集するには、正会員に対し、附議すべき事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面をもって、開催の日の14日前までに通知しなければならない。

第25条〔議長〕

通常総会の議長は理事長とし、臨時総会の議長は、その総会において理事長及び出席正会員の中から選任する。

第26条〔議決事項〕

総会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (2) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (3) 財産目録及び貸借対照表に関する事項
- (4) その他この法人の業務に関する重要事項

第27条〔定足数等〕

- ① 総会は、現存する正会員の議決権の2分の1以上の者が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該事項につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者及びあらかじめ理事会に届け出て承認を得た者を代理人として表決を委任した者は、出席者とみなす。
- ② 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席正会員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第28条〔会員への通知〕

総会において議決した事項は、全会員に通知する。

第29条〔議事録〕

- ① 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の日時及び場所
 - (2) 個人である正会員、J1会員及びJ2会員の現在数
 - (3) 出席した個人である正会員、J1会員及びJ2会員の数
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過の概要及びその結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- ② 議事録には、議長のほか、出席正会員のうちからその総会において選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第6章 理 事 会

第30条〔構成〕

理事会は、第13条第1号の理事をもって構成する。

第31条〔理事会の開催〕

理事会は、年4回以上開催する。ただし、理事長が必要と認めたとき、または理事現在数の3分の1以上から附議すべき事項を示して請求があったときにも開催することができる。

第32条〔招集〕

- ① 理事会は、理事長が招集する。
- ② 理事会を招集するには、理事に対し、附議すべき事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開催の日の10日前までに書面をもって通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、各理事の同意を得て、この期間を短縮することができる。

第33条〔議長〕

理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

第34条〔定足数等〕

- ① 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければ議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- ② 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第35条〔議事録〕

第29条の規定は、理事会の議事録に準用する。この場合において、同条中「総会」とあるのは「理事会」と、「個人である正会員、J1会員及びJ2会員の現在数」とあるのは「理事の現在数」と、「出席した個人である正会員、J1会員及びJ2会員」とあるのは「出席理事の数」と、「出席正会員のうち」とあるのは「出席理事のうち」と、それぞれ読み替えるものとする。

第7章 実行委員会

第36条〔実行委員会〕

- ① この法人の事業遂行のため、理事会の議決に基づき実行委員会を置く。
- ② 実行委員会の組織、権限及び運営に関する規定は、理事会が定める。

第8章 資産及び会計

第37条〔資産の構成〕

この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 寄付金品
- (6) その他の収入

第38条〔資産の種別〕

- ① この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の2種とする。
- ② 基本財産は、次に掲げるものをいう。
 - (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
 - (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
 - (3) 理事会の議決により運用財産から基本財産に繰り入れられた財産
- ③ 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

第39条〔資産の管理〕

この法人の資産は、理事長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て郵便官署もしくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、また国債、公債その他確実な有価証券にかえて、理事長が保管する。

第40条〔基本財産の処分の制限〕

基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、または運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上止むを得ない理由があるときは、理事会及び総会において、理事現在数及び現存する正会員の議決権各々の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限り、これらの処分をすることができる。

第41条〔経費の支弁〕

この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

第42条〔事業計画及び収支予算〕

この法人の事業計画及びこれにともなう収支予算は、理事長が編成し、理事会及び総会の議決を経て、毎会計年度開始前に、文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

第43条〔収支決算〕

- ① この法人の収支決算は、理事長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び財産増減理由書並びに社員異動状況届とともに、監事の意見を付け、理事会及び総会の承認を受けて、毎会計年度終了後3か月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。
- ② この法人の収支決算に剰余金あるときは、理事会の議決及び総会の承認を受けて、その一部もしくは全部を基本財産に編入し、または翌年度に繰り越すものとする。

第44条〔特別会計〕

- ① この法人は、事業の遂行上必要があるときは、理事会の議決を経て特別会計を設けることができる。
- ② 前項の特別会計は、第42条の収支予算及び第43条の収支決算に計上しなければならない。

第45条〔長期借入金〕

この法人が借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会及び総会において、理事現在数及び現存する正会員の議決権各々の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

第46条〔新たな義務の負担等〕

この法人は、第40条ただし書及び前条の規定に該当する場合、並びに収支予算で定めるものを除くほか、新たな義務の負担または権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会及び総会の議決を経なければならない。

第47条〔会計年度〕

この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 定款の変更及び解散

第48条〔定款の変更〕

この定款は、理事会及び総会において、理事現在数及び現存する正会員の議決権各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければ変更することができない。

第49条〔解散〕

この法人の解散は、理事会及び総会において、理事現在数及び現存する正会員の議決権各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

第50条〔残余財産の処分〕

この法人の解散にともなう残余財産は、理事会及び総会において、理事現在数及び現存する正会員の議決権各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、財団法人日本サッカー協会に寄付するものとする。

第10章 雑 則

第51条〔書類及び帳簿の備置等〕

- ① この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りではない。
 - (1) 定款
 - (2) 会員の名簿
 - (3) 役員及びその他の職員の名簿及び履歴書
 - (4) 財産目録
 - (5) 資産台帳及び負債台帳
 - (6) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
 - (7) 総会及び理事会の議事に関する書類
 - (8) 官公署往復書類
 - (9) 収支予算書及び事業計画書
 - (10) 収支計算書及び事業報告書
 - (11) 貸借対照表
 - (12) 正味財産増減計算書
 - (13) その他必要な帳簿及び書類
- ② 前項第1号から第5号までの書類、同項第7号の書類及び同項第9号から第12号までの書類は永年、同項第6号の帳簿及び書類は10年以上、同項第8号及び第13号の書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。
- ③ 第1項第1号、第2号及び第4号の書類、同項第9号から第12号までの書類並びに役員

名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。

第52条〔細 則〕

この定款の施行についての細則は、理事会及び総会の議決を経て、別に定める。

〔改 正〕

平成 4 年12月14日

平成 5 年 7 月14日

平成 7 年 4 月 5 日

平成11年 3 月 5 日

平成13年 2 月20日

Jリーグ規約

第1章 総 則

第1条〔Jリーグの目的〕

社団法人日本プロサッカーリーグ（以下「Jリーグ」という）は、日本のサッカーの水準の向上およびサッカーの普及を図ることにより、豊かなスポーツ文化の振興および国民の心身の健全な発達に寄与するとともに、国際社会における交流および親善に貢献することを目的とする。

第2条〔本規約の趣旨〕

本規約は、「社団法人日本プロサッカーリーグ定款」（以下「定款」という）に基づき、Jリーグの組織および運営に関する基本原則を定めることにより、Jリーグの安定的発展を図ることを目的とする。

第3条〔遵守義務〕

Jリーグの会員およびその役職員ならびにJリーグに所属する選手、監督、コーチ、審判その他の関係者は、Jリーグの構成員として、本規約および財団法人日本サッカー協会（以下「協会」という）の寄附行為ならびにこれらに付随する諸規程を遵守する義務を負う。

第2章 組 織

第1節 理 事 会

第4条〔理事会〕

- ① 理事会は、理事をもって構成する。
- ② 理事会は、理事長（以下「チェアマン」という）がこれを招集し、その議長となる。
- ③ 理事会の権限および運営に関する事項は、定款および本規約に定めるところによる。

第5条〔理事会の権限〕

理事会は、Ｊリーグの運営に関する次の権限を行使する。

- (1) リーグ運営の基本方針の決定
- (2) 正会員たるクラブから選任された実行委員の承認
- (3) 諸規程の制定
- (4) その他定款および本規約に定める事項に関する決定

第2節 チェアマン

第6条〔チェアマン〕

チェアマンは、Ｊリーグを代表するとともに、Ｊリーグの業務を管理統括する。

第7条〔チェアマンの権限〕

チェアマンは、Ｊリーグの運営に関する次の権限を行使する。

- (1) Ｊリーグ全体の利益を確保するためのＪリーグ所属の団体および個人に対する指導
- (2) Ｊリーグ所属の団体および個人の紛争解決および制裁に関する最終決定
- (3) 実行委員会の招集および主宰
- (4) その他定款および本規約に定める事項

第3節 実行委員会

第8条〔構成〕

- ① Ｊリーグディビジョン1（以下「Ｊ1」という）およびＪリーグディビジョン2（以下「Ｊ2」という）にそれぞれ実行委員会を設置する。
- ② Ｊ1に設置する実行委員会を「Ｊ1実行委員会」、Ｊ2に設置する実行委員会を「Ｊ2実行委員会」といい、単に「実行委員会」という場合は、Ｊ1およびＪ2の実行委員会を総称する。
- ③ 各委員会を構成する委員は次のとおりとする。
 - (1) Ｊ1実行委員会 チェアマン、担当理事およびＪ1会員たるクラブ（以下「Ｊ1クラブ」という）から1名ずつ選任された代表
 - (2) Ｊ2実行委員会 チェアマン、担当理事およびＪ2会員たるクラブ（以下「Ｊ2クラブ」という）から1名ずつ選任された代表

第9条〔招集〕

Ｊ1実行委員会、Ｊ2実行委員会は、原則として毎月1回招集し、その他必要があるごとに随時招集する。

第10条〔招集権者および議長〕

- ① J 1 実行委員会、J 2 実行委員会はチェアマンが招集し、その議長となる。ただし、チェアマンに事故あるときは、理事会が予め指名した理事がこれにあたる。
- ② J 1 実行委員会、J 2 実行委員会の各委員会における委員総数の3分の2以上から会議の目的事項を示して請求があったときは、チェアマンは、請求された委員会を招集しなければならない。
- ③ J 1 実行委員会、J 2 実行委員会の招集は、予め各委員会において定めた期日の場合を除き、各委員に対し会日の7日前までに通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときはこの限りではない。

第11条〔権 限〕

実行委員会は、理事会から委嘱された事項を決定する。

第12条〔定足数および決議要件〕

J 1 実行委員会、J 2 実行委員会の決議は、各委員会における委員現在数の3分の2以上が出席し、その出席委員の過半数をもって行う。

第13条〔代理出席〕

予めチェアマンに届け出て承認を得た者は、委員の代理人としてJ 1 実行委員会またはJ 2 実行委員会に出席し、議決権を行使することができる。

第14条〔議事録〕

J 1 実行委員会、J 2 実行委員会の議事経過の要領および結果は議事録に記載し、これをJリーグの事務局に保存する。

第15条〔事務局〕

J 1 実行委員会、J 2 実行委員会に関する事務は、Jリーグの事務局長が統括する。

第4節 その他の委員会

第16条〔専門委員会〕

- ① チェアマンの下に次の専門委員会を置き、チェアマンがこれを直轄する。
 - (1) 規律委員会
 - (2) 審判委員会
 - (3) 技術委員会
 - (4) スポーツ医学委員会
 - (5) 法務委員会
 - (6) マッチコミッショナー委員会

- (7) ドーピングコントロール委員会
- (8) 経営諮問委員会
- ② 前項の各専門委員会の組織、権限および運営に関する事項は、理事会が制定する「専門委員会規程」の定めるところによる。

第5節 事務局

第17条〔事務局の設置〕

Jリーグの総会、理事会および各委員会の事務を処理し、チェアマンの職務の執行を補佐するとともに、Jリーグの活動に関する諸事項の企画・立案を行うため、専任の職員により構成される事務局を置く。

第18条〔事務局の運営〕

- ① 事務局の組織および人事に関する重要事項は、理事会の承認を得てチェアマンが定める。
- ② 事務局の機能、職務その他事務局の運営に関する事項は、チェアマンが制定する「事務局運営細則」の定めるところによる。

第3章 J クラブ

第19条〔J1クラブの資格要件〕

J1クラブは、以下の要件を具備するものでなければならない。

- (1) 日本法に基づき設立された公益法人または発行済株式総数の過半数を日本国籍を有する者が保有する株式会社であること
- (2) 協会の定める「日本サッカー協会選手契約書（プロA契約書）」（以下「プロA契約」という）を締結した選手を15名以上保有していること
- (3) 協会の加盟チームに関する規定に定める登録種別の1種、2種、3種および4種に属するチームを有していること
- (4) そのクラブにおける最高水準の競技力を保持するチーム（以下「トップチーム」という）およびトップチームにおいて競技する選手を養成するチーム（以下「サテライトチーム」という）を、双方編成し得ること
- (5) 第21条に定めるホームタウン内に第4章第1節に定める競技場（以下「ホームスタジアム」という）を確保していること
- (6) 第113条および第114条に定める監督およびコーチを保有していること

第19条の2〔J2クラブの資格要件〕

J2クラブは、以下の要件を具備するものでなければならない。

- (1) 日本法に基づき設立された公益法人または発行済株式総数の過半数を日本国籍を有するものが保有する株式会社であること
- (2) プロA契約書を締結した選手を5名以上保有していること
- (3) 協会の加盟チームに関する規定に定める登録種別の1種、2種、3種および4種に属するチームを有していること。ただし、3種および4種に属するチームについては、クラブがJ2クラブとして初めて参加するシーズンを含め3シーズンまでの間に保有するものとする
- (4) ホームスタジアムを確保していること
- (5) 第113条および第114条に定める監督およびコーチを保有していること

第20条〔入会〕

- ① Jリーグは、次の条件を満たす日本フットボールリーグ（JFL）加盟クラブをJ2会員として入会させることができる。
 - (1) 第19条の2第1号から第5号までの要件を具備すること
 - (2) 日本サッカー協会の諸規程、本規約およびこれらに付随する諸規則を遵守していること
 - (3) JFLにおける年間順位が2位以内であること
- ② J2会員として入会を希望するクラブは、9月30日までに、チェアマンに対し所定の入会申込書を提出しなければならない。
- ③ Jリーグ事務局は、前項の入会申込書を提出したクラブに関し、次の事項を行なう。
 - (1) クラブ責任者および行政当局責任者からの聴聞
 - (2) 地域との協力関係およびホームスタジアム、練習場等に関する現地調査
 - (3) クラブの経営状態、チームの戦力、観客数、選手育成その他Jリーグが必要と認める事項に関する調査
- ④ 理事会は、前項の調査等の結果を踏まえ、入会の可否を審議し、その結果を入会申込みをしたクラブに対し、第2項の申込み期限から2ヶ月以内に、書面で通知する。
- ⑤ 前項により、J2会員として入会を承認されたクラブは、Jリーグに対し、承認日から1か月以内に、所定の入会金を納入しなければならない。この場合におけるJ2会員としての資格は、所定の入会金の納入完了を条件として、承認日に認められるものとする。

第20条の2〔J1、J2クラブの入れ替え〕

- ① J1における年間順位の低位2クラブがJ2に降格し、J2における年間順位の上位2クラブがJ1に昇格する。
- ② 前項の規定にかかわらず、J2における年間順位の上位2クラブのうち、第19条に規定するJ1クラブの資格要件を理事会が定める期日までに具備する目途がたたないJ2クラブがある場合、当該J2クラブはJ1に昇格することができない。
- ③ 前項に基づきJ1に昇格することができないJ2クラブがあった場合、第1項によりJ2に降格することになっていたJ1クラブのうち、年間順位上位のものがJ1に残留する。

- ④ J1クラブおよびJ2クラブ（以下総称して「Jクラブ」という）が会員資格を喪失した場合の入れ替えの処置については、理事会で審議決定する。

第20条の3〔入会金および会費〕

- ① J1クラブは、Jリーグに対し、次に定める入会金および会費（年会費）を納入しなければならない。
- (1) 入会金 金6,000万円
 - (2) 会費 総会において別途定める金額
- ② J2クラブは、Jリーグに対し、次に定める入会金および会費（年会費）を納入しなければならない。
- (1) 入会金 金2,000万円
 - (2) 会費 総会において別途定める金額
- ③ J2クラブが新たにJ1クラブとなる場合には、第1項第1号に定める入会金を別途納入しなければならない。ただし、1998年度に正会員であったJ2クラブについてはその限りではない。
- ④ J1クラブが降格によってJ2クラブとなる場合、入会金は発生しないものとする。

第21条〔Jクラブのホームタウン（本拠地）〕

- ① Jクラブは、理事会の承認を得て特定の市町村をホームタウンとして定めなければならない。ただし、次の各号の条件を満たし、理事会の承認を得た場合には、複数の市町村または都道府県をホームタウンとすることができる。
- (1) 自治体および都道府県サッカー協会から全面的な支援が得られること
 - (2) 支援の中核をなし、市町村の取りまとめ役となる自治体を定めること
 - (3) 活動拠点となる市町村を定めること
- ② Jクラブはホームタウンにおいて、地域社会と一体となったクラブ作りを行い、サッカーをはじめとするスポーツの普及および振興に努めなければならない。
- ③ Jクラブのホームタウンは、原則として変更することができない。
- ④ やむを得ない事由により、ホームタウンを変更する必要がある場合には、変更の日の1年以上前までに理由を記載した書面により理事会に申請し、その承認を得なければならない。ただし、第54条に定める開催期間の途中における申請は認められないものとする。

第22条〔Jクラブの権益〕

- ① Jクラブは、原則としてそのホームタウンを含む都道府県を活動区域とする。
- ② Jクラブは、活動区域において主管した公式試合に伴う広告料およびテレビ放送権料等につき、理事会の定めるところにより分配を受けることができる。
- ③ Jクラブは、活動区域におけるサッカースクール、講演その他サッカーに関する諸行事の開催について、優先的にJリーグの公認を受けることができる。
- ④ Jクラブがその活動区域内で有料試合の開催を予定している日には、その活動区域内では原則として協会または協会加盟団体の公式試合は行われないものとする。
- ⑤ Jクラブがその活動区域内で有料試合の開催を予定している時間およびその前後2時間を

含む時間帯には、原則としてその活動区域内においては、協会が主催または主管する試合のテレビ放送は行われぬものとする。

- ⑥ 特別の事情により前2項の定めと抵触する公式試合またはテレビ放送を行う必要がある場合には、これにより不利益を受けるおそれのあるJクラブの補償について、Jリーグ、当該Jクラブおよび当該主催団体または協会間で別途協議の上決定するものとする。

第23条〔Jクラブの健全経営〕

- ① 人件費・運営費その他の経費の設定に際しては、当該Jクラブの健全な財政状態の維持に配慮しなければならない。違反したクラブに対し理事会は必要な措置を講ずることができる。
- ② JクラブはJリーグに対し、各会計年度終了後3か月以内に次の書類を提出しなければならない。
 - (1) 当該会計年度の貸借対照表および損益計算書
 - (2) 主管した試合およびイベント等の収支明細書
- ③ Jリーグは、いつでも代理人を通じて前項の書類を閲覧することができる。
- ④ JクラブはJリーグに対し、第2項の書類のほかにJリーグが指定した書類を定められた期限までに提出しなければならない。
- ⑤ Jクラブは経営諮問委員会の調査に協力しなければならない。
- ⑥ Jリーグは、Jクラブの事前の同意がない限り、第2項および第4項の書類を第三者に開示しないものとする。

第24条〔株主の変更等〕

- ① JクラブはJリーグに対し、各会計年度終了時における株主名簿の写しを提出しなければならない。
- ② Jクラブは、その発行済株式総数の5%を超える株式について株主が変更する場合には、理事会の承認を得なければならない。

第25条〔役職員等の禁止事項〕

- ① Jクラブの役員または職員は、直接たると間接たるとを問わず、次の事項を行ってはならない。
 - (1) 他のクラブの役員または職員を兼務すること
 - (2) 他のクラブの株式を保有すること
 - (3) 他のクラブまたは他のクラブの役職員との間で金銭貸借、債務保証もしくはこれらに類する契約を締結すること
- ② Jクラブに所属する選手、監督、コーチおよび役員その他の関係者は、公の場において、協会（審判を含む）、Jリーグまたは自他のJクラブを中傷または誹謗してはならない。

第26条〔名称および活動区域等〕

- ① Jクラブの法人名、チーム名および呼称（以下総称して「名称」という）ならびにホームタウンおよび活動区域は次のとおりとする。

〔J1 会員〕

法人名	チーム名	呼称	ホームタウン	活動区域
(株)北海道フットボールクラブ	コンサドーレ札幌	コンサドーレ札幌	札幌市	北海道
(株)鹿島アントラーズ・エフ・シー	鹿島アントラーズ	鹿島アントラーズ	鹿嶋市、神栖町、波崎町、潮来町 (2001年4月～牛堀町と合併し、 潮来市)を中心とする地域	茨城県
(株)三菱自動車フットボールクラブ	浦和レッドダイヤモンズ	浦和レッズ	浦和市 (2001年5月～、 大宮市、与野市と合併し、 さいたま市)	埼玉県
(株)東日本ジェイアール古河サッカークラブ	ジェフユナイテッド市原	ジェフユナイテッド市原	市原市	千葉県
(株)日立柏レイソル	柏レイソル	柏レイソル	柏市	千葉県
東京フットボールクラブ(株)	FC東京	FC東京	東京都	東京都
(株)日本テレビフットボールクラブ	F.C.ニッポン	東京ヴェルディ1969	東京都	東京都
横浜マリノス(株)	横浜 F・マリノス	横浜 F・マリノス	横浜市	神奈川県
(株)エスパルス	清水エスパルス	清水エスパルス	清水市	静岡県
(株)ヤマハフットボールクラブ	ジュビロ磐田	ジュビロ磐田	磐田市	静岡県
(株)名古屋グランパスエイト	名古屋グランパスエイト	名古屋グランパスエイト	名古屋市	愛知県
(株)ガンバ大阪	ガンバ大阪	ガンバ大阪	吹田市	大阪府
大阪サッカークラブ(株)	セレッソ大阪	セレッソ大阪	大阪市	大阪府
(株)ヴィッセル神戸	ヴィッセル神戸	ヴィッセル神戸	神戸市	兵庫県
(株)サンフレッチェ広島	サンフレッチェ広島F.C.	サンフレッチェ広島	広島市	広島県
福岡ブルックス(株)	アビスパ福岡	アビスパ福岡	福岡市	福岡県

〔J2 会員〕

法人名	チーム名	呼称	ホームタウン	活動区域
(株)東北ハンドレッド	ベガルタ仙台	ベガルタ仙台	仙台市	宮城県
(社)山形県スポーツ振興 21世紀協会	モンテディオ山形	モンテディオ山形	山形市、天童市、鶴岡市を 中心とする全県	山形県
(株)フットボールクラブ水戸ホーリーホック	水戸ホーリーホック	水戸ホーリーホック	水戸市	茨城県
エヌ・ティ・ティ・スポーツコミュニティ(株)	大宮アルディージャ	大宮アルディージャ	大宮市 (2001年5月～、 浦和市、与野市と合併し、 さいたま市)	埼玉県
富士通川崎スポーツ・マネジメント(株)	川崎フロンターレ	川崎フロンターレ	川崎市	神奈川県
(株)横浜フリースポーツクラブ	横浜FC	横浜FC	横浜市	神奈川県
(株)湘南ベルマーレ	湘南ベルマーレ	湘南ベルマーレ	平塚市、伊勢原市、小田原市、 茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、藤 沢市、大磯市、寒川町、二宮町	神奈川県
(株)ヴァンフォーレ山梨 スポーツクラブ	ヴァンフォーレ甲府	ヴァンフォーレ甲府	甲府市、韮崎市を中心とする 30市町村	山梨県
(株)アルビレックス新潟	アルビレックス新潟	アルビレックス新潟	新潟市	新潟県
(株)京都パープルサンガ	京都パープルサンガ	京都パープルサンガ	京都市	京都府
(株)サガン鳥栖	サガン鳥栖	サガン鳥栖	鳥栖市	佐賀県
(株)大分フットボールクラブ	大分トリニータ	大分トリニータ	大分市、別府市、佐伯市を 中心とする全県	大分県

② Jクラブとしての新規入会にあたっては、その名称について事前に理事会の承認を得るものとする。

③ Jクラブの名称は、原則として変更することができない。ただし、正当な事由がある場合において、理事会の承認を得たときはこの限りではない。

第27条〔準会員〕〈削除〉

第4章 競 技

第1節 競 技 場

第28条〔競技場の確保と維持〕

Jクラブは、次条以下に定める要件を具備する競技場を確保し、良好な状態でホームゲームを実施し得るよう、これを維持管理する責任を負う。

第29条〔競技場〕

- ① 競技場は、次の各号の条件を満たすものでなければならない。
 - (1) ピッチは天然芝であり、原則として縦長105m、横幅68mであること
 - (2) ピッチの外側周囲には、原則としてすべて1.5m以上の芝生部分を確保すること（したがって、縦長108m以上、横幅71m以上の芝生部分を確保すること）
 - (3) ゴールのポストおよびバーは、白色かつ丸形（直径12cm）で、埋込式その他Jリーグが安全性を認定したものであり、鉄製その他ボールを反発するような補強材を使用しないこと
 - (4) ゴールネットは白色であること
 - (5) コーナーフラッグおよびコーナーフラッグポストは、Jリーグ指定のものであること
 - (6) ラインは幅12cmとし、明瞭に引くこと（原則としてペイント方式とする）
- ② フィールド（ピッチおよびその周辺部分）には、選手のプレーに影響を与え、または危険を及ぼすおそれのある物は一切放置もしくは設置してはならない。
- ③ 競技場の観客席は、下記のとおりとする。ただし、芝生席は、観客席とはみなされない。
 - (1) J1クラブ主管公式試合：15,000人以上収容できること
 - (2) J2クラブ主管公式試合：10,000人以上収容できること
- ④ 競技場には、平均1,500ルクス以上の照度をもつ照明装置を設置しなければならない。

第30条〔競技場付帯設備〕

競技場は、次の各号の付帯設備を備えるものでなければならない。

- (1) 本部室
- (2) 更衣室（温水シャワーが使用でき、かつ、ホームチーム、ビジターチームおよび審判員について各々別個に用意されていること）
- (3) 記録室（ピッチ全体を見渡すことができ、かつ、個室であること）
- (4) 医務室
- (5) ドーピングコントロール室
- (6) 警察・消防控室

- (7) 記者室
- (8) カメラマン室
- (9) 来賓席
- (10) 記者席（ピッチ全体を見渡すことができ、屋根付きで、かつ、手元照明付きの机を備えていること）
- (11) 場内放送設備
- (12) 放送中継用ブース
- (13) スコアボード（原則として電光掲示盤であること）
- (14) メンバー掲示板（スコアボードでの兼用可）
- (15) リーグ旗およびクラブ旗の掲揚ポール
- (16) 入場券売場
- (17) 飲食物およびサッカー関連グッズ等の販売所

第31条〔照明装置〕

Jクラブは、競技場の照明装置の故障を未然に防止し、かつ、故障箇所をすみやかに修理するための措置を講じるよう努めなければならない。

第32条〔ベンチ〕

- ① ベンチは、原則として次の要件を満たすものでなければならない。
 - (1) ピッチのタッチラインから5m以上離れ、かつ、その一端がハーフウェイラインから10m以内に懸かる位置に設置すること
 - (2) 屋根を備えていること（ただし、観客等の視野を妨げるものであってはならない）
- ② ベンチの前面（ピッチ側）には、テクニカルエリアを設置する。
- ③ ホームチームのベンチは、原則としてメインスタンドからピッチに向かって左側に設置するものとする。

第33条〔医療施設〕

競技場には、医務室を設置し、かつ、試合開催時には観客等のための医師を待機させなければならない。

第34条〔ビジタークラブのための観客席の確保〕

Jクラブは、対戦チームの所属するJクラブ（以下「ビジタークラブ」という）を応援する観客のために、適正な数の席を確保しなければならない。

第35条〔広告看板の設置〕

- ① 競技場には、Jリーグが指定する位置に、Jリーグスポンサーが所定のサイズおよび枚数の広告看板を掲出することができるスペースを確保しなければならない。
- ② 前項の広告看板以外の広告物等を設置しようとする場合には、事前にJリーグに届け出て承認を得なければならない。

第36条〔競技場における告知等〕

- ① ホームゲームを実施するJクラブ（以下「ホームクラブ」という）は、競技場において、次の各号の事項を告知しなければならない。
 - (1) 選手、審判員およびマッチコミッショナー
 - (2) 試合方式
 - (3) 選手および審判員の交代
 - (4) 得点者および得点時間（得点直後に）
 - (5) ロスタイム
 - (6) 他の試合の途中経過および結果
 - (7) 入場者実数
 - (8) 前各号のほか、Jリーグの指定する事項
- ② ホームクラブは、試合の前後およびハーフタイムに、次の各号の事項を行うことができる。
 - (1) 次の試合の予定の告知
 - (2) 事前にJリーグに届け出て承認を得た広告宣伝
 - (3) 音楽放送
 - (4) チームまたは選手に関する情報の告知
 - (5) 前各号のほか、Jリーグの承認を得た事項

第37条〔公式試合開催指定競技場〕

- ① Jリーグは競技場（付帯設備を含む）を検査し、「公式試合開催指定競技場」を定める。
- ② 前項の検査に関する事項は、別途定める「競技場検査要項」による。

第38条〔競技場の視察〕

- ① Jリーグは、試合開催の可否を確認するため競技場を視察することができ、その結果、試合開催が困難であると判断したときは、その旨を遅滞なくチェアマンに報告しなければならない。
- ② チェアマンは、前項の報告を受けたときは、その競技場での試合の実施を中止する決定を下すことができる。
- ③ 前項の中止の決定およびその通知は、試合開催日の2か月前までにホームクラブに対して行わなければならない。

第39条〔悪天候の場合のピッチ整備の義務〕

ホームクラブは、降雪または降雨等、悪天候の場合であっても、可能な限りピッチを整備し、その競技場での試合を実施することができるよう最善の努力をしなければならない。

第2節 公式試合

第40条〔公式試合〕

- ① Jリーグにおける公式試合（以下「公式試合」という）とは、次の試合をいう。
 - (1) Jリーグディビジョン1（J1）
 - (2) Jリーグディビジョン2（J2）
 - (3) リーグカップ戦
 - (4) スーパーカップ
 - (5) オールスターサッカー
 - (6) ドリームマッチ
 - (7) 前6号のほか、理事会が指定した試合
- ② Jクラブは、前項第1号または第2号のホームゲームの80%以上をホームスタジアムで実施しなければならない。ただし、理事会の承認を得た場合は、この限りではない。

第41条〔参加義務等〕

- ① Jクラブは、公式試合および協会が開催する天皇杯全日本サッカー選手権大会に参加しなければならない。
- ② Jクラブは、所属選手が、代表チームまたは選抜チーム等の一員に選出された場合、当該選手をこれに参加させる義務を負う。

第42条〔最強のチームによる試合参加〕

- ① Jクラブは、その時点における最強のチーム（ベストメンバー）をもって前条の試合に臨まなければならない。
- ② 第40条第1項第1号から第3号までの試合における先発メンバー11人は、当該試合直前のリーグ戦5試合の内、1試合以上先発メンバーとして出場した選手を6人以上含まなければならない。詳細に関しては「Jリーグ規約第42条の補足基準」によるものとする。

第43条〔不正行為への関与の禁止〕

JクラブおよびJクラブの役員、選手、監督、コーチその他の関係者は、方法・形式のいかんにかかわらず、また直接たると間接たるとを問わず、試合の結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為に一切関与してはならない。

第44条〔公式試合の主催等〕

- ① 公式試合は、すべて協会およびJリーグが主催（自己の名義において試合を開催すること。以下同じ）し、Jリーグが主管（自己の責任と費用負担において試合を実施・運営すること。以下同じ）する。
- ② Jリーグは、公式試合のホームゲームの主管をホームクラブに委譲する。
- ③ 前項の規定にかかわらず、Jリーグは、ホームタウン以外の競技場で実施する公式試合を自ら主管することができる。

第45条〔主管権の譲渡〕

JクラブはJリーグの事前の承認を得て、その主管するホームゲームの主管権を、協会に所属する都道府県サッカー協会に対し譲渡することができる。ただし、この場合においても、当該Jクラブは、本規約上の義務を免れるものではない。

第46条〔競技規則〕

公式試合は、すべて国際サッカー連盟（FIFA）および協会の競技規則に従って実施される。

第47条〔届出義務〕

- ① Jクラブは、次の事項を所定の方法によりJリーグ事務局に届け出なければならない。届出事項に変更が生じた場合も同様とする。
 - (1) 選手
 - (2) 実行委員、運営担当および広報担当等
 - (3) 監督、コーチ、ドクターおよびマッサー等（以下「チームスタッフ」という）
 - (4) 入場料金の体系（年間指定席券その他すべての入場券を含む）
- ② 前項第4号の入場料金は、ビジタークラブの観客に対してもホームクラブの観客と平等の条件で設定されなければならない。ただし、ホームクラブのファンクラブ会員または年間指定席券購入者に対する割引その他合理的理由がある場合にはこの限りではない。

第48条〔出場資格〕

- ① 協会の「選手登録に関する規定」に基づき協会への選手登録を完了し、かつ第99条の2に定めるJリーグ登録を行った選手のみが、公式試合における出場資格をもつ。
- ② 選手は、公式試合出場に際し、協会の発行する選手証を持参しなければならない。

第49条〔ユニフォーム〕

- ① 公式試合においては、実行委員会が承認したユニフォームを使用しなければならない。
- ② 前項のユニフォームには、メンバー提出用紙に記載された選手番号が明確に表示されていなければならない。
- ③ チームのキャプテンは、キャプテンであることを明確に表示するアームバンドを着用しなければならない。
- ④ ユニフォームに関する事項は、理事会が制定する「ユニフォーム要項」の定めるところによる。

第50条〔試合球〕

公式試合の試合球は、Jリーグが、協会検定球の中から認定する。

第51条〔Jクラブの責任〕

- ① ホームクラブは、選手、チームスタッフ、実行委員、運営担当、広報担当、審判員および観客等の安全を確保する責任を負う。

- ② ホームクラブは、観客が試合の前後および試合中において秩序ある適切な態度を保持するよう努める義務を負い、ビジタークラブはこれに協力しなければならない。

第52条〔選手の健康管理およびドクター〕

- ① Jクラブは、日本国医師免許を保有する専属のドクターを置き、当該Jクラブの責任において選手の健康管理を行わなければならない。
- ② 前項の健康管理における医学的検査の項目は、協会のスポーツ医学委員会が定めるメディカルチェック項目（内科・整形外科的検査、血液検査、尿検査、レントゲン検査、運動負荷検査、体力検査）とする。
- ③ Jクラブは、すべての試合に、ドクターを同行しなければならない。
- ④ ドクターは、選手が試合中または練習中に負傷した場合には、可及的すみやかにJリーグ事務局に対し「Jリーグ傷害報告書」を提出しなければならない。
- ⑤ 2か月以上の休養を必要と判断される重症例、生命に危険がある重篤例、および診断が後日変更された例については、「Jリーグ公式戦傷害経過報告書」を1か月以内にJリーグ事務局に提出しなければならない。

第53条〔負傷した選手の活動再開の制限〕

- ① Jクラブは、選手が試合中に負傷して退場した場合において、その傷害が頭部その他特に慎重な配慮を要する部位に生じたものであるときは、医師の承認を得なければ、当該選手の選手としての活動を再開させてはならない。
- ② 前項の傷害が練習中に生じた場合においても同様とする。

第3節 試合の運営

第54条〔リーグ戦・リーグカップ戦の開催期間〕

リーグ戦およびリーグカップ戦は、原則として毎年3月から11月までの間に実施する。

第55条〔リーグ戦の開催〕

- ① リーグ戦の試合日程は、次の事項を考慮した実行委員会の審議を経て、理事会が決定する。
- (1) 前シーズンのステージ優勝チームに開幕権が与えられること
 - (2) 試合開催が特定の地域に集中しないこと
 - (3) 同一大会でアウェイゲームが3試合以上連続しないこと
- ② リーグ戦は、原則として土曜日または水曜日に開催されるものとする。

第56条〔試合日程の遵守〕

Jクラブは、前条により定められた公式試合の開催日、キックオフ時刻および開催地等の試合日程を遵守しなければならない。

第57条〔試合の日時または場所の変更〕

- ① 公式試合の開催日、キックオフ時刻または開催地の変更は、次の手続きに従い決定する。
 - (1) ホームクラブがJリーグ事務局に対し、変更しようとする開催日の30日前までに所定の用紙により申請する
 - (2) チェアマンは、変更の可否を判断し、変更される開催日の20日前までに、変更の可否を、ホームクラブおよびビジタークラブの双方に通知する
- ② 前項の手続きが行われない場合、ビジタークラブは、当該変更を拒否することができる。
- ③ やむを得ない特別の事情がある場合において、ホームクラブの申請に基づきチェアマンが承認したときは、前2項の規定にかかわらず、開催の日時または場所を変更することができる。

第58条〔特別の事情による変更〕

Jクラブは、協会またはJリーグにおいて特別の事情がある場合には、日程等の変更に応じなければならない。

第59条〔同日開催の制限〕

公式試合は、原則として、同一日に同一競技場で2試合以上行ってはならない。

第60条〔抱き合わせ開催の禁止〕

公式試合は、Jリーグまたは協会以外の第三者が主催するサッカーその他のスポーツの試合またはイベント等と抱き合わせで開催してはならない。ただし、Jクラブが主催する地域振興のための試合・イベント等および選手育成のための試合であって、荒天時には中止できるものに限り、Jリーグ事務局長の承認を受け、実施することができる。

第61条〔マッチコミッショナー〕

- ① マッチコミッショナーは、実行委員会が推薦し、理事会が承認した後、チェアマンが任命し、公式試合に派遣される。
- ② マッチコミッショナーは、次の事項を遵守しなければならない。
 - (1) キックオフ時刻の120分前までに競技場に到着すること
 - (2) 選手証により選手の試合における出場資格を確認し、「メンバー提出用紙」の記載事項に不備があればそのチームに訂正させること
 - (3) キックオフ時刻の70分前に双方のチームの監督、実行委員、運営担当（正）、および審判員を集め、留意事項等を確認すること。ただし、ビジタークラブの実行委員、運営担当（正）については、代理出席を認める
 - (4) チャンピオンシップ、リーグカップ戦等の試合の延長戦終了後に行うPKにおいて、主審がピッチおよびゴールの状況、選手の安全確保等に問題があると判断した結果、ビジターチーム側のゴールを使用する場合には、その理由を確認すること
 - (5) 試合終了後24時間以内にJリーグ事務局宛に「マッチコミッショナー報告書」を発信すること
 - (6) 試合の中断または競技中の悪質な違反による退場等の重大な事項が発生した場合に、

- 所定の手続きにより「緊急報告書」をすみやかにチェアマンに提出すること
- (7) 裁定委員会または規律委員会より出席を求められた場合に、これに出席し報告すること
 - (8) 前各号のほか、別途チェアマンの定める事項を行うこと

第62条〔試合の中止の決定〕

試合の中止は、主審が、マッチコミッショナーおよびホームクラブの実行委員と協議のうえ決定する。ただし、主審が到着する前にやむを得ない事情により試合を中止する場合は、マッチコミッショナーおよびホームクラブの実行委員が協議のうえ決定する。

第63条〔不可抗力による開催不能または中止〕

公式試合が、悪天候、地震等の天災地変または公共交通機関の不通その他いずれのチームの責にも帰すべからざる事由（以下「不可抗力」という）により開催不能または中止となった場合には、その勝敗の決定方法は、理事会において協議のうえ決定する。

第64条〔敗戦とみなされる場合〕

公式試合が一方のチームの責に帰すべき事由により開催不能または中止となった場合には、その帰責事由あるチームは、原則として0対3で敗戦したものとみなされる。

第65条〔試合結果の報告〕

ホームクラブの実行委員は、所定の手続きに従い公式記録および試合運営報告書をJリーグ事務局に提出しなければならない。

第66条〔試合実施要項〕

公式試合の運営に関する事項は、理事会が制定する「試合実施要項」の定めるところによる。

第67条〔規律委員会による処分〕

次の各号のいずれかに該当する者に対する処分は、規律委員会において審議決定する。

- (1) 退場を命じられた者
- (2) 警告を受けた者
- (3) 前2号に相当する不正な行為を行った者

第4節 非公式試合

第68条〔有料試合の開催〕

- ① すべての有料試合は、事前にJリーグ事務局に所定の申請書を提出し、Jリーグおよび協会の承認を得なければ開催することができない。
- ② 前項の試合の開催日については、公式試合の日程が優先する。

- ③ 第1項の開催申請書の提出期限は、試合が開催される月の3か月前の月の末日までとする。

第69条〔外国チームとの試合等〕

Jクラブが外国のサッカーチームと試合を行う場合は、試合の場所が国内であるか国外であるかにかかわらず、事前にJリーグおよび協会の承認を得なければならない。

第70条〔興行等への参加禁止〕

Jクラブ、選手、監督およびコーチは、事前にJリーグの承認を得ない限り、Jリーグまたは協会以外の第三者が主催するサッカーその他のスポーツの試合またはイベント等に参加してはならない。

第71条〔救済試合〕

救済試合は、傷害または疾病により選手としての活動が不可能となった有望な選手を、経済的窮状から救済することを目的として開催する。

第72条〔引退試合〕

引退試合は、公式試合および天皇杯全日本サッカー選手権大会において通算500試合以上の出場実績を達成した選手またはJリーグで活躍し、Jリーグの発展に著しく貢献した選手を対象として開催する。

第73条〔救済試合および引退試合の開催手続等〕

- ① 救済試合および引退試合は、当該選手の現所属クラブまたは元所属クラブが、事前にJリーグ事務局に所定の申請書を提出し、実行委員会の承認を得なければ開催することができない。
- ② 救済試合および引退試合の開催地は、原則として当該試合の開催クラブのホームタウンとする。
- ③ 救済試合および引退試合は、前2条に定める理由がある場合に、選手1名につき1回に限り開催することができる。

第74条〔慈善試合〕

- ① Jクラブは、被災者、病者、孤児等の困窮者の救済その他の社会還元を目的として、人道的見地に基づき、慈善試合を開催することができる。
- ② 前条第1項および第2項の規定は、前項の場合に準用する。

第5節 試合の収支

第75条〔公式試合の費用負担〕

ホームクラブは、ホームゲームにおける収入を受領し、その試合の開催に要する次の費用（以下総称して「必要経費」という）を負担する。

- (1) 運営人件費
- (2) 競技場使用料（付帯設備使用料を含む）
- (3) 競技場仮設設備設置費用（テント設営料等）
- (4) 入場券・招待券の印刷費
- (5) 入場券販売手数料
- (6) 広告宣伝費
- (7) クラブスポンサーの看板等の費用（競技場への掲出料を含む）
- (8) その他の運営に係わる費用

第76条〔Ｊリーグ主管試合の収入の配分〕

Ｊリーグが主管する公式試合の収入は、理事会が制定する「公式試合出場料規程」の定めるところに従い、Ｊクラブに配分する。

第77条〔救済試合、引退試合および慈善試合の損益の配分〕

- ① 救済試合および引退試合の損益の配分については、Ｊリーグと当該試合の開催Ｊクラブとの協議により決定する。ただし、総収入から必要経費を控除した純益は、原則として対象選手が受領することができるものとする。
- ② 慈善試合の損益の配分については、Ｊリーグと当該試合の開催クラブとの協議により決定する。ただし、総収入から必要経費を控除した純益は、原則として慈善試合の目的である救済事業等のために使用されなければならない。

第78条〔不可抗力による試合中止等の場合の費用の負担〕

すでに何らかの経費が発生している公式試合が、不可抗力により開催不能または中止となった場合には、ホームクラブにおいて発生した第75条第1号から第4号までの費用および入場料金払戻し手数料ならびに双方のチームにおいて発生した交通費・宿泊費はＪリーグが負担する。

第79条〔帰責事由あるクラブの費用の補償〕

- ① ホームクラブの責に帰すべき事由により公式試合が開催不能または中止となった場合、ホームクラブは、ビジターチームに発生した交通費・宿泊費を補償しなければならない。
- ② ビジタークラブの責に帰すべき事由により公式試合が開催不能または中止となった場合、ビジタークラブは、ホームクラブに発生した第75条第1号から第8号までの費用および入場料金払戻し手数料ならびに交通費・宿泊費を補償しなければならない。

第80条〔納付金〕

ホームクラブは、協会が指定する試合の入場料収入の3%相当額を、その試合の属する大会が終了した後60日以内に、協会に納付しなければならない。

第81条〔収支報告〕

公式試合の収支報告は、その試合の属する大会が終了した後30日以内に、「試合収支決算

書」および「大会収支決算書」をＪリーグ事務局に送付することにより行う。

第82条〔遠征費用〕

- ① チームの遠征に要する交通費・宿泊費については、理事会が制定する「旅費規程」の定めるところによる。
- ② ホームクラブの都合によりホームタウン以外の競技場で試合を実施したことにより発生したビジターチームの交通費・宿泊費の増額分はホームクラブが負担する。

第6節 表 彰

第83条〔リーグ表彰〕

Ｊリーグは、リーグ戦およびリーグカップ戦に関し、チーム、選手、監督および審判員等の表彰を行う。

第84条〔功労者表彰〕

- ① 　Ｊリーグは、Ｊリーグの発展に功労のあった者に対し、記念品等を贈呈して表彰することができる。
- ② 　前項の表彰を受ける者は、チェアマンの推薦に基づき理事会が決定する。

第85条〔表彰規程〕

前2条に基づく表彰に関する事項は、理事会が制定する「Ｊ１表彰規程」および「Ｊ２表彰規程」の定めるところによる。

第86条〔特別表彰〕

第83条および第84条に定める表彰のほか特に表彰を必要とする場合は、理事会の定めるところによる。

第5章 選 手

第87条〔誠実義務〕

- ① 選手は、協会の寄附行為および本規約ならびにこれらに付随する諸規程を遵守するとともにＪクラブの諸規則を遵守し、Ｊクラブとの間に締結した契約を誠実に履行しなければならない。

- ② 選手は、自己の能力を最大限に発揮するため、常に最善の健康状態の保持および運動能力の維持・向上に努めなければならない。

第88条〔履行義務〕

選手は、次の各事項を履行する義務を負う。

- (1) Jクラブの指定するすべての試合への出場
- (2) Jクラブの指定するトレーニング、合宿および研修への参加
- (3) Jクラブの指定するミーティング、試合の準備に必要な行事への参加
- (4) Jクラブより支給されたユニフォーム一式およびトレーニングウェアの使用
- (5) Jクラブの指定する医学的検診、予防処置および治療処置への参加
- (6) Jクラブの指定する広報活動、ファンサービス活動への参加
- (7) 協会から、各カテゴリーの日本代表選手に選出された場合のトレーニング、合宿および試合への参加
- (8) 協会、Jリーグ等が指定するドーピングテストの受検
- (9) 合宿、遠征等に際してのJクラブの指定する交通機関および宿泊施設の利用
- (10) 居住場所に関する事前のJクラブの同意の取得
- (11) 副業に関する事前のJクラブの同意の取得
- (12) その他Jクラブが必要と認めた事項

第88条の2〔ドーピングの禁止〕

- ① Jリーグは、選手の健康を保持するとともに試合の公正な実施を確保するため、ドーピングを禁止し、ドーピングテストを実施する。
- ② 選手は、Jリーグからドーピングテストの対象として指名された場合、これを拒否することはできない。
- ③ ドーピングの定義、ドーピングテストの手続き、違反者に対する罰則その他ドーピングに関する事項は、理事会が制定する「ドーピング禁止規程」の定めるところによる。
- ④ 「ドーピング禁止規程」に違反した選手またはJクラブに対しては、同規程の定めるところに従い、制裁を科すことができる。

第89条〔禁止事項〕

選手は、次の各行為を行ってはならない。

- (1) Jクラブ、協会およびJリーグの内部事情の部外者への開示
- (2) 試合およびトレーニングに関する事項（試合の戦略・戦術・選手の起用・トレーニングの内容等）の部外者への開示
- (3) 国際サッカー連盟（FIFA）が定める禁止物質の使用
- (4) Jクラブ、協会およびJリーグの承認が得られない広告宣伝・広報活動への参加もしくは関与
- (5) Jクラブとの契約の履行の妨げとなる内容の第三者との契約の締結
- (6) Jクラブの事前の同意を得ない、第三者の主催するサッカーまたはその他のスポーツの試合への参加

- (7) 試合の結果に影響を与える不正行為への関与
- (8) その他Jクラブにとって不利益となる行為

第90条〔費用の負担および用具の使用〕

- ① 選手がJクラブのために旅行する期間の交通費・宿泊費は、Jクラブが負担する。
- ② 選手が試合およびトレーニングに使用する用具のうち、ユニフォーム一式およびトレーニングウェアは、Jクラブが支給したものを使用しなければならない。

第91条〔疾病および傷害〕

選手は、疾病または傷害に際してはすみやかにJクラブに通知し、Jクラブの指示に従わなければならない。

第92条〔選手契約〕

- ① Jクラブと「日本サッカー協会選手契約書」を締結した選手の移籍に関する権利および義務は、すべて当該Jクラブに帰属する。
- ② Jクラブは、選手との「日本サッカー協会選手契約書」の締結に際し、契約の期間満了後に移籍金なく他クラブへ移籍できる旨、または移籍に際し、移籍金の一部もしくは全部を選手本人に支払う旨の特約を付してはならず、その他本規約または「選手移籍に関する規定」の趣旨に反する約定を行ってはならない。
- ③ Jクラブは、選手と締結したすべての契約書の写しをJリーグに提出しなければならない。
- ④ Jリーグは、Jクラブの事前の同意がない限り、前項の写しを第三者に開示しないものとする。

第93条〔選手の報酬等〕

- ① Jクラブは選手に対し、前条第3項に基づきJリーグに提出した契約書に記載された報酬以外の金銭または利益を名目のいかんを問わず供与してはならない。
- ② Jクラブは、選手の技能その他の事情を勘案したうえ、当該選手の能力を最も発揮し得るように、選手の報酬を設定するよう努めなければならない。

第94条〔支度金〕

Jクラブが、新規採用した選手または移籍した選手に対し、支度金を支払う場合は、理事会が制定する「支度金支給基準規程」の定めるところによる。

第95条〔代理人等〕

Jクラブと選手との契約に関し、弁護士、FIFA選手代理人以外の者は、代理人、仲介人等名称のいかんにかかわらず、かつ、直接であると間接であるとを問わず、一切関与してはならない。

第96条〔未成年者〕

選手が、契約締結時に未成年である場合には、契約の締結について法定代理人の同意を得なければならない。

第97条〔選手の肖像等の使用〕

- ① 選手は、第88条の義務履行に関する選手の肖像、映像、氏名等（以下「選手の肖像等」という）が報道、放送されることおよび当該報道、放送に関する選手の肖像等につき何ら権利を有するものでない。
- ② 選手は、Ｊクラブから指名を受けた場合、Ｊクラブ、協会およびＪリーグの広告宣伝・広報・プロモーション活動（以下広告宣伝等）に原則として無償で協力しなければならない。
- ③ 選手は、次の各号について事前にＪクラブの書面による承諾を得なければならない。
 - (1) テレビ・ラジオ番組への出演
 - (2) イベントへの出演
 - (3) 新聞・雑誌取材への応諾
 - (4) 第三者の広告宣伝等への関与
- ④ 前項の出演または関与に際しての対価の分配は、Ｊクラブと選手が協議して定める。

第98条〔契約に関する紛争の解決〕

Ｊクラブと選手との間の契約の解釈または履行に関し、Ｊクラブと選手との間に紛争が生じたときは、Ｊクラブおよび選手が、その都度、誠意をもって協議の上解決するよう努めなければならない。

第6章 登録および移籍

第1節 登 録

第99条〔協会の登録に関する規定の遵守〕

Ｊクラブは、協会が定める選手登録に関する規定を遵守し、同規定に従い協会への選手登録を行わなければならない。

第99条の2〔選手等のＪリーグ登録〕

- ① Ｊリーグは第47条第1項に基づき、Ｊクラブから届出された事項により、選手、監督およびコーチに関する「選手等登録簿」を作成し、Ｊリーグ登録を行う。
- ② 「選手等登録簿」に記載する事項は次の各号のとおりとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 所属Jクラブの正式名称
- (4) 前各号のほか、Jリーグが指定する事項

第99条の3〔審判員のJリーグ登録〕

- ① Jリーグは第121条第1項により協会が指名した主審、副審および第4の審判員を「審判員登録簿」に記載することにより、Jリーグ登録を行う。
- ② 「審判員登録簿」に記載する事項は次の各号のとおりとする。
 - (1) 氏名
 - (2) 生年月日
 - (3) 審判員の級別
 - (4) 前各号のほか、Jリーグが指定する事項

第99条の4〔登録の変更・拒否・抹消〕

- ① Jリーグは、Jクラブから「選手等登録簿」の内容変更の届け出を受けた場合、その届け出に従い「選手等登録簿」の変更を行なう。
- ② Jリーグは、協会から「審判員登録簿」の内容変更の届け出を受けた場合、その届け出に従い「審判員登録簿」の変更を行なう。
- ③ Jリーグは、試合の結果に影響を与える不正行為に関与した者、またはJリーグにとって著しい不利益となる行為を行った者のJリーグ登録を行なわない。当該登録において虚偽の記載がある場合も同様とする。
- ④ Jリーグは、Jリーグ登録を行った選手、監督およびコーチならびに審判員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その者に関するJリーグ登録を抹消する。
 - (1) 前項に該当するとき
 - (2) JクラブがJリーグ登録の抹消に関する届け出を行ったとき
 - (3) 死亡、または失踪宣告を受けたとき

第100条〔未登録の選手〕

Jクラブは、前条の選手登録をしていない選手を公式試合に出場させてはならない。

第2節 移 籍

第101条〔協会の移籍に関する規定の遵守〕

Jリーグに所属する選手の移籍は、協会および理事会が定める選手移籍に関する規定に従って行わなければならない。

第102条〔契約更新の通知〕

Jクラブが、現に所属する選手との「日本サッカー協会選手契約書」を更新しようとするときは、契約期間満了日の属する年の前年の11月30日（日曜その他の休日である場合はその前日。以下も同様とする）までに、選手に対し、契約条件を明示した書面により、その旨を通知しなければならない。

第103条〔専属交渉期間〕

Jクラブが前条の通知をした場合、同年12月1日から12月31日までの期間は、現Jクラブとの専属交渉期間とし、この期間内においては、当該選手は他のJクラブと移籍に関する交渉を行ってはならず、かつ、他のJクラブも、当該選手と移籍の交渉その他一切の接触をしてはならない。

第104条〔通知の効果〕

- ① 第102条による更新の通知の内容が現在の契約条件を下回らない場合において、通知を受けた選手が同年12月31日までに諾否の通知をしなかったときは、当該契約条件をもって契約を更新することを承諾したものとみなす。
- ② 第102条による更新の通知の内容が現在の契約条件を下回る場合において、通知を受けた選手が同年12月31日までに諾否の通知をしなかったときは、当該契約条件をもって契約を更新することを拒絶したものとみなす。

第105条〔移籍リストへの登録〕

選手がJクラブが通知した契約条件による契約更新を拒絶した場合（選手が自ら引退を表明した場合および前条第2項により拒絶したものとみなされる場合を含む）には、Jクラブは、当該選手を、遅くとも翌年1月第1金曜日（ただし、その日が協会事務局の営業日でない時は、翌週の金曜日）までに、「移籍リスト」に登録申請しなければならない。

第106条〔他のクラブとの自由交渉権〕

「移籍リスト」に登録された選手は、以後自由に他のJクラブと移籍に関する交渉を行う権利（以下「自由交渉権」という）を有する。

第107条〔元のクラブとの交渉権の喪失〕

- ① 「自由交渉権」を取得した選手は、以後、現に所属するクラブに対し、契約更新に関する交渉を申し入れることはできない。ただし、現に所属するJクラブから当該選手に対する交渉の申し入れについてはこの限りではない。
- ② 前項ただし書により再度の交渉を申し入れる場合、現に所属するJクラブは、当初に提示した報酬額を減額することができる。

第108条〔優先契約権の行使〕〈削除〉

第109条〔更新を希望しない場合〕

- ① Jクラブが、選手との契約更新を希望しない場合には、契約期間満了日の属する年の前年の11月30日までに、書面により、その旨を通知しなければならない。
- ② 前項の場合、Jクラブは当該選手を、同年12月1日以降可及的すみやかに「移籍リスト」に登録するものとする。

第110条〔最終提示額証明書〕

Jクラブは、現に所属する選手との契約を更新しないことが確定したときは、ただちに、当該選手との契約更新に関する交渉において最終的に提示した報酬額（基本報酬の年額および出場報酬の総額。以下も同様とする）を明記した書面（以下「最終提示額証明書」という）を、当該選手に対し発行しなければならない。

第111条〔移籍リストの運用〕

- ① 「移籍リスト」には、選手の氏名、生年月日、現在（または最終）の所属Jクラブの名称、契約終了時期および登録日を記載するものとする。
- ② 「移籍リスト」への登録および抹消の手続きは、「移籍リスト登録申請書」によるものとする。

第112条〔移籍承諾書発行依頼書〕

選手の報酬および移籍金について合意が成立したときは、移籍先クラブは移籍元クラブに対し、「移籍承諾書発行依頼書」を提出する。

第7章 監督およびコーチ

第113条〔トップチームの監督〕

Jクラブのトップチームは、監督として、協会が認定したS級コーチライセンスを保有する者を置かなければならない。

第114条〔トップチーム以外の監督またはコーチ〕

Jクラブのトップチーム以外のチームは、監督またはコーチとして、協会が認定した次の各号に定めるコーチライセンスを保有する者を1名以上置かなければならない。

- (1) サテライトチーム：B級以上
- (2) 2種、3種および4種チーム：C級以上

第115条〔例 外〕

次の要件を具備する者は、事前に協会およびJリーグの承認を得た場合に限り、例外として、前2条に定める監督またはコーチとなり得る。

- (1) 外国における経験に照らし前2条に定めるコーチライセンスと同等以上の資格を有していると認められること
- (2) 指導者としてふさわしい人格、識見を有すること

第116条〔研修への参加義務〕

すべての監督またはコーチは、協会またはＪリーグが指定する研修会に参加しなければならない。

第117条〔選手兼務の禁止〕

監督およびコーチは、選手として登録することはできない。

第118条〔契約等〕

- ① Ｊクラブは、監督およびコーチと書面による契約を締結した場合は、その写しをＪリーグに提出しなければならない。
- ② 監督およびコーチは、同一期間に複数のクラブと契約を締結することはできない。
- ③ 第97条〔選手の肖像等の使用〕第1項から第4項までの規定は、監督およびコーチについて、これを準用する。

第119条〔守秘義務〕

監督およびコーチは、職務の遂行を通じて知り得た協会、ＪリーグまたはＪクラブの秘密ないし内部事情を、第三者に開示または漏洩してはならない。

第8章 審判員

第120条〔資格要件〕

- ① 公式試合の主審および副審（以下総称して「審判員」という）は、協会の認定する1級審判員の資格を有する者でなければならない。
- ② 外国における経験に照らし前項に定める審判資格と同等以上の資格を有していると認められる者は、事前に協会の承認を得た場合に限り、例外として前項に定める審判員となり得る。
- ③ 公式試合の第4の審判員は、協会の認定する2級以上の審判資格を有するものでなければならない。

第121条〔指名〕

- ① Ｊリーグは、協会の審判委員会に対し、Ｊ1およびＪ2の主審、副審および第4の審判員の指名を要請するものとする。
- ② 前項の指名は、1年ごとに行われるものとする。ただし、期間途中における追加、変更および主審・副審間の変更を妨げない。

第122条〔審判員の服装および用具〕

審判員は、Ｊリーグが指定する服装および用具を使用しなければならない。

第123条〔身分証〕

審判員は、Ｊリーグが交付する身分証を携帯するものとする。

第124条〔手当等〕

審判員に対する手当および交通費・宿泊費は、それぞれ「試合実施要項」および「旅費規程」の定めるところによる。

第125条〔保 険〕

Ｊリーグは、審判員の、試合中および試合の前後（試合のための移動途中を含む）における事故に備えるため、Ｊリーグの費用負担において保険措置を講ずるものとする。

第9章 収益事業

第1節 各種の事業

第126条〔収益事業〕

Ｊリーグは、サッカーの普及および振興を促進するため、サッカーの試合の開催に加え、各種の付随的事业を行うものとし、各Ｊクラブはこれに積極的に協力するものとする。

第127条〔テレビ・ラジオ放送権〕

- ① 公式試合のテレビ・ラジオ放送権は、すべてＪリーグに帰属する。
- ② 前項の放送権の取扱いについては、理事会において定める。

第128条〔その他の事業〕

Ｊリーグは、前2条に定める事業のほか、次の各号の事業を行うものとする。

- (1) サッカー用具の認定および検定に関する事業
- (2) 広報・出版に関する事業
- (3) 商品化に関する事業
- (4) その他理事会において定める事業

第129条〔Jリーグ・スポンサー〕

公式試合のスポンサーシップに関する事項については、理事会において定める。

第130条〔収入の配分〕

前4条の事業に基づく収入は、予め定められた比率により、Jクラブに配分する。

第2節 商品化に関する基本原則

第131条〔定義〕

本節における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) マーク等 JリーグまたはJクラブの名称、ロゴ、マーク、マスコット、エンブレム、意匠、商標その他JリーグまたはJクラブを表示するもの
- (2) 商品化権 マーク等を使用して商品を製造・販売する権利
- (3) 「ケース・J」 Jリーグのみのマーク等を使用して商品を製造・販売する場合
- (4) 「ケース・J+全クラブ」 JリーグおよびすべてのJクラブのマーク等を使用して商品を製造・販売する場合
- (5) 「ケース・J+J1全クラブ」 JリーグおよびJ1全クラブのマーク等を使用して商品を製造・販売する場合
- (6) 「ケース・J+J2全クラブ」 JリーグおよびJ2全クラブのマーク等を使用して商品を製造・販売する場合
- (7) 「ケース・J+1クラブ」 Jリーグおよびある単一のJクラブのマーク等を使用して商品を製造・販売する場合
- (8) 「ケース・1クラブ」 ある単一のJクラブのみのマーク等を使用して商品を製造・販売する場合

第132条〔商品化権の帰属〕

- ① マーク等の商品化権の帰属は、原則として次のとおりとする。
 - (1) 「ケース・J」、「ケース・J+全クラブ」、「ケース・J+J1全クラブ」および「ケース・J+J2全クラブ」は、Jリーグに専属的に帰属する。
 - (2) 「ケース・J+1クラブ」は、Jリーグおよび当該Jクラブに帰属する。
 - (3) 「ケース・1クラブ」は、当該Jクラブに帰属する。
- ② JリーグおよびJクラブは、それぞれのマーク等を自己の費用負担と責任において開発・登録・管理するものとする。

第133条〔商品化権の実際上の運用基準〕

前条の規定にかかわらず、マーク等の商品化権の実際上の行使は次のとおりとする。

- (1) 「ケース・J」、「ケース・J+全クラブ」、「ケース・J+J1全クラブ」、「ケース・J+J2全クラブ」および「ケース・J+1クラブ」は、Jリーグのみが行使する。

- (2) 「ケース・1クラブ」は、Jクラブのみが行使する。
- (3) Jリーグは、前2号の商品化権を第三者に許諾することができるものとする。ただし、この場合、当該第三者がJクラブに対し商品を低廉な優遇価格で販売することを条件とする。

第134条〔事前の申請〕

Jクラブおよび前条第3号に基づき許諾を受けた第三者は、商品化に先立ち、各商品ごとにその素材、形状等をJリーグ事務局事業部に申請しなければならない。

第135条〔Jリーグ事務局長による承認〕

前条の申請についての承認の可否は、商品化に関する規定に基づいてJリーグ事務局長が決定する。

第136条〔肖像等〕

- ① Jリーグは、Jクラブ所属の選手、監督、コーチ等（以下「選手等」という）の肖像、氏名、略歴等（以下「肖像等」という）を包括的に用いる場合に限り、これを無償で使用するすることができるものとする。ただし、特定の選手等の肖像等のみを使用する場合には、その都度、事前にJクラブと協議し、その承認を得るものとする。
- ② Jリーグは、前項の権利を第三者に許諾することができる。

第137条〔収入の配分〕

商品化権の行使によるJリーグの収入は、予め定められた比率により、Jクラブに配分する。

第10章 紛争解決

第1節 裁定委員会

第138条〔設置〕

本規約に関連する紛争の解決および本規約に基づく制裁に関するチェアマンの諮問機関として裁定委員会を設置する。

第139条〔組織および委員〕

- ① 裁定委員会は、5名以内の委員をもって組織する。

- ② 委員は、サッカーに関する経験と知識を有し、または学識経験を有する者で、公正な判断をすることができる者のうちから、理事会の同意を得てチェアマンが任命する。
- ③ 委員は、Ｊリーグの理事もしくは事務局職員またはＪクラブの役員もしくは職員を兼ねることができない。
- ④ 委員は、非常勤とする。

第140条〔委員の任期〕

- ① 委員の任期は2年とし、再任されることができる。
- ② 委員に欠員が生じた場合に、補欠として任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第141条〔委員長〕

- ① 裁定委員会に委員長を置く。
- ② 委員長は、委員が互選する。
- ③ 委員長は、裁定委員会を代表し、議事その他の会務を主宰する。
- ④ 委員長に事故あるときは、委員のうちから予め互選された者が、その職務を代行する。

第142条〔事務局〕

裁定委員会の事務を処理させるため、裁定委員会に事務局を置く。

第143条〔裁定委員会規程〕

裁定委員会の運営に関する事項は、本規約に定める事項を除き、理事会が制定する「裁定委員会規程」の定めるところによる。

第2節 チェアマンの決定

第144条〔チェアマンの決定を求める申立〕

- ① Ｊリーグに所属する団体および個人は、次の事項につき、チェアマンの決定を求めることができる。
 - (1) 選手の契約に関するＪクラブと選手との間の紛争
 - (2) 選手の移籍に関するＪクラブ相互間またはＪクラブと選手との間の紛争
 - (3) 前2号のほか、本規約上の権利・義務に関する紛争
- ② 前項によりチェアマンの決定を求めようとする者は、「裁定委員会規程」の定めるところにより、裁定委員会に対し申立書を提出しなければならない。

第145条〔裁定委員会の答申〕

前条第2項による申立があったときは、まず裁定委員会が申立の内容について調査・審理した上、チェアマンに対し、書面により裁定案を答申するものとする。

第146条〔チェアマンの決定〕

チェアマンは、前条の答申を十分に尊重し、かつ、Ｊリーグ全体の利益を考慮した上、申立に対する決定を下すものとする。

第147条〔和解〕

申立があった後、当事者が和解した場合において、裁定委員会がその和解の内容を相当と認めるときは、その和解の内容をもって最終解決とする。

第11章 制 裁

第1節 総 則

第148条〔チェアマンによる制裁および調査〕

- ① チェアマンは、ＪクラブまたはＪクラブに所属する個人（選手、監督、コーチ、役員その他の関係者を含む。以下同じ）が、本規約または本規約に付随する諸規程に違反したときは、制裁を科することができる。
- ② チェアマンは、前項の制裁を科すに際し、自ら、または裁定委員会もしくは関連する専門委員会に委任して、事実関係の調査を行うことができる。
- ③ 前項の調査の対象となったＪクラブまたはＪクラブに所属する個人は、当該調査に協力しなければならない。

第149条〔制裁の種類〕

- ① Ｊクラブに対する制裁の種類は次のとおりとし、これらの制裁を併科することができる。
 - (1) 譴責 始末書を取り、将来を戒める
 - (2) 制裁金 1件につき5,000万円以下の制裁金を科す
 - (3) 勝点減 リーグ戦の勝点を1件につき15点を限度として減ずる
 - (4) 出場権剥奪 リーグカップ戦における違反行為に対する制裁として次年度のリーグカップ戦への出場権を剥奪する
 - (5) 除名 Ｊリーグから除名する（ただし、総会において正会員現在数の4分の3以上の多数による議決を要する）
- ② Ｊクラブに所属する個人に対する制裁の種類は次のとおりとし、これらの制裁を併科することができる。
 - (1) 譴責 始末書を取り、将来を戒める
 - (2) 出場の資格停止 無期限または違反行為1件につき1年以内の期限を付して、公式試合への出場権を剥奪する

第150条〔裁定委員会への諮問〕

チェアマンは、前2条による制裁の種類および内容に関し裁定委員会に諮問し、その答申に基づき制裁を決定する。

第151条〔制裁金の納付〕

制裁金は、チェアマンによる制裁金の決定後30日以内に、Ｊリーグの指定する方法により納付しなければならない。

第152条〔制裁金の合算〕

同時に複数の違反行為が制裁金の対象となったときは、各々について定められた制裁金の合算額をもって制裁金の金額とする。

第153条〔他者を利用した違反行為〕

他の者をして、違反行為を行わせたＪクラブまたはＪクラブに所属する個人には、自ら違反行為を行った場合と同様の制裁を科するものとする。

第154条〔両罰規定〕

Ｊクラブに所属する個人が違反行為を行った場合には、その個人に対して制裁を科すほか、その個人が所属するＪクラブに対しても制裁を科すことができる。ただし、当該Ｊクラブに過失がなかったときは、この限りではない。

第155条〔違反行為の重複による加重〕

同種の違反行為を重ねて行ったときは、その違反行為について定められた制裁金の金額の2倍以下の範囲内において、制裁金の金額を加重することができる。

第156条〔酌量減輕〕

- ① 違反行為が行われた場合においても、その情状において酌量すべき事情があるときは、その制裁金の金額を減額することができる。
- ② 前条により加重すべき場合においても、なお前項の規定を適用することができる。

第2節 Jクラブに対する制裁金

第157条〔届出等に関する規約違反〕

次の各号のいずれかに該当するＪクラブに対しては、100万円以下の制裁金を科す。

- (1) 第23条〔Ｊクラブの健全経営〕第2項および第4項の規定に違反して所定の書類を提出せず、または虚偽の記載をした書類を提出したとき
- (2) 第23条第5項に違反したとき

- (3) 第24条〔株主の変更等〕第1項の規定に違反して株主名簿の写しを提出せず、または虚偽の記載をした株主名簿の写しを提出したとき
- (4) 第110条〔最終提示額証明書〕の規定に違反して「最終提示額証明書」を発行せず、または虚偽の記載をした「最終提示額証明書」を発行したとき

第158条〔競技の運営等に関する規約違反〕

次の各号のいずれかに該当するJクラブに対しては、300万円以下の制裁金を科す。

- (1) 第47条〔届出義務〕第1項または第2項の規定に違反して所定の事項の届出をせず、または入場料金を所定の条件で設定しなかったとき
- (2) 第49条〔ユニフォーム〕第1項または第2項の規定に違反して所定の条件を満たすユニフォームを使用しなかったとき
- (3) 第118条〔契約等〕第1項の規定に違反して所定の写しを提出せず、または虚偽の内容の写しを提出したとき

第159条〔契約更新手続に関する規約違反〕

次の各号のいずれかに該当するJクラブに対しては、500万円以下の制裁金を科す。

- (1) 第102条〔契約更新の通知〕の規定に違反して所定の書面による通知をせず、または虚偽の内容を通知したとき
- (2) 第109条〔更新を希望しない場合〕の規定に違反して所定の書面による通知をせず、または虚偽の内容を通知したとき

第160条〔Jクラブの義務等に関する規約違反(1)〕

次の各号のいずれかに該当するJクラブに対しては、1,000万円以下の制裁金を科す。

- (1) 第24条〔株主の変更等〕第2項の規定に違反して理事会の承認を得ずに株主を変更したとき
- (2) 第41条〔参加義務等〕第2項の規定に違反して選出された選手を試合に参加させなかったとき
- (3) 第60条〔抱き合わせ開催の禁止〕の規定に違反して公式試合を他のイベント等と抱き合わせで開催したとき
- (4) 第134条〔事前の申請〕の規定に違反して所定の手続を経ずに商品化を行ったとき

第161条〔Jクラブの義務等に関する規約違反(2)〕

次の各号のいずれかに該当するJクラブに対しては、1,500万円以下の制裁金を科す。

- (1) 第42条〔最強のチームによる試合参加〕の規定に違反して最強のチームをもって試合に臨まなかったとき
- (2) 第51条〔Jクラブの責任〕の規定に違反して安全確保を怠り、または適切な態度を保持するよう努めなかったとき
- (3) 第56条〔試合日程の遵守〕の規定に違反して試合日程を遵守しなかったとき
- (4) 第68条〔有料試合の開催〕の規定に違反して事前にJリーグの承認を得ずに有料試合を開催したとき

- (5) 第69条〔外国チームとの試合等〕の規定に違反して事前に協会およびＪリーグの承認を得ずに外国チームと試合を行ったとき
- (6) 第70条〔興行等への参加禁止〕の規定に違反して事前にＪリーグの承認を得ずに第三者が主催するスポーツの試合またはイベント等に参加したとき
- (7) 第92条〔選手契約〕第3項の規定に違反して所定の写しを提出せず、または虚偽の内容の写しを提出したとき
- (8) 第95条〔代理人等〕の規定に違反してＪクラブと選手との契約に関し、弁護士、FIFA選手代理人以外の者を代理人等として関与させたとき
- (9) 第103条〔専属交渉期間〕の規定に違反して選手と移籍に関する交渉または接触をしたとき
- (10) 第148条〔チェアマンによる制裁および調査〕第3項の規定に違反して調査に協力しなかったとき

第162条〔Ｊクラブの義務等に関する規約違反(3)〕

次の各号のいずれかに該当するＪクラブに対しては、5,000万円以下の制裁金を科す。

- (1) 第41条〔参加義務等〕第1項の規定に違反して所定の試合に参加しなかったとき
- (2) 第43条〔不正行為への関与の禁止〕の規定に違反して試合の結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為に関与したとき
- (3) 第92条〔選手契約〕第2項に違反して、特約または約定を行ったとき
- (4) 第93条〔選手の報酬等〕第1項の規定に違反して選手に対して所定の報酬以外の金銭または利益を供与したとき
- (5) 第100条〔未登録の選手〕の規定に違反して未登録の選手を公式試合に出場させたとき

第3節 反則金

第163条〔アンフェアなプレイに対する反則金〕

① 反則ポイントの年間合計数が、Ｊ１は90ポイント、Ｊ２は132ポイントを超えた場合、当該Ｊクラブに対し、以下のとおり反則金を科すものとする。

- (1) 　Ｊ１： 91ポイント以上100ポイント以下　40万円
 　　　　101ポイント以上110ポイント以下　60万円
 　　　　111ポイント以上120ポイント以下　80万円
 　　　　121ポイント以上130ポイント以下　100万円
 　　　　131ポイント以上140ポイント以下　150万円
 　　　　141ポイント以上150ポイント以下　200万円
 　　　　151ポイント以上160ポイント以下　250万円
 　　　　161ポイント以上　　　　　　　　　　300万円
- (2) 　Ｊ２： 133ポイント以上142ポイント以下　40万円
 　　　　143ポイント以上152ポイント以下　60万円

153ポイント以上162ポイント以下 80万円

163ポイント以上172ポイント以下 100万円

173ポイント以上 150万円

② 前項の反則ポイントの対象試合は、リーグ戦に限るものとする。

第164条〔反則ポイントの計算方法〕

前条の反則ポイントの計算は、退場1回につき3ポイント（同一試合における警告2回による退場も同様とする）、警告1回につき1ポイント、出場停止1試合につき3ポイントとして加算する。

第12章 最終的拘束力

第165条〔最終的拘束力〕

チェアマンの下す決定はJリーグにおいて最終のものであり、当事者およびJリーグに所属するすべての団体および個人はこれに拘束され、チェアマンの決定を不服として裁判所その他の第三者に訴えることはできない。

第13章 改正

第166条〔改正〕

本規約の改正は、理事会の発議に基づく総会の議決により、これを行う。

第14章 附 則

第1条〔施行期日〕

本規約は、平成5年4月1日から施行する。

〔改 正〕

平成 6 年 2 月15日

平成 7 年 2 月28日

平成 8 年 2 月20日

平成 9 年 2 月18日

平成10年 2 月17日

平成11年 2 月16日

平成12年 2 月15日

平成13年 2 月20日

実行委員会規程

第1条〔目的〕

本規程は、「定款」および「Ｊリーグ規約」に基づき、実行委員会の組織、権限および運営に関する事項について定める。

第2条〔構成〕

- ① Ｊ１およびＪ２にそれぞれ実行委員会を設置する。
- ② Ｊ１に設置する実行委員会を「Ｊ１実行委員会」、Ｊ２に設置する実行委員会を「Ｊ２実行委員会」といい、単に「実行委員会」という場合は、Ｊ１およびＪ２の実行委員会を総称する。
- ③ 各委員会を構成する委員は次のとおりとする。
 - (1) Ｊ１実行委員会 チェアマン、担当理事およびＪ１クラブから1名ずつ選任された代表
 - (2) Ｊ２実行委員会 チェアマン、担当理事およびＪ２クラブから1名ずつ選任された代表

第3条〔資格要件〕

Ｊクラブが選任する実行委員は、Ｊクラブの代表取締役または理事長（原則としていずれも常勤）であることを要する。

第4条〔任期〕

- ① 実行委員の任期は1年とする。ただし、増員または補欠のため選任された実行委員の任期は、他の実行委員の任期が満了すべき時までとする。
- ② 実行委員は、再任されることができる。
- ③ 実行委員は、原則として任期途中において変更することはできない。ただし、やむを得ない事由があり、かつ理事会の承認を得た場合は、この限りではない。

第5条〔招集〕

Ｊ１実行委員会、Ｊ２実行委員会は、原則として毎月1回招集し、その他必要があるごとに随時招集する。

第6条〔招集権者および議長〕

- ① Ｊ１実行委員会、Ｊ２実行委員会は、チェアマンが招集し、その議長となる。ただし、チェアマンに事故あるときは、理事会が予め指定した理事がこれにあたる。
- ② Ｊ１実行委員会、Ｊ２実行委員会の各委員会における委員総数の3分の2以上から会議の目的事項を示して請求があったときは、チェアマンは、請求された委員会を招集しなければならない。
- ③ Ｊ１実行委員会、Ｊ２実行委員会の招集は、予め各委員会において定めた期日の場合を除き、各実行委員および担当理事に対し、会日の7日前までに通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、この限りではない。

第7条〔権限〕

- ① 実行委員会は、理事会から委嘱された事項を決定する。
- ② 次の事項は、理事会による決定に先立ち、実行委員会の審議を経るものとする。
 - (1) リーグ運営の基本方針に関する事項
 - (2) 事業計画および事業報告に関する事項
 - (3) 予算および決算に関する事項
 - (4) 試合実施に関する事項
 - (5) スポンサー契約に関する事項
 - (6) 放送権に関する事項
 - (7) 商品化権に関する事項
 - (8) 公式試合に派遣されるマッチコミッショナーの推薦

第8条〔定足数および決議要件〕

J 1 実行委員会、J 2 実行委員会の決議は、各委員会における委員現在数の3分の2以上が出席し、その出席委員の過半数をもって行う。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第9条〔代理出席〕

予めチェアマンに届け出て承認を得た者は、委員の代理人としてJ 1 実行委員会またはJ 2 実行委員会に出席し、議決権を行使することができる。

第10条〔関係者の出席〕

- ① 協会の役付理事は、J 1 実行委員会、J 2 実行委員会に出席し、意見を述べるができる。
- ② J 1 実行委員会、J 2 実行委員会は、必要に応じて議案に関係ある者を出席させ、その意見または報告を聴取することができる。

第11条〔議事録〕

J 1 実行委員会、J 2 実行委員会の議事経過の要領および結果は議事録に記載し、これをJリーグ事務局に保存する。

第12条〔事務局〕

J 1 実行委員会、J 2 実行委員会に関する事務は、Jリーグの事務局長が統括する。

第13条〔改正〕

本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

第14条〔施行〕

本規程は、平成6年8月16日から施行する。

〔改 正〕

平成 7 年 2 月28日

平成 9 年 2 月18日

平成11年 2 月16日

専門委員会規程

第1条〔趣 旨〕

本規程は、「Jリーグ規約」第16条第2項に基づき、各専門委員会の組織、権限および運営に関する事項について定める。

第2条〔組織・運営〕

- ① 各専門委員会は、それぞれ委員長および委員若干名をもって、これを組織する。
- ② 各専門委員会の委員長および委員は、サッカーに関する知識を有し、または学識経験者の中から、チェアマンが任命する。
- ③ 各専門委員会は、委員長がこれを招集し、議事その他の会務を主宰する。
- ④ 委員長に事故あるときは、委員のうちから予め互選された者が、その職務を代行する。

第3条〔委員の登録〕

- ① 各専門委員会の委員長および委員に関する次の事項は、Jリーグ事務局が管理する「専門委員会名簿」に登録する。
 - (1) 氏名および住所（連絡先）
 - (2) 任 期
 - (3) 職業および勤務先
 - (4) その他の必要事項
- ② 各専門委員会の委員長および委員は、前項記載の事項に変更が生じた場合には、遅滞なくJリーグ事務局に届け出なければならない。

第4条〔任 期〕

- ① 各専門委員会の委員長および委員の任期は2年とする。ただし、補欠として任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- ② 各専門委員会の委員長および委員は、再任されることができる。

第5条〔各専門委員会の所管事項〕

各専門委員会の所管事項は、別表1に記載するとおりとする。

第6条〔各専門委員会の職務〕

- ① 各専門委員会は、その所管事項に関し、次の事項を行う。
 - (1) 所管事項およびこれに付帯関連する事項に関する調査、研究
 - (2) その他チェアマンから特に指示された事項
- ② 複数の専門委員会の所管事項に関連する事項については、チェアマンがこれを調整する。

第7条〔議事録〕

各専門委員会の議事経過の要領および結果は、議事録に記録しておかなければならない。

第8条〔事務局〕

各専門委員会は、その事務を処理させるため、事務局を置くことができる。

第9条〔細則〕

各専門委員会は、その所管事項の処理に関し必要な細則を定めることができる。

第10条〔施行〕

本規程は、平成5年4月1日から施行する。

〔改正〕

平成6年2月15日

平成7年2月28日

平成8年2月20日

平成10年2月17日

平成11年2月16日

平成12年2月15日

〔別表1〕 所 管 事 項

専門委員会の名称	所 管 事 項
1. 規律委員会	<ul style="list-style-type: none"> (1) ピッチおよびその周辺部分ならびに競技場内外における懲罰事由の調査および処分の決定 (2) Jリーグに対する社会一般の評価を悪化させるおそれのある事項の防止に関する検討・立案 (3) スポーツマンシップおよび秩序維持に関する事項の検討・立案 (4) その他規律および懲罰に関する事項の検討・立案
2. 審判委員会	<ul style="list-style-type: none"> (1) 審判技術の指導に関する事項 (2) 審判員の養成に関する事項 (3) その他審判に関する事項の検討・立案
3. 技術委員会	<ul style="list-style-type: none"> (1) 強化方針に基づく技術指導 (2) サッカー技術に関する調査・研究 (3) 指導者の資格（ライセンス）に関する事項 (4) 指導者の養成・研修に関する事項 (5) 長期的展望に立った、ユース育成のための諸方策の企画・立案 (6) その他サッカー技術および指導者に関する事項の検討・立案
4. スポーツ医学委員会	<ul style="list-style-type: none"> (1) 公式試合における、競技場内医事運営に関する事項 (2) 医学的検査、外傷・傷害の処置を含む選手の健康管理の指導に関する事項 (3) メディカルチェックに関する事項 (4) その他のスポーツ医学に関する事項の検討・立案
5. 法務委員会	<ul style="list-style-type: none"> (1) 定款、Jリーグ規約および諸規程の制定・改廃に関する検討・立案 (2) 選手契約の法的解釈・運用に関する事項 (3) サッカーに関する外国の制度、規程等の調査・検討 (4) チェアマンから特に指定された事項の調査・検討 (5) その他法務関連事項に関する検討・立案

専門委員会の名称	所 管 事 項
6. マッチコミッショナー委員会	<ul style="list-style-type: none"> (1) マッチコミッショナー業務内容の企画・立案 (2) マッチコミッショナー選考基準の企画・立案 (3) マッチコミッショナー候補者の推薦・選考 (4) マッチコミッショナー研修会の企画・立案 (5) マッチコミッショナー報告書、緊急報告書の管理 (6) マッチコミッショナーの割当て (7) 各種通達事項作成
7. ドーピングコントロール委員会	<ul style="list-style-type: none"> (1) ドーピングコントロールに関する業務内容の企画・立案 (2) ドーピングコントロールコーディネーター、ドーピングドクターおよびメディカルエスコートの選考基準の作成および指名 (3) アンチ・ドーピングに関する啓蒙活動 (4) アンチ・ドーピングに関する研修・情報交換に関する事項 (5) ドーピングコントロール報告書の管理 (6) 各種通達事項の作成
8. 経営諮問委員会	<ul style="list-style-type: none"> (1) クラブの経営に関する調査・分析 (2) クラブ経営についてのJクラブへのコンサルティング (3) Jクラブの経営状態についてのチェアマンへの報告 (4) 健全でないクラブ経営に関する是正方法のチェアマンへの答申

主管権譲渡規程

第1条〔趣 旨〕

本規程は、「Jリーグ規約」第45条に基づき、ホームゲームの主管権の譲渡について定める。

第2条〔主管権の譲渡〕

- ① Jクラブは、Jリーグの事前の承認を得て、ホームゲームの主管権を、協会に所属する都道府県サッカー協会に対し譲渡することができる。
- ② 主管権譲渡の対象となった試合（以下「譲渡試合」という）の運営に関する一切の費用（協会納付金等を含む）は、主管権の譲渡を受けた都道府県サッカー協会が負担する。
- ③ Jクラブは、主管権を譲渡した場合においても、「Jリーグ規約」に定めるJクラブの義務を免れるものではない。

第3条〔後援・協力〕

主管権の譲渡を受ける都道府県サッカー協会は、Jリーグの事前の承認を得た場合にかぎり、譲渡試合に対する地方公共団体、新聞社または放送会社の後援または協力を得ることができる。

第4条〔譲渡の手続き〕

主管権の譲渡は、次に定める手続きによるものとする。

- (1) 主管権を譲渡しようとするJクラブは、譲渡試合の属する大会の開幕日の3か月前までに、主管権を譲渡する都道府県サッカー協会との連名にて、Jリーグ事務局に対し所定の申請書（様式1または様式2）により申請する
- (2) Jリーグ事務局は、申請を受理した後14日以内に、承認の可否を、申請元のJクラブに対し通知する

第5条〔譲渡金および純益の配分〕

- ① 本規程に基づく主管権の譲渡の対価は、金2,000万円（消費税を含まない）以上とする。ただし、Jサテライトリーグについては金50万円（消費税を含まない）以上とする。
- ② Jサテライトリーグのホームゲームの主管権を譲渡したJクラブは、原則として当該試合の総収入から必要経費（譲渡金を含む）を控除した純益の30%相当額を、譲渡先都道府県サッカー協会から受領するものとする。

第6条〔テレビ・ラジオ放送権〕

譲渡試合のテレビ・ラジオ放送権は、Jリーグに帰属する。

第7条〔試合の運営〕

譲渡試合の運営については、「Jリーグ規約」および「試合実施要項」の定めるところによる。

第8条〔施行〕

本規程は、平成5年4月1日から施行する。

〔改正〕

平成6年2月15日

平成7年2月28日

平成11年2月16日

平成 年 月 日

社団法人 日本プロサッカーリーグ
チェアマン 川 淵 三 郎 殿

(住所)
甲〔譲渡するJクラブ〕 (名称)
(代表者) (印)

(住所)
乙〔譲受ける都道府県 (名称)
サッカー協会〕 (代表者) (印)

主管権譲渡承認申請書〔様式Ⅰ〕

甲から乙に対し、下記の条件により公式試合の主管権を譲渡いたしたく、「Jリーグ規約」第45条および「主管権譲渡規程」第4条に基づき申請いたします。

記

1	譲渡試合	①日 時	平成 年 月 日 午前・午後 時 分
		②場 所	
		③対戦相手	
2	大会運営	Jリーグの試合実施要項に準拠する。	
3	経 費	①必要経費	乙が、Jリーグ規約第75条の必要経費を負担する。
		②遠征費用	乙は、「旅費規程」に定める基準に従い、出場チーム双方に対し試合当日までに支払う。
		③その他	(1)マッチコミッショナーならびに主審および副審2名の旅費等はJリーグが負担する。 (2)予備審判員の旅費等は乙が負担する。 (3)試合使用球7個は甲が準備する。
4	入場料および入場券等	①入場料	入場料収入はすべて乙が管理する。
		②入場券	入場券は乙の費用負担により作成し、その発行枚数は所定の用紙により甲からJリーグに報告する。
		③招待券	乙は、Jリーグ所定の枚数の招待券を、無償にてJリーグに提供する。

		④協会納付金	乙は、協会納付金（入場料収入の3%相当額）を、甲を經由して協会に納付する。
		⑤事前承認	乙は、入場料の体系および入場券のデザインについて事前に甲を經由してJリーグの承認を得る。
5	放送権		テレビ・ラジオ放送権はJリーグに帰属する。
6	ポスター等		ポスターおよびプログラムは、乙の費用負担により作成する。
7	広告掲載等		乙は、競技場に掲出する広告看板および入場券の裏面への広告掲出等については、事前に甲を經由してJリーグの承認を得る。
8	譲渡の対価	①金額	主管権譲渡の対価は金_____円 (ただし、消費税を含まない)とする。
		②支払時期	乙は、前項の対価を、譲渡試合の実施日の翌日から起算して20日以内に、甲に対し支払う。
		③支払方法	Jリーグの指定する方法による。
9	後援または協力 (団体名)	①後援	
		②協力	
10	収支報告		乙は、譲渡試合の実施日の翌日から起算して20日以内に、甲を經由してJリーグに対し、所定の用紙により譲渡試合の収支報告を行う。
11	協議		本申請書に定めのない事項については、協会の寄附行為、Jリーグ規約およびこれらに付随する諸規程の定めるところに従い、甲、乙およびJリーグが誠意をもって協議の上決定する。

以上

[注]：本申請書は、甲乙捺印済みのもの3通を提出して下さい。

承認書

上記の申請書に基づく主管権の譲渡を承認します。

平成 年 月 日

社団法人 日本プロサッカーリーグ
 チェアマン 川 淵 三 郎 (印)

承認番号	平成 年・第	号
------	--------	---

平成 年 月 日

社団法人 日本プロサッカーリーグ
チェアマン 川 淵 三 郎 殿

(住所)
甲〔譲渡するJクラブ〕 (名称)
(代表者) (印)

(住所)
乙〔譲受ける都道府県 (名称)
サッカー協会〕 (代表者) (印)

主管権譲渡承認申請書〔様式2〕

——Jサテライトリーグ用——

甲から乙に対し、下記の条件により公式試合の主管権を譲渡いたしたく、「Jリーグ規約」第45条および「主管権譲渡規程」第4条に基づき申請いたします。

記

1	譲渡試合	①日 時	平成 年 月 日 午前・午後 時 分
		②場 所	
		③対戦相手	
2	大会運営	Jリーグの試合実施要項に準拠する。	
3	経 費	①必要経費	乙が、Jリーグ規約第75条の必要経費を負担する。
		②遠征費用	乙は、「旅費規程」に定める基準に従い、出場チーム双方に対し試合当日までに支払う。
		③その他	(1)主審および副審2名の旅費等はJリーグが負担する。 (2)マッチコミッショナーおよび予備審判員の旅費等は乙が負担する。 (3)試合使用球2個は甲が準備する。
4	入場料および入場券等	①入場料	入場料収入はすべて乙が管理する。
		②入場券	入場券は乙の費用負担により作成し、その発行枚数は所定の用紙により甲からJリーグに報告する。

		③招待券	乙は、Ｊリーグ所定の枚数の招待券を、無償にてＪリーグに提供する。
		④事前承認	乙は、入場料の体系および入場券のデザインについて事前に甲を經由してＪリーグの承認を得る。
5	放送権	テレビ・ラジオ放送権はＪリーグに帰属する。	
6	ポスター等	ポスターおよびプログラムは、乙の費用負担により作成する。	
7	広告掲載等	乙は、競技場に掲出する広告看板および入場券の裏面への広告掲出等については、事前に甲を經由してＪリーグの承認を得る。	
8	譲渡の対価	①金額	主管権譲渡の対価は金_____円 (ただし、消費税を含まない) および純益の30%相当額とする。
		②支払時期	乙は、前項の対価を、譲渡試合の実施日の翌日から起算して20日以内に、甲に対し支払う。
		③支払方法	Ｊリーグの指定する方法による。
9	後援または協力 (団体名)	①後援	
		②協力	
10	収支報告	乙は、譲渡試合の実施日の翌日から起算して20日以内に、甲を經由してＪリーグに対し、所定の用紙により譲渡試合の収支報告を行う。	
11	協議	本申請書に定めのない事項については、協会の寄附行為、Ｊリーグ規約およびこれらに付随する諸規程の定めるところに従い、甲、乙およびＪリーグが誠意をもって協議の上決定する。	

以上

[注]：本申請書は、甲乙捺印済みのもの3通を提出して下さい。

承認書

上記の申請書に基づく主管権の譲渡を承認します。

平成 年 月 日

社団法人 日本プロサッカーリーグ

チェアマン 川 淵 三 郎 (印)

承認番号	平成 年・第	号
------	--------	---

公式試合出場料規程

第1条〔目的〕

本規程は、「Jリーグ規約」第76条に基づき、Jリーグの公式試合に出場するチームを保有する正会員たるJクラブに対して支給される対価（以下「出場料」という）について定める。

第2条〔出場料の計算方法〕

- ① 各Jクラブの出場料は、公式試合収入総額の95%以内の金額を予め理事会で定めた配分方法により算出した金額とする。
- ② 年度毎の出場料算出基準は、各年度初めに決定する。
- ③ 第1項の収入とは、協賛金および入場料の合計金額をいう。

第3条〔出場料の計算年度〕

出場料の計算年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。

第4条〔出場料の支給方法〕

- ① 出場料の支給方法は、次のとおりとする。
 - (1) 毎年3月31日までに、当年の2月末日に終了する計算年度に関する出場料を決定する
 - (2) 前号により決定した出場料を、当年の4月30日までに各Jクラブに対して支給する
- ② 前項の規定にかかわらず、理事会および全てのJクラブが承認した場合には、計算年度の途中において、出場料の2分の1に相当する金額を、中間金として支給することができる。
- ③ 前項に基づき支給した中間金は、第1項に基づく支給額から控除されるものとする。

第5条〔付 則〕

- ① 本規程は、平成5年3月1日から実施する。

〔改 正〕

平成6年2月15日

平成7年2月28日

平成11年2月16日

旅 費 規 程

第1条〔目 的〕

本規程は、Ｊリーグ規約第82条および第124条に基づき、選手、監督、コーチおよび審判員等の交通費・宿泊費について定める。

第2条〔公式試合の交通費・宿泊費〕

- ① 公式試合におけるチームの遠征に要する交通費・宿泊費は、次の基準により算出する。
 - (1) 人員数は24名（役員およびチームスタッフ8名、選手16名）を上限とする
 - (2) 交通費は、新幹線グリーン車による往復を原則とする
ただし、
 - イ. 在来線による場合はグリーン車の特急または寝台とする
 - ロ. 試合当日に本拠地に帰着できない場合、航空機の利用を認めることがある
 - (3) 宿泊費は、試合前の1泊分として1名につき金2万円とする
ただし、
 - イ. 本拠地から試合開催地までの距離が片道100km未満のときを除く
 - ロ. 試合当日に本拠地に帰着できない場合、試合後の1泊を認めることがある
- ② 前項の交通費・宿泊費は、その全額を、遠征を行ったチームを保有するＪクラブが負担する。
- ③ 前項の規定にかかわらず、第1項に基づき計算した各チームの交通費・宿泊費の総額に著しい差異が生じた場合、Ｊリーグは実行委員会の定める方法により、その差額を補填する。

第3条〔Ｊサテライトリーグ〕

- ① Ｊサテライトリーグにおけるチームの遠征に要する交通費・宿泊費は、次の基準により算出する。
 - (1) 人員数は22名（役員およびチームスタッフ6名、選手16名）を上限とする
 - (2) 交通費は、新幹線普通車による往復を原則とする
ただし、
 - イ. 在来線による場合は普通車の特急またはB寝台とする
 - ロ. 試合当日に本拠地に帰着できない場合、航空機の利用を認めることがある
 - (3) 宿泊費は、試合前の1泊分として1名につき金1万5,000円とする
- ② 本拠地から試合開催地までの距離が片道100km未満の場合には、前項第3号の費用は除かれるものとする。
- ③ 前2項に基づき算出した各チームの交通費・宿泊費の総額に著しい差異が生じた場合、Ｊリーグは実行委員会の定める方法により、その差額を補填する。

第4条〔審判員およびマッチコミッショナーの交通費・宿泊費〕

- ① 公式試合の審判員およびマッチコミッショナーの交通費・宿泊費は、次の基準によりJリーグが支給する。
 - (1) 宿泊費は、1泊につき金2万円とする
ただし、自宅の最寄り駅から試合開催地までの距離が200km以上のときは前泊を認め、特別の事情があるときは後泊も認める
 - (2) 交通費は、次の基準により支給する
 - イ. 片道100km以上のときは、グリーン車の特急、寝台の往復とし、新幹線利用の場合は普通車往復運賃を原則とする。ただし、主審およびマッチコミッショナーについてはグリーン車の利用を認める
 - ロ. タクシーの利用が不可避の場合には、タクシーの利用を認める
 - ハ. 試合開催地が自宅所在地と同一県内にある場合は一律金2,000円とし、超過分は実費精算とする
- ② Jサテライトリーグの審判員の交通費・宿泊費は、次の基準によりJリーグが支給する。
 - (1) 宿泊費は、1泊につき金1万5000円とする
ただし、自宅の最寄り駅から試合開催地までの距離が200km以上のときは前泊を認め、特別の事情があるときは後泊も認める
 - (2) 交通費は、次の基準により支給する
 - イ. 片道100km以上のときは、グリーン車の特急、寝台の往復とし、新幹線利用の場合は普通車往復運賃を原則とする
 - ロ. 試合開催地が自宅所在地と同一県内にある場合は一律金2,000円とし、超過分は実費精算とする
- ③ プレシーズンマッチの審判員の交通費・宿泊費は、前2項に定める基準により、管理者が支給する。

第5条〔監督・コーチ等の行事参加〕

Jクラブの監督およびコーチ等が、Jリーグの指示に基づき行事に参加する場合の交通費・宿泊費は、次の基準によりJリーグが支給する。

- (1) 交通費は、新幹線グリーン車による往復を原則とする。ただし、在来線による場合はグリーン車の特急または寝台とする
- (2) 宿泊費は、1泊につき金2万円とする

第6条〔選手の行事参加〕

選手が、Jリーグの指示に基づき行事に参加する場合の交通費・宿泊費については、第2条第1項または第3条第1項に定める基準により、Jリーグが支給する。

第7条〔協会の規程の準用〕

本規程に定めのない事項については、協会の「旅費規程」を準用する。

第8条〔施行〕

本規程は、平成5年4月1日から施行する。

〔改正〕

平成6年2月15日

平成7年2月28日

平成10年2月17日

平成11年2月16日

平成12年2月15日

J 1 表彰規程

第1条〔趣 旨〕

本規程は、「Jリーグ規約」第85条に基づき、J 1におけるチーム、選手、監督、コーチおよび審判員の表彰ならびにJリーグの発展に功労のあった者等に対する表彰に関し定める。

第2条〔各ステージ表彰〕

J 1第1, 第2各ステージにおけるチームの順位により、それぞれ次のとおり賞金および記念品を授与する。

- (1) 優勝：賞金 100,000,000円、チェアマン杯
- (2) 2位：賞金 50,000,000円、Jリーグ楯
- (3) 3位：賞金 30,000,000円、Jリーグ楯

第3条〔年間表彰〕

- ① チャンピオンシップが行われた場合、その結果により次のとおり賞金および記念品を授与する。
 - (1) 優 勝：賞金 10,000,000円、Jリーグ杯（優勝銀皿）、日本サッカー協会会長杯、メダル、チャンピオンフラッグ
 - (2) 準優勝：賞金 3,000,000円、Jリーグ杯（準優勝銀皿）
- ② チャンピオンシップが行われない場合、年間順位の優勝および準優勝のチームに対して、前項の記念品を授与する。

第4条〔フェアプレイ賞（高円宮杯）〕

- ① J 1における反則ポイントの年間合計数が22ポイント以下の反則ポイント数最少チームに対し、高円宮杯を授与する。
- ② 前項の反則ポイントの計算は、退場1回につき3ポイント（同一試合における警告2回による退場も同様とする）、警告1回につき1ポイント、出場停止1試合につき3ポイントとして加算する。
- ③ 反則ポイントの年間合計数が22ポイント以下のチームに対し、フェアプレイ賞として金5,000,000円の賞金を授与する。

第5条〔個人表彰〕

- ① J 1第1ステージにおける優秀選手1名を選考し、賞金500,000円を授与する。
- ② チャンピオンシップが行われた場合、その大会における優秀選手1名を選考し、賞金1,000,000円を授与する。
- ③ J 1第1, 第2各ステージを通じて次の各賞を選考し、賞金または賞品を授与する。

- (1) 最優秀選手賞：賞金 2,000,000 円
 - (2) 優秀選手賞
 - (3) ベストイレブン：賞金 1,000,000 円
 - (4) 得点王：賞金 1,000,000 円
 - (5) 優秀新人賞
 - (6) 新人王：賞金 500,000 円
 - (7) フェアプレイ個人賞：賞金 500,000 円
 - (8) 最優秀監督賞：賞金 1,000,000 円
 - (9) 優勝監督賞：賞金 1,000,000 円
 - (10) 優秀主審賞
 - (11) 優秀副審賞
- ④ 前項の各賞の受賞者は、チェアマンが指名した者により構成される選考委員会が決定する。
- ⑤ 選手および審判員に対し、リーグ戦通算出場記録により、記念品および賞品を授与して表彰を行うことができる。

第6条〔リーグカップ表彰〕

- ① リーグカップ戦終了後、チームの順位により次のとおり賞金および記念品を授与する。
- (1) 優勝：賞金 100,000,000円、Jリーグカップ、メダル、スポンサー杯
 - (2) 2位：賞金 50,000,000円、楯、メダル
 - (3) 3位：1チームにつき賞金 20,000,000円、楯
- ② 前項の賞金とは別に、1回戦から準々決勝までの各試合において次の基準で賞金を授与する。
- (1) 1勝利あたり：1,000,000円
 - (2) 1引き分けあたり：500,000円
- ③ 1回戦をシードされたクラブに対する1回戦分の賞金の授与は、次のとおりとする。
- (1) そのクラブが2回戦を勝ち抜き、準々決勝進出を果たした場合：2,000,000円
 - (2) そのクラブが2回戦で敗退した場合：1,000,000円
- ④ リーグカップ戦における最優秀選手を選考し、賞金または賞品を授与する。

第7条〔功労者表彰〕

- ① Jリーグの発展に功労のあった者に対し、記念品等を贈呈して表彰を行うことができる。
- ② 前項の表彰を受ける者は、チェアマンの推薦に基づき理事会が決定する。

第8条〔J1ベストピッチ賞〕

- ① J1リーグ戦におけるホームゲームの1/2以上を開催したJクラブのホームスタジアムの内、ピッチが最も優秀と認められたスタジアムに対して、記念品を授与する。
- ② 前項の受賞スタジアムは選手、審判員、マッチコミッショナーの評価を基に、チェアマンが決定する。

第9条〔Jリーグ・アウォーズ〕

- ① 個人表彰およびフェアプレイ賞等を表彰するJリーグ・アウォーズは、Jリーグチャンピオンシップ終了後に行う。
- ② Jリーグ・アウォーズには、次の者が出席する。
 - (1) Jリーグ役員、マッチコミッショナー、実行委員等
 - (2) 受賞対象チームの役員および選手
 - (3) 個人表彰の受賞者
 - (4) その他の表彰対象者
- ③ 前項の出席者の交通費・宿泊費は、Jリーグ「旅費規程」に基づきJリーグが負担する。
- ④ Jリーグ・アウォーズには、サッカー担当記者、審判関係者、スポンサー関係者およびその他の関係者を招待する。

第10条〔施行〕

本規程は、平成5年4月1日から施行する。

〔改正〕

平成6年2月15日
平成7年2月28日
平成8年2月20日
平成9年2月18日
平成10年2月17日
平成11年2月16日
平成13年2月20日

J2表彰規程

第1条〔趣旨〕

本規程は、「Jリーグ規約」第85条に基づき、J2におけるチームおよび選手の表彰に関し定める。

第2条〔年間表彰〕

J2における年間順位により、それぞれ次のとおり記念品等を授与する。

- (1) 優勝：Jリーグ杯
- (2) 準優勝：Jリーグ杯

第3条〔フェアプレイ賞〕

- ① J2における反則ポイントの年間合計数が33ポイント以下のチームに対し、フェアプレイ賞として記念品等を授与する。
- ② 前項の反則ポイントの計算は、退場1回につき3ポイント（同一試合における警告2回による退場も同様とする）、警告1回につき1ポイント、出場停止1試合につき3ポイントとして加算する。

第4条〔個人表彰〕

J2における最多得点者に記念品等を授与する。

第5条〔リーグカップ表彰〕

- ① リーグカップ戦終了後、チームの順位により、次のとおり賞金および記念品を授与する。
 - (1) 優勝：賞金 100,000,000円、Jリーグカップ、メダル、スポンサー杯
 - (2) 2位：賞金 50,000,000円、楯、メダル
 - (3) 3位：1チームにつき賞金 20,000,000円、楯
- ② 前項の賞金とは別に、1回戦から準々決勝までの各試合において次の基準で賞金を授与する。
 - (1) 1勝利あたり：1,000,000円
 - (2) 1引き分けあたり：500,000円
- ③ 1回戦をシードされたクラブに対する1回戦分の賞金の授与は、次のとおりとする。
 - (1) そのクラブが2回戦を勝ち抜き、準々決勝進出を果たした場合：2,000,000円
 - (2) そのクラブが2回戦で敗退した場合：1,000,000円
- ④ リーグカップ戦における最優秀選手を選考し、賞金または賞品を授与する。

ドーピング禁止規程

第1条〔趣旨〕

本規程は、「Jリーグ規約」第88条の2第3項に基づき、ドーピングの定義、ドーピングテストの手続き、違反者に対する罰則その他ドーピングに関する事項について定める。

第2条〔ドーピングの定義〕

- ① 本規程においてドーピングとは、所定の手続きに従い選手から採取した尿を分析した結果、国際サッカー連盟（以下「FIFA」という）が定める〔別表1〕記載の禁止物質（以下「禁止物質」という）が検出され、陽性と認定されたことをいう。
- ② FIFAが、禁止物質またはその基準量を変更したときは、当該禁止物質または基準量は、これに従って自動的に変更されるものとする。

第3条〔ドーピングテストの手続き〕

- ① 採尿および分析の方法その他ドーピングテストの手続きに関する事項は、チェアマンが実行委員会の承認を得て制定する『Jリーグドーピングコントロール要項』の定めるところによる。
- ② ドーピングテストの手続きが、『Jリーグドーピングコントロール要項』の規定に相違した場合においても、その相違点が軽微であって分析の結果の信頼性を実質的に損なうものではない限り、分析の結果は影響を受けないものとする。

第4条〔関与等の禁止〕

JクラブおよびJクラブに所属する個人（選手、ドクター、監督、コーチ、役員その他の関係者を含む、以下同じ）は、常にドーピングを防止する義務を負い、直接たると間接たるとを問わず、一切、ドーピングに関与してはならない。

第5条〔罰則〕

- ① アンチ・ドーピング特別委員会は、ドーピングコントロール委員会により陽性と認定された選手およびドーピングテストを拒絶した選手に対し、理事会の承認に基づき、制裁を科すことができる。
- ② 前項の制裁の種類は次のとおりとし、これらの制裁を併科することができる。
 - (1) 譴責（始末書を取り将来を戒める）
 - (2) 一定期間の出場停止（1試合以上6試合以下の公式試合の出場資格の停止）
 - (3) 一定期間の資格停止（12か月以下の公式試合の出場資格の停止）
 - (4) 無期限の資格停止（期限の定めのない公式試合の出場資格の停止）
- ③ アンチ・ドーピング特別委員会は、JクラブまたはJクラブに所属する個人が前条に違反

したときは、理事会の承認に基づき、当該Jクラブに対し、金3000万円以下の制裁金を科すことができる。

第6条〔弁明の機会の付与〕

アンチ・ドーピング特別委員会は、制裁の決定に先立ち、制裁の対象となる選手またはJクラブに対し、弁明の機会の付与しなければならない。

〔別表1〕

LIST OF PROHIBITED SUBSTANCES

(based on the list published by the IOC and subject to adaptation, if necessary)

The following is a list of the categories of prohibited drugs and prohibited methods of doping, applicable to all FIFA competitions :

SUMMARY OF URINARY CONCENTRATIONS

Caffeine	>12micrograms/ml
Carboxy-THC	>15nanograms/ml
Cathine	>5micrograms/ml
Ephedrine	>10micrograms/ml
Epiteststerone	>200nanograms/ml
Methylephedrine	>10micrograms/ml
Morphine	>1microgram/ml
19-norandrosterone	>2nanograms/ml(male) >5nanograms/ml(female)
Phenylpropanolamine	>25micrograms/ml
Pseudoephedrine	>25micrograms/ml
T/E ratio	>6
Salbutamol(stimulant)	>100nanogramus/ml
Salbutamol(anabolic agent)	>1000nanogramus/ml

I . CATEGORIES OF PROHIBITED SUBSTANCES

- | | |
|------------------------|---|
| A. Stimulants | E. Peptide and glycoprotein hormones and related substances |
| B. Narcotic analgesics | F. Other drugs |
| C. Anabolic steroids | |
| D. Diuretics | |

II . METHODS OF DOPING

- A. Blood doping
- B. Pharmacological, chemical and physical manipulation

III . CATEGORIES OF SUBSTANCES SUBJECT TO PARTIAL RESTRICTION

- | | |
|------------|------------------|
| A. Alcohol | B. Beta blockers |
|------------|------------------|

C. Local anaesthetics

D. Corticosteroids

The following list gives examples of prohibited drugs in each category :

I . CATEGORIES OF PROHIBITED DRUGS

A. Stimulants, such as

Amphepramone	Mefenorex
Amineptine	Mesocarb
Amiphenazole	Methamphetamine
Amphetamine	Methoxyphenamine
Amphetaminil	Methylephedrine
Benzphetamine	Methylphenidate
Caffeine*	Morazone
Cathine	Nikethamide
Chlorphentermine	Pemoline
Clobenzorex	Pentetrazole
Clorprenaline	Phendimetrazine
Cocaine	Phenmetrazine
Cropropamide (component of “micoren”)	Phentermine
Crotethamide (component of “micoren”)	Phenylpropanolamine
Dimetamfetamine	Pipradrol
Ephedrine	Prolintane
Etafedrine	Propylhexedrine
Ethamivan	Pyrovalerone
Ethylamphetamine	Salbutamol* *
Fencamfamine	Salmeterol* *
Fenethyliline	Strychnine
Fenproporex	Terbutaline* *
Furfenorex	

and related substances

*For caffeine concentration in the urine exceeding to 12 micrograms per milliliter will be considered a positive result.

* *Permitted by inhaler only when their use is declared in writing to the FIFA Sports Medical Committee by a otorhinolaryngologist or the team physician prior to the championship.

B. Narcotic Analgesics, such as :

Alphaprodine	Ethylmorphine
Anileridine	Levorphanol
Buprenorphine	Methadone
Dextromoramide	Morphine
Diamorphine (heroin)	Nalbuphine
Ethoheptazine	Pentazocine

Phenazocine
Trimeperidine

and related substances

C. Anabolic agents

The Anabolic class includes anabolic androgenic steroids (AAS) and Beta-2 agonists.

1) Androgene anabolic steroids, e. g.

Bolasterone	Nandrolone
Boldenone	Norandrosterone
Clostebol	Norethandrolone
Dehydrochlormethyltestosterone	Oxandrolone
Dehydroepiandrosterone (DHEA)	Oxymesterone
Dihydrotestosterone(DHT)	Oxymetholone
Fluoxymesterone	Stanozolol
Mesterolone	Testosterone*
Metandienone	19-norandrostenediol
Methenolone	19-norandrostenedione
Methyltestosterone	

and related substances

*A specimen is considered as positive to Testosterone when it is proven that the urinary T/E ratio >6 is due to an intake of Testosterone or to any other steroids.

But, if there is no trace of steroids, and if the T/E ratio is higher than 6, then the case will be declared "in abeyance"

The following extra tests are then recommended:

- re-examination of earlier test results
- endocrinological examination
- taking of further specimens

2) The intake of beta-2 agonists and related substances must be announced in advance

Clenbuterol	Salmeterol *
Fenoterol	Terbutaline*
Salbutamol *	

and related substances

*permitted substances if administered by inhalation as mentioned in chapter IA

D. Diuretics, such as

Acetazolamide	Bumetanide
Amiloride	Butizide
Bendroflumethiazide	Canrenone
Benzthiazide	Cloпамide

Chlormerodrin
Chlorthalidone
Dichlorphenamide
Ethacrynic acid
Etozoline
Furosemide
Hydrochlorothiazide
Indapamide
Mersalyl

Mannitol*
Metolazone
Piretanide
Polythiazide
Spironolactone
Triamterene
Triclormethiazide
Xipamide

and related substances

*prohibited by intravenous injection

E. Peptide and glycoprotein hormones and related substances

Prohibited substances in class (E) include the following examples :

1. Chorionic Gonadotrophin (HCG-human chorionic gonadotrophin)
2. Corticotrophin (ACTH)
3. Growth hormone (HGH, Somatotrophin) and all the respective releasing factors for such substances.
4. IGF-1 (insulin-like growth factor-1)
5. Erythropoietin (EPO)

F. Other drugs

Cannaboids (marijuana, hashish).

II . DOPING METHODS

A. Blood Doping

The practice of blood doping is prohibited, as is the use of erythropoietine.

B. Pharmacological, chemical and physical manipulation

Pharmaceutical, chemical and physical manipulation is the use of substances and of methods which alter, attempt to alter or may reasonably be expected to alter the integrity and validity of urine samples used in doping control, including, without limitation, catheterisation, urine substitution and/or tampering, inhibition of renal excretion such as by probenecid and related compounds and alteration of testosterone and epitestosterone measurements such as by epitestosterone* or bromantan administration.

*An epitestosterone concentration in the urine in excess of 200 nanograms per milliliter will have to be investigated.

III . CATEGORIES OF SUBSTANCES SUBJECT TO PARTIAL RESTRICTIONS

A. Alcohol

Alcohol is not a prohibited substance. Nonetheless, the degree of alcoholemia can be checked in the breath or in the blood, i. e. ethanol. Results may lead to sanctions.

B. Beta-blockers, such as

Acebutolol

Alprenolol

Atenolol
Labetalol
Metoprolol
Nadolol

Oxprenolol
Propranolol
Sotalol

and related substances

For the control of hypertension, cardiac arrhythmias, the prevention of angina pectoris and migraine attacks, a wide selection of other appropriate drugs is available. Due to the continuous use of beta blockers in some sport disciplines which require little or no physical effort, the FIFA Sports Medical Committee will consider whether or not to permit the use of beta blockers in certain cases. Formal permission of the above-mentioned committee must be obtained in writing prior to the competition.

C. Local anaesthetics

Injectable local anaesthetics are permitted under the following conditions :

- bupivacaine, carbocaine, lidocaine, mepivacaine, procaine and xilocaine, but not cocaine. Vasoconstrictor agents (e. g. adrenaline) may be used in conjunction with local anaesthetics.
- only local or intra-articular injections may be administered
- the team doctor must declare which substances have been used on form 0-1 ; stating diagnosis, dose, when and for how long prescribed and method of administration, and whether the use is medically justified or administered for dental treatment.

D. Corticosteroids

The use of corticosteroids is prohibited with the exception of local applications (otological, ophthalmological or dermatological), inhalations (asthma or allergic rhinitis) as well as for local or intra-articular injections.

A team doctor who considers it indispensable to administer corticosteroids to a player, by intra-articular injection or local application, must declare on form 0-1 the medical reasons for this action, including diagnosis, dose, when and for how long prescribed and method of administration.

Other applications of corticosteroids must be specified to the FIFA Sports Medical Committee in writing.

Warning!

The result of studies recently carried out so - called food supplements for athletes have shown that these products, which are principally manufactured and distributed by companies in the USA, are contaminated with anabolic - androgenic steroids or so - called pro - hormones;with prohibited substances in other words. It cannot be ruled out that such food supplements are also being produced and distributed by other firms on behalf of these US companies. This contamination is not detectable from the indications given on the packaging or on the enclosed information leaflet! Every athlete who uses such food supplements is responsible for ascertaining whether they are contaminated with prohibited substances for in the case of a positive doping test an athlete is liable to the relevant sanctions.

Triethylperazine

Trimethobenzamid

4. Anti-ulcer drugs

Burimamide

Carbenoxolane

Cimetidine

Metiamide

Metoclopramide

Ranitidine

5. Aspirin and similar analgesic (non-narcotic) and anti-inflammatory non-steroidal agents

Acetylcresotinic acid

Acetylsalicylic acid (aspirin)

Alclofenac

Aloxiprin

Alumanzum aspirin

Azapropazone

Benorylate

Benzylamine

Bucolome

Bufexamac

Calcium

Carbaspirin

Diclofenac

Difenamizole

Diflunisal

Fenbufen

Fendosal

Floctafenine

Flufenamic acid

Glafenine

Ibuprofen

Indomethacin

Indoprofen

Ketoprofen

Mefanamic acid

Napoxen

Oxyphenbutazone

Paracetamol (acetaminophen)

Piroxicam

Sodium salicylate

Sulindac

Tolmetin

6. Contraceptives

Ethinodiol diacetate and ethinyloestradiol

Ethinodiol discetate and mestranol

Levonorgestrel and ethinyloestradiol

Lynoestrenol and ethinyloestradiol

Lynoestrenol and mestranol

Norethisterone and ethinyloestradiol

Norethisterone and mestranol

7. Decongestants and nasal preparations

Beclomethasone dipropionate

Framycetin

Naphazoline

Oxymetazoline

Tetrahydrozoline

Xylometazoline

8. Expectorants and cough suppressants

SYRUPS :

Bromhexine

Dextromethorphan

Gusiphenesin

Pholcodine

Codeine

TABLETS :

Benzonatate

Bibenzonium

Bromhexine
Butamyratate citrate
Ciooperastine
Dimemorfan
Zipeprol

SUPPOSITORIES : Cinsol

Gaiacol
Morclofone

9. Griseofulvin and other antifungal agents

Amphotericin	Miconazole
Chlormidazole	Natamycin
Clotrimazole	Nystatin
Flucytosine	Tinidazole
Griseofulvin	Tolnaftate

10. Hemorrhoidal preparations

Aluminium acetate	Hydrocortisone
Benzocaine	Lignocaine
Benzyl benzoate	Neomycin
Bismuth (Oxides subgallate)	Peru balsam
Boric acid	Polymyxin B sulphate
Butyl aminobenzoate	Pramoxine
Cinchocaine	Resorcine
Esculoside	Resorcinol
Framycetin	Zinc oxide

11. Hypnotics, Sedatives and Tranquillisers

Acetylcarbromal	Haloperidol
Amylobarbitone	Heptabarbitone
Bromazepam	Hexobarbitone
Butobarbitone	Hexobarbitone and cyclobarbitone
Carbromal	Lorazepam
Chloralhydrate	Meprobamate
Chlorpromazine hydrochloride	Methaqualone
Chlordiazepoxide	Methylphenobarbitone
Clorazepate dipotassium	Methyprylen
Diazepam	Nitrazepam
Dichloralphenazone	Oxazepam
Ethinamate	Pentobarbitone
Flurazepam	Phenobarbitone
Glutethimide	Quinalbarbitone

Temazepam

Triazolam

12. Insulin and other antidiabetic agents

Acetohexamide

Buformin

Carbutamide

Chlorpropamide

Glibenclamide

Glibornuride

Gliclazide

13. Muscle relaxants

Carisoprodol

Chlorphenesin

Cyclobenzaprine

Dantrolene

Meprobamate

14. Ointments / Creams / Lotions

Bacitracin

Calamine

Clioquinol

Dextranomer

Dimethicone

15. Ophtalmic and otic preparations

Acetic acid

Antazoline

Antipyrine

Bacitracin

Benzocaine

Borate

Solution (neutral)

Chlorbutol

Dexamethasone

Idoxuridine

Naphasoline

Neomycin

16. Penicillins and other antibiotics

Amikacin

Amoxicillin

Ampicillin

Bacitracin

Trifluoperazine

Blybuzole

Insulin

Metformine

Phenformin

Tolazamide

Tolbutamide

Methocarbamol

Orphenadrine

Prydenol

Styramate

Tolperisone

Diphenhydramine

Framycetin

Idoxuridine

Neomycin

Tretinoin

Oxyquinoline

Phenazone

Pilocarpine

Polymyxin B sulfate

Sodium chromoglycate

Sulphacetamide sodium

Tetrahydrozoline

Triethanolamine polypeptide oleate condensate

Trypsin

Xylometazoline

Zinc sulphate

Cefaclor

Cephalexin

Cephamandolate

Cephazoline

Cephradine
Cloxacillin
Co-trimoxazole
Doxycycline
Erythromycin
Flucloxacillin
Fosfomycin
Gentamycin

Hexamine
Methacycline
Minocycline
Penicillin
Sulphafurazole
Tetracycline
Tobramycin

17. Phenytoin and some other anticonvulsants

Beclamide
Carbamazepine
Clonazepam
Ethosuximide
Ethotoin
Methsuximide
Paramethadione

Phenobarbitone
Phenytoin
Primidone
Sulthiame
Trixidone
Valproic acid

18. Promethazine and other antihistamines

Antazoline
Astemizole
Azatadine
Brompheniramine
Carbinoxamine
Chlorcyclizine
Chlorpheniramine
Clemastine
Cyproheptadine
Dexchlorpheniramine

Dimethothiazine
Diphenylpyraline
Homochlorcyclizine
Hydroxyzin
Mebhydrolin
Mepyramine
Promethazine
Terfenadine
Tripelennamine
Triprolidine

19. Purgatives (laxatives or cathartics)

Bisacodyl
Danthron
Docusate
Ispaghula husk

Magnesium hydroxide
Phenolphthalol
Tinnevelly Senna fruit

20. Vaginal preparations

Benzoyl metronidazole
Candicidin
Clotrimazole
Di-iodohydroxyquinoline
Econazole

Metronidazole
Miconazole
Natamycin
Nystatin

21. Vitamins and mineral preparations

Vitamins A, B, C, D, E and others.

支度金支給基準規程

(単位：万円)

支払対象		独身者	妻帯者 (配偶者のみ)	妻帯者 (同居扶養家族有)
住居費		1DK	2LDK	3LDK
		80	100	150
子供用品等		0	0	50
家具等	電化製品	100		
	その他の家具等	100		
自動車		100		
合計		380	400	500

支度金支給基準

1. 支給時期

- ① 初めてプロ選手として「日本サッカー協会選手契約書」を締結するとき
- ② プロ選手として移籍するとき
ただし、支度金に該当する費用が伴う場合

2. 支払対象を次の通り区分する。

- ① 独身者
- ② 妻帯者（配偶者のみ）
- ③ 妻帯者でかつ同居の扶養家族がいる場合

3. 支度金該当費目

- ① 住居費
- ② 家具等
- ③ 子供用品等
- ④ 自動車

4. その他

交通費、宿泊費および引越し費用は、実費を支給することができる。

〔改 正〕

平成 7 年 2 月 28 日

平成 11 年 2 月 16 日

裁定委員会規程

第1条〔趣旨〕

本規程は、「Jリーグ規約」第143条に基づき、裁定委員会の運営に関する事項について定める。

第2条〔会議および議決〕

- ① 裁定委員会の会議は、委員長が招集する。
- ② 裁定委員会は、委員長および1名以上の委員の出席がなければ、会議を開き、または議決をすることができない。
- ③ 裁定委員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第3条〔審理の非公開〕

裁定委員会の審理は、非公開とする。ただし、裁定委員会は、審理の公正が害されるおそれがなく、かつ、相当の理由があると認めるときは、関係者の傍聴を許すことができる。

第4条〔申立手続き〕

- ① 裁定の申立を行う者（以下「申立人」という）は、裁定委員会に対し、次の書類を提出しなければならない。
 - (1) 裁定申立書
 - (2) 申立人の主張を裏付ける書証がある場合は、その原本または写し
 - (3) 代理人により申立を行う場合は、委任状
- ② 前項第1号の裁定申立書には、次の事項を記載しなければならない。
 - (1) 当事者の氏名または名称（法人の場合は代表者も記載する）および住所
 - (2) 代理人に代理させる場合は、代理人の氏名および住所
 - (3) 裁定の申立の趣旨
 - (4) 裁定の申立の理由および立証方法
- ③ 申立の手数料は1件につき金10万円とし、申立と同時に納付しなければならない。

第5条〔申立の受理および通知〕

- ① 裁定委員会は、前条の規定に適合する裁定の申立があったときは、これを受理するとともに、申立の相手方（以下「被申立人」という）に対し、その旨を通知する。
- ② 前項の通知には、裁定申立書1部を添付しなければならない。

第6条〔答 弁〕

- ① 被申立人は、前条の通知が到達した日から30日以内に、裁定委員会に対し、次の書類を提出して答弁することができる。
 - (1) 答弁書
 - (2) 答弁の理由を裏付ける書証がある場合は、その書証の原本または写し
 - (3) 代理人により答弁を行う場合は、委任状
- ② 前項第1号の答弁書には、次の事項を記載しなければならない。
 - (1) 当事者の氏名または名称（法人の場合は代表者も記載する）および住所
 - (2) 代理人に代理させる場合は、代理人の氏名および住所
 - (3) 答弁の趣旨
 - (4) 答弁の理由および立証方法
- ③ 裁定委員会は、前2項の規定に適合する答弁があったときは、これを受理するとともに、申立人に対し、その旨を通知する。
- ④ 前項の通知には、答弁書1部を添付しなければならない。
- ⑤ 裁定委員会は、第1項に定める期間内に被申立人から答弁書が提出されなかった場合には、申立人の主張を認める裁定を行うことができる。

第7条〔提出書類の部数〕

本規程により申立人または被申立人が提出する書類の部数は、委任状を除き3部（原本を提出するときは、その写しを含めて3部）とする。ただし、当事者が3名以上のときは、当事者1名につき1部増加する。

第8条〔申立内容の変更〕

申立人は、被申立人に対し裁定申立の通知が発信された後においては、裁定委員会の承認を得なければ、申立の内容を変更することができない。

第9条〔訳文の添付〕

当事者が裁定委員会に対して提出する書面が外国語で記載されている場合には、日本語の訳文を添付しなければならない。

第10条〔代理人〕

弁護士および裁定委員会が承認した者以外の者は、申立人または被申立人の代理人となることができない。

第11条〔審理または調査のための権限等〕

裁定委員会は、申立の審理のために必要と認めるときは、第三者の証言もしくは鑑定人の鑑定を求め、または資料の提出を命じることができる。

第12条〔費用の負担〕

前条の調査に要する費用は、原則として当事者が負担するものとする。

第13条〔裁 定〕

- ① 裁定委員会は、申立の内容につき調査・審理した上、次の事項を記載し、委員長および審理に参加した委員が署名押印した裁定書を作成し、これをチェアマンに提出しなければならない。
 - (1) 当事者の氏名または名称（法人の場合は代表者も記載する）および住所
 - (2) 代理人があるときは、その氏名および住所
 - (3) 主文（裁定委員会の判断の結論）
 - (4) 判断の理由
 - (5) 裁定書の作成年月日
- ② 前項の裁定書には、申立手数料およびその他の費用を負担する当事者およびその割合を記載しなければならない。

第14条〔和 解〕

- ① 申立後当事者が和解した場合において、裁定委員会がその和解の内容を相当と認めるときは、その和解の内容を裁定書に記載する。
- ② 前条第1項第1号、第2号および第5号ならびに第2項の規定は、前項の場合に準用する。

第15条〔裁定委員会の運営細則〕

裁定委員会は、裁定委員会の会議その他運営に関する細則を定めることができる。

第16条〔施 行〕

本規程は、平成5年4月1日から施行する。

試合実施時における Ｊリーグ安全理念

Ｊクラブは、試合を通じ観客に本当の満足と快適さを提供するために、以下の安全に関する理念に基づき行動するものとする。

1. 観客の安全を何よりも優先する。
2. 選手およびチームスタッフは、かけがえのない財産であり、また審判は競技進行の要であって、その安全性は確保されなくてはならない。
3. マッチコミッショナーおよび競技スタッフは、試合運営に欠かせぬ存在であり、その安全性は確保されなくてはならない。
4. 選手にフェアプレイを徹底し、観客にはフェアプレイ精神に則った応援・観戦を心から願う。
5. 競技場の安全性の充実を目指す。

スローガン

試合実施時におけるセキュリティは、究極の観客サービスである。

2001 Jリーグ試合実施要項

本実施要項は、2001年のJ1、J2のリーグ戦実施に関し定めるものであり、リーグ戦の試合（以下「試合」という）運営はすべてこの要項に定めるところによる。

第1節 競技場

第1条〔競技場の確保と維持〕

Jクラブは、次条以下に定める要件を具備する競技場を確保し、良好な状態でホームゲームを実施し得るよう、これを維持管理する責任を負う。

第2条〔競技場〕

- ① 競技場は、次の各号の条件を満たすものでなければならない。
 - (1) ピッチは、天然芝であり、原則として縦長105m、横幅68mであること
 - (2) ピッチの外側周囲には、原則としてすべて1.5m以上の芝生部分を確保すること（したがって、縦長108m以上、横幅71m以上の芝生部分を確保すること）
 - (3) ゴールのポストおよびバーは白色かつ丸型（直径12cm）で、埋め込み式その他Jリーグが安全性を認定したものであり、鉄製その他ボールを反発するような補強材を使用しないこと
 - (4) ゴールネットは白色であること
 - (5) コーナーフラッグおよびコーナーフラッグポストは、Jリーグ指定のものであること
 - (6) ラインは幅12cmとし、明瞭に引くこと（原則としてペイント方式とする）
- ② フィールド（ピッチおよびその周辺部分）には、選手のプレーに影響を与え、または危険を及ぼすおそれのある物は一切放置もしくは設置してはならない。
- ③ 競技場の観客席は、下記のとおりとする。ただし、芝生席は、観客席とはみなされない。
 - (1) J1クラブ主管公式試合：15,000人以上収容できること
 - (2) J2クラブ主管公式試合：10,000人以上収容できること
- ④ 競技場には、平均1,500ルクス以上の照度をもつ照明装置を設置しなければならない。

第3条〔競技場付帯設備および旗の掲揚〕

- ① 競技場は、次の各号の付帯設備を備えるものでなければならない。
 - (1) 本部室
 - (2) 更衣室（温水シャワーが使用でき、かつ、ホームチーム、ビジターチームおよび審判員について各々別個に用意されていること）

- (3) 記録室（ピッチ全体を見渡すことができ、かつ、個室であること）
 - (4) 医務室
 - (5) ドーピングコントロール室
 - (6) 警察・消防控室
 - (7) 記者室
 - (8) カメラマン室
 - (9) 来賓席
 - (10) 記者席（ピッチ全体を見渡すことができ、屋根付きで、かつ、手元照明付きの机を備えていること）
 - (11) 場内放送設備
 - (12) 放送中継用ブース
 - (13) スコアボード（原則として電光掲示盤であること）
 - (14) メンバー掲示板（スコアボードでの兼用可）
 - (15) リーグ旗およびクラブ旗の掲揚ポール
 - (16) 入場券売場
 - (17) 飲食物およびサッカー関連グッズ等の販売所
- ② ホームクラブは、リーグ旗、クラブ旗およびチャンピオンフラッグ（ホームチームが前年のチャンピオンチームである場合に限る）を次の各号のとおり掲揚しなければならない。
- (1) リーグ旗：中央
 - (2) ホームクラブ旗：ピッチから向かって左
 - (3) ビジタークラブ旗：ピッチから向かって右
 - (4) チャンピオンフラッグ：前年のチャンピオンチームのクラブ旗の下（ホームゲームのみ掲揚）
- ③ リーグ旗およびクラブ旗の大きさは天地1,800mm、左右2,700mmとする。

第4条〔照明装置〕

Jクラブは、競技場の照明装置の故障を未然に防止し、かつ、故障箇所をすみやかに修理するための措置を講じるよう努めなければならない。

第5条〔ベンチ〕

- ① ベンチは、原則として次の各号の要件を満たすものでなければならない。
 - (1) ピッチのタッチラインから5m以上離れ、かつ、その一端がハーフウェイラインから10m以内に懸かる位置に設置すること
 - (2) 屋根を備えていること（ただし、観客等の視野を妨げるものであってはならない）
- ② ベンチの前面（ピッチ側）には、テクニカルエリアを設置する。
- ③ ホームチームのベンチは、原則としてメインスタンドからピッチに向かって左側に設置する。

第6条〔医事運営〕

- ① ホームクラブは、次の各号のとおり医事運営を行わなければならない。

- (1) 医務室には、協会のスポーツ医学委員会が定めた救急用機器および医薬品（別紙1）を備えること
 - (2) 試合の開催時には、競技場の観客等の事故に対処するため、医師および看護婦各1名以上を開門時から閉門時まで待機させること
 - (3) 試合の開催に先立ち、競技場で生じる重度の外傷および疾病に対処するため、あらかじめ救急移送病院を確保しておくこと
 - (4) 競技場内医事運営担当の医師に、試合の開催時に競技場で生じた外傷および疾病のすべてを記載した所定の「会場内医事報告書」を作成させ、その「正」をJリーグ事務局運営部へ可及的すみやかに提出すること
- ② 前項第2号の医師および看護婦の手当て等は、以下の金額を標準とする。
- 手当て：医師 30,000円（日給）
看護婦 10,000円（日給）
- 交通費・宿泊費：Jリーグの「旅費規程」による

第7条【ビジタークラブのための観客席の確保】

ホームクラブは、ビジタークラブを応援する観客のために、適正な数の席を確保しなければならない。

第8条【広告看板等の設置】

- ① 競技場には、Jリーグが指定した位置にJリーグの看板または横断幕を掲出できるスペースを別表1のとおり確保しなければならない。
 - (1) サイズ：J 1クラブ 900mm×6,000mm
J 2クラブ 900mm×9,000mm
 - (2) 枚数：1枚
- ② 競技場には、Jリーグが指定した位置にオフィシャルスポンサーの広告看板または横断幕を掲出できるスペースを別表1のとおり確保しなければならない。
 - (1) サイズ：900mm×6,000mm
 - (2) 枚数：最大24枚
 - (3) 色：4色
- ③ 競技場には、Jリーグが指定した位置にフェアプレイキャンペーン用パネルを掲出できるスペースを確保しなければならない。
 - (1) サイズ：500mm×500mm
 - (2) 枚数：2枚
 - (3) 位置：ベンチ横、ハーフウェイライン側
- ④ 競技場には、Jリーグが指定した位置にフェアプレイキャンペーン用の横断幕を掲出できるスペースを確保しなければならない。
 - (1) サイズ：1,200mm×7,200mm
 - (2) 枚数：1枚
- ⑤ クラブスポンサーの広告看板または横断幕を掲出する場合は、次の各号の条件を満たさなければならない。

- (1) サイズ：900mm×4,500mm
- (2) 色：4色
- ⑥ 第2項、第4項および第5項の広告看板等の設置位置は、次の各号のとおりとする。ただし、観客等の視野を妨げるものであってはならない。
 - (1) タッチライン側：タッチラインから5m以上離れていること
 - (2) ゴールライン側：ゴールラインから5m以上離れたカメラマン用のラインに沿っていること
- ⑦ クラブスポンサー等の広告看板または横断幕を掲出する場合は、原則として掲出日の7日前までに所定の「広告掲出申請書」（別紙2）によりJリーグ事務局運営部に届け出なければならない。

第9条〔競技場における告知等〕

- ① ホームクラブは、競技場において、次の各号の事項を告知しなければならない。
 - (1) 選手、審判員およびマッチコミッショナー
 - (2) 試合方式
 - (3) 選手および審判員の交代
 - (4) 得点者および得点時間（得点直後に）
 - (5) ロスタイム
 - (6) 他の試合の途中経過および結果
 - (7) 入場者実数
 - (8) 前各号のほか、Jリーグの指定する事項
- ② ホームクラブは、試合の前後およびハーフタイムに、次の各号の事項を行うことができる。
 - (1) 次の試合の予定の告知
 - (2) 事前にJリーグに届け出て承認を得た広告宣伝
 - (3) 音楽放送
 - (4) チームまたは選手に関する情報の告知
 - (5) 前各号のほか、Jリーグの承認を得た事項

第10条〔公式試合開催指定競技場の指定〕〈削除〉

第11条〔競技場の視察〕

- ① Jリーグは、試合開催の可否を確認するため競技場を視察することができ、その結果、試合開催が困難であると判断したときは、その旨を遅滞なくチェアマンに報告しなければならない。
- ② チェアマンは、前項の報告を受けたときは、その競技場での試合の実施を中止する決定を下すことができる。
- ③ 前項の中止の決定およびその通知は、試合開催日の2か月前までにホームクラブに対して行わなければならない。

第12条〔悪天候の場合のピッチ整備の義務〕

ホームクラブは、降雪または降雨等、悪天候の場合であっても、可能な限りピッチを整備し、その競技場での試合を実施することができるよう最善の努力をしなければならない。

第2節 試 合

第13条〔大会方式〕

J1、J2のリーグ戦は、以下の通りとする。

- (1) J1：2ステージ制。各ステージとも1回戦総当たり
- (2) J2：ホーム&アウェイ方式による4回戦総当たり

第14条〔試合の主催等〕

- ① 試合は、すべて協会およびJリーグが主催し、Jリーグが主管する。
- ② Jリーグは、試合のホームゲームの主管をホームクラブに委譲する。

第15条〔主管権の譲渡〕

ホームクラブは、Jリーグの事前の承認を得て、その主管するホームゲームの主管権を、協会に所属する地域サッカー協会および都道府県サッカー協会に対し譲渡することができる。ただし、この場合においても、ホームクラブは、Jリーグ規約上の義務を免れるものではない。

第16条〔競技規則〕

試合は、すべて国際サッカー連盟（FIFA）および協会の競技規則に従って実施される。

第17条〔届出義務〕

- ① Jクラブは、2001年1月31日までに次の各号の事項を所定の方法によりJリーグ事務局に届け出なければならない。
 - (1) 選手
 - (2) 実行委員、運営担当および広報担当等
 - (3) 監督、コーチ、チームドクター、マッサー等（以下「チームスタッフ」という）
- ② 前項により届け出た事項に追加、抹消等の変更があった場合にも前項の方法によりすみやかに届け出なければならない。
- ③ Jリーグ事務局は毎週金曜日（ただし、その日がJリーグ事務局の営業日でないときは、その直前の営業日）の11:00までに届出のあった追加、抹消などの変更に対して、同日中にその承認の是非を決定する。

第18条〔出場資格〕

- ① 協会への選手登録（以下「登録」という）を完了し、かつJリーグ規約第99条の2に定め

るＪリーグ登録を行った選手のみが、試合における出場資格をもつ。

- ② Ｊクラブの２種チームに所属し、事前にＪリーグ事務局長の承認を受けた選手（各Ｊクラブ５名以内）には、所属クラブが参加するＪ１またはＪ２への出場資格が与えられる。
- ③ 選手は、試合出場に際し、協会の発行する選手証（以下「選手証」という）を携帯しなければならない。

第19条〔出場資格を得るための追加登録期限〕

- ① Ｊ１第１ステージについては、2001年6月15日までに、同第２ステージについては、2001年10月26日までに登録およびＪリーグ登録を完了した選手のみが当該ステージへの出場資格をもつ。
- ② Ｊ２については、2001年8月31日までに登録およびＪリーグ登録を完了した選手のみが当該リーグ戦への出場資格をもつ。

第20条〔出場可能日〕

前2条により登録を完了した選手は、登録完了日の翌日から試合に出場することができる。

第21条〔メディカルチェック〕

- ① Ｊクラブは、2001年2月23日までに、選手に関する「Ｊリーグメディカルチェック報告書」をＪリーグ事務局運営部に提出しなければならない。ただし、追加登録する選手については、登録のつど提出するものとする。
- ② スポーツ医学委員会は、「Ｊリーグメディカルチェック報告書」において異常所見を示した選手に対する医学的処置について勧告を行うことができる。

第22条〔試合エントリー選手の人数〕

各試合にエントリーできる選手の人数は、1チーム16名以内とする。

第23条〔外国籍選手〕

試合エントリーすることができる外国籍選手は、1チーム3名以内とする。

第24条〔ユニフォーム〕

リーグ戦において使用するユニフォームは別途定める「ユニフォーム要項」による。

第25条〔フィールド内のチーム要員〕

- ① フィールド上に用意されたベンチには、第17条第1項第3号および第2項に定める届け出を行ったチームスタッフのうち、「メンバー提出用紙」（別紙5）に記載された者6名および交代選手5名の合計11名が着席できる。
- ② ベンチ内での喫煙および通信機器類の使用は禁止する。
- ③ 交代要員はピッチの周辺でウォーミングアップする際、試合進行に影響をおよぼさないよう、シャツの上から異なる色のビブスを着用する等、識別可能な状態で行わなくてはならない。

- ④ Jクラブは、協会、Jリーグの決定により、ベンチ入りを停止された者、出場停止処分を受けた者、または試合中に主審により退場もしくは退席を命じられた者をベンチ入りさせてはならない。
- ⑤ 退席を命じられた監督またはコーチは、フィールド内に留まってはならず、選手等への指示を出してはならない。また、ベンチ入りの停止処分中の者は、観客席以外に立ち入ってはならない。
- ⑥ 主審が選手の負傷等により試合を中断し、チームスタッフの立ち入りを認める旨の合図をした場合に、チームスタッフは1名に限り、負傷者のための飲水用ボトル1本とタオルを携帯し、ピッチ内に立ち入ることができる。ただし、このスタッフは可及的すみやかに負傷の程度を判断したうえピッチ外に退去しなければならない。
- ⑦ 延長戦に入る前の休憩時間にピッチ内に立ち入ることができる者は、「メンバー提出用紙」に記載されたチームスタッフおよび選手とする。ただし、主審より退場または退席を命じられた者を除く。
- ⑧ 前各項に違反する行為は、主審により排除されるものとし、試合終了後に主審から報告を受けた規律委員会により処分を決定される。

第25条の2〔テクニカルエリアの使用〕

- ① 試合中テクニカルエリア内において、ベンチから出て指示を出すことのできる者は、監督に限られる。
- ② 監督が通訳業務を行う者を必要とする場合、あらかじめ「メンバー提出用紙」にて申告しなければならない。
- ③ テクニカルエリア内において前項の通訳業務を行う者は1名に限り、監督と一緒になければテクニカルエリアを使用できない。
- ④ 監督が退席処分を命じられた場合は、あらかじめ「メンバー提出用紙」に記載されたものが代行できるものとする。

第26条〔試合の勝敗の決定〕

試合は、次の各号に従い勝敗を決定する。

- (1) 90分間で勝敗が決しない場合には、5分間の休憩ののち、30分間（前後半各15分間）を限度として延長戦を行う
- (2) 前号の延長戦においては、前後半にかかわらず、先に得点をしたチームを勝者とし、当該得点の時点でただちに試合終了とする
- (3) 第1号の延長戦で勝敗が決しない場合は、引き分けとする

第27条〔J1第1、第2各ステージの順位決定〕

- ① J1第1、第2各ステージが終了した時点で、勝点（90分間での勝利3点、延長戦による勝利2点、引き分け1点、敗戦0点）の合計が多いチームを上位とし、順位を決定する。ただし、勝点が同一の場合は、次の各号の順序により順位を決定する。
 - (1) 得失点差
 - (2) 総得点数

- (3) 当該チーム間の対戦成績
 - (4) 順位決定戦
- ② 前項第4号の順位決定戦は、実行委員会が必要と判断した場合にのみ実施され、その他の場合は、代表者による抽選によって順位が決定される。

第28条〔年間順位の決定〕

- ① J1第1、第2各ステージの優勝チームが異なる場合、年間優勝チームの決定戦（以下「チャンピオンシップ」という）を行い、年間順位の1位、2位を決定する。3位以下は、各ステージにおける勝点の合計によって決定する。ただし、勝点が同一の場合は、次の各号の順序により決定する。
- (1) リーグ戦全試合の得失点差
 - (2) リーグ戦全試合の総得点数
 - (3) 当該チーム間の対戦成績（イ. 勝点 ロ. 得失点差 ハ. 総得点数）
 - (4) 順位決定戦
- ② 前項第4号の順位決定戦は、実行委員会が必要と判断した場合にのみ実施され、その他の場合は、代表者による抽選によって順位が決定される。
- ③ J2はリーグ戦が終了した時点で、勝点（90分間での勝利3点、延長戦による勝利2点、引き分け1点、敗戦0点）の合計が多いチームを上位とし、年間順位を決定する。ただし、勝点が同一の場合は、第1項第1号から第4号までの各号の順序により順位を決定する。
- ④ J1第1、第2各ステージの優勝チームが同一の場合は、当該チームを優勝とし、2位以下は第1項の3位以下の決定方法と同様とする。

第29条〔審判員〕

- ① 主審、副審および第4の審判員については、Jリーグが協会の審判委員会に対し、協会登録の1級審判員で、かつJリーグ規約第99条の3に定めるJリーグ登録を行った者（ただし、第4の審判員は原則1級）の派遣を依頼する。
- ② 審判員は、キックオフ時刻の90分前までに競技場に到着しなければならない。
- ③ 主審または副審のいずれかにその職務の続行が不可能となる事態が生じた場合、第4の審判員は、マッチコミッショナーの承認のもとに原則として副審を務める。
- ④ 審判員の手当て等は次のとおりとする。
- 手当て：（J1）主審 50,000円 副審 30,000円 第4の審判員 10,000円
 （J2）主審 30,000円 副審 15,000円 第4の審判員 8,000円
- 交通費・宿泊費：Jリーグの「旅費規程」による
- ⑤ 緊急事態により審判員が交代または試合が中止になった場合の手当て等の支払いは次のとおりとする。
- (1) 試合開始前に疾病・負傷その他の理由により審判員の職務を務められなかった場合および試合が中止になった場合、手当ては支払わない。交通費はJリーグの「旅費規定」による
 - (2) 試合途中の負傷等により交代した場合および試合が中止になった場合、それまでの職務に対して次の手当てを支払う

- イ. 主審が副審または第4の審判員となる場合、および副審が第4の審判員となる場合：
手当て：（J1）主審 30,000円 副審 20,000円 第4の審判員 7,000円
（J2）主審 20,000円 副審 10,000円 第4の審判員 5,000円
交通費・宿泊費：Jリーグの「旅費規程」による（移動がともなった場合にのみ支払い）
ロ. 副審が主審になる場合、および第4の審判員が主審または副審となる場合は前項に準
ずる

第30条〔通行証〕

Jリーグは、次の各号の通行証を発行し、通行証を所有する者の通行可能エリアを指定する。

- (1) OFFICIAL（紫）：オールエリア通行可
- (2) TEAM（紫）：オールエリア通行可
- (3) TEAM（赤）：本部室、フィールド、更衣室、練習場、その他運営ゾーン
- (4) SUPPLIER（青）：本部室、その他運営ゾーン
- (5) PRESS（緑）：記者室、記者席、カメラマン室、観客ゾーン、その他運営ゾーン
- (6) TV STAFF・RADIO STAFF（茶および黄）：フィールド（ピッチを除く）、観客ゾーン、その他運営ゾーン
- (7) カメラマンゼッケン（オフィシャル・紫、PRESS・黄、TV-PRESS・赤、報道連絡員・黒、テレビ中継・白、スカウティング・青）：フィールド（ピッチを除く）、記者室、記者席、カメラマン室、その他運営ゾーン

第31条〔入場料〕

- ① 入場料金はホームクラブが設定し、料金の体系をJリーグの指定日までに「入場券報告書」（別紙6）により報告する。
- ② 大人の有料入場者が同伴する小学生未満の幼児の入場料金は、無料とする。ただし有料入場者1名につき1名に限る。
- ③ 入場券の販売は、売り切れにならない限りその試合の後半15分経過時まで行う。

第32条〔試合球〕

ホームクラブは、キックオフ時刻の120分前までにJリーグの指定する試合球を7個用意し、試合をマルチボールシステムにて行う。

第33条〔Jクラブの責任〕

- ① ホームクラブは、選手、審判員、役員および観客等の安全を確保する責任を負う。
- ② ホームクラブは、観客が試合の前後および試合中において秩序ある適切な態度を保持するよう努める義務を負い、ビジタークラブはこれに協力しなければならない。

第3節 運 営

第34条〔日 程〕

リーグ戦は、Ｊリーグにより決定された日程に従い開催される。

第35条〔試合の日時または場所の変更〕

- ① 試合の開催日、キックオフ時刻または開催地の変更は、次の手続きに従い決定する。
 - (1) ホームクラブは、Ｊリーグ事務局運営部に対し、変更しようとする開催日の30日前までに「試合開催に関する変更申請書」(別紙7)により申請する
 - (2) チェアマンは、変更の可否を判断し、変更される開催日の20日前までに変更の可否をホームクラブおよびビジタークラブの双方に通知する
- ② 前項の手続きが行われない場合、ビジタークラブは、当該変更を拒否することができる。
- ③ やむを得ない特別の事情がある場合において、ホームクラブの申請に基づきチェアマンが承認したときは、前2項の規定にかかわらず、開催の日時または場所を変更することができる。

第36条〔特別の事情による変更〕

Ｊクラブは、協会またはＪリーグにおいて特別の事情がある場合には、日程等の変更に応じなければならない。

第37条〔運営責任〕

- ① 試合の運営にあたっては、ホームクラブの実行委員が一切の責任を負う。
- ② ホームクラブの実行委員は、キックオフ時刻の120分前までに競技場に到着しなければならない。
- ③ ホームクラブの代表取締役社長が実行委員を兼務している場合においては、あらかじめチェアマンに届け出て承認を得た者に、本実施要項に定める実行委員の職務を代行させることができる。

第38条〔抱き合わせ開催の禁止〕

公式試合は、Ｊリーグまたは協会以外の第三者が主催するサッカーその他のスポーツの試合またはイベント等と抱き合わせで開催してはならない。ただし、Ｊクラブが主催する地域振興のための試合・イベントおよび選手育成のための試合であって、荒天時には中止できるものに限る、Ｊリーグ事務局長の承認を受け、実施することができる。

第39条〔マッチコミッショナー〕

- ① マッチコミッショナーは、実行委員会が推薦し、理事会が承認した後、チェアマンが任命し、各試合に派遣される。
- ② マッチコミッショナーは、次の事項を遵守しなければならない。
 - (1) キックオフ時刻の120分前までに競技場に到着すること

- (2) 選手証により選手の試合における出場資格を確認し、「メンバー提出用紙」の記載事項に不備があればそのチームに修正させること
 - (3) キックオフ時刻の70分前に双方のチームの監督、実行委員、運営担当（正）、および審判員を集め、留意事項等を確認すること。ただし、ビジタークラブの実行委員、運営担当（正）については、代理出席を認める
 - (4) 試合終了後24時間以内にJリーグ事務局運営部宛に「マッチコミッショナー報告書」（別紙8）を発信すること
 - (5) 試合の中断または競技中の悪質な違反による退場等の重大な事項が発生した場合に、所定の手続きにより「緊急報告書」（別紙9）をすみやかにチェアマンに提出すること
 - (6) 裁定委員会または規律委員会より出席を求められた場合に、これに出席し報告すること
 - (7) 前各号のほか、別途チェアマンの定める事項を行うこと
- ③ ホームクラブは、フィールドおよび観客席の全体を見渡すことができる場所にマッチコミッショナー席を設置しなければならない。
 - ④ マッチコミッショナーの手当て等は以下のとおりとする。
手当て：（J 1）30,000円 （J 2）20,000円
交通費・宿泊費：Jリーグの「旅費規程」による
 - ⑤ 試合が中止された場合の手当て等は以下のとおりとする。
手当て：（J 1）20,000円 （J 2）15,000円
交通費・宿泊費：Jリーグの「旅費規程」による（移動がともなった場合にのみ支払い）

第40条〔試合の中止および中断の決定〕

- ① 試合の中止は、主審が、マッチコミッショナーおよびホームクラブの実行委員と協議のうえ決定する。ただし、主審が到着する前にやむを得ない事情により試合を中止する場合は、マッチコミッショナーおよびホームクラブの実行委員が協議のうえ決定する。
- ② 主審が試合の中断を決定した場合、ホームクラブは試合を再開することができるよう最善の努力をしなければならない。

第41条〔競技場への到着〕

双方のチームはバスを使用し、原則としてキックオフ時刻の70分前までに競技場に到着しなければならない。

第42条〔キックオフ時刻の厳守〕

- ① いずれのチームも、あらかじめ定められたキックオフ時刻を厳守しなければならない。
- ② 不可抗力またはテレビもしくはラジオの同時中継放送の都合によりキックオフ時刻を遅らせる場合は、主審およびマッチコミッショナーの事前の承認を得なければならない。ただし、テレビもしくはラジオの放送の都合による遅延は、5分以内に限る。
- ③ いずれか一方のチームがキックオフ時刻に競技場に現れない場合、相手チームは45分間、待機する義務を負う。

- ④ 後半のキックオフ時刻は、前半のキックオフ指定時刻（主審とマッチコミッショナーにより最終確認された時刻をいう）の60分後とする。ただし、前半のロスタイム等が5分を超えた場合、超えた分だけ後半のキックオフ時刻を遅らせることとする。

第43条〔敗戦とみなされる場合〕

試合が一方のチームの責に帰すべき事由により開催不能または中止となった場合には、その過失あるチームは、原則として0対3で敗戦したものとみなされる。

第44条〔メンバー提出〕

- ① 双方のチームは、キックオフ時刻の150分前までに「メンバー提出用紙」に必要事項を記入し、全選手の選手証とともにホームクラブの運営担当に提出し、試合エントリーを完了しなければならない。
- ② 試合エントリー完了後からキックオフ時刻までの間における選手の変更は、練習中の負傷または急病等やむを得ない事情があり、かつ、主審およびマッチコミッショナーの承諾を得た場合に限り認められる。

第45条〔主審の確認事項〕〈削 除〉

第46条〔選手の交代〕

試合中の選手の交代は、次の各号のとおりとする。

- (1) 選手の交代は、3名以内とする。ただし、延長戦を行う場合は更に1名交代できるものとする
- (2) 交代は、退出する選手の選手番号を交代ボードで提示したうえ、行わなければならない

第47条〔不可抗力による開催不能または中止〕

試合が不可抗力により開催不能または中止となった場合、その勝敗の決定方法は、理事会において協議のうえ決定する。

第48条〔開催不能または中止となった試合の記録〕

開催不能または中止となった試合の出場および得点は、記録されない。ただし、警告・退場の処分については規律委員会に委ねられるため、記録として残る場合がある。

第49条〔入場料金の払い戻し〕

入場料金の払い戻しは、原則として次の各号の場合に行う。

- (1) 試合が不可抗力により開催不能または中止となった場合
- (2) 試合前に、いずれかのチームの責に帰すべき事由により試合が開催不能となった場合

第50条〔係 員〕

- ① ホームクラブは、試合実施を円滑に進行するため、次の各号の補助係員をおき、必要な業務を行わせる。

- (1) 場内外の警備・案内要員
 - (2) 場内放送要員
 - (3) ボールボーイ
 - (4) 担架要員（8名、担架を2台用意しておくこと）
- ② ホームクラブは、マッチコミッショナーが円滑に業務を行うため、ホームクラブの運営担当との交信が可能な通信機器を持ち合わせた補助係員をおかなければならない。

第51条〔マスコミ対応〕

- ① 報道関係者の取材（インタビューを含む）は、原則として練習開始から試合終了時までには行わない。ただし、それぞれのクラブの広報担当を通じての取材は行うことができる。
- ② 試合におけるホームクラブのマスコミ対応は次のとおりとする。
 - (1) カメラ（スチールおよびテレビ）による撮影およびペン記者の取材場所を指定する
 - (2) 「試合メンバー表」（別紙10）の配布は、キックオフ時刻の80分前に行う
 - (3) ハーフタイム時には双方の監督のコメント等を配布する
 - (4) 試合終了後の監督および選手の記者会見場所を設ける
 - (5) 記者室およびカメラマン室を設ける

第52条〔公式記録〕

- ① 記録員は、所定の公式記録用紙（別紙11）により、試合記録を作成し、試合終了後、内容確認のためマッチコミッショナー、主審およびホームクラブの運営担当（正）の署名を受けたのち、すみやかに報道関係者等に配布する。
- ② ホームクラブの運営担当（正）は、公式記録の原紙をすみやかにJリーグ事務局運営部に提出しなければならない（観客数は入場者実数を記入）。

第53条〔試合運営報告〕

- ① ホームクラブの実行委員は、試合の実施または運営に関し問題が生じた場合、試合終了後すみやかに「試合運営報告書」（別紙12）に必要事項を記載し、Jリーグ事務局運営部に提出しなければならない。
- ② チームドクターは、選手が試合中または練習中に負傷した場合には、可及的すみやかにJリーグ事務局運営部に対し「Jリーグ傷害報告書」を提出しなければならない。

第54条〔退場処分〕

退場処分を受けた選手は、規律委員会の決定があるまで出場を停止される。また、退席処分を受けたチームスタッフについても同様とする。

第55条〔警告による出場停止処分〕

累積された警告による出場停止処分は、規律委員会が定めるところによる。

第4節 試合の収支

第56条〔試合の費用負担等〕

ホームクラブは、ホームゲームにおける収入を受領し、その試合の開催に要する次の費用を負担する。

- (1) 運営人件費
- (2) 競技場使用料（付帯設備使用料を含む）
- (3) 競技場仮設設備設置費用（テント設営料等）
- (4) 入場券・招待券の印刷費
- (5) 入場券販売手数料
- (6) 広告宣伝費
- (7) クラブスポンサーの看板等の費用（競技場への掲出料を含む）
- (8) その他運営に係わる費用

第57条〔不可抗力による試合中止等の場合の費用の負担〕

すでに何らかの経費の発生している試合が、不可抗力により開催不能または中止となった場合には、ホームクラブにおいて発生した前条第1号から第4号までの費用および入場料金払戻し手数料ならびに双方のチームにおいて発生した交通費・宿泊費はＪリーグが負担する。

第58条〔帰責事由あるクラブの費用の補償〕

- ① ホームクラブの責に帰すべき事由により試合が開催不能または中止となった場合、ホームクラブはビジターチームに発生した交通費・宿泊費を補償しなければならない。
- ② ビジタークラブの責に帰すべき事由により試合が開催不能または中止となった場合、ビジタークラブはホームクラブに発生した第56条第1号から第8号までの費用および入場料金払戻し手数料ならびに交通費・宿泊費を補償しなければならない。

第59条〔テレビ放送権〕

- ① 試合のテレビ放送権はＪリーグに帰属する。
- ② 試合のテレビ放送権料は、別途Ｊリーグが定めるところによる。
- ③ 前項の放送権料は、別途定める基準によりすべてのＪクラブにそれぞれ配分するものとする。

第60条〔収支報告〕

Ｊクラブは、リーグ戦終了後30日以内に、収支報告として、主管した試合の「試合収支決算書」（別紙13）の写しをＪリーグに提出しなければならない。

第61条〔納付金〕

ホームクラブは、主管した試合の入場料収入のうちの3%相当額を協会に納付しなければ

ならない。

第62条〔納付期限〕

すべてのＪクラブは、リーグ戦終了後60日以内に、所定の納付金を納めなければならない。

第63条〔遠征費用〕

- ① チームの遠征に要する交通費・宿泊費は、「旅費規程」第2条の定めるところによる。
- ② ホームクラブの都合によりホームタウン以外の競技場で試合を実施したことにより発生したビジターチームの交通費・宿泊費の増額分は、ホームクラブが負担する。

2001 Jリーグサントリーチャンピオンシップ試合実施要項

第1条〔趣 旨〕

本実施要項は、2001 Jリーグサントリーチャンピオンシップ（以下「本大会」という）の試合（以下「試合」という）の実施に関し定める。試合の実施に関して本要項に定めのない事項については『2001 Jリーグ試合実施要項』を準用する。

第2条〔大会方式〕

本大会の方式は以下の通りとする。

- (1) J1第1、第2各ステージの優勝チームの対戦により行う
- (2) 試合はホーム&アウェイ方式により2試合行い、第1ステージ優勝チームが第1戦のホームゲームを行う

第3条〔出場資格〕

J1第2ステージへの出場資格を有する選手のみが、試合への出場資格を有す。

第4条〔試合の勝敗および優勝チームの決定〕

- ① 90分間で勝敗が決しない場合には、引き分けとする。
- ② 2試合が終了した時点で、勝利数が多いチームを優勝とする。
- ③ 2試合が終了した時点で、勝利数が同数の場合には、次の各号の順序により優勝チームを決定する。
 - (1) 2試合の得失点差
 - (2) 2試合目終了時に、30分間（前後半15分間）を限度として行うVゴール方式の延長戦
 - (3) PK方式（各チーム5人ずつ。決着がつかない場合は6人目以降は1人ずつで、勝敗が決定するまで）
- ④ 第3項第2号の延長戦に出場する者は、2試合目終了時にピッチ内でプレーしていた選手とする。ただし、2試合目と合わせて最大4名までの交代を行うことができる。
- ⑤ 第3項第3号におけるPK方式に参加できる者は、延長戦終了時にピッチ内でプレーしていた選手のみとする。ただし、ゴールキーパーについては、負傷によりプレー続行不可能で、かつ延長戦終了までに選手交代が4名に達していない場合に限り、残りの交代要員と交代することができる。

第5条〔優勝チームの決定〕 <削 除>

第6条〔広告看板等の設置〕

- ① ホームクラブは、競技場において、Jリーグの指定した位置に大会タイトル看板を掲出できるスペースを確保しなければならない。

- (1) サイズ：900mm×13,500mm
- (2) 枚数：1枚
- ② ホームクラブは、競技場において、Ｊリーグが指定した位置に冠スポンサー、サブスポンサー及びＪリーグオフィシャルスポンサーが、広告看板または横断幕を掲出できるスペースを確保しなければならない。
- (1) サイズ
- イ. 冠スポンサー 900mm×6,000mm
- ロ. サブスポンサー 900mm×6,000mm
- ハ. Ｊリーグオフィシャルスポンサー 900mm×6,000mm
- (2) 枚数
- イ. 冠スポンサー 8枚
- ロ. サブスポンサー 最大12枚（1社につき1枚）
- ハ. Ｊリーグオフィシャルスポンサー 最大12枚（1社につき1枚）
- (3) 色
- イ. 冠スポンサー 4色
- ロ. サブスポンサー 4色
- ハ. Ｊリーグオフィシャルスポンサー 4色
- ③ ホームクラブは、競技場において、Ｊリーグが指定した位置にフェアプレイキャンペーン用パネルを掲出できるスペースを確保しなければならない。
- (1) サイズ：500mm×500mm
- (2) 枚数：2枚
- (3) 位置：ベンチ横、ハーフウェイライン側
- ④ ホームクラブは、競技場において、Ｊリーグが指定した位置にフェアプレイキャンペーン用横断幕を掲出できるスペースを確保しなければならない。
- (1) サイズ：1,200mm×7,200mm
- (2) 枚数：1枚
- ⑤ クラブスポンサーの広告看板または横断幕を掲出する場合は、次の各号の条件を満たさなければならない。
- (1) サイズ：900mm×4,500mm
- (2) 色 : 4色
- ⑥ 第2項、第4項および第5項の広告看板および横断幕の設置位置は、次の各号のとおりとする。ただし、観客等の視野を妨げるものであってはならない。
- (1) タッチライン側：タッチラインから5m以上離れていること
- (2) ゴールライン側：ゴールラインから5m以上離れたカメラマン用のラインに沿っていること
- ⑦ クラブスポンサー等の広告看板または横断幕を掲出する場合は、原則として掲出日の7日前までに所定の「広告掲出申請書」（別紙2）によりＪリーグ事務局運営部に届け出なければならない。

第7条〔手当等〕

審判員およびマッチコミッショナーの手当て等は、「2001Ｊリーグ試合実施要項」に定めるＪ1の金額に準ずる。

第8条〔チームの責に帰すべき事由による開催不能または中止〕

試合が一方のチームの責に帰すべき事由により開催不能または中止となった場合、その過失あるクラブの処分および勝敗の決定については、理事会にて協議のうえ決定する。

第9条〔不可抗力による開催不能または中止〕

試合が不可抗力により開催不能または中止となった場合、その勝敗の決定方法は、理事会において協議のうえ決定する。

第10条〔出場停止処分〕

- ① J1 その他公式試合において退場もしくは退席処分を受け、これによる出場停止が未消化である場合には、本大会において消化する。
- ② 本大会において退場もしくは退席処分を受け、これによる出場停止が本大会において未消化の場合には、協会の定める直近の公式試合において消化する。

第11条〔放送権〕

試合のテレビ放送権およびラジオ放送権はJリーグに帰属する。

第12条〔主管権〕

Jリーグは、各試合の主管権を各ホームクラブに委譲する。

第13条〔収支報告〕

各ホームクラブは、本大会終了後30日以内に、収支報告として、主管した試合の「試合収支決算書」(別紙13)の写しをJリーグに提出しなければならない。

第14条〔納付金〕

- ① ホームクラブは、主管した試合の入場料収入のうちの3%相当額を協会に納付しなければならない。
- ② ホームクラブは、主管した試合の入場料収入のうちの10%相当額をJリーグに納付しなければならない。ただし、シーズンチケットに本大会へ入場する権利が含まれている場合は、シーズンチケット料金の内、本大会相当分を含めた額を入場料収入という。

第15条〔納付期限〕

ホームクラブは、本大会終了後60日以内に、所定の納付金を納めなければならない。

第16条〔表彰〕

Jリーグは、別途定める「J1表彰規程」に従い本大会の表彰を行う。

第17条〔遠征経費〕

チームの遠征に要する交通費・宿泊費は、出場クラブが負担する。

2001 Jリーグヤマザキナビスコカップ試合実施要項

第1条〔趣 旨〕

本実施要項は、2001 Jリーグヤマザキナビスコカップ（以下「本大会」という）の試合（以下「試合」という）の実施に関して定める。試合の実施に関して本要項に定めのない事項については『2001 Jリーグ試合実施要項』を準用する。

第2条〔大会方式〕

本大会は、J1クラブおよびJ2クラブが参加し、トーナメント方式により、1回戦から準決勝まではホーム&アウェイ方式（計2試合）、決勝については1試合により行う。

第3条〔試合の主催等〕

- ① 試合は、すべて協会およびJリーグが主催し、Jリーグが主管する。
- ② Jリーグは、1回戦から準決勝までの試合の主管権をホームクラブに譲渡する。

第4条〔出場資格を得るための追加登録期限〕

2001年9月21日までに登録を完了し、かつJリーグ登録を行った選手のみが試合への出場資格を有する。

第5条〔試合の勝敗の決定〕

- ① 1回戦から準決勝までの試合は、90分間で勝敗が決しない場合には、引き分けとする。
- ② 1回戦から準決勝までにおける各回戦の2試合が終了した時点で、勝利数が多いチームを勝者とする。
- ③ 1回戦から準決勝までにおける各回戦の2試合が終了した時点で、勝利数が同数の場合には、次の各号の順序により勝者を決定する。
 - (1) 各回戦の2試合の得失点差
 - (2) 各回戦の2試合目終了時に、30分間（前後半各15分間）を限度として行うVゴール方式の延長戦
 - (3) PK方式（各チーム5人ずつ。決着がつかない場合は6人目以降は1人ずつで、勝敗が決するまで）
- ④ 決勝の試合は、90分間で勝敗が決定しなかった場合、次の各号の順序により勝者を決定する。
 - (1) 30分間（前後半各15分間）を限度として行うVゴール方式の延長戦
 - (2) PK方式（各チーム5人ずつ。決着がつかない場合は6人目以降は1人ずつで、勝敗が決するまで）
- ⑤ 第3項第2号および第4項第1号の延長戦に出場する者は、2試合目終了時にピッチ内でプレ

ーしていた選手とする。ただし、2試合目と合わせて最大4名までの交代を行うことができる。

- ⑥ 第3項第3号および第4項第2号におけるPK方式に参加できる者は、延長戦終了時にピッチ内でプレーしていた選手のみとする。ただし、ゴールキーパーについては、負傷によりプレー続行不可能で、かつ延長戦終了までに選手交代が4名に達していない場合に限り、残りの交代要員と交代することができる。

第6条〔順位の決定および表彰〕

決勝における勝者を優勝、敗者を2位、準決勝における敗者を3位として、別途定める「表彰規程」により表彰する。

第7条〔広告看板等の設置〕

- ① ホームクラブは、競技場において、Jリーグの指定した位置に大会タイトル看板を掲出できるスペースを確保しなければならない。
- (1) サイズ：900mm×13,500mm
- (2) 枚数：1枚
- ② ホームクラブは、競技場において、Jリーグの指定した位置に冠スポンサーおよびサブスポンサーが、広告看板または横断幕を掲出できるスペースを確保しなければならない。
- (1) サイズ
- | | |
|------------|---------------|
| イ. 冠スポンサー | 900mm×6,750mm |
| ロ. サブスポンサー | 900mm×6,000mm |
- (2) 枚数
- | | |
|------------|----------------|
| イ. 冠スポンサー | 6枚 |
| ロ. サブスポンサー | 最大10枚（1社につき1枚） |
- ③ 前項その他の広告看板および横断幕の設置位置は、次の各号のとおりとする。ただし、観客等の視野を妨げるものであってはならない。
- (1) タッチライン側：タッチラインから5m以上離れていること
- (2) ゴールライン側：ゴールラインから5m以上離れたカメラマン用のラインに沿っていること
- ④ クラブスポンサー等の広告看板または横断幕を掲出する場合は、原則として掲出日の7日前までに所定の「広告掲出申請書」（別紙2）によりJリーグ事務局運営部に届け出なければならない。

第8条〔手当等〕

審判員およびマッチコミッショナーの手当て等は、『2001 Jリーグ試合実施要項』に定めるJ1の金額に準ずる。

第9条〔通行証〕

- ① 1回戦から準決勝までの試合については、『2001 Jリーグ試合実施要項』に定める通行証およびホームクラブの発行する通行証により、競技場における通行可能エリアを指定する。

- ② 決勝の試合については、Ｊリーグが別途発行する通行証により、競技場における通行可能エリアを指定する。

第10条〔納付金〕

- ① ホームクラブは、主管した試合の入場料収入のうちの3%相当額を協会に納付しなければならない。
- ② 準々決勝および準決勝のホームクラブは、入場料収入のうちの10%相当額をＪリーグに納付しなければならない。ただし、シーズンチケットに準々決勝および準決勝へ入場する権利が含まれている場合は、シーズンチケット料金の内、準々決勝および準決勝相当分を含めた額を入場料収入という。

第11条〔遠征経費〕

チームの遠征に要する交通費・宿泊費は以下のとおりとする。

- (1) 1回戦から準決勝までの試合については出場クラブが負担する
- (2) 決勝については「旅費規程」第2条に基づきＪリーグが負担する

別紙 I

救急用機器・医薬品

カテゴリー	品名	数量
器材類	アンビューセット	1箱
	濃縮酸素	2本
	血圧計	1本
	聴診器	1本
	体温計	1本
	ペンライト	1本
	ギプスシーネ (4インチ×15インチ)	2本
	アロフェンスシーネ (指用)	2本
	ユリアパック	3本
	アイスクャップ	1本
	手袋 (未消毒)	少々
	ハサミ (13.5cm)	2本
	ピンセット	2本
	毛抜き	2本
爪切り	2本	
ガーゼ・包帯類	眼帯	2個
	アミホータイ	2本
	伸縮ホータイ	2本
	指キャップ	2本
	三角巾	2枚
	メディカルテープ	2本
	サージカルテープ	2本
	ヘルパッド	2本
	エラスコット (5cm,7.5cm,20cm)	各2本
	ケーバインガーゼ (中)	10袋
	救急絆	1箱
薬品類	ポントール (250mg)	100錠
	バファリン	36錠
	三共胃腸薬	100錠
	テオドール (50mg)	100錠
	パイロンA (PL)	30p
	ブスコパン (10mg)	100錠
	中外下痢止め	1箱 (小)
	センバア (塩酸メクリジン) 【めまい用】	20~30錠
	リスロンS (プロムワレル尿酸) 【鎮静剤】	20錠
	明治S トローチ (塩化好能'リジ'ム、キョウエス)	20錠
	ターゼン	100錠
	プリンペラン錠	100錠
消毒薬・外用薬など	消毒用ヒピテン (5%)	1瓶
	マキロン	1瓶
	三共目薬	1本
	ソフラチュール	10枚
	パテックスA	10袋

別紙 2

(1ページ目)

リーグ使用欄		
事務局長	所属長	担当

広告掲出申請書

(社)日本プロサッカーリーグ
 チェアマン 川淵 三郎 殿

下記のとおり競技場内(観客席を除く)へチームスポンサー等の広告を掲出することを申請いたします。

大会名	①J1(1st, 2nd) ②J2 ③リーグカップ ④Jサテライトリーグ ⑤その他()		
対象試合			
掲出媒体	①看板 ②横断幕 ③ユニフォーム ④その他()		
件数	件		
広告社名		業種	
内容(※サイズ、デザインロゴ、色彩等を記入、複数ある場合2ページ目以降に記入)			

年 月 日

クラブ名:

実行委員:

印

※サイズ、デザインロゴ、色彩等資料に関する資料があれば、添付すること

年 月 日

(2 ページ目以降)

チーム名：

	広告社名		業種	
内 容 (※サイズ、デザインロゴ、色彩等)				

	広告社名		業種	
内 容 (※サイズ、デザインロゴ、色彩等)				

	広告社名		業種	
内 容 (※サイズ、デザインロゴ、色彩等)				

	広告社名		業種	
内 容 (※サイズ、デザインロゴ、色彩等)				

[改訂：1999年2月16日]

選手登録申請

承認状況:Jリーグ事務局に申請中

チーム名					
届出目的	<input type="radio"/> 新規追加	<input type="radio"/> 変更	<input type="radio"/> 抹消	<input type="radio"/> 年次確認	
契約期間	年	月	日	～	年 月 日
※ 期限付き移籍の場合は、移籍元クラブとの契約期間を入力					
外国籍扱区分	<input type="radio"/> 日本人 <input type="radio"/> 準日本人扱い <input type="radio"/> 外国籍扱い				
JFA選手登録番号					
選手登録名					
(フリガナ)					
(英文)					
(英文2)					
背番号					
ポジション	<input type="radio"/> GK	<input type="radio"/> DF	<input type="radio"/> MF	<input type="radio"/> FW	
身長					
体重					
生年月日	年	月	日		
出生地					
(英表記)					
血液型	<input type="radio"/> A	<input type="radio"/> AB	<input type="radio"/> B	<input type="radio"/> O	<input type="radio"/> 不明
国籍					
(英表記)					
選手種別	<input type="radio"/> 第1種 <input type="radio"/> 第2種TOP可 <input type="radio"/> 第2種TOP不可 <input type="radio"/> その他				
選手登録区分	<input type="radio"/> アマチュア <input type="radio"/> アマチュア以外(プロA) <input type="radio"/> アマチュア以外(プロB) <input type="radio"/> アマチュア以外(プロC) <input type="radio"/> アマチュア以外(統一契約でない外国籍選手) <input type="radio"/> アマチュア以外(社員選手)				
強化指定選手区分	<input type="radio"/> 強化指定選手 <input type="radio"/> 強化指定選手以外				
期限付き移籍 元クラブ					
移籍期間	年	月	日	～	年 月 日
備考					
登録日	年	月	日		
届出日	年	月	日		

※ 期限付き移籍時のみ入力

役員・チームスタッフ登録申請

承認状況:Jリーグ事務局に申請中

チーム名	
届出目的	<input type="radio"/> 新規追加 <input type="radio"/> 変更 <input type="radio"/> 抹消 <input type="radio"/> 年次確認
役職名	
外国籍扱区分	<input type="radio"/> 日本人 <input type="radio"/> 外国籍扱い
役員登録名	
(フリガナ)	
(英文)	
(英文2)	
登録区分	<input type="radio"/> トップのみ <input type="radio"/> サテライトのみ <input type="radio"/> トップ・サテライト共
生年月日	年 月 日
国籍	
(英表記)	
備考	
指導者としての資格	
取得年月日	年 月 日
登録日	年 月 日
届出日	年 月 日

別紙 5

(本部)

メンバー提出用紙

チーム名		氏名
番号	ポジション	

＜注意＞

- ① 本部への提出時刻は次の通りとする。
 - (1) リーグ 試合開始150分前
 - (2) リーグカップ 試合開始150分前
 - (3) Jサテライトリーグ 試合開始 60分前
 - (4) その他 各試合の規定による
- ② 交代要員 5名とその他のベンチに入る6名も必ず記入する。リーグ及びリーグカップについては、テクニカルエリアに入る者1名を役職欄に○印を記入する。

◎ ベンチ

役職	氏名

＜交代＞

◎ ユニフォーム(色)

	シャツ	ショーツ	ストッキング
PLAYER			
GK			

社団法人 日本プロサッカーリーグ

別紙 6

リーグ使用欄		
事務局長	所属長	担当

入 場 券 報 告 書

(社)日本プロサッカーリーグ
 チェアマン 川淵 三郎 殿

大会名	①J1(1st 2nd) ②J2 ③リーグカップ ④Jサテライトリーグ ⑤その他()		
競技場名	(収容可能席数 席・発券可能席数 席)		
発売開始日			
発売方法		発売場所	

入場券の種類	席 数	単 価		備 考
		前 売 券	当 日 券	
	席	円	円	
	席	円	円	
	席	円	円	
	席	円	円	
	席	円	円	
	席	円	円	
	席	円	円	
	席	円	円	
	席	円	円	
	席	円	円	
	席	円	円	
	席	円	円	
年間指定席券	席	円	円	
	席	円	円	
	席	円	円	
招待券	席	—	—	
	席	—	—	
合 計	席	—	—	

*金額には消費税を含みます。

年 月 日

クラブ名:

実行委員:

印

[改訂:1999年2月16日]

別紙 7

リーグ使用欄		
事務局長	所属長	担当

試合開催に関する変更申請書

(社)日本プロサッカーリーグ
 チェアマン 川淵 三郎 殿

(該当項目を○で囲む) ①開催地(競技場) ②開催日 ③キックオフ時刻

下記のとおり試合開催に関する変更をたく、申請いたします。

大会名	①J1(1st 2nd) ②J2 ③リーグカップ ④Jサテライトリーグ ⑤その他()
対戦カード	
試合日	年 月 日() キックオフ時刻 :
競技場	

[変更希望]

①競技場			
②試合日	年 月 日()	③キックオフ時刻	
変更理由			

年 月 日

クラブ名:

実行委員:

印

[改訂:1999年2月16日]

Jリーグマッチコミッショナー報告書

大会名：2001 Jリーグ

J1 リーグ戦 (1st、2nd) ステージ 第 節

J2 リーグ戦 第 節

ヤマザキナビスコカップ ()

その他の大会 ()

氏名： _____

試合について

チーム名： _____ VS _____

競技場名： _____

試合結果： _____ : _____ (_____ : _____) (_____ : _____)

延長 (_____ : _____) (_____ : _____) Vゴール 分

PK (_____ : _____)

開催日：2001年 月 日 (_____)

キックオフ：前半 _____ : _____ (指定時刻 _____ : _____)

後半 _____ : _____ (指定時刻 _____ : _____)

遅延理由：前半 _____

：後半 _____

審判員：主 審 _____ 国内 () 級/国際 主審・副審

副 審1 _____ 国内 () 級/国際 主審・副審

副 審2 _____ 国内 () 級/国際 主審・副審

第4の審判員 _____ 国内 () 級/国際 主審・副審

入場者数： _____ 人

天 候： _____

ピッチ状況： _____ /10

(10点満点で評価する)

競技場の付帯設備状況： _____

審判員について

1. 主審の評価

A. 判定の的確さ、一貫性 (40点)

1. 規則と精神の解釈と適用が的確で、かつ基準が一貫しているか (30点) /30

2. アドバンテージの採用が的確か (10点) /10

B. ゲームコントロール (30点)

1. 必要なときに警告、退場を出しているか (20点) /20

2. 態度は毅然としているか、公正か、シグナルや笛は明確か (10点) /10

C. 体力、動き、ポジショニング (20点)

1. スタミナ、スピードは十分か、必要なときに全速走しているか (10点) /10

2. 良いポジションをとっているか (10点) /10

D. 副審との協力 (10点)

1. 副審と良いチームワークを作っているか (5点) /5

2. 副審のシグナルに適切に対応しているか (5点) /5

評価点 (合計点 ÷ 10)

2. 副審の評価 (各項目を10点満点で評価する)

	ポジショニング	判定	シグナル	主審との協力	(合計点 ÷ 4)
副審1	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
副審2	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

3. 第4の審判員の評価 (10点満点で評価する)

4. 試合の困難度 1. やさしい 2. 難しい 3. 大変難しい

その理由: _____

5. その他審判員に関するコメント

警告・退場について

警告：

[理由欄への記入項目] ラ：ラフプレイ、反：反スポーツ、異：異議、繰：繰違反、遅：遅延行為、
 距：距離不足、入：無許可入、去：無許可去
 [理由欄への記入について] 判定・処置が適切かどうか○△×で評価

時間	チーム	選手名	理由	評価	時間	チーム	選手名	理由	評価
分		No.			分		No.		
分		No.			分		No.		
分		No.			分		No.		
分		No.			分		No.		
分		No.			分		No.		

退場：

[理由欄への記入項目] 著：著不正、乱：乱暴、つば：つば吐き、手：阻止（手）、他：阻止（他）、
 侮：侮辱、2：警告2回
 [評価欄への記入について] 判定・処置が適切かどうか○△×で評価

時間	チーム	選手名	理由	評価	具体的事由
分		No.			
分		No.			
分		No.			
分		No.			

警告・退場処分に関するコメント：

明らかに警告退場にすべきだったのに、しなかったケース：

(理由欄の上の略記の該当する項目を記入。選手が確定できない場合、選手欄は空欄。)

時間	チーム	選手名	理由
分		No.	
分		No.	
分		No.	
分		No.	

2001年 月 日 VS

運営について (各項目を○△×で評価)

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 実行委員、運営担当の任務は適切か | <input type="checkbox"/> 観客（スタンド）の安全は守られているか |
| <input type="checkbox"/> スケジュール設定、進行は適切か | <input type="checkbox"/> フィールド（選手、審判、スタッフ）の安全は守られているか |
| <input type="checkbox"/> メディア関係者への対応は適切か | <input type="checkbox"/> 担架要員の行動は適切か |
| <input type="checkbox"/> 身障者への対応、準備は適切か | <input type="checkbox"/> ボールボーイの行動は適切か |
| <input type="checkbox"/> 場内整理員および警備員の配置は適切か | |
-
-
-
-

競技について (各項目を○△×で評価)

- | | | | |
|--|------------------------|--|-------------------------|
| ホーム <input type="checkbox"/> アウェイ <input type="checkbox"/> | 競技中のベンチスタッフのマナーは適切か | ホーム <input type="checkbox"/> アウェイ <input type="checkbox"/> | 選手は相手を傷つけるようなプレーをしていないか |
| <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> | 競技中のドクター、マッサージのマナーは適切か | <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> | 選手は無用な反則を多く犯していないか |
| <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> | 競技中のテクニカルエリアの使用は適切か | <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> | 選手は最後まで全力を尽くしているか |
| <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> | 選手は審判員の判定に素直に従っているか | <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> | 試合内容は魅力的か |
-
-
-
-

観客・サポーターについて (各項目を○△×で評価)

- | | | | |
|--|----------------------|--|---------------|
| ホーム <input type="checkbox"/> アウェイ <input type="checkbox"/> | サポーターのマナーおよび応援態度は適切か | ホーム <input type="checkbox"/> アウェイ <input type="checkbox"/> | 観客はサッカーを楽しんだか |
| <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> | 危険物の持ち込み使用はないか | | |
-
-
-
-

特記事項 (本試合で指摘した事項やただちに改善を要望する事項など)

年 月 日

社団法人日本プロサッカーリーグ

チェアマン 川淵 三郎 殿

規律委員会 丸山 義行 殿

Jリーグ マッチコミッショナー緊急報告書

大会名			第 節
チーム名	vs		
試合結果	:	(:) (:)	
	延長 (:) (:)	PK (:)	
試合日時	年 月 日 ()	:	キックオフ
競技場名			
審判員	主審:		副審1:
	副審2:		第4の審判員:
緊急報告内容	(時間、チーム名、選手名などを確認し、発言者も明確にすること)		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		

以上の通り報告いたします。

マッチコミッショナー署名: _____

別紙 10

(社) 日本プロサッカーリーグ

試合メンバー表

--

[マッチコミッショナー]	[実行委員]	[運営担当]
--------------	--------	--------

審判員	生年月日(年齢)	1級登録	主審/副審(通算)	備考
主審				
副審				
副審				
第4の審判員				

(ホーム)

[今大会での成績]

[シャツ]

[ショーツ]

[ストッキング]

位置	番号	選手	生年月日(年齢)	身長/体重	出場/得点(通算)	前所属チーム	警告
平均年齢	先発 11 名:	歳	/	16 名:	歳		

[スタッフ: 役職/登録名/生年月日/年齢]

(ビジター)

[今大会での成績]

[シャツ]

[ショーツ]

[ストッキング]

位置	番号	氏名	生年月日(年齢)	身長/体重	出場/得点(通算)	前所属チーム	警告
平均年齢	先発 11 名:	歳	/	16 名:	歳		

[スタッフ: 役職/登録名/生年月日/年齢]

別紙 12

リーグ使用権		
事務局長	所属長	担当

試合運営報告書

(社)日本プロサッカーリーグ
 チェアマン 川淵 三郎 殿

大会名			節・回戦	
日時	年 月 日 ()	キックオフ時刻	:	競技場
対戦カード	[ホームクラブ]	vs	[ビジタークラブ]	
結果	:	(:)	90分 延長 (前・後)	PK :
報告内容 (該当する問題点に○)	①競技の進行		②警備関連	③観客サービス
	④マスコミ対応		⑤チケット販売	⑥その他

以上のとおり報告します。

年 月 日

クラブ名:

実行委員:

印

運営担当:

印

[改訂: 1999年2月16日]

年 月 日

試合収支決算書

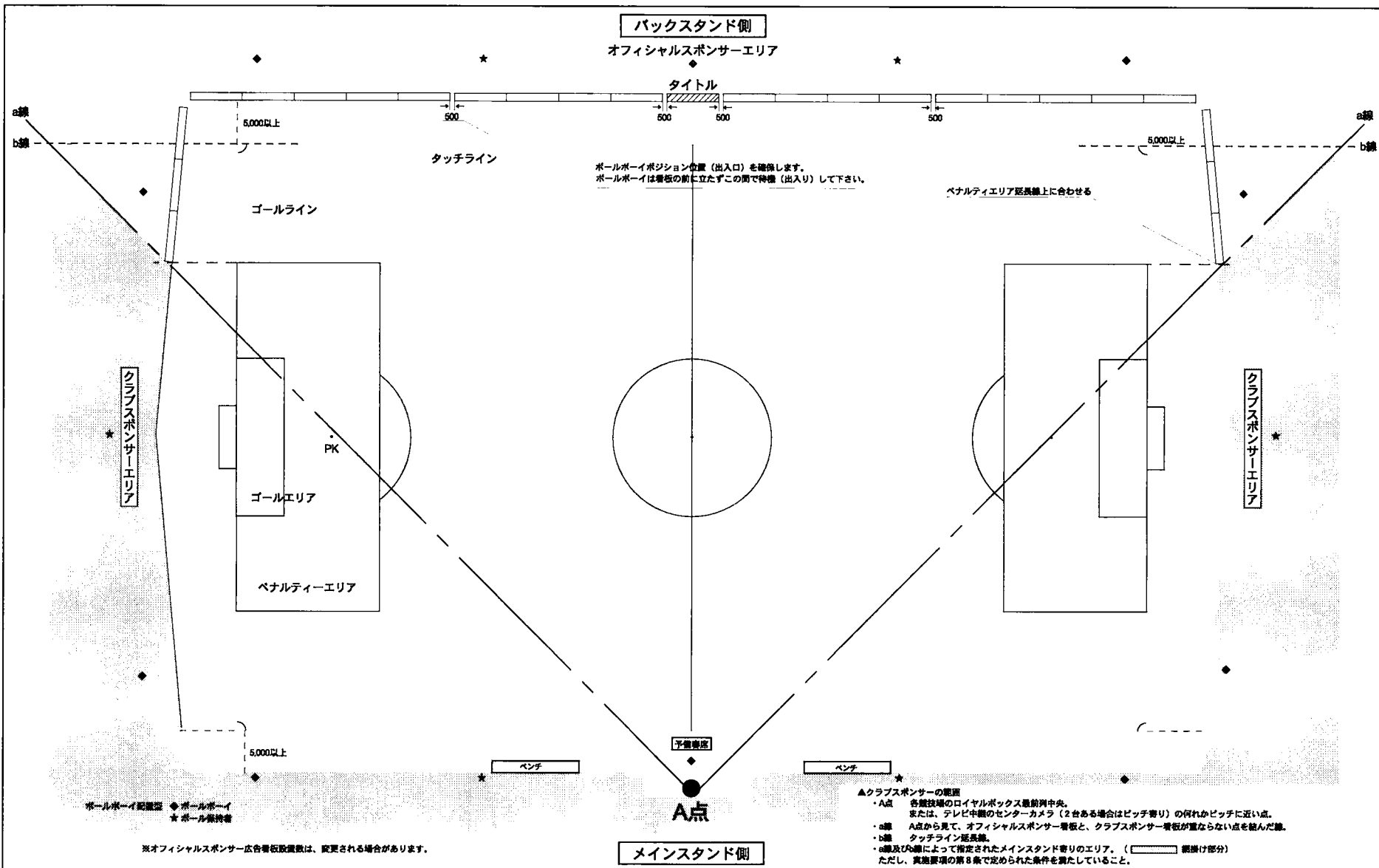
チーム名: _____

代表者氏名: _____ 印

大会名		節・回戦	
該当試合	年 月 日	VS	

		券 種	単 価	枚 数	金 額
収 入	入 前 売				
		(計)			①
	場 券 当 日				
		(計)			②
(合 計)					①+②=③
その他					
	(合 計)				④
〔 A 〕					③+④
支 出	競 技 場 使 用 料				
	運 営 人 件 費				
	雑 費 (TEL、FAX、コピー、弁当、プレス対応)				
	その他				
〔 B 〕					
収 支					〔 A - B 〕

立 替 金	マッチコミッショナー経費 (日当、旅費)	
	(合 計)	



バックスタンド側

オフィシャルスポンサーエリア

タイトル

ボールボーイポジション位置(出入口)を確認します。
ボールボーイは看板の前に立たずこの間の特権(出入り)して下さい。

ペナルティーエリア延長線上に合わせる

クラブスポンサーエリア

クラブスポンサーエリア

予備ベンチ

ベンチ

ベンチ

A点

メインスタンド側

● ボールボーイ設置型 ◆ ボールボーイ
★ ボール保持者

▲クラブスポンサーの範囲
・A点 各競技場のロイヤルボックス最前列中央、または、テレビ中継のセンターカメラ(2台ある場合はピッチ寄り)の何れかピッチに近い点。
・a線 A点から見て、オフィシャルスポンサー看板と、クラブスポンサー看板が重ならない点を結んだ線。
・b線 タッチライン延長線。
・c線及f線によって指定されたメインスタンド寄りのエリア。(網掛け部分)
ただし、実施要項の第8条で定められた条件を満たしていること。

※オフィシャルスポンサー広告看板設置数は、変更される場合があります。

ユニフォーム要項

第1条〔趣 旨〕

本要項は、「Jリーグ規約」第49条第4項の規定に基づき、公式試合におけるユニフォームに関する事項について定める。

第2条〔使用義務〕

Jクラブは、試合において、その所属チームの選手に、実行委員会が承認したユニフォームを使用させなければならない。

第3条〔選手番号〕

- ① ユニフォームには、選手番号が明確に表示されていなければならない。
- ② 選手番号は事前にJリーグに登録し、シーズン途中の変更は認めない。
- ③ 前項の選手番号は、服地と明確に判別することができる色のものとし、そのサイズは、次のとおりとする。
 - (1) シャツ 前面の左側もしくは中央に高さ10～15cm、背中は高さ25～30cm
 - (2) ショーツ 前面の右下に高さ8～10cm
- ④ 選手番号は、1をゴールキーパー、2～11をフィールドプレイヤー、12以降はポジションとは無関係とする。ただし、12またはシーズン途中の移籍等による場合を除いては、欠番を認めない。

第4条〔アームバンド〕

チームのキャプテンは、キャプテンであることを明確に表示するアームバンドを着用しなければならない。

第5条〔Jリーグマークおよびチャンピオンマーク等〕

- ① ユニフォームのシャツの右袖上腕部には、Jリーグ所定のJリーグマークをつけなければならない。
- ② 前年度天皇杯全日本サッカー選手権大会の優勝チームおよび前年のJリーグ優勝チームは、前項のJリーグマークに代えて、それぞれ協会所定の「天皇杯チャンピオンマーク」および「Jリーグチャンピオンマーク」をつけなければならない。

第6条〔チームエンブレム〕

ユニフォームには、チームエンブレムをつけることができる。

第7条〔メーカー名の表示〕

- ① ユニフォームのメーカー名またはメーカーマークの表示は、次の場所およびサイズとする。
 - (1) シャツ 胸. 1か所. 20cm以下
 - (2) ショーツ 前面の左下. 1か所. 12cm以下
 - (3) ストッキング 各2か所まで. 12cm以下

- ② シャツおよびショーツには、Ｊリーグ事務局の事前の承認により、メーカー名またはメーカーマークの入ったラインテープをつけること、ならびにメーカー名またはメーカーマークの透かしを入れることができる。

第8条〔広告の表示〕

- ① ユニフォームに第三者のための広告を表示する場合には、スポンサーの名称および商品名等を、事前に所定の「広告掲出申請書」（別紙2）によりＪリーグ事務局運営部に届け出なければならない。
- ② 前項に基づく広告は、シャツに3か所（ただし、1か所につき1社に限る）表示することができる。
- ③ 前項の広告を表示する場所およびサイズは、次のとおりとする。
- (1) 前 面 選手番号上部. 300cm²以下
 - (2) 背 中 選手番号上部または下部. 200cm²以下
 - (3) 左 袖 50cm²を超えないサイズ
- ④ ユニフォームに、協会またはＪリーグが指定するキャンペーンマークその他広告以外のものを表示する場合にも、原則として前項のサイズによるものとする。

第9条〔選手名の表示〕

- ① シャツおよびショーツには、選手名または通称を表示することができる。
- ② 前項の表示をする場所およびサイズ等は、次のとおりとする。
- (1) 場 所 シャツ背中の選手番号上部およびショーツ前面右下の選手番号上部または下部. ただし、シャツ背中の選手番号上部に広告を表示している場合は、選手番号下部
 - (2) サイズ シャツ150cm²、1文字の大きさ5cm. ショーツ50cm²以下
 - (3) 文 字 アルファベットにより表記し、直線的に表示
- ③ 選手名の表示を選手名または通称以外にて行うことを希望する場合は、事前に実行委員会に申請し、承認を得なければならない。

第10条〔その他表示できるもの〕

- ① シャツには、ホームタウン名または活動区域（1ヶ所、50cm²以下）を表示することができる。
- ② ショーツには、次のいずれかひとつを1ヶ所に表示することができる。
- (1) チーム名
 - (2) チームエンブレム
- ③ ストッキングには、次のいずれかひとつを表示することができる。
- (1) 選手番号 各1ヶ所
 - (2) チーム名 各1ヶ所
 - (3) チームエンブレム 各2ヶ所まで

〔改 正〕

平成8年12月24日

平成10年1月29日

平成11年2月16日

平成13年2月20日

2001Jリーグドーピングコントロール要項

第1条〔趣 旨〕

本要項は、「ドーピング禁止規程」第3条第1項に基づき、ドーピングテストの手続きに関する事項を定める。

第2条〔ドーピングテストの受検義務〕

- ① Jリーグは、「ドーピング禁止規程」および本要項にもとづき、事前の通知なくして、Jリーグに登録した全選手に対してドーピングテストの受検を指示・命令することができる。
- ② 選手は、Jリーグの指示・命令に応じてドーピングテストを受検しなければならない。受検を拒否し、または不正操作を試みた場合には、ドーピングテストの結果が陽性になった場合と同様に扱う。
- ③ Jクラブは、所属する選手に対してドーピングテストを受検させ、その他ドーピングテストの実施に積極的に協力しなければならない。

第3条〔ドーピングテストの実施・監督機関〕

- ① Jリーグは、ドーピングテストに関して、ドーピングコントロール委員会委員または同委員会が指名した者の中から、医師であるドーピングコントロールコーディネーター（以下「コーディネーター」という）を指名する。
- ② コーディネーターは、対象選手のくじ引き、所定の書式への記入、尿サンプルの採取手続、尿サンプルのFIFAおよびIOC認定検査機関への送付、その他ドーピングテスト全体について監督し、責任を負う。
- ③ ドーピングドクターは、ドーピングコントロール委員会が指名した1名または2名の医師が担当し、サンプルの採取および管理を行う。コーディネーターは、ドーピングドクターを兼ねることができる。
- ④ ドーピングテストにより採取されたサンプルを検査する検査機関（以下「検査機関」という）は、第11条に定める。

第4条〔ドーピングテスト対象試合の選定〕

- ① ドーピングコントロール委員会は、ドーピングテストを実施する試合（以下「ドーピングテスト対象試合」という）を指定し、出場する各Jクラブに対し、試合開始の60分までにドーピングテストを実施する旨を通知する。
- ② ドーピングコントロール委員会の各委員およびコーディネーターは、前項の通知がなされる前に、ドーピングテスト対象試合の指定に関する情報を、Jクラブ、選手その他いかなる者にも開示または漏洩してはならない。

第5条〔使用薬物リストの提出〕

- ① ドーピングテスト対象試合に出場するJクラブのチームドクターは、試合開始前72時間の間に選手に処方された薬物（薬品名、診断名、投与量、投与時期、投与期間、投与方法）その他必要事項を書式0-1に記入し、試合開始前にコーディネーターに提出しなければならない。

第6条〔ドーピングテスト対象選手の選抜〕

- ① ドーピングテストは、各チームからくじ引きによって選抜された各2名の選手（以下「ドーピングテスト対象選手」という）に対して行う。
- ② 前項のくじ引きにはコーディネーターのほか、次の各号の者が立ち会う。
 - (1) Jクラブ役員またはチームスタッフ（以下「チーム代表者」という）：各チーム1名
 - (2) マッチコミッショナー（Jリーグが必要と認めた場合）
 - (3) ドーピングドクター（Jリーグが必要と認めた場合）
- ③ 第1項のくじ引きは、ハーフタイムに次の方法で行う。
 - (1) コーディネーターは、選手の背番号が1～16の場合には1～16の番号札の番号をそのまま抽選番号とし、背番号が17以上の場合には残余の番号札を番号の小さい順に背番号の小さい選手に割り当てて抽選番号とする
 - (2) コーディネーターは、抽選番号と背番号を書式0-10に記入し、自らの署名の上、各チーム代表者に写しを交付する
 - (3) コーディネーターは、1～16の抽選番号を記した番号札を、各Jクラブごとに中が見えない袋に入れる
 - (4) コーディネーターは、各Jクラブの袋から番号札各4枚を無作為に抽出し、番号を見ないまま各Jクラブごとに①～④の番号を記した封筒（計8枚）に入れ、密封の上署名し、安全な場所に保管する
- ④ コーディネーターは、試合後半の30分に、各チーム代表者の立ち会いのもと封筒①、②を開封してドーピングテスト対象選手を確定し、以下各号の事項を記載した書式0-2を作成した上で、これを各チーム代表者を通じてチームドクターに交付し、写しをマッチコミッショナーに交付する。
 - (1) ドーピングテスト対象選手の氏名
 - (2) ドーピングテスト対象選手が、試合終了後直ちにドーピングテスト実施場所へ出頭すべき指示
 - (3) ドーピングテスト対象選手は、チームドクターまたはチーム代表者のいずれか1名を同伴できること
 - (4) ドーピングテスト対象選手が、受検を拒否するか不正操作を試みた場合の措置
- ⑤ 選手が、以下各号の時点で重傷を負い、緊急入院が必要となった場合において、コーディネーターが、ドーピングテストの実施が不可能と判断する場合には、次のとおりとする。
 - (1) くじ引き前：当該選手をくじ引きから除外する
 - (2) くじ引き後：当該選手に代わり封筒③に封入された番号札の抽選番号の選手をドーピングテスト対象選手とし、さらにもう1名の選手も同様の事態となった場合には、封筒④に封入された番号札の抽選番号の選手をドーピングテスト対象選手とする

- ⑥ Jリーグは通知なしに公式試合開催競技場以外での競技外ドーピングテストの受検を指示・命令することができる。コーディネーターは次の手順によりドーピングテスト対象選手を決定する。
- (1) 該当チームのチーム代表者、チームドクター、場合によってはコーチも含めてドーピングテストの手順を説明する
 - (2) 該当チームのチーム代表者は、コーディネーターに最新の登録選手一覧表を渡す。これには、ドーピングテストを開始する時点で実施場所に不在の選手のリストも含まれる。チーム代表者は、これらの選手の不在の理由をコーディネーターに報告する。コーディネーターは不在の選手を抽選の対象とするかどうかを決定する
 - (3) コーディネーターは、チームドクターに書式0-1を手渡す。チームドクターは、書式0-1に、抽選の対象となる全選手に投与あるいは処方したすべての薬物を記載する
 - (4) コーディネーターは、ドーピングテスト対象選手を選抜するくじ引きをする。コーディネーターとドーピングドクターに加えて、該当チームのチーム代表者2名とチームドクターとが同席しなければならない
 - (5) 前項のくじ引きは以下の方法で行う
 - イ. 登録選手一覧表並びに選手証をもとに、選手の氏名と背番号を確認する
 - ロ. 抽選番号と背番号（登録選手一覧表で背番号が表示されていない選手は、あらかじめ背番号を決めておくこと）を書式0-10に記入し、自らの署名の上、チーム代表者に写しを交付する
 - ハ. 番号札を中が見えない袋に入れる
 - ニ. 袋から番号札4枚を無作為に抽出する最初に抽出された2名の選手がドーピングテスト対象選手となる。その他の2名の選手もドーピングテストの対象となることがある

第7条【ドーピングテスト実施場所への出頭】

- ① ドーピングテストは、ドーピングテスト室またはコーディネーターが指定した場所（以下「ドーピングテスト実施場所」という）で行う。
- ② 試合後半30分までに選手交代により退場した場合（選手交代により退場した場合および主審による退場処分を受けた場合の双方をいう）、および試合後半30分以降にドーピングテスト対象選手が退場した場合には、Jクラブは当該選手がドーピングテストを適正に受検できるように、ベンチ・ロッカールームその他適切な場所において、監視下におくものとする。
- ③ ドーピングテスト対象選手は、試合終了後直ちに、ピッチからドーピングテスト実施場所へ直接出頭し、選手証を提示しなければならない。
- ④ Jクラブは、ドーピングテスト対象選手をドーピングテスト実施場所へ出頭させる義務を負う。
- ⑤ 出頭したドーピングテスト対象選手は、ドーピングテスト実施場所の控え室で待機し、ドーピング物質を一切含まないソフトドリンクを摂取することができる。このソフトドリンクは、密封された容器に入れられ、選手自ら開封するものとする。

第8条〔ドーピングテストの参加者〕

- ① ドーピングテスト実施場所に立ち入ることができる者は、以下の者に限られる。
 - (1) ドーピングテスト対象選手
 - (2) チームドクターまたはチーム代表者：各チーム1名
 - (3) コーディネーター
 - (4) ドーピングドクター：1名または2名
 - (5) マッチコミッショナー（Jリーグが必要と認めた場合）
 - (6) 通訳（Jリーグが必要と認めた場合）
- ② 競技外ドーピングテストでドーピングテスト実施場所に立ち入ることのできるものは、以下のものに限られる。
 - (1) ドーピングテスト対象選手
 - (2) チームドクターおよびチーム代表者
 - (3) コーディネーター
 - (4) ドーピングドクター1名または2名
 - (5) 通訳（Jリーグが必要と認めた場合）
- ③ 警備スタッフは、前1項以外の者がドーピングテスト実施場所に立ち入らないよう、適切な措置を講ずる。前2項の競技外ドーピングテストの警備は、チーム代表者が責任を持つ。

第9条〔サンプルの採取〕

- ① コーディネーターは、選手証により、ドーピングテスト対象選手の同一性を確認する。
- ② ドーピングテスト対象選手は、封をした新品の検尿カップおよび封印されたボトルAおよびボトルBの入った発泡スチロールの箱を選定する。
- ③ ドーピングテスト対象選手は、コーディネーターまたはドーピングドクターの監視のもと、検尿カップ中に原則として75ml以上の尿を排尿する。ただし、コーディネーターが困難と判断した場合には、50ml以上とする。
- ④ ドーピングドクターは、選手の面前で、約50mlの尿をボトルAに、約25mlの尿をボトルBに入れる。前項但書の場合には、それぞれ約35ml、約15mlとする。
- ⑤ ドーピングドクターは、サンプル採取後、直ちに検尿カップの残余の数滴によりPHテストおよび比重の測定を行う。
- ⑥ 尿量が75mlに満たないとき、選手は仮の封印セットを1つ選び、ボトルAを開封する。コーディネーターは尿をボトルAに入れ、選手が選んだ仮の封印セットを用いて封印し、安全な場所に保管する。選手は追加の尿サンプルの採取が可能になったらすぐ、新しい検尿カップを選び、尿を採取する。コーディネーターは、保管してあったボトルAの尿を、この新しい尿を採取した検尿カップに足す。もし尿量が75mlに満たない場合は、同様の過程を繰り返す。

第10条〔サンプルの封印・送付〕

- ① ドーピングドクターは、サンプル採取後、直ちにボトルAおよびボトルBの栓を閉め、選手の面前で、ボトルAおよびボトルBを発泡スチロールの箱に入れて封印する。選手および付添い人は、封印を確認することができる。
- ② コーディネーターは書式0-3に必要事項を記入し、ドーピングテスト対象選手、チーム代

表者および自らの署名の上、ドーピングコントロール委員会に送付する。

- ③ コーディネーターは、書式0-4に日付、試合名、コード番号、PHおよび比重その他必要事項を記入し、自らの署名の上、写しを検査機関に送付する。
- ④ コーディネーターは、発泡スチロールの箱をサンプル運搬用バッグに入れて封印し、あらかじめ指定したサンプル運搬担当者に渡して、書式0-11により受け渡しを確認する。
- ⑤ サンプルの検査機関への到着時には、原則としてドーピングコントロール委員会の委員および／またはJリーグ代表者ならびに検査機関責任者が立ち会うものとする。

第11条〔サンプルの分析・保管〕

- ① サンプルの検査機関は、FIFAおよびIOC認定検査機関である三菱化学ビーシーエルとする。
- ② ボトルBのサンプル（以下「Bサンプル」という）は専用の冷蔵庫に入れ、ドーピングコントロール委員会がその鍵を保管する。
- ③ 検査機関への立ち入りは、Jリーグの許可された役員および三菱化学ビーシーエルの社員に限り許されるものとする。

第12条〔検査結果の報告〕

- ① 検査機関の分析者は、ボトルAのサンプル（以下「Aサンプル」という）の分析結果を書式0-5に記載し、自らの署名の上、ドーピングコントロール委員会委員長に提出する。
- ② 書式0-5には、分析により検出されたあらゆる物質を記載する。

第13条〔ドーピングテストの経過の報告〕

コーディネーターは、ドーピングコントロール委員会委員長に対し、書式0-7および0-9によりドーピングコントロールの詳細を報告しなければならない。

第14条〔陰性の場合の取扱〕

- ① ドーピングコントロール委員会が、前2条の報告にもとづき陰性と認定した場合には、同委員会委員長は、当該選手の属するJクラブにその旨を書式0-8により通知する。
- ② 前項の場合、同委員会の委員および／またはJリーグ代表者の立ち会いのもとに、Bサンプルを破棄し、同委員会委員長はドーピングテストの終了を宣言する。

第15条〔陽性の場合の取扱〕

- ① ドーピングコントロール委員会が、第12条および第13条の報告にもとづき陽性と認定した場合には、同委員会委員長は、当該選手の属するJクラブにその旨を書式0-8により通知する。
- ② 当該選手の属するJクラブの代表者は、前項の通知を受領後12時間以内に、ドーピングコントロール委員会に対し、書面によりBサンプルによる再テストの実施を申し立てることができる。
- ③ 前項の時間内に再テスト実施申立書がドーピングコントロール委員会に到達しない場合には、同委員会は当該選手を陽性と認定し、その旨をアンチ・ドーピング特別委員会に書面により報告する。

- ④ 前項の場合、第2項の期限から2時間経過後、前条第2項と同様の措置をとる。

第16条〔再テスト〕

- ① 前条第2項の申立による再テストは、第12条第1項の検査機関において、Aサンプルの分析に直接携わらなかった職員がBサンプルを使用して実施する。
- ② 再テストにおいては、Jリーグ代表者およびドーピングコントロール委員会委員長は、ボトルBの開封およびBサンプルの分析に立ち会う。当該選手の属するJクラブは、選手のほか、チーム代表者1名を立ち合わせることができる。
- ③ 検査機関の分析者は、再テストによるBサンプルの分析結果を書式0-6に記載し、自らの署名の上、ドーピングコントロール委員会委員長に提出してその署名をえるものとする。

第17条〔再テスト後の取扱〕

- ① ドーピングコントロール委員会は、第12条、第13条および前項第3項の報告にもとづき陽性と認定した場合には、同委員会委員長は、その旨をアンチ・ドーピング特別委員会に書面により報告する。
- ② ドーピングコントロール委員会は、再テストによるBサンプルの分析結果が陰性となる等により陽性／陰性の認定が困難な場合には、その旨および理由をアンチ・ドーピング特別委員会に書面により報告し、陽性／陰性の認定を同委員会の決定に委ねることができる。

第18条〔異議申立〕

陰性／陽性の最終決定、ドーピングテスト手続の適正、選手・Jクラブ等に対して科される制裁の内容・程度については、アンチ・ドーピング特別委員会において、制裁の対象となる者に弁明の機会を与えた上で決定するものとし、ドーピングコントロール委員会の認定に対しては、その他に異議申立を行うことはできないものとする。



社団法人 日本プロサッカーリーグ

書式 0-1

ドーピング・コントロール

使用薬物リスト

日付: 年 月 日 () 大会名:
試合: 対
試合会場:
チーム名: チームドクター名:

試合の72時間前までに下記の選手に下記の薬物を処方したことを証明する。

Table with 3 columns: 背番号, 選手氏名, 薬品名、診断、投与量、投与時期、投与期間と投与方法

チームドクター

日付: 年 月 日 署名:

- 1) ドーピングコントロール委員会委員長 (白)
2) ドーピングコントロールコーディネーター (ブルー)
3) チームドクター (イエロー)



ドーピングテスト召喚状

下記の選手はドーピングテストを受けるよう選ばれたので、試合終了後直ちにドーピングテスト室へ出頭すること。付添人として一名（ドクター、チーム役員またはチームスタッフ）を同伴できる。

チームドクター、チーム役員またはチームスタッフは選抜された選手に連絡をする義務がある。

選手はドーピングテストに出頭する際、本書式を持参すること。

ドーピングテストを受けることを拒否するか、もしくは不正操作を試みた場合は、ドーピングテストの結果が陽性となった場合と同様の措置を受けることになる。

日 付： _____ 年 月 日 () 大会 名： _____

試 合： _____ 対 _____

試合会場： _____ チーム名： _____

選手氏名： _____ 背 番 号： _____

ドーピングコントロール

コーディネーター

署 名： _____

- 1) 選手（イエロー）
- 2) ドーピングコントロール委員会委員長（白）
- 3) ドーピングコントロールコーディネーター（ブルー）
- 4) マッチコミッショナー（白）



尿検体の登録

日 付： _____ 年 月 日 () 大会名： _____

試 合： _____ 対 _____

試合会場： _____ チーム名： _____

選手氏名： _____ 背 番 号： _____

チーム役員またはチームスタッフ： _____

当選手は試合終了後 _____ 分の時点で、署名した関係者の厳重な監視のもとに採尿した。

尿検体を“ A ” ボトルと “ B ” ボトルに分注後、密封した。 コード番号： _____

pH： _____ 比重： _____

選手は尿検体の提出を拒否した： はい いいえ

チーム役員またはチームスタッフ

署 名： _____

選 手

ドーピングコントロール
コーディネーター

署 名： _____ 署 名： _____

- 1) ドーピングコントロール委員会委員長 (白)
- 2) ドーピングコントロールコーディネーター (ブルー)
- 3) 選 手 (イエロー)



社団法人 日本プロサッカーリーグ

書式 0-4

ドーピング検査機関の検体記録

日 付： _____ 年 月 日 () 大会名： _____

試 合： _____ 対 _____

試合会場： _____

ボトルA コード番号	ボトルB コード番号	pH	比 重	付 記

ドーピングコントロール
コーディネーター

氏 名： _____ 署 名： _____

- 1) ドーピングコントロール委員会委員長 (白)
- 2) ドーピング検査機関 (ピンク)
- 3) ドーピングコントロールコーディネーター (ブルー)



社団法人 日本プロサッカーリーグ

書式 0-5

検 体 A
結果報告書 (検査機関からドーピングコントロール委員会委員長)

日 付： _____ 年 月 日 () 大会名： _____

試 合： _____ 対 _____

試合会場： _____

コード番号	結 果	検出された薬物

分析終了日時： 日 付： _____ 年 月 日 ()

時 間： _____

検査機関の分析者

氏 名： _____ 署 名： _____

- 1) ドーピングコントロール委員会委員長 (白)
- 2) ドーピングテスト機関 (ピンク)



社団法人 日本プロサッカーリーグ

書式 0-6

検体 B
結果報告書 (検査機関からドーピングコントロール委員会委員長)

日付: _____ 年 月 日 () 大会名: _____

試合: _____ 対 _____

試合会場: _____

分析終了日時: _____ 日付: _____ 年 月 日 ()

コード番号	結果	検出された薬物

分析終了日時: _____ 日付: _____ 年 月 日 ()

時間: _____

検査機関の分析者

氏名: _____ 署名: _____

ドーピングコントロール委員会委員長(該当する場合)

氏名: _____ 署名: _____

- 1) ドーピングコントロール委員会委員長 (白)
- 2) ドーピングテスト機関 (ピンク)



社団法人 日本プロサッカーリーグ

書式 0-7-(1)

ドーピングコントロール報告書(1)

日付： 年 月 日 () 大会名： _____

試合： _____ 対 _____

試合会場： _____

Jリーグ チームドクター

マッチコミッショナー

氏名： _____ (ホーム)

氏名： _____ (アウェイ)

ドーピングコントロール
コーディネーター

ドーピングドクター

署名： _____ 氏名： _____

氏名： _____

天候				気温： _____ °C	湿度： _____ %		
採尿時間	平均： _____ 分	最短： _____ 分	最長： _____ 分				
ドーピングコントロール 対象選手	チーム名	氏名	ポジション	背番号	コード番号	プレー時間	採尿時間
協力	チームドクター：		チーム役員：		選手：		
(事務局用)							

- 1) ドーピングコントロール委員会委員長 (白)
- 2) ドーピングコントロールコーディネーター (ブルー)



社団法人 日本プロサッカーリーグ

書式 0-7-(2)

ドーピングコントロール報告書(2)

日 付： 年 月 日 () 大会名： _____

試 合： _____ 対 _____

試合会場： _____

Jリーグ
マッチコミッショナー

ドーピングドクター

氏 名： _____

氏 名： _____

氏 名： _____

ドーピングコントロール
コーディネーター

署 名： _____

(事務局用)

- 1) ドーピングコントロール委員会委員長 (白)
- 2) ドーピングコントロールコーディネーター (ブルー)



検査結果連絡書

日 付： _____ 年 月 日 () 大会名： _____

試 合： _____ 対 _____

試合会場： _____ チーム名： _____

選手氏名： _____ 背 番 号： _____

検 体： A ・ B

コード番号： _____

コンテナ番号： _____

結 果： _____

検出された
薬 物：

連絡日： _____ 年 月 日

ドーピングコントロール委員会

委員長： _____

- 1) ドーピングコントロール委員会委員長 (白)
- 2) チェアマン (白)
- 3) チーム実行委員 (イエロー)



ドーピングコントロール・エリアチェック (1)

日 付： _____ 年 _____ 月 _____ 日 () 大会名： _____

試 合： _____ 対 _____

試合会場： _____

ドーピングコントロール
コーディネーター 署 名： _____

1. ピッチ～ドーピングテスト室の動線			
隔離されている (他の選手・役員から、競技運営係員から、一般観衆から)			
隔離されていない (他の選手・役員から、競技運営係員から、一般観衆から)			
テスト室前の廊下	人通り多い	少ない	なし
テスト室内部は外部から	見える	見えない	
2. ドーピングテスト室入口			
入口ドア	1つ	1つ以上	施錠してある 施錠してない
入室禁止のボード	設置	なし	
警備員	チェック厳しい	厳しくない	
3. 待合室			
ド ア	あり (開放固定	あり なし)	なし
広 さ	広すぎる	十分	狭い
明るさ	明るすぎる	十分	暗い
室 温	暑い	適温	寒い
椅子類	数	十分	足りない
	快適さ	快適	快適でない
テレビ	あり (BS あり	なし：ビデオ あり なし)	なし
冷蔵庫	あり	なし	
ミネラルウォーター(ガスなし)	品名 _____	容量 _____	数 _____
ミネラルウォーター(ガスあり)	品名 _____	容量 _____	数 _____
アイソトニックウォーター	品名 _____	容量 _____	数 _____
フルーツジュース	品名 _____	容量 _____	数 _____
	品名 _____	容量 _____	数 _____
ごみ箱	あり	なし	

- 1) ドーピングコントロール委員会委員長 (白)
- 2) ドーピングコントロールコーディネーター (ブルー)

ドーピングコントロール・エリアチェック (2)

4. トイレット				
ド ア	あり (開放固定	あり	なし)	なし
便器 (大・小)	1	2	3	3台以上
5. シャワー室				
ド ア	あり (開放固定	あり	なし)	なし
シャワーヘッド	1	2	3	3台以上
温度調節	よい			悪い
6. サンプル室				
サンプルテーブル	広さ十分		数不足	なし
椅子	数十分		数不足	なし
ごみ箱	数十分		数不足	なし
検査容器用テーブル	広さ十分		数不足	なし
洗面台	あり (温度調節	あり	なし)	なし
搬入備品・機器				
○ 書式 0-1,0-2,0-3,0-4,0-7, 0-9(1),0-9(2),0-10,0-11				○ 検体運搬用品 検体運搬用バッグ 1個 バッグ用ロック 1式
○ 抽選用チップ (1~16) 2組 チップを入れる袋 2組				○ 文房具一式 スティック糊 1本 ハサミ 1本 カラーマーカー (6色入) 1式 油性マーカー・黒 1本 3色ボールペン 1本 プラスチックバッグ 1個 クリップボード (A4) 1枚 下敷 1枚
○ 封筒 チップを入れる 4枚 2組 チップの残りを入れる (A4) 2枚 書式0-1,0-4を入れる (A4) 2枚				○ 選手所属一覧
○ 検査容器 尿採取カップ 1個 10個 ボトル用発泡スチロール箱 (ボトルA・B在中) 1組 6組 仮封印セット 1袋 10袋				○ ドーピングコントロール要項他連絡書類
○ pH、比重試験紙 1ピン				
○ IDカード MC×1、DD×2、チーム役員×4、通訳×4				

問題点：

- 1) ドーピングコントロール委員会委員長 (白)
- 2) ドーピングコントロールコーディネーター (ブルー)



ドーピングコントロール用代替番号

日 付： _____ 年 月 日 () 大会名： _____

試 合： _____ 対 _____

試合会場： _____

Jリーグ
マッチコミッショナー

ドーピングコントロール
コーディネーター

氏 名： _____ 署 名： _____

ホームチーム：		アウェイチーム：	
抽 選 用 番 号	背 番 号	抽 選 用 番 号	背 番 号
1		1	
2		2	
3		3	
4		4	
5		5	
6		6	
7		7	
8		8	
9		9	
10		10	
11		11	
12		12	
13		13	
14		14	
15		15	
16		16	

- 1) ドーピングコントロール委員会委員長 (白)
- 2) ドーピングコントロールコーディネーター (ブルー)
- 3) ホームチーム実行委員 (イエロー)
- 4) アウェイチーム実行委員 (イエロー)
- 5) マッチコミッショナー (白)



検体受渡確認書

日 付： 年 月 日 () 大会名： _____

試 合： _____ 対 _____

試合会場： _____

検体運搬用バッグ用ロック番号	
----------------	--

受渡し日時：

日 付： 年 月 日 ()

時 間： 時 分

ドーピングコントロールコーディネーター：

氏 名： _____ 署 名： _____

検体運搬担当者：

氏 名： _____ 署 名： _____

- 1) ドーピングコントロール委員会委員長 (白)
- 2) ドーピングコントロールコーディネーター (ブルー)
- 3) 検体運搬担当者 (黄)

競技場検査要項 [2001年度用]

競技場の名称	
--------	--

[検査基準] (*必要度)

- * (A) = 必ず具備しなければならない条件 [加算ポイント=0点]
 * (B) = 原則として具備しなければならない条件 [加算ポイント=2点]
 * (C) = 具備することが望ましい条件 [加算ポイント=1点]

[検査項目]

	設 備	内 容	*必要度		備 考
競 技 場 設 備	収容人数	15,000人以上	A		
		20,000人以上		C	
	ピッチ	天然芝(常緑)であること	A		
		広さ=105m×68m		B	
		外側周囲に1.5m以上の芝生部分を確保		B	
	屋根	メインスタンドを覆う		B	
		観客席のすべてを覆う			C
	照明	ピッチ内平均照明=1,500ルクス以上		B	
	観客席	椅子席で、10,000席以上		A	
		個席で、10,000席以上			B
	来賓席	メインスタンド中央部に、屋根付き		A	
		50席以上			B
	放送席	メインスタンド中央部に、3人が座れ、 マイク、モニター、資料が置ける机を設置		A	
		3ボックス設置			B
		メインスタンド中央部に80席以上		A	
	記者席	屋根付き。手元照明付きデスク(70cm× 50cm)を設置			B
		メインスタンド中央部に10社分(4㎡× 10社)のスペース		A	
	カメラスペース	常設・専用のスペース			B
		ピッチ全体を見渡せる場所		A	
	記録室	個室で、エアコン付き			B
		ゴール	白色・丸形(直径12cm)で、固定方法に つきJリーグが安全性を認定したもの		A
	ゴールネット	埋め込み式			B
		白色で、ボールを反発する補強材を使用 しないで取り付けけるもの		A	
	スコアボード	得点、時間を表示できるもの		A	
電光掲示板				B	
メンバー掲示板	出場メンバーを表示できるもの(スコア ボードでの兼用可)		A		
掲揚ポール	3本以上を、メインスタンドから見える 場所に設置		A		
ベンチ	透明な屋根付きで、11名以上着席可		A		
	固定式			B	

	設 備	内 容	*必要度			備 考
付 帯 設 備	選手更衣室	2室。ベンチ25人分。温水シャワー。	A			
		120㎡以上。左右に分けて設置。エアコン、マッサージ台、温水シャワー8基以上、洋式トイレを設置		B		
	練習場	設置	A			
		室内 2か所		B		C
	医務室	ベッド、冷蔵庫、洗面台、担荷を設置	A			
		エアコン付き		B		
	審判更衣室	4人収容可能な部屋。	A			
		選手更衣室から離して設置。エアコン、洋式トイレ、温水シャワーを設置		B		
		2部屋確保。応接セットを設置			C	
	本部室	電源、電話回線を設置	A			
	来賓室	100㎡以上の部屋を2室。エアコン付き		B		
		設置		B		
	記者室	電源、電話回線を設置	A			
		80人以上収容可能。エアコン付き		B		
	カメラマン室	電源、電話回線を設置	A			
50㎡以上 暗室付き			B		C	
インタビュールーム	設置	A				
	100㎡程度、エアコン付き			C		
警察・消防 控え室	設置	A				
	観客席全体が見渡せること		B			
ドーピングコントロール室	設置	A				
そ の 他 の 設 備	入場券売り場	設置	A			
	物品販売所	飲食物・サッカー関連グッズの販売所	A			
	駐車場	敷地内、大型バス2台を収容可能	A			
		敷地内、乗用車50台分を収容可能		B		
		徒歩10分以内、乗用車200台分収容			C	
	レストラン	競技場内部にあること			C	
	観客用トイレ	収容可能人数に見合う適正な数を設置	A			
	身障者用の設備	観戦場所の確保。専用トイレの設置	A			
常設・専用の観戦場所、スロープの設置			B			

[結果報告その他]

	検査実施日
	年 月 日
	検査担当者の署名・捺印
	(印)

Jリーグ規約第42条の補足基準

1. 次の試合における先発メンバー11人は、当該試合直前のリーグ戦5試合（以下「直前5試合」という）の内、1試合以上先発メンバーとして出場した選手（以下「直前5試合先発選手」という）を6人以上含まなければならない。
 - (1) リーグ戦(J1, J2)
 - (2) リーグカップ戦
2. 「直前5試合」には前シーズンの試合を含まない。
3. 次の事項については例外として取り扱う。
 - ① 次の選手は試合出場実績にかかわらず「直前5試合先発選手」とみなす。
 - (1) 前年または当年に国際Aマッチ、オリンピック本大会およびアジア予選、アジア大会ならびにFIFAワールドユース本大会の日本代表チーム（以下「日本代表チーム」という）に選出された選手（候補は除く）
 - (2) プロC契約以外の外国籍選手
 - (3) シーズン途中に同リーグまたは上位リーグの他クラブから移籍してきた選手（但し、移籍直後に開催される3試合のみ対象）
 - ② 次の理由により選手が上記の試合に出場できない場合、その試合は「直前5試合」から除く。
 - (1) ケガ、疾病または傷害等（医師の診断書を必要とする）
 - (2) 警告の累積、退場等による出場停止
 - (3) 「日本代表チーム」メンバー選考のための合宿・遠征等
4. 上記基準を満たさない場合は、当該試合後のリーグ戦5試合により評価し、チェアマンが最終判断する。
5. JクラブがJリーグ規約第42条に違反した場合の制裁は次のとおりとし、これらの制裁を併科することができる。
 - (1) 制裁金 1,500万円以下の制裁金を科す
 - (2) 勝点減 リーグ戦における違反行為に対する制裁として、リーグ戦の勝点を1件につき3点を減ずる。
 - (3) 出場権の剥奪 リーグカップ戦における違反行為に対する制裁として、次年度のリーグカップ戦への出場権を剥奪する。

日本サッカー協会 基本規程(抜粋)

第12章 懲 罰

第1節 総 則

第180条〔違反行為の処罰〕

本協会は、本協会に加盟する団体（加盟チーム、地域サッカー協会、都道府県サッカー協会、各種の連盟、Ｊリーグおよび準加盟チーム）または個人（選手、監督、コーチ、役員その他の関係者を含む）が、次の各号のいずれかに該当したときは、本章の定めるところにより、罰則を科することができる。

- (1) 本規程または本規程に付随する諸規程に違反したとき
- (2) 本協会の指示命令に従わなかったとき
- (3) 本協会（または本協会に加盟する団体または個人）の名誉または信用を毀損する行為を行ったとき
- (4) 本協会（または本協会に加盟する団体）の秩序風紀を乱したとき
- (5) 刑罰法視に抵触する行為を行ったとき

第181条〔罰則の種類〕

- ① 前条による罰則の種類は次のとおりとする。
 - (1) 警 告
 - (2) 譴 責
 - (3) 罰 金
 - (4) 一定数の公式試合の出場資格の停止
 - (5) 一定期間の公式試合の出場資格の停止
 - (6) 無期限の公式試合の出場資格の停止
 - (7) 公的職務の一時的または永久的停止
 - (8) 除 名（本協会の登録の抹消）
- ② 前項各号の罰則は、併科することができる。

第182条〔規律・フェアプレー委員会の審議〕

前2条による罰則の決定および適用は、『規律・フェアプレー委員会』の審議を経て、理事会が決定する。

第183条〔理事会の決定の最終的拘束力〕

前条の理事会の決定は最終的なものであり、本協会に加盟するすべての団体および個人は、これに拘束される。

第184条〔罰金の合意〕

同時に複数の違反行為が罰金の対象となった場合には、各々について定められた罰金の合算額をもって、罰金の金額とする。

第185条〔他者を利用した違反行為〕

他の者をして違反行為を行わせた団体または個人には、自ら違反行為を行った場合と同様の罰則を科するものとする。

第186条〔両罰規定〕

団体に所属する個人が違反行為を行った場合には、その個人に対して罰則を科するほか、その個人が所属する団体に対しても罰則を科することができる。ただし、その団体に過失がなかったときは、この限りではない。

第187条〔違反行為の重複による加重〕

同種の違反行為を重ねて行った場合には、その違反行為について定められた罰則の2倍以下の範囲内において、罰則を加重することができる。

第188条〔情状による軽減〕

- ① 違反行為が行われた場合においても、その情状において酌量すべき事情があるときは、その罰則を軽減することができる。
- ② 前条により罰則加重すべき場合においても、なお前項の規定を適用することができる。

第2節 懲罰基準

第189条〔競技会における違反行為〕

日本国内で実施される公式競技会における加盟チーム、加盟チームの役員および選手の違反行為に対しては、本節の定めるところにより、罰則を適用する。

第190条〔警告〕

主審による警告処分の対象となる違反行為およびこれに対する罰則は、別紙『懲罰基準』

1. 記載のとおりとする。

第191条〔退場〕

主審による退場処分の対象となる違反行為およびこれに対する罰則は、別紙『懲罰基準』

2. 記載のとおりとする。

第192条〔出場停止処分を繰り返した場合〕

同一競技会において出場停止処分を繰り返した場合、出場停止処分の原因が同一でなくとも、処分の件数に応じて出場停止試合数を加算し、罰金を科すことができる。

第193条〔その他の違反行為〕

加盟チームおよびその役員等の違反行為に関する罰則は、別紙『懲罰基準』3記載のとおりとする。

第194条〔国外の競技会における違反行為〕

本協会に加盟する団体または個人が、国外で行われる競技会において違反行為を行った場合においても、本章の定めるところにより罰則を科すことができる。

第195条〔罰金〕

- ① 本章の規定に基づき罰金を科す場合は、次の基準による。

(1) 1試合の出場停止処分を受けたとき	金10万円以下の罰金
(2) 2試合の出場停止処分を受けたとき	金20万円以下の罰金
(3) 4試合の出場停止処分を受けたとき	金40万円以下の罰金
(4) 6試合の出場停止処分を受けたとき	金60万円以下の罰金
(5) 12か月間の出場停止処分を受けたとき	金120万円以下の罰金
- ② アマチュア選手に対しては、罰金を科さないものとする。

第196条〔都道府県サッカー協会等による処罰〕

- ① 都道府県サッカー協会、地域サッカー協会、各種連盟およびJリーグは、それぞれ規律・フェアプレー委員会を設置し、本章の規定に従い、その所管する団体または個人に関する規律問題を処理しなければならない。
- ② 都道府県サッカー協会または地域サッカー協会が主催する競技会等における違反行為については、その都道府県サッカー協会または地域サッカー協会の規律・フェアプレー委員会が、罰則を決定し、適用する。
- ③ 前項の場合、都道府県サッカー協会または地域サッカー協会の規律・フェアプレー委員会は、その内容を、本協会に通知しなければならない。ただし、6か月を超える出場停止処分を科す場合には、事前に本協会の規律・フェアプレー委員会の承認を得なければならない。

第197条〔公式競技会における処罰〕

日本国内で実施される公式競技会においても、それぞれ規律・フェアプレー委員会を設置し、本章の規定に従い、その競技会に関する規律問題を処理しなければならない。

第198条〔懲罰基準の運用〕

本協会の規律・フェアプレー委員会は、理事会の承認を得て、懲罰基準の運用に関する細則を定めることができる。

〔別紙〕『懲罰基準』

1. 警告

●1—1. 主審は以下の場合、競技者に警告を命ずる（退場はない）。

- (1) 反則行為
- (2) 危険な行為
- (3) 主審、副審の判定に対する非難、抗議等
- (4) 主審、副審、他の競技者、その他試合に立ち会っている人々に対する非難
- (5) 不正な行為
- (6) 反スポーツ的な行為
- (7) 策略的な行為（時間稼ぎ、意図的なハンド等）
- (8) 主審に無断で一時的に競技場を離れる
- (9) その他スポーツマンらしくない行為（観客への無礼な仕種等）

- ① 罰 則：警告の確認。場合によっては罰金も課す。
- ② 繰り返した場合：同一競技会において最低1試合の出場停止。場合によっては罰金も課す（同一競技会において、前の試合で既に警告されている競技者への警告。内容は同一でなくてもよい）。
- ③ 同一競技会において、上記②の処分に該当する行為を重ねて行った場合：同一競技会において最低2試合の出場停止、および罰金。

●1—2. 同一試合中に2度警告を受け、退場を命ぜられた場合（内容は同一でなくてもよい）。

- ① 罰 則：最低1試合の出場停止。場合によっては罰金も課す。
- ② 繰り返した場合：最低2試合の出場停止、および罰金。

2. 退場

●2—1. 主審は以下の場合、退場を命ずる。

- (1) 著しい反則行為
- (2) きわめて危険な行為
- (3) 乱暴な行為
- (4) 主審、副審の判定に対する執拗な抗議
- (5) 他の競技者、その他の試合に立ち会っている人々に対する侮辱
- (6) 警告を与えられた後、さらに不正な行為を繰り返す
- (7) きわめて反スポーツ的な行為
- (8) 策略的な行為を繰り返す（1—1.(7)参照）

- (9) 主審に無断で抗議のために競技場を離れる
- (10) その他、きわめてスポーツマンらしくない行為（1—1.(9)参照）

- ① 罰 則：最低1試合の出場停止。場合によっては罰金も課す。
- ② 繰り返した場合：最低2試合の出場停止、および罰金（内容は同一でなくてもよい）

●2—2. 主審は以下の場合、競技者に退場を命ずる。

- (1) 主審および副審への侮辱

- ① 罰 則：最低2試合の出場停止。場合によっては罰金も課す。
- ② 繰り返した場合：最低4試合の出場停止、および罰金。

●2—3. 主審は以下の場合、競技者に退場を命ずる。

- (1) 他の競技者、チーム役員、その他試合に立ち会っている人々に対する乱暴な行為

- ① 罰 則：最低2試合の出場停止、および罰金。
- ② 繰り返した場合：最低4試合の出場停止、および罰金。

●2—4. 主審は以下の場合、競技者に退場を命ずる。

- (1) 他の競技者、チーム役員、その他試合に立ち会っている人々に対する著しく乱暴な行為（乱闘、喧嘩等）

- ① 罰 則：最低6試合の出場停止、および罰金。
- ② 繰り返した場合：特定期間（最低12ヶ月）の出場停止、および罰金。

●2—5. 主審は以下の場合、競技者に退場を命ずる。

- (1) 主審および副審に対する乱暴な行為

- ① 罰 則：特定期間（最低12ヶ月）の出場停止、および罰金。
- ② 繰り返した場合：永久的な出場停止。

3. その他の違反行為

- 3—1. その試合において、主審がすでに何度か競技者に懲戒処分を課しているにもかかわらず、なおそのチームに違反行為があった場合。

チームに対する罰則：

- ① 警告
- ② 譴責
- ③ 罰金
- ④ 無効試合（場合によっては再戦の義務あり）
- ⑤ 減点もしくは得点の無効
- ⑥ 得点を3対0として試合を没収（ただし、すでに獲得された得点がこれよりかなりの差になっている場合、その得点は有効とする）
- ⑦ 退場
- ⑧ 観衆のいない試合の開催
- ⑨ 中立地における試合の開催
- ⑩ 現在、または今後の競技会への参加禁止

個人に対する罰則：

- ① 警告
- ② 譴責
- ③ 罰金
- ④ 特定数の試合の出場停止および特定期間の出場停止（またはいずれか）
- ⑤ あらゆる公的職務の一時的もしくは永久停止

なお、これらの罰則は組み合わせることもできる。

- 3—2. チーム、チーム役員、競技者が試合継続を拒否したり、試合を放棄するなどの違反行為があった場合。

罰 則：3—1.に準ずる

- 3—3. 試合中または試合終了後の、競技場内外おける騒乱（観衆による競技場乱入、爆竹、花火、ロケット花火等の投入、その他の事件。この問題についてはFIFAの指示を参照）。

罰 則：3—1.に準ずる。その試合開催の責任を負う地域および都道府県サッカー協会もしくはリーグ・連盟に適用されるが、その際、事件の程度、およびそれが繰り返されたか否か等も考慮に入れるものとする。

4. 罰 金

- 4—1. 罰金を課す場合は次の基準による。

1試合の出場停止	10万円以下の罰金
2試合の出場停止	20万円以下の罰金
4試合の出場停止	40万円以下の罰金

6試合の出場停止	60万円以下の罰金
12ヶ月の出場停止	120万円以下の罰金

- 4-2. アマチュア選手に対しては、罰金を課さないものとする。

プロサッカー選手に関する契約・登録・移籍について

1. プロ契約制度

1-1 プロ契約制度の概要

登録区分	選手種類	人数制限	契約可能年数	契約締結条件	報酬	移籍金の上限	
アマチュア以外	プロA選手 契約書の色 ホワイト	25名以内	制限なし	規定試合出場またはプロC契約を3年経過	初契約は次の通り 基本報酬 700万円/年以下 変動報酬 制限なし。 次年度以降の契約は全てに制限なし	移籍金算出基準	
	プロB選手 契約書の色 ブルー	制限なし	制限なし	同上	基本報酬 480万円/年以下 変動報酬 制限なし。ただし、出場プレミアムを設定する場合は5万円/試合以下とする	トレーニング費用相当額	
	プロC選手 契約書の色 グリーン	制限なし	初契約から3年間	なし	基本報酬 480万円/年以下 変動報酬 勝利プレミアム(5万円/試合以下)・出場プレミアムのみ可	本文3-2、②、(3)参照	
	その他	統一契約以外の契約を締結した外国籍選手	プロA選手として扱う	制限なし	なし	—	—
	その他	法人と雇用契約のみを締結した選手(社員選手)	制限なし	制限なし	—	—	トレーニング費用相当額
アマチュア	アマチュア選手	報酬または利益を目的とすることなくプレーする選手	制限なし	—	—	トレーニング費用請求基準	

1-2 対象

J1、J2、JFLに所属する選手を対象とする。

1-3 プロA契約・プロB契約

①契約締結条件

次のいずれかを満たすことをプロA契約およびプロB契約の締結条件とする。

(1)試合出場

- ◆ J1 : 450分
- ◆ J2 : 900分
- ◆ JFL : 1,350分

※試合出場時間は公式記録によるものとする。ただし、出場時間が1分未満の場合(記録上は0分)は、1分としてカウントする。

(2)プロC契約3年経過

②対象となる試合

(1)リーグ別対象試合

- ◆ J1 : リーグ戦(チャンピオンシップ含む)、リーグカップ戦、天皇杯
- ◆ J2 : リーグ戦、リーグカップ戦、天皇杯

◆JFL：リーグ戦、天皇杯

※1 天皇杯の出場実績は、J1・J2・JFLに所属するクラブの第1種チームのメンバーとして出場した場合に限り、カウントする。

※2 JFLに加盟している大学チームに所属する選手の出場実績は、上記いずれの大会においてもカウントしない。

(2) J1の対象試合と同様にカウントする試合および大会

◆日本代表Aマッチ（FIFAが認定する代表チーム同士の試合）

◆オリンピックサッカー競技およびオリンピックサッカー競技アジア地区最終予選

◆FIFAワールドユース選手権大会本大会

◆AFCアジアクラブ選手権大会

◆AFCアジアカップウィナーズ選手権大会

◆その他のFIFA・AFCが開催するチャンピオンクラブを出場対象とした大会

※海外のプロリーグでの実績評価については別途定める。

③試合出場時間換算方法

移籍およびクラブの昇降格により、選手の所属するリーグが変更となる場合、既に出場している時間は次の様に換算する。

(1) J1 から J2 へ変更 ⇒ J1 での出場時間を 2.0倍に換算

(2) J1 から JFLへ変更 ⇒ J1 での出場時間を 3.0倍に換算

(3) J2 から JFLへ変更 ⇒ J2 での出場時間を 1.5倍に換算

(4) J2 から J1 へ変更 ⇒ J2 での出場時間を 1/2 に換算

(5) JFLから J1 へ変更 ⇒ JFLでの出場時間を 1/3 に換算

(6) JFLから J2 へ変更 ⇒ JFLでの出場時間を 2/3 に換算

④プロA契約の報酬

(1)原則として制限はないが、初めてプロA契約を締結する場合のみ、その基本報酬の年額は700万円/年を超えてはならず、変動報酬は本制度の主旨を逸脱しない範囲で設定しなければならない。

(2)プロC契約締結時にプロA契約2年目以降の報酬について約束してはならない。

⑤プロB契約の報酬

(1)プロB契約の基本報酬は480万円/年を超えてはならない。

(2)変動報酬は自由に設定できる。ただし、出場プレミアムを設定する場合は5万円/試合以下とする。

1-4 プロC契約

①プロC契約の締結（図-1）

1-3①の試合出場時間を満たしていないアマチュア選手、社員選手がプロ契約を締結する場合、必ずプロC契約を締結しなければならない。

②契約可能期間

プロC契約を締結できる期間は、アマチュア選手、社員選手から初めてプロC契約を締結して3年間とする。3年を経過した後に引き続きプロ契約を締結する場合は、プロA契約またはプロB契約を締結しなければならない。

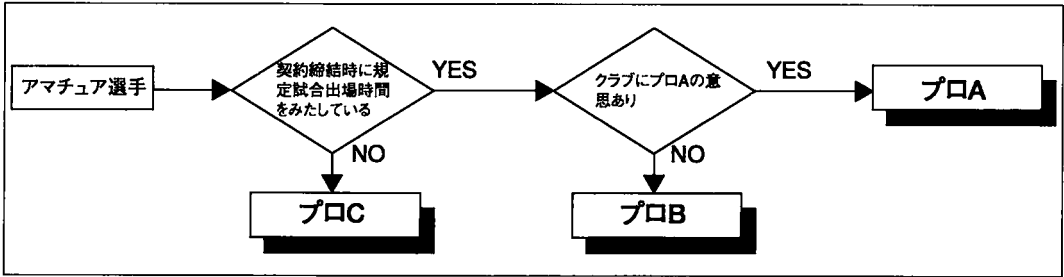
※プロC選手が契約3年未満で他クラブへ移籍する場合、それまでのプロC契約経過年月日は移籍後も引き継がれる。

③プロC契約の報酬

(1)プロC契約の基本報酬は480万円/年を超えてはならない。

(2)変動報酬は出場プレミアムおよび勝利プレミアムに限り設定することができる。ただし、出場プレミアムは5万円/試合以下とし、勝利プレミアムはクラブにおけるプロA契約の勝利プレミアムの最低金額を上回ってはならず、本制度の主旨を逸脱するものであってはならない。

図-1 <アマチュアから初めてプロ契約を締結する時の流れ>



1-5 外国籍選手

①登録数

プロ契約を締結した外国籍選手の登録は1チーム3名以内（以下「3名枠」という）とする。ただし、アマチュア選手または20才未満のプロC選手を登録する場合は、JFAの規定で認められている5名まで登録できる。

②登録数の例外措置

アマチュアまたはプロC契約の外国籍選手が、年度途中でプロC契約以外の契約に移行する場合、その年度に限り「3名枠」を超えて登録できる。ただし、外国籍選手総数で5名を超えて登録してはならない。

③契約書式

クラブは、外国籍選手とプロ契約を締結する場合、統一契約またはそれに準ずる契約により締結しなければならない。

④外国籍選手とプロC契約を締結する際の注意事項

上記②に述べられているプロC選手の登録に関する優遇措置は、実績のない若年層選手と契約することを容易にするために例外的取扱いとして認められたものである。よって、その契約のために、契約金・移籍金・その他多額の経費を要するものであってはならない。

1-6 選手の登録数

①プロA選手の登録数

- (1)選手登録できるプロA選手は、第2種（ユース）登録選手も含め、クラブ全体で25名以内（以下「25名枠」という）とする。
- (2)外国籍選手は「25名枠」の対象とする。ただし、外国籍のアマチュア選手およびプロC選手は除く。

②プロA選手以外の登録数

プロB選手、プロC選手、社員選手、アマチュア選手の登録数は制限しない。

③「25名枠」の例外

- (1)年度途中のプロA契約への変更
アマチュアまたはプロC選手が年度途中でプロA契約に移行した場合、その年度に限り「25名枠」の対象外とする（外国籍選手も同様）。ただし、プロB選手が年度途中でプロA契約に移行した場合は、「25名枠」の対象とする。
- (2)自クラブの下部組織出身および在籍選手
自クラブの下部組織のチームにアマチュア選手として1年以上在籍し、かつ継続して同クラブのチームに在籍している選手がプロA契約を締結した場合、プロA契約に移行した年度を含め、3年度「25名枠」の対象外とする。但し、外国籍選手はこれに含まない。
- (3)ケガ・疾病等
ケガ・疾病等により年度中の復帰が不能と認められた選手は、その年度は「25名枠」の対象外とする。（要医師の診断書）
- (4)海外研修からの帰国
所属リーグに事前に通知し、海外研修している選手が、日本の年度途中に帰国し、再登録する場合、その年度に限り「25名枠」の対象外とする。ただし、年度最初の公式試合前に帰国した場合は、「25名枠」の対象とする。
- (5)期限付移籍の選手

期限付移籍の選手は移籍先クラブでは「25名枠」の対象とし、移籍元クラブでは対象外とする。

(6)その他

上記に該当しない場合は、Jリーグ理事会でその措置を決定する。(JFLにも関係する場合は、JFA理事会で決定する)

※「25名枠」の対象外となっているプロA選手が他クラブへ移籍する場合、移籍先クラブにおいては「25名枠」の対象となる。

1-7 他クラブのユース選手への接触

①ユース選手の育成およびプロ契約締結に関する妨害の禁止

クラブによる、自クラブのユース選手の育成およびプロ契約締結に関し、他クラブはそれを妨げてはならない。

②クラブの承諾

クラブが他クラブの選手へのスカウト活動を行なう場合は、活動を始める前に必ず選手が所属するクラブの承諾を得なければならない。

1-8 契約更新

翌年1月31日に満了するプロ契約を締結している選手の契約更新手続きは次のとおりとする。

①クラブから選手への契約更新通知

クラブは選手に対し、契約期間が満了する年の前年の11月30日までに、翌年度以降の契約条件を「契約更新に関する通知書」(書式A)により通知しなければならない。

②クラブと選手の契約交渉

(1)クラブは上記①の通知後、すみやかに選手との交渉の場を設定し、12月31日までに、翌年度以降の契約条件についての話し合いを終えなければならない。ただし、クラブが契約更新しない旨の通知をした場合は、その限りではない。

(2)12月31日までに、更新通知に対する選手からの返答がなかった場合、選手は契約更新を承諾したものとみなす。

③選手契約の締結

クラブと選手は、翌年度以降の契約条件について合意した場合、すみやかに契約を締結し、その写しをJリーグに提出しなければならない。

④最終提示額証明書の発行

クラブと選手との交渉が決裂し、契約更新しないことが確定した場合、クラブは当該選手に対し、ただちに、交渉の場において最終的に提示した報酬額を明記した「最終提示額証明書」(書式C)を発行し、同書類をJリーグに提出しなければならない。

⑤移籍リストへの登録

(1)12月31日までに、クラブと選手との交渉が決裂して契約更新しないことが確定した場合、クラブはただちに、当該選手を移籍リストに登録しなければならない。

(2)12月31日までに、契約更新の最終合意に至らなかったが、選手に契約更新の意思がある場合、選手とクラブの合意があれば、移籍リストへの登録を延期することができる。

(3)移籍リストへの登録申請は「移籍リスト登録申請書」(書式B)により行なう(以下も同様)。

⑥他クラブとの交渉

移籍リストに登録された選手は、自由に他クラブと交渉できる。

⑦プロA契約を更新する場合の特記事項

(1)クラブの専属交渉期間

イ、12月31日までの期間を、クラブの専属交渉期間とする。

ロ、クラブの専属交渉期間中は、選手は他のクラブと移籍に関する交渉を行なってはならず、他クラブも当該選手と移籍の交渉その他一切の接触をしてはならない。

(2)再交渉

クラブとの交渉が決裂し、移籍リストに登録された選手は、現所属クラブから申し入れがあった場合に限り、当該クラブと再度交渉することができる。その場合、クラブは当初提示した報酬額を減額することができる。

⑧プロB契約を更新する場合の特記事項

プロB契約の更新の場合、クラブは、選手と契約条件の交渉中であっても、当該選手が希望すれば、ただちに、移籍リストに登録しなければならない。その場合、クラブの当該選手に対する契約締結義務は消失する。また、当該選手は移籍リストに登録されたとしても、クラブと交渉を続けることができるが、クラブは当初提示した報酬額を減額することができる。

⑨プロC契約を更新する場合の特記事項

- (1)クラブが前年を下回らない契約条件の更新通知をした場合
クラブが選手に対し、前年を下回らない契約条件の更新通知をした場合、原則として、選手は同クラブにおいて契約しなければならない。
- (2)クラブが前年を下回る契約条件の更新通知をした場合
クラブが選手に対し、前年を下回る契約条件の更新通知をした場合、更新手続きはプロB契約を更新する場合（上記①～⑥、⑧）と同様とする。

1-9 契約更新しない場合の手続き

①クラブから選手への通知

クラブは選手に対し、契約期間が満了する年の前年の11月30日までに、契約更新しない旨を「契約更新に関する通知書」（書式A）により通知しなければならない。

②移籍リストへの登録

クラブは選手への通知後、ただちに、当該選手を移籍リストに登録しなければならない。

1-10 年度途中の契約変更（図-2、図-3）

プロC選手が年度途中でプロA契約締結条件を満たし、クラブがプロA契約またはプロB契約を締結しようする場合の手続きは次のとおりとする。また、プロB契約からプロA契約への変更は、クラブと選手の合意があれば、随時行なうことができる。ただし、1-6③「25名枠」の例外に当てはまらない場合、当該選手は「25名枠」の対象とする。

①クラブから選手への契約変更通知

- (1)プロC選手が年度途中でプロA契約締結条件を満たした場合、クラブは選手に対し、条件を満たした試合日の翌日から3日以内に、プロA契約またはプロB契約への変更およびその契約条件を「契約変更に関する通知書」（書式E）により通知しなければならない。
- (2) (1)の契約条件は、プロC契約時の契約条件を下回ってはならない。

②クラブと選手の契約交渉

- (1)選手が上記変更通知を受け取った日の翌日から、原則として7日までをクラブと選手との交渉期間とする。
- (2)クラブが基本報酬480万円（年額）以上の条件でプロA契約締結の意思を示した場合、選手は同クラブにおいて契約することを原則とする。
- (3)クラブが基本報酬480万円（年額）未満の条件でプロA契約締結の意思を示した場合、選手は自らの選択において、プロB契約の締結、または現プロC契約の残存期間までの継続を請求することができる。
- (4)クラブがプロB契約を提示した場合、選手は自らの選択において、現プロC契約の残存期間までの継続を請求することができる。
- (5)クラブがプロA契約を提示し、交渉が決裂した場合、現プロC契約が期間満了まで継続される。

③移籍リストへの登録

クラブがプロA契約を提示しなかった場合に限り、選手は移籍リストへの登録を請求することができ、契約期間中においても、トレーニング費用相当額を移籍金の上限として移籍することが可能となる。

④契約日

クラブと選手が新契約に合意した場合、その契約日は、当該選手がプロA契約締結条件を満たした試合日の翌日とする。

図-2<年度途中でプロCからプロAへの契約変更する場合>

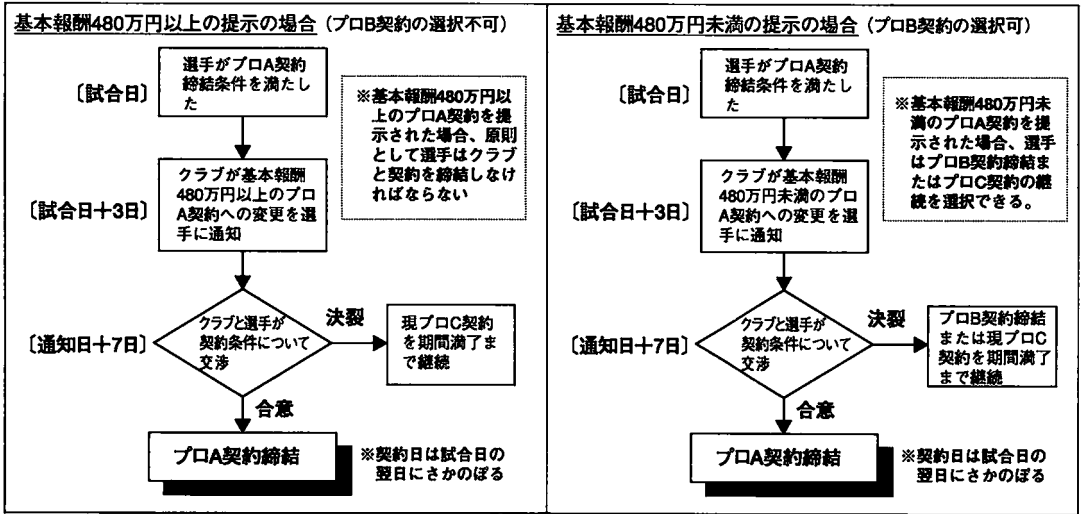
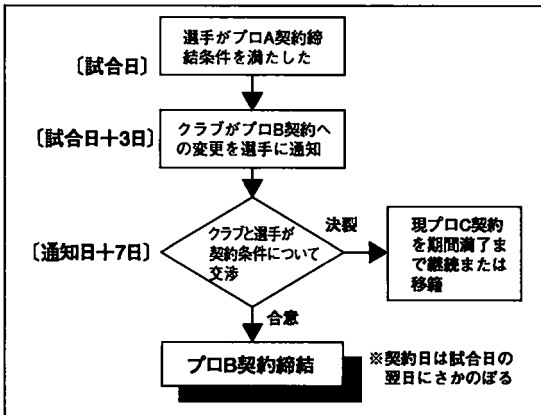


図-3<年度途中でプロC契約からプロB契約への契約変更を通知する場合>



1-11 契約変更月の報酬の計算方法

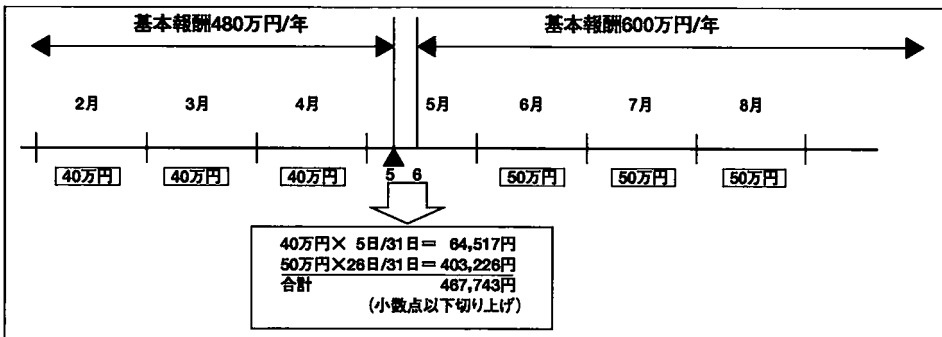
①契約変更月の基本報酬の考え方 (図-4)

契約変更月の基本報酬は、契約日を起点に新・旧の報酬をそれぞれ日割り計算する。(当月暦日数による)

②新・旧報酬の差額の支払い

契約の合意が、当月の報酬の支払いに間に合わなかった場合は、次月にその差額を支払う。

図-4<契約変更月の基本報酬計算方法 (試合日が5月5日の場合) >



1-12 プロC契約3年経過後にプロA契約またはプロB契約に変更する場合（図-5、図-6）

①クラブから選手への通知

クラブは選手に対し、プロA契約またはプロB契約を締結する意思およびその契約条件を、「契約更新に関する通知書」（書式A）（書式E）ではない）により、以下の期日までに通知しなければならない。

- イ. 1月31日に満了する契約を締結した場合は、その前年の11月30日まで
- ロ. 1月31日以外の日を満了日とする契約を締結した場合は、契約満了日の2ヶ月前まで

②クラブの専属交渉期間

(1)クラブが選手に対し、プロA契約締結の意思を示した場合、以下の期日までをクラブの専属交渉期間とする。

- イ. 1月31日に満了する契約を締結した場合は、その前年の12月31日まで
- ロ. 1月31日以外の日を満了日とする契約を締結した場合は、契約満了日の1ヶ月前まで

(2)クラブの専属交渉期間中は、選手は他のクラブと移籍に関する交渉を行ってはならず、他クラブも当該選手と移籍の交渉その他一切の接触をしてはならない。

※クラブが選手に対し、プロB契約の提示をした場合、クラブの専属交渉期間は設定されない。

③選手からクラブへの諾否の通知

(1)選手はクラブに対し、以下の期日までに諾否の通知しなければならない。

- イ. 1月31日に満了する契約を締結した場合は、その前年の12月31日まで
- ロ. 1月31日以外の日を満了日とする契約を締結した場合は、契約満了日の1ヶ月前まで

(2)クラブが基本報酬480万円（年額）以上の条件でプロA契約締結の意思を示した場合、選手は同クラブにおいて契約することを原則とする。

(3)クラブが基本報酬480万円（年額）未満の条件でプロA契約締結の意思を示した場合、選手は自らの選択において、プロB契約の締結を請求することができる。

④最終提示額証明書の発行

クラブは選手との契約を更新しないことが確定したとき、当該選手に対し、ただちに、最終的に提示した報酬額を明記した「最終提示額証明書」（書式C）を発行し、同書類をJリーグに提出しなければならない。

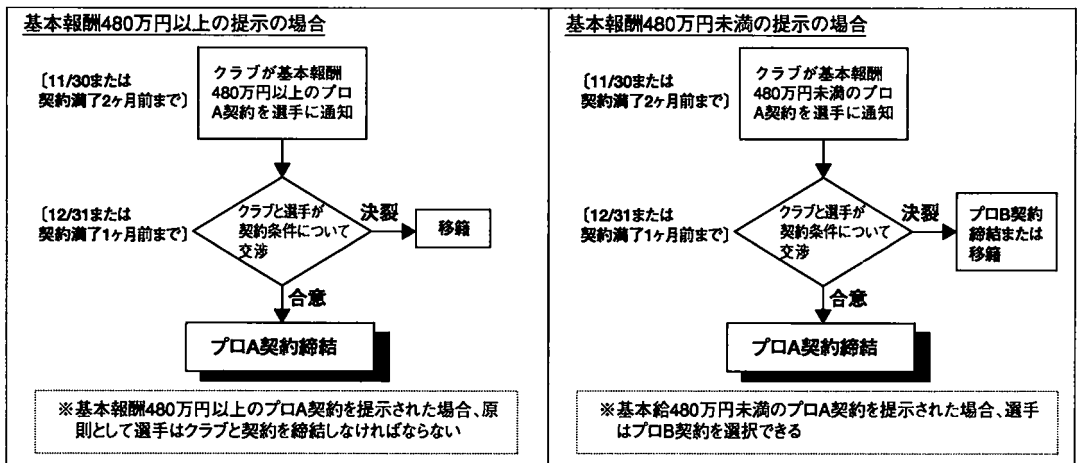
⑤移籍リストへの登録

(1)クラブがプロA契約を提示したが、交渉が決裂した場合、クラブは、専属交渉期間中であっても、ただちに当該選手の移籍リストへの登録申請を行わなければならない。また、移籍リストに登録された選手は、現所属クラブから申し入れがあった場合に限り、当該クラブと再度交渉することができる。その場合、クラブは当初提示した報酬額を減額することができる。

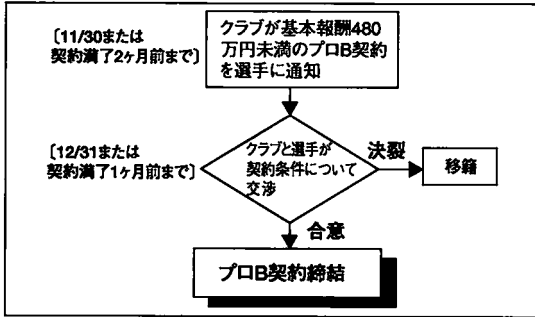
(2)専属交渉期間内に契約条件の最終合意に至らなかったが、選手に契約締結の意思がある場合、選手の希望により移籍リストへの登録を延期することができる。

(3)クラブがプロB契約の提示をした場合、クラブは選手の希望があれば、当該選手の移籍リストへの登録申請を行わなければならない。その場合、クラブの当該選手に対する契約締結義務は消失する。また、当該選手は移籍リストに登録されたとしても、クラブと交渉を続けることができるが、クラブは当初提示した報酬額を減額することができる。

図-5 <プロC契約3年経過後にプロA契約への契約変更を通知する場合>



図一6 <プロC契約3年経過後にプロB契約への契約変更を通知する場合>



1-13 プロB契約からプロA契約に変更する場合の手続き

プロB契約からプロA契約に変更する場合の手続きは、プロA契約を更新する場合（1-8①～⑦）と同様とする。

1-14 プロA契約からプロB契約に変更する場合の手続き

プロA契約からプロB契約に変更する場合の手続きは、プロB契約を更新する場合（1-8①～⑥、⑧）と同様とする。

2. 登録

2-1 JFAへの登録

①登録

クラブは、JFA、地域サッカー協会および都道府県サッカー協会が主催する試合ならびにJリーグを含むJFAの下に置かれる各種連盟が主催する試合に参加するために、チームおよびその所属選手をJFAへ登録しなければならない。

②加盟チームの種別

JFAに加盟登録するチームは、以下のとおり種別される。

- (1)第1種：年齢を制限しない選手により構成されるチーム
 - (2)第2種：18歳未満の選手により構成されるチーム。ただし、高等学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない。
 - (3)第3種：15歳未満の選手により構成されるチーム。ただし、中学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない。
 - (4)第4種：12歳未満の選手により構成されるチーム。ただし、小学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない。
 - (5)女子：女子の選手により構成されるチーム
 - (6)シニア：40歳以上の選手により構成されるチーム
- ※上記の年齢は、登録する年度の4月2日現在の年齢

③選手の登録区分

- (1)JFAに登録する選手は、アマチュアとアマチュア以外に区分される。
- (2)アマチュア以外の選手は、毎年、アマチュア以外の区分登録を行い、次の書類をJFAに提出し、下記⑨の申請料を支払う。
 - イ、「選手登録区分申請書」（書式第2号）
 - ロ、選手契約書の写し
- (3)選手登録区分をアマチュアからアマチュア以外に変更する場合、次の書類をJFAに提出し、下記⑨の申請料を支払う。（この場合は(1)の手続きは不要）
 - イ、「選手登録区分変更申請書」（書式第2号）
 - ロ、選手契約書の写し
- (4)選手登録区分をアマチュア以外からアマチュアに変更する場合、「選手登録区分変更申請書」をJFAに提出し、下記⑨の申請料を支払う。

④登録年度

- (1)J1、J2、JFLの第1種チームおよび所属選手：2月1日より翌年1月31日までの1年間

(2)上記(1)以外のチームおよび所属選手 : 4月1日より翌年3月31日までの1年間

⑤ J1, J2, JFLの第1種チームおよび選手の登録手続き

- (1) JFAは、毎年、12月現在の登録内容を印字した「加盟登録団体票」(様式-第1号)を、12月末までにクラブに送付する。
- (2) クラブは、JFAから送られた「加盟登録団体票」の内容を修正した後、JFAが指定する期日までに、修正した本紙をJFAに送付し、その写しを都道府県サッカー協会に送付する。
 - ※1 他チームからの移籍選手(新卒選手、自クラブのユースチームの選手も含む)については、後述の移籍に際して必要な書類を「加盟登録団体票」の本紙に添付し、JFAに提出する。
 - ※2 都道府県サッカー協会に提出する「加盟登録団体票」の写しには、年度およびJFAに送付した写しである旨を明記する。
- (3) クラブは都道府県サッカー協会が定める登録料(分担金)を同協会に支払う。
- (4) アマチュア以外の選手を登録する場合、クラブは2月1日までに次の書類をJFAに提出し、⑨の申請料を支払う。
 - イ. 「選手登録区分申請書」(書式第2号)(アマチュアから変更する場合は、「選手登録区分変更申請書」(書式第1号))
 - ロ. 選手契約書の写し

⑥ その他のチームおよび選手の登録手続き

- (1) クラブは、毎年4月末日までに、保有するチームの「加盟登録団体票」(様式-第1号)を作成し、その写し2通と共に都道府県サッカー協会に提出する。
- (2) クラブは都道府県サッカー協会が定める登録料(分担金)を都道府県サッカー協会に支払う。
- (3) 都道府県サッカー協会は、上記書類に不備がないことを確認し、受付を押印後、「加盟登録団体票」の写し1通を控えとし、5月20日までに本紙をJFA、写し1通を地域サッカー協会に送付する。ただし、登録日は都道府県サッカー協会の受付日とする。
- (4) アマチュア以外の選手を登録する場合、クラブは5月20日までに、次の書類をJFAに提出し、下記⑨の申請料を支払う。
 - イ. 「選手登録区分申請書」(書式第2号)(アマチュアから変更する場合は、「選手登録区分変更申請書」(書式第1号))
 - ロ. 選手契約書の写し
- (5) JFA主催の競技会に参加するためには、上記(1)、(2)にかかわらず、その競技会が開始される期日までに登録手続きを完了し、本紙がJFAに到達していなければならない。

⑦ 外国籍選手の登録

- (1) 海外のサッカー協会に登録している外国籍選手を登録する場合、クラブは、次の書類をJFAに提出し、理事会の承認を得なければならない。
 - イ. 「国際移籍選手登録申請書」(書式第6号)
 - ロ. 「国際移籍証明書」
 - ハ. パスポートの写し
 - ニ. 「資格証明書」(書式第10号)
 - ホ. 自治体が発行する「外国人登録証明書」の写し
- (2) 海外のサッカー協会に登録していない外国籍選手を登録する場合、クラブは、次の書類をJFAに提出し、理事会の承認を得なければならない。
 - イ. 「外国籍選手登録申請書(外国で登録選手でなかった選手)」(書式第7号)
 - ロ. 「誓約書」(書式第8号)
 - ハ. 「資格証明書」(書式第10号)
 - ニ. 自治体が発行する「外国人登録証明書」の写し
- (3) アマチュア以外の選手として登録する場合、クラブは上記(1)または(2)の書類に次の書類を添えてJFAに提出し、下記⑨の申請料を支払う。
 - イ. 「選手登録区分申請書」(書式第2号)(アマチュアから変更する場合は、「選手登録区分変更申請書」(書式第1号))
 - ロ. 選手契約書の写し

⑧ 外国籍扱いしない選手の登録

- (1) 日本で生れ、次のいずれかに該当する選手は、日本国籍を有しない場合でも、外国籍選手とはみなさない。ただし、1チームにつき1名に限る。
 - イ. 学校教育法第1条に定める学校において、教育基本法第4条に定める義務教育中の者または義務教育

- を終了した者
- ロ. 学校教育法第1条に定める高等学校または大学を卒業した者
- (2)外国籍扱いしない選手を登録する場合、クラブは、次の書類をJFAに提出し、理事会の承認を得なければならない。
 - イ. 「選手登録申請書（外国籍扱いしない選手）」（書式第9号）
 - ロ. 「資格証明書」（書式第10号）
 - ハ. 自治体が発行する「外国人登録証明書」の写し
- (3)アマチュア以外の選手として登録する場合、クラブは上記(2)の書類に次の書類を添えてJFAに提出し、下記⑨の申請料を支払う。
 - イ. 「選手登録区分申請書」（書式第2号）（アマチュアから変更する場合は、「選手登録区分変更申請書」（書式第1号））
 - ロ. 選手契約書の写し

⑨選手登録区分申請料

選手は選手登録のために、次に定める登録申請料をJFAに支払わなければならない。

- (1)アマチュア以外の選手の登録申請料 : 10,000円/年
- (2)アマチュア以外の選手の登録変更申請料
 - イ. アマチュア⇒アマチュア以外 : 10,000円/年（この場合(1)は不要）
 - ロ. アマチュア以外⇒アマチュア : 5,000円/年

2-2 リーグへの届出

チームが所属するリーグへの選手、スタッフ等の届出は、それぞれのリーグが定める手続きに従って行なう。

3. 国内移籍

3-1 移籍の種類

①アマチュア選手がアマチュア選手として移籍

- (1)年度途中の移籍を除き、選手が移籍を申し出た場合、移籍元クラブは当該移籍を承諾しなければならない。
- (2)年度途中に選手が移籍を希望する場合、「移籍承諾書」（書式第4号）による承諾を得なければならない。

②アマチュア以外の選手がアマチュア選手として移籍

- (1)選手が移籍を申し出た場合、移籍元クラブは選手との契約に基づく根拠がない限り、異議申立てができない。
- (2)アマチュア選手として移籍した選手は、JFAが移籍を承諾した日から3年間、移籍元クラブの承諾を得ない限り、いかなるクラブともアマチュア以外の契約ができない。

③アマチュアの選手がアマチュア以外の選手として移籍

選手が移籍を申し出た場合、移籍元クラブは当該移籍について、異議申立てができない。

④アマチュア以外の選手がアマチュア以外の選手として移籍

- (1)クラブが他クラブの選手を獲得したい場合、選手と交渉する前に、移籍元クラブの書面による承諾を得なければならない。
- (2)選手が移籍を希望する場合、他クラブと交渉する前に、移籍元クラブの書面による承諾を得なければならない。
- (3)移籍リストに登録された選手の移籍に関しては、上記(1)、(2)は適用されない。

3-2 移籍金

①移籍金

- (1)アマチュア以外の選手がアマチュア以外の選手として移籍する場合、移籍元クラブは移籍先クラブに移籍金を請求できる。
- (2)アマチュア以外の選手が契約期間満了後30ヶ月以内にアマチュア以外の選手として移籍する場合、移籍元クラブは移籍先クラブに移籍金を請求できる。
- (3)選手がアマチュアとして移籍する場合、移籍金は発生しない。ただし、アマチュア以外の選手がアマチュア選手として移籍し、移籍承諾日から3年以内にアマチュア以外の契約をした場合、移籍元クラブはアマチュア以外の契約を締結したクラブに移籍金を請求できる。
- (4)アマチュア選手がアマチュア以外の選手として移籍する場合、移籍元クラブは移籍先クラブに「トレーニング費用」を請求できる。

②移籍金の上限

(1)プロA選手

- イ. 契約期間中に移籍する場合 : クラブ間の合意による
- ロ. 契約更新時にクラブがプロA契約を提示した場合 : [移籍金算出基準]による
- ハ. 契約更新時にクラブがプロA契約以外を提示した場合 : 「トレーニング費用」相当額

(2)プロB選手 : 「トレーニング費用」相当額

(3)プロC選手

- イ. クラブが現契約条件を下回らない契約更新を提示したが、交渉の結果、クラブが移籍に合意した場合 :
クラブが当該選手へ提示した平均基本報酬額に「移籍金算出基準」の年齢別係数を乗じた額

$$\text{平均基本報酬額} = (X+Y) \div 2$$

X:移籍元クラブが申し出た次期の基本報酬(年額)
Y:移籍先クラブが申し出た次期の基本報酬(年額)

- ロ. クラブが現契約条件を下回る契約更新を提示した場合 :

「トレーニング費用」相当額

- ハ. クラブが契約期間中に基本報酬480万円以上のプロA契約への契約変更を提示したが、交渉が決裂し(現プロC契約を継続することとなり)契約満了前に再びプロA契約への契約変更を提示したが移籍することとなった場合 :

イ. と同様

- ニ. クラブが契約期間中に基本報酬480万円未満のプロA契約への契約変更またはプロB契約への契約変更を提示したが、現プロC契約を継続することとなり、契約満了後に移籍する場合 :

「トレーニング費用」相当額

(4)社員選手 : 「トレーニング費用」相当額

(5)アマチュア選手 : 「トレーニング費用請求基準」による(アマチュア以外の選手として移籍する場合に限る)

3-3 国内移籍の手続き

①登録抹消届の提出

- (1)移籍元クラブは都道府県サッカー協会に「登録抹消届」を提出する。
- (2)都道府県サッカー協会は「登録抹消届」を受付けた後、写しを移籍元クラブに渡し、本紙をJFAに送付する。

②移籍承諾書の発行

- (1)移籍先クラブは移籍元クラブに「移籍承諾書発行依頼書」(書式D)を提出する。
- (2)移籍元クラブは「移籍承諾書」(書式第4号)を発行し、「登録抹消届」の写しとともに移籍先クラブに送る。

③年度の最初から登録する場合の移籍の申請・承認

〈年度が2月1日から始まる場合〉

- (1)移籍先クラブは、12月末までにJFAから送られてくる「加盟登録団体票」(様式-第1号)に必要事項を記入し、次の書類を添えて、所定期日までにJFAに提出する。
 - イ. 「移籍申請書」(書式第5号)
 - ロ. 移籍元クラブから発行された「移籍承諾書」(書式第4号)
 - ハ. 都道府県サッカー協会受付済の「登録抹消届」の写し
- (2)アマチュア以外の選手を登録する場合、クラブは2月1日までに、次の書類をJFAに提出し、2-1,⑨の申請料を支払う。
 - イ. 「選手登録区分申請書」(書式第2号)(アマチュアから変更する場合は、「選手登録区分変更申請書」(書式第1号))
 - ロ. 選手契約書の写し
 - ハ. 「移籍金に関する通知書」
- (3)JFAは書類に不備がないことを確認した上で登録を承認し、都道府県サッカー協会、所属リーグへ通知する。

〈年度が4月1日から始まる場合〉

- (4)移籍先クラブは、「加盟登録団体票」(様式-第1号)に必要事項を記入し、4月末までに都道府県サッカー協会に提出する。
- (5)都道府県サッカー協会は書類に不備がないことを確認した上で登録を承認し、JFAに送付する。
- (6)アマチュア以外の選手を登録する場合、クラブは5月20日までに、次の書類をJFAに提出し、2-1,⑨の申請料を支払う。

- イ、「選手登録区分申請書」(書式第2号)(アマチュアから変更する場合は、「選手登録区分変更申請書」(書式第1号))
- ロ、選手契約書の写し
- ハ、「移籍金に関する通知書」

④年度の途中で移籍する場合の申請・承認

- (1)移籍先クラブは、次の書類を都道府県サッカー協会に提出する。
 - イ、「追加登録」
 - ロ、「移籍申請書」(書式第5号)
 - ハ、移籍元クラブから発行された「移籍承諾書」(書式第4号)
 - ニ、都道府県サッカー協会受付済の「登録抹消届」の写し
- (2)都道府県サッカー協会は上記(1)の書類を受付けた後、全ての書類を移籍先クラブに渡す。(場合によっては、都道府県サッカー協会からJFAに直接送られる)
- (3)アマチュア以外の選手をアマチュア以外の選手として移籍させる場合、移籍先クラブは、上記(2)で渡された書類に次の書類を添えてJFAに提出しする。
 - イ、選手契約書の写し
 - ロ、「移籍金に関する通知書」
- (4)アマチュアの選手をアマチュア以外の選手として移籍させる場合、移籍先クラブは、上記(2)で渡された書類に次の書類を添えてJFAに提出し、2-1,⑨の申請料を支払う。
 - イ、「選手登録区分申請書」(書式第1号)
 - ロ、選手契約書の写し
 - ハ、「移籍金に関する通知書」
- (5)JFAは、毎週水曜日の12:00までに申請のあった移籍および追加登録に対して、同週の金曜日に、その承認の是非を決定する。
- (6)JFAは上記(5)の結果を、移籍先クラブ、都道府県サッカー協会、所属リーグへ通知する。

4. 期限付移籍

4-1 国内の期限付移籍の手続き

①期限付移籍契約書の締結

期限付移籍を行なう場合、移籍元クラブ、移籍先クラブ、選手の三者は、JFA指定の「期限付移籍契約書」によって契約を締結する。

②移籍先クラブと選手との選手契約の締結

- (1)移籍先クラブと選手は、移籍元クラブと選手が締結している選手契約(以下「原契約」という)の期間内で、新たな選手契約(以下「移籍先クラブ選手契約」という)を締結する。
- (2)移籍先クラブ選手契約の種類は、原契約と同じ種類とする。
- (3)移籍先クラブ選手契約の基本報酬は、原則として原契約と同条件とする。

③移籍手続き

移籍先クラブへの移籍の手続きは、3-3 国内移籍の手続きと同様とするが、移籍先クラブが「移籍先クラブ選手契約」の写しをJFAに提出する際に、「期限付移籍契約書」の写しを添付しなければならない。

④移籍元クラブへの再移籍

期限付移籍の期間が満了した場合、移籍先クラブは登録抹消手続きを行い、年度途中の場合、移籍元クラブは追加登録の手続きを行わなければならない。

4-2 期限付移籍の移籍金

①期限付移籍の移籍金

期限付移籍を行なう場合の移籍金は、移籍先クラブ、移籍元クラブの合意によって決定する。

②期限付移籍期間満了後の完全移籍

期限付移籍の期間満了後、選手が希望し、移籍先クラブに完全に移籍する場合、移籍元クラブが請求できる移籍金の上限は、次のとおりとする。

- (1)移籍元クラブが原契約更新を希望する場合：選手と移籍先クラブとが合意した基本報酬年額に年齢係数の2分の1を乗じた額(ただし、プロC選手の場合はプロC契約の移籍ルールに従う)

(2)移籍元クラブが原契約更新を希望しない場合：移籍金は発生しない

4-3 原契約の更新手続き

移籍期間中に原契約の更新手続きを行なう時期が到来した場合、移籍元クラブが必要な更新手続きを行なう。ただし、4-2②の完全移籍が既に合意されている場合は、移籍先クラブが行なう。

4-4 期限付移籍中の契約変更手続き

- (1)移籍期間中にプロC選手がプロA契約締結条件を満たした場合、1-10 年度途中の契約変更 に基づき、移籍元クラブがその手続きを行なう。
- (2)上記(1)により、原契約が変更された場合、移籍先クラブにおいても、移籍先クラブ選手契約を同様に変更する。

5. 海外移籍

5-1 海外からの国際移籍の手続き

①国際移籍証明書の発行

- (1)移籍先クラブ（国内）は、海外のサッカー協会に「国際移籍証明書」を発行させるために、JFAに次の書類を提出し、申請料（10,500円）を支払う。
 - イ、「外国協会への国際移籍証明書発行依頼打電申請書」（書式第13号）
 - ロ、選手の経歴書
 - ハ、選手契約書の写し（アマチュア以外のみ）
- (2)JFAは、海外のサッカー協会に「国際移籍証明書」発行依頼を打電する。
- (3)海外のサッカー協会は、当該移籍について移籍元クラブ（海外）へ確認後、「国際移籍証明書」を発行し、JFAへ送付する。

②年度の最初から登録する場合の移籍の申請・承認

- (1)移籍先クラブは、12月末までにJFAから送られてくる「加盟登録団体票」（様式-第1号）に必要な事項を記入し、次の書類を添えて、所定期日までにJFAに提出する。
 - イ、「国際移籍選手登録申請書」（書式第6号）
 - ロ、パスポートの写し
 - ハ、自治体が発行する「外国人登録証明書」の写し（日本人の場合は「住民票」の写し）
- (2)アマチュア以外の選手として登録する場合、移籍先クラブは、上記(1)の書類に次の書類を添えてJFAに提出し、2-1,⑨の申請料を支払う。
 - イ、「選手登録区分申請書」（書式第2号）（アマチュアから変更する場合は、「選手登録区分変更申請書」（書式第1号））
 - ロ、選手契約書の写し
- (3)JFAは海外のサッカー協会が発行した「国際移籍証明書」およびクラブからの書類が全て届いた後、承認の手続きを行なう。

③年度の途中で移籍する場合の申請

- (1)年度途中で外国籍選手を移籍により追加登録する場合、移籍先クラブは次の書類をJFAに提出する。
 - イ、「外国籍選手登録申請書」（書式第6号）
 - ロ、パスポートの写し
 - ハ、「資格証明書」（書式第10号）
 - ニ、自治体が発行する「外国人登録証明書」の写し（日本人の場合は「住民票」の写し）
 - ホ、都道府県サッカー協会の受付印を受けた「追加登録」
- (2)アマチュア以外の選手として登録する場合、移籍先クラブは、上記(1)の書類に次の書類を添えてJFAに提出し、2-1,⑨の申請料を支払う。
 - イ、「選手登録区分申請書」（書式第2号）（アマチュアから変更する場合は、「選手登録区分変更申請書」（書式第1号））
 - ロ、選手契約書の写し

④登録の承認

- (1)登録の承認はJFA理事会が行なう。
- (2)JFAは登録の承認後、その結果を移籍先クラブ、都道府県サッカー協会、所属リーグへ通知する。

5-2 海外への国際移籍の手続き

①登録抹消届けの提出

移籍元クラブ（国内クラブ）は都道府県サッカー協会に「登録抹消届」を提出し、都道府県サッカー協会からその写しを受け取る。

②国際移籍証明書の発行

- (1)移籍元クラブは、国際移籍証明書発行のために、次の書類をJFAに提出し、申請料（5,250円）を支払う。
 - イ、「国際移籍証明書発行依頼」（書式11号）
 - ロ、都道府県サッカー協会受付済の「登録抹消届」の写し
- (2)JFAは、海外のサッカー協会の要請があった後、「国際移籍証明書」を発行し、海外のサッカー協会へ送付し、その写しを移籍元クラブへ送付する。

6. 移籍金算出基準

6-1 移籍金の算出方法

移籍金の金額は、当該選手の平均基本報酬額に年齢別係数を乗じた額とする。

①平均基本報酬額

平均基本報酬額は次の計算式により算出する。

$$\text{平均基本報酬額} = (X + Y + Z) \div 3$$

X:移籍元クラブにおける現在の基本報酬(年額)
 Y:移籍元クラブが申し出た次期の基本報酬(年額)
 Z:移籍先クラブが申し出た次期の基本報酬(年額)

②年齢別係数

移籍先クラブ 移籍元クラブ	J1			J2			JFL		
	J1	J2	JFL	J1	J2	JFL	J1	J2	JFL
満16歳以上 満22歳未満	10.0			2.5	9.0		2.5		9.0
満22歳以上 満25歳未満	8.0			2.0	4.0		2.0		4.0
満25歳以上 満28歳未満	6.0			1.5	3.0		1.5		3.0
満28歳以上 満30歳未満	3.0			0	1.5		0		1.5
満30歳以上 満33歳未満	1.0			0	0.5		0		0.5
満33歳以上	0			0	0		0		0

※表中の年齢はJFAが移籍を承認した日の年齢

③リーグ昇降格によりクラブがリーグを移動する場合の係数の適用

- (1)クラブが上位のリーグへ昇格する場合、当該クラブの所属リーグは、昇格が決定した日から上位のリーグの所属として取り扱う。(例：J2のクラブがJ1に昇格する場合、昇格が決定した日からJ1のクラブとする)
- (2)クラブが下位のリーグへ降格する場合、当該クラブの所属リーグは、降格が決定した日から下位のリーグの所属として取り扱う。(例：J1のクラブがJ2に降格する場合、降格が決定した日からJ2のクラブとする)

④移籍元クラブが申し出た次期の報酬に伴う移籍金の取扱い

Yの金額がXの金額を下回る割合	移籍金の上限
30%以下	上記の算出方法による
30%超 50%以下	Xの金額
50%超	トレーニング費用相当額
0%（「0」提示の場合）	移籍金は発生しない

X:移籍元クラブにおける現在の基本報酬(年額)
 Y:移籍元クラブが申し出た次期の基本報酬(年額)

⑤端数の処理

算出された移籍金の金額に千円未満の端数が生じたときは、千円に切り上げる。

6-2 税金の取扱い

移籍元クラブと移籍先クラブとの間で合意された移籍金の金額に関し、別段の定めがない限り、当該金額に

は一切の税金が含まれる。

6-3 支払方法

移籍金は、原則として、移籍に関する契約の成立後30日以内に、移籍先クラブから移籍元クラブに対し、現金をもって一括して支払う。ただし、両クラブが合意したときは、分割払いとすることができる。

7. トレーニング費用請求基準

7-1 適用

アマチュア選手がアマチュア以外の選手として移籍する場合にトレーニング費用が適用される。

7-2 トレーニング費用

トレーニング費用の上限金額は、選手が在籍したクラブ（営利法人および財団法人、社団法人）における満16歳以上の在籍期間に応じ、次のとおり定められる。

(1)在籍期間3年未満：100万円

(2)在籍期間3年以上：200万円

7-3 トレーニング費用の按分

選手が移籍前3年以内に在籍したクラブが複数存在する場合には、それぞれのクラブにおける在籍期間に基づき、トレーニング費用を按分することを原則とする。

8. 支度金

8-1 支度金

クラブは新規採用した選手または移籍した選手に対し、Jリーグ理事会が制定する「支度金支給基準規程」の金額を上限に、支度金を支払うことができる。

8-2 支度金支給基準規程

(単位：万円)

費目\支払対象		独身者	妻帯者（配偶者のみ）	妻帯者（同居扶養家族有）
住居費		80（1DK）	100（2DK）	150（3LDK）
子供用品等		0	0	50
家具等	電化製品		100	
	その他の家具等		100	
自動車			100	
合計		380	400	500

①支給時期

- (1)初めてプロ契約選手として、統一契約を締結するとき。
- (2)プロ契約選手として移籍するとき。ただし、支度金に該当する費用が伴う場合のみ。

②支払対象区分

- (1)独身者
- (2)妻帯者（配偶者のみ）
- (3)妻帯者でかつ同居の扶養家族がいる場合

③支度金該当費目

- (1)住居費
- (2)家具等
- (3)子供用品等
- (4)自動車

④その他

クラブは選手に対し、引越し費用および引越しに関わる交通費、宿泊費の実費を支給することができる。

—用語—

- F I F A
- A F C
- J F A
- Jリーグ
- J 1
- J 2
- J F L

- クラブ
- 年度

- アマチュア
- アマチュア以外
- プロ契約
- プロA契約
- プロB契約
- プロC契約
- 統一契約
- 選手
- プロ選手
- プロA選手
- プロB選手
- プロC選手
- 統一契約選手
- 社員選手

- 基本報酬（固定報酬）

- 変動報酬
- 出場プレミアム
- 勝利プレミアム
- 成果プレミアム
- 特別プレミアム

- 契約更新
- 契約変更
- 移籍
- 移籍リスト

- 移籍元チーム

- 移籍先チーム
- 移籍元クラブ
- 移籍先クラブ
- 期限付移籍

- 移籍金
- 移籍金算出基準
- トレーニング費用

- トレーニング費用請求基準
- 支度金

- 支度金支給基準規程

「Fédération Internationale de Football Association(国際サッカー連盟)」の略称

「Asian Football Confederation(アジアサッカー連盟)」の略称

「財団法人日本サッカー協会」の略称

「社団法人日本プロサッカーリーグ」の略称

「Jリーグディビジョン1」の略称。日本のトップに位置するリーグ

「Jリーグディビジョン2」の略称。J1の下に位置するリーグ

「日本フットボールリーグ」の略称。J1、J2に所属するチームを除く、第1種チームによる全国リーグ

チームを保有する法人

JFAの登録年度の略。J1、J2、JFLは2月1日から翌年1月31日まで
その他は4月1日から翌年3月31日まで

「アマチュア」のカテゴリーに属する選手のJFAにおける登録区分

「アマチュア」以外の選手のJFAにおける登録区分

「アマチュア」以外の選手が締結した選手契約の総称

「日本サッカー協会選手契約書(プロA契約書)」の略

「日本サッカー協会選手契約書(プロB契約書)」の略

「日本サッカー協会選手契約書(プロC契約書)」の略

プロA契約、プロB契約、プロC契約の総称

JFAに登録している全ての選手

「アマチュア」以外の選手でプロ契約を締結した選手

プロA契約を締結した選手

プロB契約を締結した選手

プロC契約を締結した選手

プロA選手、プロB選手、プロC選手の総称

「アマチュア」以外の選手で法人と雇用契約のみ締結している選手(プロ選手とはいわない)

選手の個人成績や所属クラブの成績に関係なく、決まって支払われる報酬。
給料と同じように、毎月同じ額が支払われる

実績に応じて支払われる報酬

選手の試合出場実績に応じて支払われる報酬

各試合の勝利や引き分け等の結果によって支払われる報酬

各大会の成績に応じて支払われる報酬

日本代表チームへの選出、個人表彰受賞、出場報酬の支給対象試合になっ
ていない試合の出場等に対する報酬

クラブと選手が契約満了後に同種類の契約を締結すること

クラブと選手が現在締結している契約と別種類の契約を締結すること

選手が所属しているチームから別のチームに所属を変更すること

移籍をする選手、および契約満了後の所属チームが決定していない選手が
登録されるリスト

選手が現在所属しているチームまたは移籍前に所属していたチームをい
い、移籍の際に使われる

選手が移籍しようとするチーム

移籍元チームを保有しているクラブ

移籍先チームを保有しているクラブ

期限を決めて移籍し、期限が到来したら、移籍元チームへ再移籍するこ
とを前提とする移籍

アマチュア以外の選手が移籍する際に発生する補償金

プロA選手が移籍する際の移籍金の上限を算出する基準

アマチュア選手がアマチュア以外の選手として移籍する際の対価として、
移籍先クラブから移籍元クラブへ支払われるもの

トレーニング費用の上限、支払い方法を明記した規準

初めて統一契約を締結したときや、他のクラブへ移籍する際に、選手の生
活環境を整えるためにクラブから選手に支払われる費用

支度金の上限を定めた規程。Jリーグ理事会が定める



日本サッカー協会選手契約書

〔プロA契約書〕

_____ (以下「クラブ」という) と _____ (以下「選手」という) とは、選手がクラブのためにアマチュア以外の選手 (以下「プロ選手」という) としてサッカー活動を行うことに関し、次のとおり契約を締結する。

第1条 【誠実義務】

- ① 選手は、財団法人日本サッカー協会 (以下「協会」という) およびクラブが加盟するリーグ、連盟等 (以下「リーグ等」という) の諸規程を遵守するとともにクラブの諸規則を遵守し、本契約を誠実に履行しなければならない。
- ② 選手は、プロ選手として自己の全ての能力を最大限にクラブに提供するため、常に最善の健康状態の保持および運動能力の維持・向上に努めなければならない。
- ③ 選手は、プロ選手として公私ともに日本サッカー界の模範たるべきことを認識し、日本サッカーの信望を損なうことのないよう努めなければならない。

第2条 【履行義務】

選手は、次の各事項を履行する義務を負う。

- (1) クラブの指定するすべての試合への出場
- (2) クラブの指定するトレーニング、合宿および研修への参加
- (3) クラブの指定するミーティング、試合の準備に必要な行事への参加
- (4) クラブにより支給されたユニフォーム一式およびトレーニングウェアの使用
- (5) クラブの指定する医学的検診、注射、予防処置および治療処置への参加
- (6) クラブの指定する広報活動、ファンサービス活動への参加
- (7) 協会から、各カテゴリーの日本代表選手に選出された場合のトレーニング、合宿および試合への参加
- (8) 協会、リーグ等の指定するドーピングテストの受検
- (9) 合宿、遠征等に際してのクラブの指定する交通機関、宿泊施設の利用
- (10) 居住場所に関する事前のクラブの同意の取得
- (11) 副業に関する事前のクラブの同意の取得
- (12) その他クラブが必要と認めた事項

第3条 【禁止事項】

選手は、次の各事項を行ってはならない。

- (1) クラブ、協会およびリーグ等の内部事情の部外者への開示
- (2) 試合、トレーニングに関する事項 (試合の戦略・戦術・選手の起用・トレーニングの内容等) の部外者への開示
- (3) 国際サッカー連盟 (FIFA) が定める禁止物質の使用
- (4) クラブ、協会およびリーグ等の承認が得られない広告宣伝・広報活動への参加または関与
- (5) 本契約履行の妨げとなる第三者との契約締結
- (6) クラブの事前の同意を得ない、第三者の主催するサッカーまたはその他のスポーツの試合等への参加
- (7) 試合の結果に影響を与える不正行為への関与
- (8) その他クラブにとって不利益となる行為

第4条 【報酬】

クラブは選手に対し、次の報酬を支払う。ただし、当該報酬には所得税、住民税、消費税その他一切の税金を含むものとする。

①基本報酬

- (1) 総額 金 _____ 円
- (2) 月額 金 _____ 円 (ただし、____月には _____ 円)

②変動報酬、その他の報酬については別途定める基準により支払う。

第5条 【費用の負担】

選手がクラブのために旅行する期間の交通費および宿泊費はクラブが負担する。

第6条 【休暇】

選手は、競技シーズン終了後に連続して2週間以上の休暇を受けることができる。ただし、選手は、休暇を休養の目的に利用しなければならない。

第7条 【疾病および傷害】

- ① 選手は疾病または傷害に際しては速やかにクラブに通知し、クラブの指示に従わなければならない。
- ② 本契約の履行に直接起因する選手の疾病または傷害につき、クラブの指定する医師が治療ないし療養を必要と認めた場合、その治療に要する費用は、リーグ等の定める基準によりクラブが負担する。
- ③ 前項の疾病または傷害により、選手が一時的に競技不能となった場合、クラブは、その競技不能の期間中、基本報酬を支払わなければならない。ただし、競技不能の期間中に本契約が期間満了その他の理由により終了したときは、その時点でクラブの支払義務は消滅する。

第8条 【選手の肖像等の使用】

- ① クラブが本契約の義務履行に関する選手の肖像、映像、氏名等 (以下「選手の肖像等」という) を報道・放送において使用することについて、選手は何ら権利を有しない。
- ② 選手は、クラブから指名を受けた場合、クラブ、協会およびリーグ等の広告宣伝・広報・プロモーション活動 (以下「広告宣伝等」という) に原則として無償で協力しなければならない。
- ③ クラブは、選手の肖像等を利用してマーチャンダイジング (商品化) を自ら行なう権利を有し、また協会、リーグ等に対して、その権利を許諾することができる。
- ④ 選手は、次の各号について事前にクラブの書面による承諾を得なければならない。
 - (1) テレビ・ラジオ番組、イベントへの出演
 - (2) 選手の肖像等の使用およびその許諾 (インターネットを含む)
 - (3) 新聞・雑誌取材への応諾

(4) 第三者の広告宣伝等への関与

- ⑤ 第3項において、選手個人単独の肖像写真を利用した商品を製造し、有償で頒布する場合、または前項の出演もしくは関与に際しての対価の分配は、クラブと選手が別途協議して定める。

第9条 【クラブによる契約解除】

- ① 次の各号のいずれかに該当する事由が選手において発生した場合、クラブは、選手に対し書面で通知することにより、本契約を直ちに解除することができる。
- (1) 本契約の定め違反した場合において、クラブが改善の勧告をしたにもかかわらず、これを拒絶または無視したとき
 - (2) 疾病または傷害によりサッカー選手としての運動能力を永久的に喪失したとき
 - (3) 刑罰法規に抵触する行為を行ったとき
 - (4) 自らの責に帰すべき事由により、本契約の目的に支障をきたす6ヶ月以上の試合出場停止処分を受けたとき
 - (5) クラブの秩序風紀を著しく乱したとき
- ② 前項に基づき本契約を解除したクラブは、選手に対し、解除通知の発信した日の属する月までの基本報酬を支払うものとする。

第10条 【選手による契約解除】

- ① 次の各号のいずれかに該当する事由がクラブにおいて発生した場合、選手は、クラブに対し書面で通知することにより、本契約を直ちに解除することができる。
- (1) 本契約に基づく報酬等の支払いを約定日から14日を超えて履行しないとき
 - (2) リーグ等が定める支給対象試合に正当な理由なく連続して3試合以上出場しなかったとき
 - (3) リーグ等から除名されたとき
- ② 前項に基づき本契約を解除した選手は、本契約の残存期間分の基本報酬を受け取ることができる。

第11条 【制裁】

選手につき次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合、クラブは、選手に対し、戒告もしくは制裁金またはこれらの双方を課することができる。ただし、制裁金の金額は、1つの事実につき、基本報酬(年額)の12分の1の50%を超えない範囲で、クラブがこれを決定する。

- (1) 出場した試合において警告、退場または出場停止の処分を受けたとき
- (2) クラブの指示命令に従わなかったとき
- (3) クラブの秩序風紀を乱したとき
- (4) 刑罰法規に抵触する行為を行ったとき

第12条 【有効期間および更新手続き】

- ① 本契約の有効期間は、_____年_____月_____日から_____年_____月_____日までとする。
- ② クラブは、本契約の有効期間満了の2ヶ月前までに、選手に対し更新に関する通知を書面により行なわなければならない。
- ③ 前項の通知を怠った場合、クラブには契約を締結する意思がないものとみなし、選手はクラブに対し、移籍リストへの登録を請求することができる。
- ④ 本契約の有効期間満了後においても、選手の移籍は、協会の定めに基づきクラブと移籍先クラブとが移籍金について合意することを条件とする。

第13条 【修正】

本契約は、クラブおよび選手の署名または押印ある文書によってのみ修正され得るものとし、口頭による修正は効力をもたないものとする。

第14条 【準拠法】

本契約は、日本法によって解釈されるものとする。

第15条 【紛争の解決】

- ① 本契約の解釈または本契約の履行に関してクラブと選手との間に紛争が生じたときは、クラブおよび選手が、その都度、誠意をもって協議の上解決する。
- ② 前項の協議を申し入れた後30日を経過しても紛争が解決しないときは、クラブまたは選手は、協会理事会の仲裁を求めることができる。
- ③ 前項に基づく協会理事会の仲裁判断は最終のものであり、クラブおよび選手はこれに拘束されることに合意する。

第16条 【保管】

本契約書は同時に正本2通を作成し、クラブおよび選手がそれぞれ1通ずつ保管する。

契約締結日：_____年_____月_____日

(住所)

(住所)

(クラブ名)

(選手名)

(印)

(代表者名)

(印)

(生年月日)

年

月

日

※選手が未成年者の場合、法定代理人(親権者または後見人)の記名捺印

(住所)

(住所)

(氏名)

(印)

(氏名)

(印)



日本サッカー協会選手契約書

〔プロB契約書〕

_____ (以下「クラブ」という) と _____ (以下「選手」という) とは、選手がクラブのためにアマチュア以外の選手 (以下「プロ選手」という) としてサッカー活動を行うことに関し、次のとおり契約を締結する。

第1条 【誠実義務】

- ① 選手は、財団法人日本サッカー協会 (以下「協会」という) およびクラブが加盟するリーグ、連盟等 (以下「リーグ等」という) の諸規程を遵守するとともにクラブの諸規則を遵守し、本契約を誠実に履行しなければならない。
- ② 選手は、プロ選手として自己の全ての能力を最大限にクラブに提供するため、常に最善の健康状態の保持および運動能力の維持・向上に努めなければならない。
- ③ 選手は、プロ選手として公私ともに日本サッカー界の模範たるべきことを認識し、日本サッカーの信望を損なうことのないよう努めなければならない。

第2条 【履行義務】

選手は、次の各事項を履行する義務を負う。

- (1) クラブの指定するすべての試合への出場
- (2) クラブの指定するトレーニング、合宿および研修への参加
- (3) クラブの指定するミーティング、試合の準備に必要な行事への参加
- (4) クラブにより支給されたユニフォーム一式およびトレーニングウェアの使用
- (5) クラブの指定する医学的検診、注射、予防処置および治療処置への参加
- (6) クラブの指定する広報活動、ファンサービス活動への参加
- (7) 協会から、各カテゴリーの日本代表選手に選出された場合のトレーニング、合宿および試合への参加
- (8) 協会、リーグ等の指定するドーピングテストの受検
- (9) 合宿、遠征等に際してのクラブの指定する交通機関、宿泊施設の利用
- (10) 居住場所に関する事前のクラブの同意の取得
- (11) 副業に関する事前のクラブの同意の取得
- (12) その他クラブが必要と認めた事項

第3条 【禁止事項】

選手は、次の各事項を行ってはならない。

- (1) クラブ、協会およびリーグ等の内部事情の部外者への開示
- (2) 試合、トレーニングに関する事項 (試合の戦略・戦術・選手の起用・トレーニングの内容等) の部外者への開示
- (3) 国際サッカー連盟 (FIFA) が定める禁止物質の使用
- (4) クラブ、協会およびリーグ等の承認が得られない広告宣伝・広報活動への参加または関与
- (5) 本契約履行の妨げとなる第三者との契約の締結
- (6) クラブの事前の同意を得ない、第三者の主催するサッカーまたはその他のスポーツの試合等への参加
- (7) 試合の結果に影響を与える不正行為への関与
- (8) その他クラブにとって不利益となる行為

第4条 【報酬】

クラブは選手に対し、次の報酬を支払う。ただし、当該報酬には所得税、住民税、消費税その他一切の税金を含むものとする。

①基本報酬

- (1) 総額 金 _____ 円
- (2) 月額 金 _____ 円 (ただし、____月 は _____ 円)

②変動報酬、その他の報酬については別途定める基準により支払う。

第5条 【費用の負担】

選手がクラブのために旅行する期間の交通費および宿泊費はクラブが負担する。

第6条 【休暇】

選手は、競技シーズン終了後に連続して2週間以上の休暇を受けることができる。ただし、選手は、休暇を休養の目的に利用しなければならない。

第7条 【疾病および傷害】

- ① 選手は疾病または傷害に際しては速やかにクラブに通知し、クラブの指示に従わなければならない。
- ② 本契約の履行に直接起因する選手の疾病または傷害につき、クラブの指定する医師が治療ないし療養を必要と認めた場合、その治療に要する費用は、リーグ等の定める基準によりクラブが負担する。
- ③ 前項の疾病または傷害により、選手が一時的に競技不能となった場合、クラブは、その競技不能の期間中、基本報酬を支払わなければならない。ただし、競技不能の期間中に本契約が期間満了その他の理由により終了したときは、その時点でクラブの支払義務は消滅する。

第8条 【選手の肖像等の使用】

- ① クラブが本契約の義務履行に関する選手の肖像、映像、氏名等 (以下「選手の肖像等」という) を報道・放送において使用することについて、選手は何ら権利を有しない。
- ② 選手は、クラブから指名を受けた場合、クラブ、協会およびリーグ等の広告宣伝・広報・プロモーション活動 (以下「広告宣伝等」という) に原則として無償で協力しなければならない。
- ③ クラブは、選手の肖像等を利用してマーチャングाइジング (商品化) を自ら行なう権利を有し、また協会、リーグ等に対して、その権利を許諾することができる。
- ④ 選手は、次の各号について事前にクラブの書面による承諾を得なければならない。
 - (1) テレビ・ラジオ番組、イベントへの出演
 - (2) 選手の肖像等の使用およびその許諾 (インターネットを含む)
 - (3) 新聞・雑誌取材への応諾

(4) 第三者の広告宣伝等への関与

- ⑤ 第3項において、選手個人単独の肖像写真を利用した商品を製造し、有償で頒布する場合、または前項の出演もしくは関与に際しての対価の分配は、クラブと選手が別途協議して定める。

第9条 【クラブによる契約解除】

- ① 次の各号のいずれかに該当する事由が選手において発生した場合、クラブは、選手に対し書面で通知することにより、本契約を直ちに解除することができる。
- (1) 本契約の定め違反した場合において、クラブが改善の勧告をしたにもかかわらず、これを拒絶または無視したとき
 - (2) 疾病または傷害によりサッカー選手としての運動能力を永久的に喪失したとき
 - (3) 刑罰法規に抵触する行為を行ったとき
 - (4) 自らの責に帰すべき事由により、本契約の目的に支障をきたす6ヶ月以上の試合出場停止処分を受けたとき
 - (5) クラブの秩序風紀を著しく乱したとき
- ② 前項に基づき本契約を解除したクラブは、選手に対し、解除通知の発信した日の属する月までの基本報酬を支払うものとする。

第10条 【選手による契約解除】

- ① 次の各号のいずれかに該当する事由がクラブにおいて発生した場合、選手は、クラブに対し書面で通知することにより、本契約を直ちに解除することができる。
- (1) 本契約に基づく報酬等の支払いを約定日から14日を超えて履行しないとき
 - (2) リーグ等が定める支給対象試合に正当な理由なく連続して3試合以上出場しなかったとき
 - (3) リーグ等から除名されたとき
- ② 前項に基づき本契約を解除した選手は、本契約の残存期間分の基本報酬を受け取ることができる。

第11条 【制裁】

選手につき次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合、クラブは、選手に対し、戒告もしくは制裁金またはこれらの双方を課することができる。ただし、制裁金の金額は、1つの事実につき、基本報酬（年額）の12分の1の50%を超えない範囲で、クラブがこれを決定する。

- (1) 出場した試合において警告、退場または出場停止の処分を受けたとき
- (2) クラブの指示命令に従わなかったとき
- (3) クラブの秩序風紀を乱したとき
- (4) 刑罰法規に抵触する行為を行ったとき

第12条 【有効期間および更新手続き】

- ① 本契約の有効期間は、_____年_____月_____日から_____年_____月_____日までとする。
- ② クラブは、本契約の有効期間満了の2ヶ月前までに、選手に対し更新に関する通知を書面により行なわなければならない。
- ③ 前項の通知を怠った場合、クラブには契約を締結する意思がないものとみなし、選手はクラブに対し、移籍リストへの登録を請求することができる。
- ④ 本契約の有効期間満了後においても、選手の移籍は、協会の定めに基づきクラブと移籍先クラブとが移籍金について合意することを条件とする。

第13条 【修正】

本契約は、クラブおよび選手の署名または押印ある文書によってのみ修正され得るものとし、口頭による修正は効力をもたないものとする。

第14条 【準拠法】

本契約は、日本法によって解釈されるものとする。

第15条 【紛争の解決】

- ① 本契約の解釈または本契約の履行に関してクラブと選手との間に紛争が生じたときは、クラブおよび選手が、その都度、誠意をもって協議の上解決する。
- ② 前項の協議を申し入れた後30日を経過しても紛争が解決しないときは、クラブまたは選手は、協会理事会の仲裁を求めることができる。
- ③ 前項に基づく協会理事会の仲裁判断は最終のものであり、クラブおよび選手はこれに拘束されることに合意する。

第16条 【保管】

本契約書は同時に正本2通を作成し、クラブおよび選手がそれぞれ1通ずつ保管する。

契約締結日：_____年_____月_____日

(住所)

(住所)

(クラブ名)

(選手名)

(印)

(代表者名)

(印)

(生年月日)

年

月

日

※選手が未成年者の場合、法定代理人（親権者または後見人）の記名捺印

(住所)

(住所)

(氏名)

(印)

(氏名)

(印)



日本サッカー協会選手契約書

〔プロC契約書〕

（以下「クラブ」という）と（以下「選手」という）とは、選手がクラブのためにアマチュア以外の選手（以下「プロ選手」という）としてサッカー活動を行うことに関し、次のとおり契約を締結する。

第1条 【誠実義務】

- ① 選手は、財団法人日本サッカー協会（以下「協会」という）およびクラブが加盟するリーグ、連盟等（以下「リーグ等」という）の諸規程を遵守するとともにクラブの諸規則を遵守し、本契約を誠実に履行しなければならない。
- ② 選手は、プロ選手として自己の全ての能力を最大限にクラブに提供するため、常に最善の健康状態の保持および運動能力の維持・向上に努めなければならない。
- ③ 選手は、プロ選手として公私ともに日本サッカー界の模範たるべきことを認識し、日本サッカーの信望を損なうことのないよう努めなければならない。

第2条 【履行義務】

選手は、次の各事項を履行する義務を負う。

- (1) クラブの指定するすべての試合への出場
- (2) クラブの指定するトレーニング、合宿および研修への参加
- (3) クラブの指定するミーティング、試合の準備に必要な行事への参加
- (4) クラブにより支給されたユニフォーム一式およびトレーニングウェアの使用
- (5) クラブの指定する医学的検診、注射、予防処置および治療処置への参加
- (6) クラブの指定する広報活動、ファンサービス活動への参加
- (7) 協会から、各カテゴリーの日本代表選手に選出された場合のトレーニング、合宿および試合への参加
- (8) 協会、リーグ等の指定するドーピングテストの受検
- (9) 合宿、遠征等に際してのクラブの指定する交通機関、宿泊施設の利用
- (10) 居住場所に関する事前のクラブの同意の取得
- (11) 副業に関する事前のクラブの同意の取得
- (12) その他クラブが必要と認めた事項

第3条 【禁止事項】

選手は、次の各事項を行ってはならない。

- (1) クラブ、協会およびリーグ等の内部事情の部外者への開示
- (2) 試合、トレーニングに関する事項（試合の戦略・戦術の起用・トレーニングの内容等）の部外者への開示
- (3) 国際サッカー連盟（FIFA）が定める禁止物質の使用
- (4) クラブ、協会およびリーグ等の承認が得られない広告宣伝・広報活動への参加または関与
- (5) 本契約履行の妨げとなる第三者との契約の締結
- (6) クラブの事前の同意を得ない、第三者の主催するサッカーまたはその他のスポーツの試合等への参加
- (7) 試合の結果に影響を与える不正行為への関与
- (8) その他クラブにとって不利益となる行為

第4条 【報酬】

クラブは選手に対し、次の報酬を支払う。ただし、当該報酬には所得税、住民税、消費税その他一切の税金を含むものとする。

①基本報酬

- (1) 総額 金 _____ 円
- (2) 月額 金 _____ 円（ただし、____月分は _____ 円）

②変動報酬、その他の報酬については別途定める基準により支払う。

第5条 【費用の負担】

選手がクラブのために旅行する期間の交通費および宿泊費はクラブが負担する。

第6条 【休暇】

選手は、競技シーズン終了後に連続して2週間以上の休暇を受けることができる。ただし、選手は、休暇を休養の目的に利用しなければならない。

第7条 【疾病および傷害】

- ① 選手は疾病または傷害に際しては速やかにクラブに通知し、クラブの指示に従わなければならない。
- ② 本契約の履行に直接起因する選手の疾病または傷害につき、クラブの指定する医師が治療ないし療養を必要と認めた場合、その治療に要する費用は、リーグ等の定める基準によりクラブが負担する。
- ③ 前項の疾病または傷害により、選手が一時的に競技不能となった場合、クラブは、その競技不能の期間中、基本報酬を支払わなければならない。ただし、競技不能の期間中に本契約が期間満了その他の理由により終了したときは、その時点でクラブの支払義務は消滅する。

第8条 【選手の肖像等の使用】

- ① クラブが本契約の義務履行に関する選手の肖像、映像、氏名等（以下「選手の肖像等」という）を報道・放送において使用することについて、選手は何ら権利を有しない。
- ② 選手は、クラブから指名を受けた場合、クラブ、協会およびリーグ等の広告宣伝・広報・プロモーション活動（以下「広告宣伝等」という）に原則として無償で協力しなければならない。
- ③ クラブは、選手の肖像等を利用してマーチャンダイジング（商品化）を自ら行なう権利を有し、また協会、リーグ等に対して、その権利を許諾することができる。
- ④ 選手は、次の各号について事前にクラブの書面による承諾を得なければならない。
 - (1) テレビ・ラジオ番組、イベントへの出演
 - (2) 選手の肖像等の使用およびその許諾（インターネットを含む）
 - (3) 新聞・雑誌取材への応諾

(4) 第三者の広告宣伝等への関与

- ⑤ 第3項において、選手個人単独の肖像写真を利用した商品を製造し、有償で頒布する場合、または前項の出演もしくは関与に際しての対価の分配は、クラブと選手が別途協議して定める。

第9条 【クラブによる契約解除】

- ① 次の各号のいずれかに該当する事由が選手において発生した場合、クラブは、選手に対し書面で通知することにより、本契約を直ちに解除することができる。
- (1) 本契約の定め違反した場合において、クラブが改善の勧告をしたにもかかわらず、これを拒絶または無視したとき
 - (2) 疾病または傷害によりサッカー選手としての運動能力を永久的に喪失したとき
 - (3) 刑罰法規に抵触する行為を行ったとき
 - (4) 自らの責に帰すべき事由により、本契約の目的に支障をきたす6ヶ月以上の試合出場停止処分を受けたとき
 - (5) クラブの秩序風紀を著しく乱したとき
- ② 前項に基づき本契約を解除したクラブは、選手に対し、解除通知の発信した日の属する月までの基本報酬を支払うものとする。

第10条 【選手による契約解除】

- ① 次の各号のいずれかに該当する事由がクラブにおいて発生した場合、選手は、クラブに対し書面で通知することにより、本契約を直ちに解除することができる。
- (1) 本契約に基づく報酬等の支払いを約定日から14日を超えて履行しないとき
 - (2) リーグ等が定める支給対象試合に正当な理由なく連続して3試合以上出場しなかったとき
 - (3) リーグ等から除名されたとき
- ② 前項に基づき本契約を解除した選手は、本契約の残存期間分の基本報酬を受け取ることができる。

第11条 【制裁】

選手につき次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合、クラブは、選手に対し、戒告もしくは制裁金またはこれらの双方を課することができる。ただし、制裁金の金額は、1つの事実につき、基本報酬（年額）の12分の1の50%を超えない範囲で、クラブがこれを決定する。

- (1) 出場した試合において警告、退場または出場停止の処分を受けたとき
- (2) クラブの指示命令に従わなかったとき
- (3) クラブの秩序風紀を乱したとき
- (4) 刑罰法規に抵触する行為を行ったとき

第12条 【有効期間および更新手続き】

- ① 本契約の有効期間は、_____年____月____日から_____年____月____日までとする。
- ② クラブは、本契約の有効期間満了の2ヶ月前までに、選手に対し更新に関する通知を書面により行なわなければならない。
- ③ 前項の通知を怠った場合、クラブには契約を締結する意思がないものとみなし、選手はクラブに対し、移籍リストへの登録を請求することができる。
- ④ クラブが本契約の報酬を下回らない条件提示を行なった場合、クラブは契約を更新することができる。ただし、プロC契約の締結期間は3年（他クラブとのプロC契約実績がある場合はそれを合算する）を条件とし、当該期間を超えてプロ選手として契約をする場合、プロA契約またはプロB契約を締結するものとする。
- ⑤ クラブと選手が本契約有効期間中に、プロA契約またはプロB契約を締結した場合、その締結の時点をもって本契約は自動的に失効する。
- ⑥ 本契約の有効期間満了後においても、選手の移籍は、協会の定めに基づきクラブと移籍先クラブとが移籍金について合意することを条件とする。

第13条 【修正】

本契約は、クラブおよび選手の署名または押印ある文書によってのみ修正され得るものとし、口頭による修正は効力をもたないものとする。

第14条 【準拠法】

本契約は、日本法によって解釈されるものとする。

第15条 【紛争の解決】

- ① 本契約の解釈または本契約の履行に関してクラブと選手との間に紛争が生じたときは、クラブおよび選手が、その都度、誠意をもって協議の上解決する。
- ② 前項の協議を申し入れた後30日を経過しても紛争が解決しないときは、クラブまたは選手は、協会理事会の仲裁を求めることができる。
- ③ 前項に基づく協会理事会の仲裁判断は最終のものであり、クラブおよび選手はこれに拘束されることに合意する。

第16条 【保管】

本契約書は同時に正本2通を作成し、クラブおよび選手がそれぞれ1通ずつ保管する。

契約締結日：_____年____月____日

(住所)

(住所)

(クラブ名)

(選手名)

(印)

(代表者名)

(印)

(生年月日)

年

月

日

※選手が未成年者の場合、法定代理人（親権者または後見人）の記名捺印

(住所)

(住所)

(氏名)

(印)

(氏名)

(印)

期限付移籍契約書

〔日本サッカー協会指定書式〕

_____ (以下「移籍元クラブ」という)、_____
(以下「選手」という)と_____ (以下「移籍先クラブ」という)とは、
選手の期限付移籍に関し、次のとおり契約を締結する。

第1条〔移籍〕

移籍元クラブと移籍先クラブとは、選手の同意に基づき、_____年____月____
日から_____年____月____日までの期間、選手を移籍先クラブに期限付移籍さ
せる。

第2条〔移籍先クラブ選手契約の優先〕

選手が移籍先クラブに移籍している期間（以下「移籍期間」という）については、移籍
先クラブと選手の間に締結される契約（以下「移籍先クラブ選手契約」という）が、移籍
元クラブと選手の間に締結される契約（以下「原契約」という）に優先し、移籍先クラブ
選手契約のみが適用されるものとする。なお、原契約の有効期間はこれによって影響を受
けないものとする。

第3条〔移籍期間中の報酬等〕

- ① 移籍期間中の報酬等について移籍先クラブと選手とは、移籍先クラブ選手契約を締結する。
- ② 移籍先クラブ選手契約に定める基本報酬額は、原則として原契約と同条件とする。
- ③ 選手は、交通費、宿泊費および引越し費用の実費を、移籍するときは移籍先クラブに、
再移籍するときは移籍元クラブにそれぞれ請求することができる。

第4条〔移籍金〕

移籍期間満了後、選手が希望し移籍先クラブに完全に移籍する場合、移籍元クラブが移
籍先クラブに請求することができる移籍金の額の上限は移籍元クラブの原契約更新の意思
に従い、次の各号のとおりとする。

- (1) 移籍元クラブが原契約更新を希望する場合：選手と移籍先クラブとが合意した基本
報酬の年額に年齢係数の2分の1を乗
じた額
- (2) 移籍元クラブが原契約更新を希望しない場合：移籍金は発生しない

第5条〔原契約の更新手続き〕

移籍期間中に原契約の更新手続きを行う時期が到来した場合、移籍元クラブが必要な諸
手続きを行う。ただし、移籍元クラブ、移籍先クラブおよび選手の三者において完全なる
移籍に関する合意が既に為されている場合は、移籍先クラブが行うものとする。

第6条〔移籍期間中の契約変更〕

移籍期間中にプロA契約締結条件を満たしていない選手が、当該締結条件を満たした場合、
以下の内容の契約に変更する。尚、変動報酬は移籍元クラブおよび移籍先クラブと選手と
の間において別途定めるものとする。

- (1) 契約書式：_____契約書
- (2) 基本報酬（年額）：_____円

第7条〔メディカルチェック〕

- ① 移籍先クラブは、選手を移籍期間開始前に移籍元クラブが同意する医師によるメディカルチェックを行うことができ、選手が移籍先クラブ選手契約の義務を十分に果たせないと判断した場合は、本契約を即刻解約することができる。
- ② 移籍元クラブは、移籍期間満了前に移籍先クラブが同意する医師によるメディカルチェックを行うことができる。

第8条〔選手の傷害・疾病等〕

移籍期間中における選手の健康管理、傷害・疾病予防および治療については、移籍先クラブがその責任を負う。

第9条〔再移籍〕

- ① 移籍期間中選手が移籍先クラブにおいてサッカー選手としての運動能力を著しく喪失したことが第7条第2項のメディカルチェックにより判明した場合、移籍元クラブの選択により選手を再移籍させないことができる。
- ② 移籍元クラブが前項の選択を行った場合、原契約残存期間の移籍元クラブの基本報酬支払い義務は、移籍先クラブが移籍元クラブに代わって履行する。ただし、移籍元クラブが支払うべき成果プレミアム等の報酬については、この限りではない。

第10条〔選手肖像の使用〕

移籍期間中においても移籍元クラブは選手の肖像を使用することができる。ただし、移籍元クラブのユニフォームを着用しているもの、または移籍前に撮影した映像、スチル写真等に限る。

以上、本契約締結の証として本書3通を作成し、各当事者が記名捺印のうえ各1通ずつを保有する。

年 月 日

移籍元クラブ

[印]

移籍先クラブ

[印]

選手

[印]

書式A

年 月 日

(選手名) _____ 殿

住 所:

クラブ名:

代表者名: (印)

契約更新に関する通知書

貴殿と当クラブとの 年 月 日以降の契約条件について、以下のとおりご通知申し上げます。

- (1) 来年2月1日以降下記の条件をもって貴殿と『プロA契約』を締結いたしたい。
- (2) 来年2月1日以降下記の条件をもって貴殿と『プロB契約』を締結いたしたい。
- (3) 来年2月1日以降下記の条件をもって貴殿と『プロC契約』を締結いたしたい。
- (4) 来年2月1日以降、貴殿と契約を締結する意思はありません。

記

	現在の契約の内容	新規の契約の内容
①契約期間	_____年____月____日から _____年____月____日まで	_____年____月____日から _____年____月____日まで
②基本報酬	(年額) 金 _____円	(年額) 金 _____円
	※「①契約期間」が1年未満の場合は、契約期間に応じた金額も記入する	
	金 _____円	金 _____円

[注]:①上記(1)から(4)のいずれかを○で囲む。

②上記で(4)を選択した場合は、新規契約の報酬欄にはいずれも「0」と記入する。

以上

[正本3部作成 ⇨ 選手、クラブ、リーグ]

書式B

年 月 日

移籍リスト登録申請書

財団法人 日本サッカー協会 御中

住 所：

(申請人) クラブ名：

代表者名： (印)

移籍リストの登録に関し、下記のとおり申請いたします。

記

1. 申請の対象となる選手

- (1) 氏 名：_____
- (2) 選手登録番号：_____
- (3) 生年月日：_____年_____月_____日 (満_____歳)
- (4) 現(最終)所属クラブ：_____
- (5) 現(最終)所属クラブとの契約終了時期：_____年_____月_____日
- (6) 現選手契約の種類： プロA・プロB・プロC・その他
- (7) 移籍金： 要・不要

2. 申請の目的 (□はいずれかに印をつける)

- 新規登録
- 既登録事項の抹消
- (抹消の理由)： 引退 (引退日：_____年_____月_____日)
- 移籍 (移籍日：_____年_____月_____日)
- (移籍先クラブ：_____)
- その他：_____

以上

登録申請書受付日	年 月 日	受付番号	
----------	-------	------	--

[注]：(1) 本申請書は、『正本』および『写し』を各1通ずつ作成し、双方とも日本サッカー協会登録部に提出する。
(2) 『正本』は日本サッカー協会登録部において保管し、『写し』は日本サッカー協会登録部の受付印を押捺後、申請元クラブに返還する。

書式C

年 月 日

(選手名) _____ 殿

住 所：

クラブ名：

代表者名： (印)

最終提示額証明書

当クラブは、貴殿との次期(年 月 日以降)契約に関する交渉において、下記の報酬を最終的に提示したことを証明いたします。

記

1. 現在の契約：

契約の種類	プロA・プロB・プロC
契約の終了時期	_____年____月____日
基本報酬(年額)	金_____円

2. 最終提示：

契約の種類	プロA・プロB・プロC
契約の終了時期	_____年____月____日
基本報酬(年額)	金_____円

[注]：契約種類はいずれかを○で囲む。

以上

〔正本3部作成 ⇒ 選手、クラブ、リーグ〕

年 月 日

移籍承諾書発行依頼書

御中

住 所：

クラブ名：

代表者名： (印)

選手名		生年月日	年 月 日 (歳)
-----	--	------	------------

貴クラブ所属の上記選手と、下記1の条件にて契約いたしたいと存じますので、当該選手の移籍承諾書を発行していただきたく、お願い申し上げます。

なお、移籍金につきましては下記2のとおり合意していることを確認いたします。

記

1.選手との契約条件：

契約の種類	
契約の期間	__年__月__日から __年__月__日まで
基本報酬（年額）	金_____円

2.貴クラブへの移籍金：

金額	金_____円
支払い条件	

以上

〔正本⇒移籍元クラブ、写し⇒移籍先クラブ、選手、リーグ〕

年 月 日

(選手名) _____ 殿

住 所:

クラブ名:

代表者名:

(印)

契約変更に関する通知書

貴殿は__年__月__日に行われた_____の試合において、プロA契約の締結条件を満たされました。つきましては、貴殿と当クラブとの間に__年__月__日締結した契約を、__年__月__日より以下のとおり変更いたしたく、ご通知申し上げます。

(下記□のいずれかをチェック)

下記の条件をもって貴殿と『プロA契約』を締結いたしたい。

つきましては、__年__月__日までにご返答願います。

下記の条件をもって貴殿と『プロB契約』を締結いたしたい。

つきましては、__年__月__日までにご返答願います。

記

	現在の契約の内容	新規の契約の内容
契約期間	__年__月__日から __年__月__日まで	__年__月__日から __年__月__日まで
基本報酬	(年額)金_____円	(年額)金_____円
	※契約期間が1年未満の場合は、契約期間に応じた金額も記入する	
	金_____円	金_____円

以上

[正本3部作成⇒選手、クラブ、リーグ]

(選手名) _____ 殿 _____ 年 月 日

(クラブ名) _____

(氏 名) _____ 印

契約内容比較表(概算)

貴殿の次期契約内容の概算は下表の通りとなります。

		現契約	次期契約	対現契約比
1. 固定報酬				
①基本報酬	年額	円	円	%
2. 変動報酬				
②出場プレミアム	全試合フル出場	円	円	%
(対象試合数)		(試合)	(試合)	
③勝利プレミアム	全試合勝利	円	円	%
④成果プレミアム	全大会優勝	円	円	%
変動報酬計		円	円	%
3. 総合計		円	円	%

以上

[正本2部、写し1部作成 : 正本⇒選手、クラブ / 写し⇒リーグ]

選手の資格及び移籍に関する規程

【訳註：本文章は参考訳です】

FIFA理事会はFIFA基本規定の第57条に基づいて、下記の規則を採択した：

前文

1. 本規定は、選手が一つの協会から他の協会に移籍する場合における、選手の資格及び競技資格（競技権）に関するものである。
2. 第12、第13、第30、第31、第32、及び第36条、及び、第I、第II、第III、第VII、第VIII、及び第IX章に定められた規則は、また国内レベルで拘束力を有するものとする。
3. 各協会は自らの傘下において行われる移籍に関して、またその移籍がFIFAの承認する適切な規則によって律せられるような制度を設ける義務を有するものとする。かかる規則は、本条第2項にいう拘束規定を含むものであり、本規定にいう一般原則を遵守し、また移籍中の起り得べきいかなる紛争に関する規定を含むものである。

I. 選手の範疇（カテゴリー）

第1条

本連盟に所属する各協会の選手は、アマチュアかアマチュア以外のいずれかとする。（FIFA基本規定第57条1項参照）

第2条

1. サッカーへの参加あるいはそれに関連した活動中に発生する実費以外の、いかなる報酬も受け取ったことのない選手がアマチュアとみなされる。
2. 試合への参加によって発生する交通費及び宿泊費、並びに選手の用具、保険及びトレーニングの経費は、選手のアマチュア資格を損なうことなく、支給を受けることができる。
3. サッカーへの参加あるいはそれに関連した活動について、本条第2項に定められた金額を超える報酬を受け取ったことのあるいかなる選手も、その選手が本規定第25条に基づきアマチュア資格を再取得しない限り、アマチュア以外とみなされる。

第3条

1. 選手の資格は、その選手が所属する協会によって決定されるものとする。
2. 国際移籍に際して起こる選手の資格に関するいかなる紛争も、本規定第2条に基づいて、FIFA選手資格委員会によって解決されるものとする。

第4条

1. 各協会は自らの傘下にあるアマチュア以外の選手の公式な登録の記録を備えておくものとする。
2. この登録の記録はFIFAの要求に応じて提出するものとする。
3. ある協会から離脱する選手は、その協会によってアマチュア以外の選手として登録されていない限り、アマチュア以外とみなされることはないものとする。

II. アマチュア以外の選手

第5条

1. 所属する協会によってアマチュア以外とみなされた選手は、自らを雇用するクラブと書面による契約を締結するものとする。
2. かかる契約はあらかじめ定められた一定の期間について締結された金銭的契約であるものとする。
3. これらの契約の写しは関係する協会に提出され、また、要求に応じてFIFAに提出されるものとする。
4. 協会は、その協会に登録のあるクラブとアマチュア以外の選手の間で取り交わされるすべての契約書に、追加される条項を規定することができる。

III. 選手の競技権

第6条

1. 協会によって、その協会に属するクラブのためにプレーするものと現在登録されている選手のみが、その協会の開催する競技に参加を認められる。

2. 下記の条件の一つを満たす選手に対してのみ、各協会によってプレーする権利が認められるものとする。
- (a) 対象となる選手が、いかなる協会に属するいかなるクラブにも登録されたことがない場合
 - (b) 対象となる選手が、関連する協会の傘下において一つのクラブから他のクラブに、同協会の規則にしたがって移籍した場合
 - (c) 対象となる選手が、ある協会のあるクラブから他の協会の他のクラブに移籍し、その選手を放出する協会が発行した国際移籍証明書（第7条参照）を保持している場合
3. 本条第2項の規定に拘らず、本規定第7条4項による暫定的競技資格の適用、並びに、FIFAが、本規定第7条3項でいうところの臨時競技資格を特別に認めたケースは、この限りではない。

IV. 国際移籍証明書

第7条

1. 一つの協会に所属するクラブにおいてプレーする権利を有しているアマチュアまたは、アマチュア以外の選手は、その選手が離脱することを望んでいる協会が発行した国際移籍証明書を、新たな登録を希望する協会が受け取らない限り、その協会に属する新たなクラブにおいて登録されることはできない。
2. 各協会は、下記のことが無い限り国際移籍証明書を発行することを拒否できない。
 - (a) あるクラブを離脱することを望む選手が、そのクラブとの契約条件である自己の義務を果たしていない場合
 - (b) 選手が離脱することを望むクラブと、選手が参加を希望する他の協会に所属するクラブの間で、その選手の移籍に関する金銭的性質以外の紛争（本規定第14条から第17条参照）が有る場合
3. FIFA選手資格委員会（FIFA基本規定第34条参照）は、あるいは不服申立が合った場合にはFIFA理事会は、各協会に対して国際移籍証明書を発行するよう命令することができ、あるいはFIFA自らでその証明書に代わる文書を発行することができるものとする。後者の場合においては、その文書の有効期限は一定の期間に明確に限定されるべきものとする。
4. もし選手が離脱することを望む協会が、選手が参加を希望する協会の国際移籍証明書の発行要求から60日以内に移籍証明書を発行しない場合、もしくはその発行を拒否する正当な理由（本条第2項参照）を通知しなかった場合、選手が参加を希望している協会は、選手がその協会においてプレーすることができるような暫定的証明書を選手に対して発行することができる。

その暫定的証明書は、選手が参加を希望する協会が、選手が離脱することを望んだ協会に対して国際移籍証明書の要求を行った日から1年後を以って恒久的なものとする。その間において選手が離脱することを望んだ協会から、その協会が移籍証明書を発行しなかった正当な理由（本条第2項参照）が示された場合には、この暫定的証明書は直ちに撤回されるものとする。

選手はいかなる状況の下においても、上記の60日の期間中はその新しいクラブにおいて公式試合をプレーすることは許されない。

第8条

1. 選手がプレーすることを望むクラブが所属する協会のみが、必要な国際移籍証明書の発行を要求する権利を有するものとする。したがって、依頼していない国際移籍証明書を受け取った協会は、当該選手が離脱しようとする協会に国際移籍証明書の発行を依頼するまで、自国の所属クラブにその選手を登録してはならない。
2. 国際移籍証明書は3通発行され、選手が離脱することを望む協会によって正式に署名され、発行されることとする。国際移籍証明書は、この目的のために作成されたFIFAの書式あるいは同等な文言の書式を利用することとする。
3. 原本は移籍を要求している協会に、第一のコピーはFIFAの事務局に送付し、そして第二のコピーは選手が離脱することを望んだ協会が保管することとする。
4. 各協会はファックスで送付された国際移籍証明書に基づいて、選手に対して臨時にプレーする競技資格を与えることができる。

その選手の競技資格は、以前の協会により正式に署名された国際移籍証明書が実際に受領されるまでは確定的なものとはみなされない。

国際移籍証明書の原本はファックスから30日以内に受領されねばならず、さもなければ臨時にプレーする競技資格は自動的に取り消されるものとする。

傘下の登録選手のいずれかが他の国において臨時にプレーすることができるように、この臨時競技資格条項を意図的な手段として利用した協会は、FIFA規律委員会に付されるものとする。

第9条

1. 国際移籍証明書は、その証明書の保持者が特定の日から指定された協会内においてプレーすることができる旨の言明を含むこととする。
2. この国際移籍証明書には特定の条件を付けてはならない。

特に国際移籍証明書の有効性は特定の期間に制限してはならず、かかる条項が証明書に付されていても無効とみなされる。

上記の規定は本規定第7条3項及び4項の適用条件に従うものとする。（選手が他のクラブに貸し出された時における手順については本規定第33条を参照すること）

3. 各協会は、国際移籍証明書の発行の費用を徴収したり、料金の支払いを請求したりすることは厳重に禁止されるものとする。

第10条

もし移籍の実施にあたって、本規定第38条に基づいた特別の協定によって、代表試合においてその選手がプレーする義務的出場の期間を延長している場合においては、かかる協定書は国際移籍証明書に添付することとする。

第11条

1. 各協会が、移籍の要求がなされた時に懲罰的な理由の故に出場停止中である選手に対して国際移籍証明書を発行してはならない。
2. このような場合においては、出場停止が終了する日の前に国際移籍証明書を発行してはならない。
3. しかしながら、選手に課された出場停止処分が、一定の試合数のみであり、しかもそれが5試合未満だった場合、出場停止処分を課した協会はその選手に国際移籍証明書を別の協会に発行することができる。ただし、後者たる協会がその選手に対して移籍登録先において、同じ試合数の出場停止処分を課すことを書面で確認するものとする。
4. 本条第1項に基づく理由が懲罰的なものであるか否かについての判断は、FIFA選手資格委員会に照会すること。

V. 一つの協会から他の協会に移籍された選手

第12条

1. アマチュア以外の選手は下記の場合に限って他のクラブと契約を締結することができる：
 - (a) その選手が自分の現在のクラブと締結している契約が満了したか、6ヶ月以内に満了する場合
あるいは
 - (b) その選手が自分の現在のクラブと締結している契約が正当な理由により、契約の一方の当事者または相手方により解除されている場合
あるいは
 - (c) その選手が自分の現在のクラブと締結している契約が、相互の合意の後に両当事者により合意解除された場合
2. 選手の新しい契約は、その選手の現行の契約の正当な完了を妨げるようないかなるものも含んでいてはならない。もし選手が自分の現行の契約の満了の前6ヶ月以内に新しい契約を締

結することを望む場合（本条第1(a)項参照）には、その選手はその期間中においては、唯一の新しい契約を締結することが認められる。

3. 同一の期間中において異なったクラブと契約を締結しているいかなる選手も、その事態に対してFIFAの権限を有する機関が裁定を下すまでは出場停止処分を受けるものとする。
4. 選手は、その選手が離脱せんとしているクラブ、選手自身、その選手が参加せんとしているクラブの三者全てが同意しなければ、その選手の契約期間中においては移籍することは出来ない。
5. アマチュア選手の移籍は、その選手の現在の及び今後のクラブの所属する協会の規則に従うことを条件としていつでも許されるものとする。

第13条

1. 現在他のクラブと契約している選手との契約の締結を希望するクラブはその選手との交渉を開始する前に、その選手が現在所属するクラブに対して書面によりその意図を通知することとする。
2. この義務に対して違反が認められた場合、違反をしたクラブには最低50,000スイスフランの罰金が課せられる。
3. 選手の雇用契約が満了した選手の場合には、その選手及びいかなる新クラブもその選手が自身で進めている交渉に関してもその選手の以前のクラブに対して通知する必要はない。
しかしながら、その選手が新しいクラブと契約を締結したときにはその新しいクラブは、本規定第14条に基づいて、補償金の支払いの必要が有り得るクラブに連絡する義務を有するものとする。

第14条

1. アマチュア以外の選手が新しいクラブと契約を締結したときには、その選手の以前のクラブは、その選手のトレーニング及び／又は育成に対する補償金を受け取る権利を有するものとする。
2. アマチュア選手が、新しいクラブとアマチュア以外の資格で所属する契約を締結した場合には、その選手の以前のクラブはその選手の育成に対する補償金を受け取る権利を有するものとする。
3. アマチュア選手が他のクラブに移籍し、そこで同じくアマチュア資格を持つ場合には、その選手の以前のクラブは育成に対する補償金を受け取る権利を有しないものとする。
4. アマチュア選手として他のクラブに移籍したアマチュア選手が、その選手の新しいクラブへの移籍から3年以内にアマチュア以外の資格を取得した場合には、その選手の以前のクラブは、その選手がアマチュア以外の資格を取得したクラブからその選手の育成に対して補償金を受け取る権利を有するものとする。

5. もしアマチュア選手がアマチュアとして幾つかの異なったクラブに移籍し、その選手の最初の移籍から3年以内に所属したうちの一つのクラブにおいてアマチュア以外の資格を取得した場合には、その選手が最初に登録していたクラブは、その選手がアマチュア以外の資格を取得したクラブからその選手の育成に対する補償金を受け取る権利を有するものとする。
6. 本条第4項及び5項にいう3年間の期間は、その選手が14才の年齢に達しさえすれば、そしてその日から適用されるものとする。
7. ある選手の以前のクラブが、本条第4項及び5項に基づいて、育成に対する補償金を受け取る権利が有ると考えた場合には、そのクラブはその要求をその選手がアマチュア以外となった日から12ヶ月以内に提示しなければならず、しからざるときはその要求は拒否される。(しかしながらこの条項は、もしあるクラブが第13条3項にいう義務の遂行を怠った場合には適用されないものとする)
8. 移籍がヨーロッパ連合 (EU) またはヨーロッパ経済地域 (EEA) の加盟国にある2協会間で行なわれており、かつ、選手が前のクラブと行なった雇用契約が双方の視点から有効に満了している場合 (すなわち、契約に定められた期間が終了したか、両当事者が契約期間の短縮または即時無効を、相互合意した場合)、EUまたはEEAの加盟国の国籍が証明できる*選手の移籍に対し、この条項は適用されない。
(*イタリック体で書かれたルールは、1999年4月1日より前に締結した移籍契約のみに関する。)
9. ヨーロッパ連盟 (UEFA) は、協会間でトレーニング及び育成に対する保証金 (移籍金) に関する問題、ならびに8項に述べたような場合にある問題を解決する為、独自の規定を確立することが出来る。

第15条

1. 第14条にいう補償金の金額は関連する二つのクラブの間の合意によって決定されるものとする。選手とその選手の以前のクラブとの間の、あるいは第三者と以前のクラブの間での補償金の金額についてなされたいかなる契約も無視されるべきものとする。
2. クラブは、その所屬下に有る選手と、その選手が他のクラブに移籍した場合に、そのクラブが本規定に基づいて受け取りうるトレーニングあるいは育成に対する補償金に対する権利を放棄する旨の有効な契約を締結することができる。かかる権利放棄が有効となるためには、文書の形でなされねばならない。
3. 本規定において定められた補償金の金額について二つのクラブの間で締結された合意は、関連する二つの協会に対して通告されること。

第16条

1. もし国際移籍証明書の発行後30日以内に選手のトレーニング及び育成に関しての補償金の金額（本規定第14条参照）について二つのクラブの間で合意に達しない場合には、その係争は、その係争が本条第4項に基づき地域連盟によって取り扱われるべきものでない限り、FIFAに持ち込まなければならない。
2. 地域連盟はその傘下にある国に本拠を有する二つのクラブの間の、本条第1項に記載した性質の何らかの争いを解決するためのその連盟自身の規則を起草することができる。
3. 本条第2項にいう権利を行使する地域連盟は、自らが起草した規則をFIFA理事会に提出してその承認を得るものとする。
4. 地域連盟の規則が効力を有し、その連盟の傘下に有る二つのクラブの間に金銭的な紛争が存在するときには、その二つのクラブはその地域連盟に対してのみその紛争の解決を申し立てることができる。
5. 上述の機関が下したいかなる決定も、最終的なものであり関連する全ての当事者を拘束するものとする。
6. 本条の下において定められているFIFAあるいは地域連盟に対して紛争の解決を申し立てる権利は国際移籍証明書の発行の日から12ヶ月後には消滅するものとする。

第17条

もしトレーニング及び育成に対する補償金の金額について合意に達しない二つのクラブがその事件をFIFAに提出したときには、その紛争は特別委員会にかけられるものとする。ただし、もしその意見の不一致が契約の条件に関する場合にはその紛争はFIFA選手資格委員会にかけられるものとする。

第18条

1. 第17条の特別委員会は、その委員会を主宰するFIFA選手資格委員会の委員長あるいはその代理人、及びFIFAの会長によってその都度特別に指名された二人の委員によって構成される。
2. その特別委員会の委員は、その紛争に関係の有るクラブの協会のいずれかにも所属していないこととする。
3. その特別委員会によって下された決定は最終的なものであり、拘束力が有るものとする。

第19条

トレーニングあるいは育成に対する補償金に関する意見の不一致を除くいかなる紛争、即ち：

- アマチュアかアマチュア以外かの資格に関する紛争
- 各国協会、クラブ及び／あるいは選手の間における契約の条項の解釈に関する紛争
- 協会及び／あるいはその選手を雇用しているクラブによる代表チームのための選手の解放に関する紛争

一 本規則によって律せられるその他の事項に関する紛争も、FIFA選手資格委員会によって専属的に処理されるものとする。(FIFA基本規定第34条参照)

第20条

1. 選手のトレーニングあるいは育成に対する補償金の金額に関する二つのクラブの間のいかなる意見の不一致も、その選手のスポーツ活動及びプロ（アマチュア以外）としての活動に影響を及ぼすものではなく、国際移籍証明書の発行をこの理由によって拒否することは許されない。選手は、国際移籍証明書が受領され次第にその選手が契約に署名した新しいクラブにおいてプレーすることができる。
2. しかしながら、選手は本条第1項に記載されたもの以外の紛争に由来する出場停止処分に処せられることがある。(FIFA基本規定第34条2項参照)
3. 各協会は、自己のクラブに対する金銭的義務を明らかに果たしていない（例えば、未払いの債務、未返却の器具又は所有物）選手に対する国際移籍証明書の発行を拒否することに特に留意すること。この証明書発行の拒否は、負債となっていた金額が支払われ、器具又は所有物が返却されたときには継続することは出来ない。

VI. 理事会への不服申立の手続き

第21条

1. FIFA基本規定の第34条(d)項および(e)項の適用について、FIFA選手資格委員会が行った決定は、理事会に不服申立することができる。(FIFA基本規定第34条5項参照)
2. 不服申立が遅滞なく処理されることを確実にするために、FIFA選手資格委員会の委員を兼務していないFIFA理事会の理事によって構成される臨時委員会に対して、事案に対する確定的な決定を下す権限が委託されるものとする。

第22条

1. FIFA事務局によって受理されたいかなる不服申立も、FIFA選手資格委員会の委員を兼務していない理事会の理事の中からFIFAの会長によってその都度指名される3名の委員からなる委員会によって処理することができる。
2. この委員は、対処中の事案に関係しているクラブあるいは役員が所属している協会に所属していないこととする。
3. FIFAの会長は各事案について誰が上記の委員会を主宰するのかを決定するものとする。

第23条

1. 上記の決定によって直接影響を受けるいかなる協会、クラブ、選手若しくはコーチも、不服申立を行うことができる。
2. 不服申立の対象となった決定は再確認され、取り消され、あるいは修正されることがある。その決定が不服申立を行った当事者にとって不利益となるように変更されることもある。

第24条

1. 不服申立は、上記決定がFIFA事務局により関係する当事者に対して通告された日から20日以内に、提出されねばならない。
2. FIFAは協会を通じた不服申立のみを取り上げるものとする。書面による不服申立は、上記の決定に対して不服申立している当事者によって正式に署名されるものとする。
3. 2,000スイスフランの不服申立手数料を本条第1項に示された期間内にFIFAの事務局に対して支払われねばならない。不服申立が認容された場合には当該手数料は返却され、棄却された場合には没収されるものとする。
4. もし不服申立が明らかに不当なものであるときには、不服申立審査機関はさらに、譴責としての罰金を科することによって責めを負うべき当事者を罰することができる。
5. 不服申立審査機関は、不服申立審査の費用の支払う責任に関して、自らの判断によっていかなる決定でも下すことができる。

Ⅶ. アマチュア資格の再取得

第25条

1. アマチュア以外の選手として登録されていた選手がアマチュア資格を再取得する前に、一定の経過期間を置くことが必要である。
2. 協会においてアマチュア以外の選手として登録されていた選手は、6ヶ月の期間が経過するまではアマチュアとして登録されることが出来ない。しかしながら、ヨーロッパ連合（EU）またはヨーロッパ経済地域（EEA）の加盟国の国籍が証明できる選手の場合に、選手がEUもしくはEEAの加盟国の所属する協会でアマチュア資格を取得したい時には、この期間は1ヶ月に短縮することができる。
(経過規定：イタリック体で書かれたルールは、遡及的に、1997年4月30日以後に生じるケースに対して適用される。)
3. その経過期間は、その選手がアマチュア以外の選手として登録されていたクラブにおいて、その選手が競技した最後の試合日から起算されるものとする。

第26条

1. アマチュア以外の選手が離脱したクラブは、その選手がアマチュア資格を再取得した新しいクラブから補償金を受け取る権利を有しないものとする。
2. この規定は本規定第27条にいうような事態の変化に対応し、それにより妨げられるものではない。

第27条

1. もし選手がアマチュア資格を再取得した日から3年以内に、その選手がアマチュア以外の資格に戻ったときには、その選手がアマチュア資格を再取得する前に登録されていたクラブは、トレーニングに対する補償金を受け取る権利を有することとなる。（もし移籍が同一の協会内で行われた場合に、その国における補償金関係の規則が本規定と異なるときには、その国の規則が適用されることとなる）
2. 上記の場合において、当該選手がクラブを再び変更したときには、その選手が暫くの間アマチュアとして登録されていたクラブは、補償金を受け取る権利を有しないものとする。
3. もしアマチュア資格を再取得した選手が、その選手の新しいクラブにおいて実際にアマチュアとしてプレーしているか否かについて何らかの疑問が有るときには、その選手が最後にアマチュア以外の選手として登録されていたクラブは、FIFAに対して事態を調査し、必要に応じてしかるべき措置を取ることを要求できるものとする。

VIII. 活動の終了

第28条

1. サッカーの試合でプレーすることを辞めたアマチュア以外の選手は、彼が最後に雇用されていたクラブの選手として30ヶ月の期間にわたって登録されつづけるものとする。
2. この期間は、その選手が最後にサッカーをプレーしたシーズンの最終日から起算されるものとする。
3. サッカーをプレーすることを辞めたアマチュア以外の選手の所属クラブは、同選手との契約が満了したときにはいかなる性質の補償金もその選手から請求する権利を有しないものとする。
4. 本条は、個人が純粹に選手以外の資格において他のクラブに移籍することを妨げるものではない。

第29条

1. もしサッカーをプレーすることを辞めたアマチュア以外の選手が、第28条1項にいう期間中においてアマチュア以外としてプレーすることを望む場合には、その選手が彼が最後に雇用されていたクラブにおいて登録され続けるものとし、もしそのクラブがその選手を新しいクラブに移籍させた場合には彼の育成に対する補償金を受け取る権利を有するものとする。(同一の協会内における移籍の場合に、もし同協会の規則が本項の規定と異なるときには、その協会の規則が適用されるものとする)
2. 第28条1項にいう期間が経過したときには、その選手が最後に登録されていたクラブは、もはやいかなる補償金をも受け取る権利を有しないものとする。

Ⅸ. 特別規定

第30条

1. クラブ間の移籍契約または選手とクラブとの雇用契約は、医学的検査の結果が良好であること、あるいは就労許可の取得を条件としてはならない。
2. したがって、その選手と契約しようとする新しいクラブは、契約を締結する前に全ての必要な調査を実施するかあるいは適当な措置を取らねばならず、さもなければ、そのクラブは合意されたトレーニング及び育成に対する補償金（および／または支払うべき報酬）の全額を支払う義務を負うものとする。

第31条

2クラブ間の選手移籍契約の締結、および／または、選手とクラブの雇用契約に、ライセンスを有する選手代理人が使われる場合、この事実を当該契約で言及しなくてはならない。さらにこれらの契約には、委任を受けた如何なる選手代理人も委任を受けた場合、その名前を明記しなくてはならない。

第32条

この規約集の第14条1項に述べる移籍金を受け取る権利は、クラブのみにある。この権利は、他のクラブに譲渡することが出来るが、他の者には如何なる場合でも譲渡することは出来ない。

第33条

1. 本規定に基づいて、一つのクラブから他のクラブへの選手のローン（貸し出し）は、移籍を構成するものとする。従って次の場合においては国際移籍証明書が発行されねばならない：

- 一 選手が、貸し出しを前提として移籍先の協会に登録するために、現在の協会を離脱する場合においてはいつでも
 - 一 選手が、貸し出しの期間満了に伴い、貸し出しを前提として彼を貸し出していたクラブの協会に再登録する場合においてはいつでも
2. アマチュア以外の選手の貸し出しを律する条件（その貸し出しの期間、その貸し出しに適用される条件）は別個の書面による契約として締結されなければならない。国際移籍証明書自体にこの点について付された条項は無効であり無視されるべきものとする（第9条2項参照）。
 3. ローンによる選手を受け入れたクラブは、貸し出したクラブの書面による了承無しに、第3のクラブにこの選手を移籍させる権利はないものとする。
 4. その時点でのサッカーシーズンの終了に合わせてローン期間の終了が組まれていない限り、選手を3か月未満の期間について、あるクラブから別のクラブに有効にローン移籍することは出来ない。

第34条

亡命者である選手の資格に関して起こるいかなる問題もFIFA選手資格委員会によって最終的に解決されるものとする。

第35条

国際移籍証明書は年齢が14才未満の選手については必要ではない。

第36条

18歳未満のいかなる選手も、3年間で越えない期間についてのみアマチュア以外としての契約に署名することができるものとする。この期間を超える条項は無効であり、無視される。（本条項は、1994年1月1日以降に署名される契約に対してのみ適用されるものとする）

第37条

後に争いとなることが起こってから2年以上が経っている場合、FIFA選手資格委員会はこの様な争いを取り扱わない。

X. 協会を代表する試合に対する選手の解放

第38条

1. 所属する協会の代表としてプレーする資格を有しない選手と契約を締結したクラブは、その選手が祖国の協会のいずれかの代表チームの一員に選ばれた場合には、その選手の年齢を問わず、その協会に対して彼を解放する義務を有するものとする。

この規定は同様に、協会に所属するクラブに対して、その協会の国民である選手が代表として招聘された場合にも適用されるものとする。

2. この規定は下記の試合に適用されるものとする：

(a) 一暦年に合計7回の国際試合。もし一暦年中に7回の試合が行われた後に、FIFAのワールドカップの予選競技が実施されるときには、選手を強制的に解放しなければならない期間は、かかる試合を含むように延長されるものとする

(b) さらに、いかなるFIFAの競技の決勝大会、あるいは地域連盟のシニアナショナルチーム（A代表）の選手権の決勝大会、または地域連盟によって開催されるその他の競技の決勝大会などにおける何らかの試合であって、それらの競技がFIFAの競技に対する予選に繋がる競技である場合

(c) さらにFIFA理事会が特別な決定を行ったその他の試合

3. 代表チームが職権（ex officio）によって決勝大会に対して資格を取得した場合には、本条第2(a)項にいう強制的解放は1暦年につき5回の試合に減らされるものとする。

4. 上記の解放の期間についてはトレーニングの時間を認めるべきである。この時間の長さは下記の通りとする：

(a) 国際親善試合に対しては48時間

(b) 国際競技のための予選試合に対しては5日間（試合日を含めて）

(c) 国際競技における決勝大会に対しては14日間

いずれの場合においても、選手は少なくともキックオフの48時間前には試合の集合地に到着する義務を有するものとする。

5. 関連するクラブおよび協会は、別段の合意によって、その解放の期間を延長することができる。かかる合意が選手の移籍の時に成立している場合には、その合意書の写しを国際移籍証明書に添付することとする。

6. 本規定にしたがって本国協会の招聘に応じたいかなる選手も、彼が招聘された試合の24時間以内に自分のクラブにおける義務に復帰すること。この期間は、もし試合がその選手が登録されているクラブの大陸とは異なった大陸において行われたときには48時間に延長されるものとする。

7. 選手は、招聘された二つの試合の間の間隔が8日間以上に及ぶ場合には、その二つの試合の間隔期間中に代表チームに残留することは許されない。

第39条

1. 本規定第38条に従って選手を解放したいかなるクラブも、解放の期間が延ばされた場合（本規定第38条5項参照）に対して合意されている補償金を除いて、金銭的補償を受け取る権利を有しない。
2. 選手を招聘した協会は、その招聘の結果としてその選手が実際に負担した交通費を負担しなければならない。
3. 招聘された選手が登録されているクラブは、その選手が解放された対象である単数のあるいは複数の国際試合において受ける負傷に対する保険も含めて、彼の解放の全期間にわたってその選手の疾病および事故を担保する保険を付保する責任を有するものとする。

第40条

1. クラブに登録されているいかなる選手も彼がその国民である協会により代表チームの一員として招聘されたときには、これに対して応じる義務を有するものとする。
2. 協会が、国外でプレーしている同協会の選手を招聘することを望むときには、その選手が必要とされる試合の少なくとも14日前には書面により招聘しなければならない。
3. 外国においてプレーしている選手の解放を得るためにFIFAの助力を要求する協会は、下記の二つの条件の下においてのみ、その助力を要求することができるものとする：
 - (a) その選手が登録されている協会に介入することを要求したが、解放を得られなかった
 - (b) その選手が必要とされる試合の少なくとも5日前までにFIFAに対して名簿が提出されていること

第41条

負傷あるいは疾病のために、自らがその国民である協会からの招聘に従うことができない選手は、同協会の要求に応じて、その協会の指定する医師による医学的検査を受けることに同意すること。

第42条

自らの国の協会により同協会の代表チームの一員として招聘された選手は、本規定第35条に従って彼が解放されている、若しくは解放さるべき期間中にはいかなる状況の下においても、彼が登録されているクラブのためにプレーすることは許されない。このクラブのためのプレーに対する禁止は、その選手が理由の如何を問わずその招聘に対して従うことを望まず、あるいは従うことが出来ないときには、さらに、5日間延長されるものとする。

第43条

1. あるクラブが本規定第38条から第42条までの規定に拘らず、選手を解放することを拒否し、あるいは解放することを怠ったときには、下記の制裁を受けることとなる：
 - (a) 罰金
 - (b) 警告、譴責あるいは当該クラブの資格停止
2. 第42条にいうプレーの禁止に対するクラブによるいかなる違反も、下記の制裁の対象となる：
 - (a) 本条第1項のすべての制裁あるいはその制裁の一部
 - (b) そのクラブが所属する協会は、その選手が参加した単数の試合（あるいは複数の試合）がそのクラブの敗戦となることを宣言するものとする。そのクラブがその場合において獲得したいかなるポイントも失権となる。カップシステムによって開催されたいかなる試合も、スコアの如何にかかわらず、相手方チームが勝ったものとみなされる

ⅩI. 最終規程

第44条

本規定において規定されていないいかなる事項についても、FIFA理事会によって決定され、不服申立の対象とはなり得ないものとする。

第45条

本規定は当初1991年4月にFIFA理事会により採択され、その後1991年12月、1993年12月、1996年12月、1997年5月、1997年9月に改訂されたものである。

本規定は、1997年10月1日にその現在の形において効力を生ずるものとする。

選手の代理人に関する規則

【訳註：本文章は参考訳です】

「FIFA規程の適用に関する規則」第17条第2項および1990年12月13日の決議に従い、FIFA理事会は1994年5月20日の会議において次の規則を制定した。

前文

1. この規則は、或る協会から別の協会への選手の移籍を請け負う代理人の活動を律するものである。
2. 第1、3、4、5章に規定される条項は国内に於いても適用される。
3. その必要性を認める協会は、国内移籍を請け負う選手代理人の活動を規制する独自の国内規則を制定することができる。但し、かかる規則はFIFAにより承認されなければならない、上記第2項の基本原則を含むものでなければならない。（第22条参照）

第1章 一般事項

第1条

1. 選手およびクラブは、他のクラブ又は選手と行う交渉において、自己を代理し又はその利益を擁護するアドバイザーのサービスを利用する権利を有する。但し、当該アドバイザー（以下「選手代理人」と呼ぶ）は、（すべての移籍を取り扱う場合には）FIFAの、又は（国内移籍のみを取り扱う場合には）同人の協会の、ライセンスを保持していなければならない。
2. 選手およびクラブは資格を有しない代理人のサービスを利用することは許されない。（第16、18条参照）
3. 第2項は、選手代理人が当該選手の近い親類である場合、又はクラブ若しくは選手の代理人が当該国若しくは同人の居住（本籍）地において登録された事務弁護士【訳註：日本においては、一般的に弁護士がこれに該当する】である場合には適用されないものとする。

第2章 ライセンスの付与

第2条

1. 選手代理人として活動することを希望する自然人【訳註：個人のこと】は、その国籍国の協会、若しくは、他の国に居住する場合は本籍地を有する国の協会に対しその趣旨の申請書を送付しなければならない。後者の場合、その国において少なくとも5年間の居住者である場合にのみこの申請を行うことが出来る。

2. 申請者は、犯罪記録がない旨の警察の証明書あるいは彼が良い評判を有することを確認する類似の書類を添付提出しなければならない。
3. 自然人のみがライセンスを申請することが出来る。会社又は団体からの申請は認められない。

第3条

1. 犯罪記録又は良からぬ評判を有する候補者からの申請は認められない。
2. 犯罪記録又は悪評を緩和する有利な情状を証明し得る候補者の場合は、特にFIFA資格委員会によって例外が認められることもある。かかる例外についての決定は最終的なものとする。

第4条

選手代理人のライセンスを申請する者は、如何なる事情があっても、FIFA、連盟、協会、クラブ又はそれらの関連組織における地位を占める者であってはならない。

第5条

1. ライセンスの申請を受理した各国の協会は、その申請を認めるか否か決定せねばならない。
2. 申請を認めた場合には、協会は候補者を面接に呼ばなければならない。
3. 協会によってその申請が拒絶された申請者はFIFA資格委員会に申請することができ、FIFA資格委員会が最終決定を行う。

第6条

1. 個人面接の目的は、協会が候補者について下記の点を確認できるようにすることにある。
 - (a) 候補者がサッカーに関する諸規則（FIFAの諸規程・諸規則、本籍国の協会およびその地域の連盟の諸規則）の十分な知識を持っていること
 - (b) 民法（自然法の基本原則）および債務関係法（契約関係法）の十分な知識を持っていること
 - (c) 同人のサービスを求める選手又はクラブに助言することが出来ると全般的に見られること
2. 関係する協会は、次の条件にしたがって、面接の手配を行う責任を持つ。
 - (a) 面接は、その協会がこの目的のために任命した一人の役員により行うこと
 - (b) その協会のもう一人の代表者（協会の、或る委員会の選任されている委員でもよい）が同席すること
3. FIFAは、協会がこの面接を如何に行うかについてのガイドラインとなるチェックリストを発行するものとする。（cf:#542;Nov 4,1994）
4. 協会は、面接実施の費用および／又は手数料を請求する権利を持たない。

第7条

1. 面接終了時、協会は候補者に対し、第6条第1項の条件を満足していると認められたか否かを伝えなければならない。

2. 満足していないと認められた場合には、候補者は、第1回の面接時と異なる役員が行い、異なるオブザーバーが出席する第2回の面接を請求することが出来る。
3. 第2回の面接も不合格に終わった場合は、協会は候補者に対し、協会がライセンスの付与を拒絶する旨を通告しなければならない。この場合、候補者は以後1年を経過するまでは新たな申請を行うことが出来ない。
4. 第3項に示された1年を経過した後、第3回目の面接も不合格に終わった場合、申請者はFIFA資格委員会に面接を求めることが出来、その決定は最終的なものとする。

第8条

1. 個人面接の結果が肯定的である場合には、その協会はその旨を候補者に伝えるとともに、FIFAおよびその協会が属していると思われる連盟にその候補者のファイルを提出しなければならない。
2. 関係する連盟および／又はFIFAは、その候補者にライセンスを付与することに反対する権利を持つ。この反対意見が存続する限り、申請者は代理人としての活動を行うことは出来ない。かかる事項についてのFIFAの決定は最終的なものとする。

第9条

1. ライセンス付与に反対意見が無い場合、FIFAは、候補者に対しCHF200,000の銀行保証を預託するよう要請するものとする。この保証書はスイスの銀行が発行したもので取り消し不能なものでなければならない。
2. FIFAのみがこの銀行保証を利用できる。この保証は、FIFAが本規則の定め反すると考える代理人の活動に起因する、選手又はクラブからの損害賠償の請求をカバーするものとする。但し、この銀行保証額（CHF200,000）は被害者への賠償金額に対し何らの限度を構成するものとみなしてはならない。
FIFAは、紛争に関係を持つ協会および／又は連盟から意見を聴取する権利を持つ。
3. 上記第2項の規定によって銀行からの支払いがなされるべきものとなった場合は、その選手代理人ライセンスは、預託保証額が元の金額まで補充されるまで停止される。
4. 選手代理人に対し苦情を申し出ることを希望する者は、書面によりFIFAに申し出なければならない。この苦情は、その原因となった出来事の発生から12ヶ月以内に、また、いずれにせよ、代理人が活動をすでに終了している場合には6ヶ月以内に、申し立てられねばならない。

第10条

1. その活動を所轄する協会によって承認された選手の組織は、銀行保証をその組織の名前で預託できる。
2. この場合、この銀行保証は、最大3件のライセンスの発給に対するリスクをカバーするものとみなされる。但し、ライセンスの保持者は、前述の組織の正当な真正のメンバーでなければならない。ライセンスを取得した候補者の名前は前項にいう保証の中に記されていなければならない。

第11条

1. FIFAは、銀行保証を受領した時点で、候補者に対し選手代理人ライセンスを発行するものとする。このライセンスは、その個人限りに与えられたもので譲渡不能である。
2. FIFAは、少なくとも毎歴年に1回選手代理人のリストを作成し、各国協会および連盟に送付する。

第3章 ライセンスを受けた選手代理人の権利・義務

第12条

ライセンスを与えられた選手代理人は、次の権利を持つ

- (a) 如何なるクラブとも契約関係に無いか若しくは契約関係が切れた選手と接触すること
(選手の資格及び移籍に関するFIFA規則第12、13条参照)
- (b) 代理人として契約の交渉および／又は締結を行うよう依頼した選手又はクラブを代理すること
- (c) 本人の依頼により選手の諸事を管理すること
- (d) クラブの依頼によりクラブの諸事を管理すること

第13条

1. 選手代理人は、書面による契約が当該選手又はクラブとなされている場合に限り、上記第12条の規定による選手又はクラブの代理人を務め又はその諸事管理を行うことが出来る。
2. そのような契約の期間は、2年を限度としなければならないが、当事者の明示の合意により更新することが出来る。

第14条

ライセンスを与えられた選手代理人は、次の義務を負う。

- (a) 常に、協会、連盟およびFIFAの規約・規則を遵守すること
- (b) 同人が当事者となるすべての取り引きが上記の規定・規則に準拠して行われることを確実にすること
- (c) 或るクラブと契約関係にある選手に対し、その契約に違反するよう、又はその契約における権利・義務を守らないように説得する目的で接触しないこと
- (d) 同一の移籍において、片方の当事者だけの権益を代表すること

第15条

1. 与えられた権利を濫用したり、この規則における義務を守らない選手代理人は、制裁を受けるものとする。
2. 次の制裁が適用される。

- (a) 譴責、戒告又は警告
- (b) 罰金
- (c) ライセンスの停止
- (d) ライセンスの剥奪

制裁は併科することが出来る。

3. 上記の制裁はFIFAのみによって科せられる。これらの制裁措置は最終的なものとする。

第4章 選手の義務

第16条

選手代理人のサービスの利用を希望する選手は、本規則の規定に従いライセンスを与えられた選手代理人とのみ取り引きを行わねばならない。但し、上記第1条第3項にいう留保事項に該当する場合はこの限りではない。

第17条

1. 選手がライセンスを持たない代理人のサービスを利用している場合。

- (a) FIFAは、以後の契約上の紛争で当該選手の立場を検討するに際して、この事情を考慮に入れて判断する権利を持つ
- (b) FIFAは、当該選手に対し、譴責、戒告又は警告、CHF50,000以下の罰金、12ヶ月以下の懲戒出場停止の制裁を行う権利を持つ

制裁は併科することが出来る。

2. これらの制裁はFIFAによって科せられるものとし、最終的なものとする。

第5章 クラブの義務

第18条

1. 或る選手と契約を希望しているクラブは、選手自身、若しくは本規則の条項にしたがってライセンスを与えられた選手代理人とのみ交渉しなければならない。但し、上記第1条第3項にいう留保事項に該当する場合はこの限りではない。
2. クラブが或る選手のトレーニング又は能力向上について、他のクラブにそのための補償金を支払う場合、当該金額を直接当該クラブに渡さなければならず、その金額の一部又は全部を（代理人への報酬としてであっても）選手代理人に渡すことは固く禁じられる。

第19条

1. 上記第18条の禁止事項の一つ又はそれ以上に違反したクラブは、次の制裁を受けるものとする。
 - (a) 譴責、戒告又は警告
 - (b) その管理組織の全部又は一部の活動停止
 - (c) CHF100,000以下の罰金
 - (d) 国内および／又は国際的移籍の禁止
 - (e) 国内および／又は国際的サッカー競技活動の禁止前条に反してクラブが行った行為は無効である旨宣言されるものとする。制裁は併科することが出来る。
2. これらの制裁はFIFAのみにより科せられ、最終的なものとする。

第6章 特別規定

第20条

1. 活動を停止する選手代理人は、ライセンスをFIFAに返還しなければならない。これを怠った場合、ライセンスは取り消され、その事実が公式に発表される。
2. FIFAは、活動を停止した選手代理人の名前を公表するものとする。
3. 銀行保証は選手代理人がその活動を停止（即ち、ライセンスの返還又は撤回）してから少なくとも6ヶ月が経過するまで取り消すことが出来ない。但し、第三者からの未解決のクレームがある場合はこの限りではない。

第21条

本規則の適用にかかわる全ての事項を監督・規制する責任を持つFIFA内の機関は、”選手資格委員会”とする。

第22条

1. 国内移籍を取り扱う選手代理人の活動に適用される規則を制定しうることを利用する協会は、本規則の中に定められた個人面接のシステムを実施する義務を有する。
2. 当該協会は、少なくともCHF50,000の銀行保証を預託するよう要求する義務を有する。

第7章 末尾規定

第23条

本規則に定めのない事項については、FIFA理事会がこれに対処し、不服申立は認めない。

第24条

本規則は、FIFA理事会により1994年5月20日の会議において採択され、1995年12月11日の委員会で改正された。同改正は1996年1月1日に発効する。

© 2001 社団法人日本プロサッカーリーグ

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-10-1 新日鉱ビル19階

TEL 03(3568)3320

発行者／川淵 三郎

印刷／大日本印刷株式会社

社団法人日本プロサッカーリーグ